

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
「地域連携ネットワーク強化に向けた
中核機関の受任調整会議等の
チーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業」
報告書：参考資料

令和8（2026）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

目次

1. 受任調整を含むチーム体制づくりに関するアンケート調査.....	1
1.1. 市町村向けアンケート調査.....	2
1.1.1. 市町村向けアンケート調査票.....	2
1.1.2. 市町村向け調査結果.....	8
1.2. 中核機関向けアンケート調査.....	19
1.2.1. 中核機関向けアンケート調査票.....	19
1.2.2. 中核機関向け調査結果.....	31
1.3. 地域における権利擁護支援体制の整備パターンに関する分析の詳細.....	56
2. 受任調整を含むチーム体制づくりに関するヒアリング調査.....	61
2.1. 取組が進んでいる市町村・中核機関に対するヒアリング調査.....	62
2.1.1. 千葉県八千代市:八千代市権利擁護連携支援センター.....	62
2.1.2. 神奈川県横浜市:よこはま成年後見推進センター.....	69
2.1.3. 静岡県島田市:島田市成年後見支援センター.....	80
2.1.4. 愛知県春日井市:春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター.....	89
2.1.5. 和歌山県紀の川市:権利擁護センター「架け橋」.....	96
2.1.6. 和歌山県白浜町.....	110
2.1.7. 宮崎県延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町:延岡・西臼杵権利擁護センター.....	119
2.2. 体制整備を進めている途中の市町村・中核機関に対するヒアリング調査.....	126
2.2.1. A 町.....	126
2.2.2. B 町.....	129
2.3. 都道府県社会福祉協議会に対するヒアリング調査.....	133
2.3.1. 静岡県社会福祉協議会.....	133
2.4. 苦情を含む相談についての専門職団体・当事者団体ヒアリング調査.....	138
2.4.1. 日弁連高齢者・障害者権利支援センター 副センター長 青木 佳史 氏.....	138
2.4.2. 静岡県司法書士会 名誉会長 西川 浩之 氏.....	141
2.4.3. 公益社団法人日本社会福祉士会 参事 星野 美子 氏.....	144
2.4.4. 公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事兼埼玉県支部代表 花俣 ふみ代氏.....	147
2.4.5. 一般社団法人全国手をつなぐ育成会 会長 佐々木 桃子 氏、顧問 久保 厚子氏 他.....	150
3. 研修スライド(案).....	153

【本報告書で用いる用語】

本調査研究事業及び本報告書(本編、参考資料)において使用する主要な用語の定義は以下の通りである。

用語	説明
第二期基本計画	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)
本人	成年後見制度を利用する人
後見人等	成年後見人、保佐人、補助人を総称する。
監督人等	成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人を総称する。
市民後見人	専門職や親族ではない地域住民で、地方公共団体等が行う市民後見人等養成研修を受講し、家庭裁判所から後見人等として選任された人。
法人後見 (成年後見はやわかり ¹)	家庭裁判所から、後見人等として選任された法人(社会福祉法人やNPO法人等)
一次相談窓口	権利擁護に関する相談を総合的に受け付ける、地域に根差した最初の相談窓口(地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市町村行政の窓口等)。
二次相談窓口	前述の一次相談窓口が受けた権利擁護支援に関する相談等への助言を行う、より専門性の高い相談窓口。
地域の関係者 (第二期基本計画)	本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと
「権利擁護支援チームの形成支援機能」 (第二期基本計画)	権利擁護の課題・ニーズの整理、適切な申立の調整、支援方針や後見人等候補者の選任形態の検討やマッチング等を行う仕組み
「権利擁護支援チームの自立支援機能」 (第二期基本計画)	後見人選任後、チームで支援内容を調整したり、チームの自立に必要なバックアップを行う等の仕組み

※ 「障害」の「害」の平仮名表記について

ヒアリング調査協力自治体等により、部署名、事業名等で「障害」の「害」の字を平仮名表記している自治体等もあった。本報告書では、各ヒアリング調査協力自治体等の表記に合わせ、各ページで平仮名表記をしている。一方、法律、引用等については「害」を用いており、同一自治体等のページ内で表記が混在している場合もある。

¹ 成年後見制度の基本的な仕組みや利用方法について、本人・家族・地域関係者向けにわかりやすく紹介する厚生労働省の公式情報サイト (<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

1. 受任調整を含むチーム体制づくりに関するアンケート調査

◇アンケート調査結果における留意事項◇

構成割合(%)は四捨五入の関係で、内訳の合計が一致しなかったり、グラフと集計表とで異なったりする場合があります。

1.1. 市町村向けアンケート調査

ここでは、市町村向けアンケート調査に関する参考資料を示す。ここで提示するのは、実際の調査に用いたアンケート調査票(Excel ファイル)の印刷イメージと、各設問についての回答結果の概要である。

1.1.1. 市町村向けアンケート調査票

まずは調査票の印刷イメージから提示するが、実際の Excel ファイルにおいては入力個所以外の部分には編集制限をかけており、調査票の内容が意図せず破損してしまうことを防いでいる。入力箇所は赤枠で囲み、薄い水色で塗りつぶしているセルである。また、調査概要等については報告書本体を参照のこと。

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等の
 チーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業
 「受任調整を含むチーム体制づくりに関するアンケート調査」

【本調査にご回答いただくにあたって】

【ご回答者さまについて】

ご回答にあたり、複数の部署・機関が関係する場合、お手数ですが、必要に応じてご担当部署へのご確認をお願いいたします。

【ご回答の時点について】

本調査では、特に指定がない場合、**令和7年10月1日時点の状況**をご回答ください。当時点でのご回答が難しい場合は、可能な最新時点のご状況についてお答えください。

【本調査における用語について】

本調査における用語は、「用語説明」本(別シート)及び、「本調査における会議等の定義について」(下のスライド)のご確認をお願いします。

【Excelでの操作について】

本調査では、回答枠にご回答をお願いします。
 シートに保護をかけていますので、**行の挿入・削除は行わない**でください。

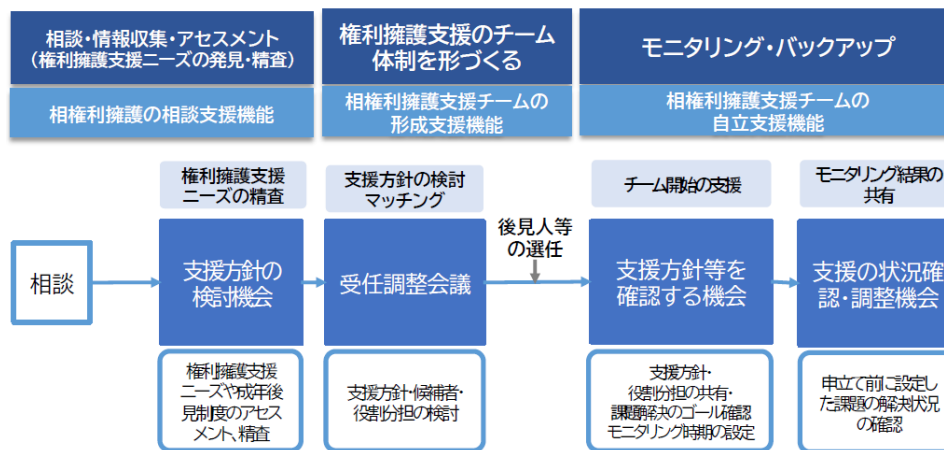
【ご回答期限について】

令和8年1月16日(金)を目途にご回答ください。

※ご回答いただいた内容について、後日追加の調査のためのご連絡をさせていただく場合もございます。

【本調査における会議等の定義について】

【権利擁護支援対応フロー図(案)】



※本調査では、支援方針の検討機会、受任調整会議、支援方針等を確認する機会、支援の状況確認・調整機会の一連の検討機会を「権利擁護支援の対応フロー図(案)」と位置付けます。各設問にご回答いただくにあたり、上図の文言、検討事項等を参考にさせていただけますと幸いです。

1. 市町村基礎情報(令和7年10月1日時点)

(1)市町村区分をお答えください(あてはまる数字をひとつ選択)

01.東京都特別区	<input type="checkbox"/>
02.政令指定都市	
03.中核市	
04.一般市	
05.町村	

(2)都道府県・市町村名をお答えください

<input type="text"/>	都道府県	<input type="text"/>	市区町村
----------------------	------	----------------------	------

(3)中核機関の整備状況(あてはまる数字をひとつ選択)

01.整備済み	<input type="checkbox"/>
02.整備に向けた準備中(開設時期は決定)	
03.整備予定あり(開設時期は未定)	
04.未整備	

→(3)で03.または04.をご選択の場合、調査はここまでで終了です。

ファイルを保存、ファイル名を変更(「貴自治体コード(5ケタ) 貴自治体名.xlsx」)していただき、提出先のアドレス(ck2025@jri.or.jp)まで、メール添付にてご提出ください。

2. 中核機関の概要

(1)中核機関の整備圏域について、あてはまる数字をひとつお選びください。

01.単独市町村	<input type="checkbox"/>
02.広域(具体的に: <input type="text"/>)	

(2)中核機関がかかわる個別ケース会議に関する会議や機会等(各種会議等)において、外部専門職に相談し、助言を受けるための予算を確保していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

※「外部専門職」は、庁内外の部署・機関、委託先等で勤務されている資格保有職員の方を除きます(法律、福祉、医療等)。

01.国の補助金を活用している	<input type="checkbox"/>
02.市町村独自で予算を確保している	<input type="checkbox"/>
03.その他の方法で予算を確保している:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
04.いずれも行っていない	<input type="checkbox"/>
05.権利擁護支援に関する相談・助言が可能な外部専門職がない、つながりがない	<input type="checkbox"/>

(3)外部専門職に中核機関の活動にかかわってもらうための手段として、オンライン会議を活用するための予算を確保していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.国の補助金を活用している	<input type="checkbox"/>
02.市町村独自で予算を確保している	<input type="checkbox"/>
03.特に予算の確保はしていない	<input type="checkbox"/>
04.オンライン会議を活用していない	<input type="checkbox"/>
05.権利擁護支援に関する相談・助言が可能な外部専門職がない、つながりがない	<input type="checkbox"/>

3. 権利擁護の相談支援機能に関する取組

(1) 貴市町村では、どの部署・機関に権利擁護に関する相談窓口を設置していますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.市町村担当部署(直営の中核機関の他、03～05を直営の場合を含む)	<input type="checkbox"/>
02.社会福祉協議会(03～05を受託している場合を含む)	<input type="checkbox"/>
03.地域包括支援センター(社協以外に委託)	<input type="checkbox"/>
04.基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター(社協以外に委託)	<input type="checkbox"/>
05.成年後見センター、権利擁護(支援)センター	<input type="checkbox"/>
06.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

(2)～(6)では、各種相談支援機関が権利擁護支援ニーズや成年後見制度利用の必要性に関するアセスメント、精査ができるようにするための取組や工夫等についてうかがいます。

(2) 権利擁護に関する相談窓口が、権利擁護支援ニーズや成年後見制度の利用の必要性についてアセスメント、精査を行うにあたり、どのような専門職から専門的な相談・助言を得られる仕組みを整備していますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

※外部専門職から相談・助言を得られる仕組みを予算化されている場合のみ、ご回答ください。

※「外部専門職」は、庁内外の部署・機関、委託先等で勤務されている資格保有職員の方を除きます(法律、福祉、医療等)。(再掲)

01.法律専門職(弁護士、司法書士等)	<input type="checkbox"/>
02.福祉専門職(社会福祉士)	<input type="checkbox"/>
03.医療職(医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等)	<input type="checkbox"/>
04.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
05.外部専門職から相談・助言を得られる仕組みを予算化していない (例:必要に応じて知り合いの専門職に相談しているなどを含む)	<input type="checkbox"/>
06.市町村では状況を把握していない	<input type="checkbox"/>

(3) 各種相談支援機関の担当職員が成年後見制度や権利擁護支援のニーズのアセスメント、精査に関する知識やスキル等を向上させるために、市町村として行っている取組はありますか?あてはまるものをすべてに○をつけてください。

01.権利擁護支援の必要性に関する情報を正確に聞き取るための様式等の整備	<input type="checkbox"/>
02.権利擁護支援の必要性がある相談を受けた場合の対応・連絡フロー図の作成	<input type="checkbox"/>
03.権利擁護支援の必要性がある相談を受けた場合の対応マニュアル等の整備	<input type="checkbox"/>
04.各種相談支援機関職員向けの研修や事例検討会等の開催・受講支援	<input type="checkbox"/>
05.各種相談支援機関職員向けのマニュアル等の整備	<input type="checkbox"/>
06.各種相談支援機関職員向けの研修や事例検討会等の開催	<input type="checkbox"/>
07.各種相談支援機関職員の意見や希望に関する聞き取り	<input type="checkbox"/>
08.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
09.各種相談支援機関職員向けの知識やスキル向上等の取組は行っていない	<input type="checkbox"/>

(4) 権利擁護支援ニーズや成年後見制度の利用必要性を検討する機会(会議等)について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01.権利擁護支援の必要性を検討するための独立した定例会議がある	<input type="checkbox"/>
02.権利擁護支援の必要性を検討するための独立した不定期の会議がある	<input type="checkbox"/>
03.既存の会議体等を活用して議論している	<input type="checkbox"/>
04.権利擁護支援の必要性について会議ではない形で検討している(担当者ベースの相談等)	<input type="checkbox"/>
05.権利擁護支援の必要性について検討していない	<input type="checkbox"/>
06.市町村では権利擁護支援の必要性についての検討状況を把握していない	<input type="checkbox"/>

(5) (4)で「独立した会議(選択肢01、02)」があると回答された方うかがいます。当該会議の開催主体はどなたですか。もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01.市町村(中核機関直営を含む)	<input type="checkbox"/>
02.中核機関	<input type="checkbox"/>
03.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
04.開催主体は決まっていない	<input type="checkbox"/>
05.市町村では開催主体等について把握していない	<input type="checkbox"/>

(6) 権利擁護支援の方針を検討する機会について、市町村としてどのように位置づけていますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.当該会議の設置要綱、運営要綱で定めている	<input type="checkbox"/>
02.既存の会議の設置要綱、運営要綱等で定めている	<input type="checkbox"/>
03.中核機関への委託業務内容の一つに位置付けている	<input type="checkbox"/>
04.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
05.市町村では位置づけを定めていない	<input type="checkbox"/>
06.市町村では権利擁護支援の必要性についての検討状況を把握していない	<input type="checkbox"/>

4. 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組

ここでは、権利擁護支援ニーズの解決策として、成年後見制度の利用が適切と判断された事案のうち、受任調整等に関する検討方法等についてうかがいます。

(1) 受任調整(会議)の整備状況について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01. 受任調整等を行うための独立した定例会議がある	
02. 受任調整等を行うための独立した不定期の会議がある	
03. 既存の会議体等を活用して議論している	
04. 受任調整は会議ではない形で検討している(担当者ベースの相談等)	
05. 受任調整は行われていない	
06. 市町村では当該会議の状況を把握していない	

(2) (1)で「独立した会議(選択肢01、02)」があると回答された方にうかがいます。当該会議の開催主体はどなたですか。もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01. 市町村(中核機関直営を含む)	
02. 中核機関	
03. その他:具体的に <input type="text"/>	
04. 開催主体は決まっていない	
05. 市町村では開催主体等について把握していない	

(3) 受任調整(会議)について、市町村としてどのように位置づけていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

01. 当該会議の設置要綱、運営要綱で定めている	<input type="checkbox"/>
02. 既存の会議の設置要綱、運営要綱等で定めている	<input type="checkbox"/>
03. 中核機関への委託業務内容の一つに位置付けている	<input type="checkbox"/>
04. その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
05. 市町村では位置づけを定めていない	<input type="checkbox"/>
06. 市町村では当該会議の状況を把握していない	<input type="checkbox"/>

5. 権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組

(1) 後見人等が選任されたあとに、権利擁護支援チームのメンバーが支援方針や役割分担について確認する機会(「支援方針を検討する機会」)について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01. 後見人等が選任されたすべてのケースにおいて、確認する機会を設けている	
02. 後見人等が選任されたケースの一部において、確認する機会を設けている	
03. 必要に応じて確認されている	
04. そのような確認は行われていない	
05. 市町村では当該状況を把握していない	

(2) モニタリングの実施等について市町村としてどのように定めていますか。もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01. 中核機関への委託業務内容の一つに位置付けている	
02. 既存の会議の設置要綱、運営要綱等で定めている	
03. その他:具体的に <input type="text"/>	
04. 市町村では位置づけを定めていない	

(3) 後見人等が選任された後の相談(後見人等への苦情を含む)に対する対応について、中核機関の役割はどのように位置づけられていますか。もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01. 中核機関への委託業務内容の一つに位置付けている	
02. 既存の会議の設置要綱、運営要綱等で定めている	
03. その他:具体的に <input type="text"/>	
04. 市町村では位置づけを定めていない	

(4) 後見人等が選任された後の相談(後見人等への苦情を含む)に対する対応について、明確になっている中核機関の主な役割について、あてはまるものをすべてに○をつけてください。

01. 本人や家族、支援者、後見人等への事実確認、聞き取り	
02. 本人や家族、支援者、後見人等の間での調整や改善策の提案	
03. 専門職団体への相談	
04. 家庭裁判所への適時・適切な連絡	
05. 行政への相談	
06. 支援方針の見直し等を検討する会議の開催、参加	
07. その他:具体的に <input type="text"/>	
08. 市町村では把握していない	

6. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に関するその他の取組と課題等

(1) 地域住民や民生委員、地域の民間事業者等に対して、権利擁護支援ニーズや成年後見制度等に関する広報や研修等を行っていますか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

01. 権利擁護支援ニーズや成年後見制度等に関するパンフレットの配布やHP等での紹介をしている	<input type="checkbox"/>
02. 権利擁護支援ニーズや成年後見制度等に関する研修や出前講座、出張相談会等を実施している	<input type="checkbox"/>
03. 他のテーマで実施した研修や出前講座等の機会に、紹介をしている	<input type="checkbox"/>
04. 地域住民や民生委員、地域の民間事業者等向けに、研修や広報活動は行っていない	<input type="checkbox"/>
05. 市町村としては把握していない	<input type="checkbox"/>

(2) 後見人等の役割や権利擁護支援チーム支援の重要性について、支援者(医療・福祉・介護等の関係者)向けの広報・啓発活動を行っていますか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

01. 市町村主催の支援者向け研修を行っている	<input type="checkbox"/>
02. ポスターやパンフレットなどを掲示・配布している	<input type="checkbox"/>
03. 外部委託によって支援者向けの研修が行われている	<input type="checkbox"/>
04. 市町村HP等で支援者向けの広報・啓発活動を行っている	<input type="checkbox"/>
05. その他の方法で、支援者向けの広報・啓発活動を行っている	<input type="checkbox"/>
06. 支援者向けの広報・啓発活動は行っていない	<input type="checkbox"/>

(3) 貴市町村が設置している協議会(広域設置の場合を含む)では、個別ケース支援で確認された課題や気づき等を共有し、市町村全域での体制や仕組みの整備、見直し、強化等に役立てる仕組みを設けていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

※「協議会」とは、成年後見制度の利用事案に限らず、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるよう協議の場を設けるものです。(第二期成年後見制度利用促進基本計画をもとに作成。)

01. 定期的に会議が開催され、市町村全域の体制等についての検討を行う仕組みがある	<input type="checkbox"/>
02. 課題が顕在化した際に会議が開催され、検討を行う仕組みがある	<input type="checkbox"/>
03. 会議という形ではないが、定期的に検討を行う仕組みがある	<input type="checkbox"/>
04. 会議という形ではないが、課題が顕在化した際に検討が行われる	<input type="checkbox"/>
05. 協議会では、個別支援ケースで確認された課題を市町村全域の体制等と関連付けて検討を行う仕組みになっていない	<input type="checkbox"/>
06. 特に行われていない	<input type="checkbox"/>
07. 協議会を設置していない	<input type="checkbox"/>

1.1.2. 市町村向け調査結果

【1. 市町村基礎情報(令和 7 年 10 月 1 日時点)】

(1)市町村区分(単一選択)

	N=1008	%
東京都特別区	20	2.0%
政令指定都市	14	1.4%
中核市	50	5.0%
一般市	474	47.0%
町村	450	44.6%

なお、東京都特別区が 23 区、指定都市が 20 市、中核市が 62 市、一般市が 710 市、町村が合計 926 町村あることから、東京都特別区の回収率は 87.0%、指定都市は 70.0%、中核市が 80.6%、一般市が 66.8%、町村が 48.6%と小さな自治体において回収率が低い傾向がある。

(2)都道府県名・市町村名

都道府県名および市町村名は、回答内容匿名化のため、ここで集計を示すことは控える。

(3)中核機関の整備状況(単一選択)

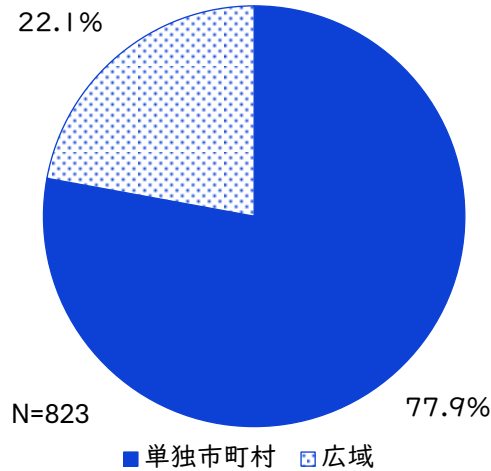
	N=1006	%
整備済み	806	80.1%
整備に向けた準備中 (開設時期は決定)	17	1.7%
整備予定あり (開設時期は未定)	64	6.4%
未整備	119	11.8%

有効回収のうち、中核機関整備済みが 8 割であった。取組状況調査等から明らかになっている中核機関の整備率に比べると、本調査における整備率の方が高く、体制整備の進んでいる自治体の方が、回収率が高いことが示唆される。

なお、本アンケート調査では、この設問での回答が「整備予定あり(開設時期は未定)」または「未整備」であった場合、この時点をもってアンケート調査への回答は終了となる設計を取っている。したがって、中核機関未整備の自治体における取組の詳細は本調査で明らかにすることは出来ない。その役割は同じような時期実施されている令和 7 年度の取組状況調査に譲ることとしている。

【2. 中核機関の概要】

(1)中核機関の整備圏域(単一選択)



有効回答のあった 823 市町村のうち、8 割近くが市町村単独、2 割少々が広域での中核機関を整備していることが確認された。

(2)中核機関がかかわる会議において、外部専門職に相談し、助言を受けるための予算確保(複数選択)

	N=819	%
市町村独自で予算を確保している	342	41.8%
国の補助金を活用している	262	32.0%
その他の方法で予算を確保している	84	10.3%
いずれも行っていない	234	28.6%
権利擁護支援に関する相談・助言が可能な外部専門職がない、つながりがない	22	2.7%

その他の回答例:

- ・都道府県の補助金
- ・地域支援事業交付金
- ・広域中核の負担金で構成市町村負担 など。

外部専門職への相談を行い、助言を受けるための予算が、30%近くの市町村において確保されていないことが確認された。逆に言えば、4 割は独自に、3 割が国の補助金を活用して外部専門職への相談予算が確保されていた。

(3)外部専門職の関与を得るための、オンライン会議活用予算(複数選択)

	N=819	%
市町村独自で予算を確保している	67	8.2%
国の補助金を活用している	58	7.1%
特に予算の確保はしていない	433	52.9%
オンライン会議を活用していない	343	41.9%
権利擁護支援に関する相談・助言が可能な外部専門職がない、つながりがない	25	3.1%

オンライン会議のための予算を確保していない市町村が半数強である。

【3. 権利擁護の相談支援機能に関する取組】

(1)権利擁護に関する相談窓口の設置場所(複数選択)

	N=824	%
市町村担当部署 (直営の中核機関、地域包括支援センター 基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター 成年後見センター・権利擁護(支援)センターを含む)	693	84.1%
社会福祉協議会 (地域包括支援センター・基幹相談支援センター 障害者虐待防止センター・成年後見センター 権利擁護(支援)センターを受託している場合を含む)	513	62.3%
地域包括支援センター(社協以外に委託)	340	41.3%
成年後見センター、権利擁護(支援)センター	329	39.9%
基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター (社協以外に委託)	223	27.1%
その他	21	2.5%

有効回答のあった市町村のうち、8割以上は市町村担当部署(直営の中核機関だけでなく、直営の地域包括センター等を含む)に相談窓口があることが確認された。また、社会福祉協議会に相談支援窓口がある市町村も6割を超えていた。

(2)相談窓口でニーズや制度利用の必要性について、アセスメント、精査を行うにあたって専門的な助言が得られる専門職等(複数選択)

	N=762	%
法律専門職(弁護士、司法書士等)	505	66.3%
福祉専門職(社会福祉士)	448	58.8%
医療職(医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等)	176	23.1%
その他	71	9.3%
外部専門職から相談・助言を得られる仕組みを 予算化していない	197	25.9%
市町村では状況を把握していない	29	3.8%

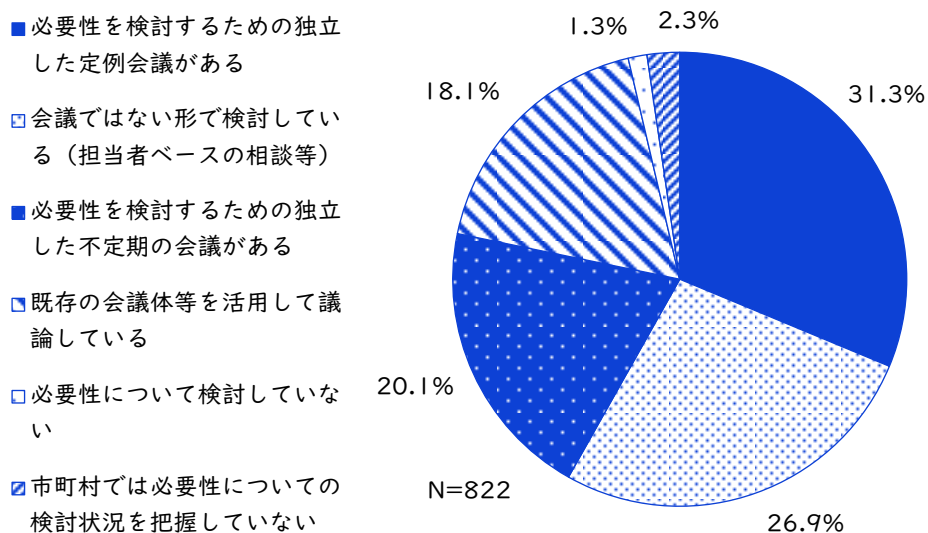
外部の法律職から助言が得られる市町村は 6 割以上、外部の福祉職から助言が得られる市町村は過半数を数える一方で、25%程度の自治体では外部専門職から助言等を得られる仕組みが予算化されていない。

(3) 相談機関職員のスキルアップのために市町村が行っている取組(複数選択)

	N=820	%
各種相談支援機関職員向けの研修や事例検討会等の開催	297	36.2%
各種相談支援機関職員向けの研修や事例検討会等の開催・受講支援	286	34.9%
権利擁護支援の必要性に関する情報を正確に聞き取るための様式等の整備	187	22.8%
権利擁護支援の必要性がある相談を受けた場合の対応・連絡フロー図の作成	172	21.0%
各種相談支援機関職員の意見や希望に関する聞き取り	127	15.5%
権利擁護支援の必要性がある相談を受けた場合の対応マニュアル等の整備	118	14.4%
各種相談支援機関職員向けのマニュアル等の整備	58	7.1%
その他	74	9.0%
各種相談支援機関職員向けの知識やスキル向上等の取組は行っていない	232	28.3%

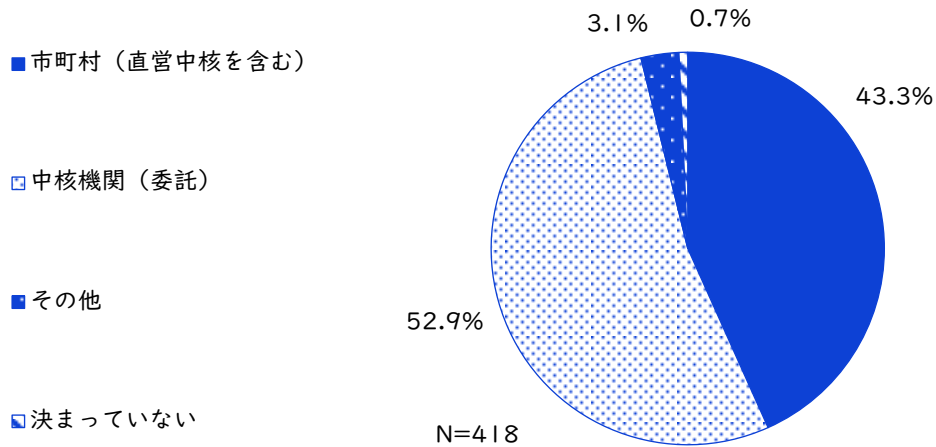
3割近い市町村において、各種相談支援機関職員向けに知識やスキル向上等の取組が行われていないことが確認された。

(4) 権利擁護支援ニーズや成年後見制度の利用必要性を検討する会議(単一選択)



市町村によってさまざまな形で支援ニーズの検討が行われている。

(5) 支援ニーズの検討を行う独立した会議の開催主体(単一選択)



支援ニーズの検討を独立した会議で行っている場合、その過半数は委託による中核機関が会議の開催主体になっている。

(6) 権利擁護支援の方針を検討する機会の位置づけ(複数選択)

	N=811	%
中核機関への委託業務内容の一つに位置付けている	287	35.4%
当該会議の設置要綱、運営要綱で定めている	193	23.8%
既存の会議の設置要綱、運営要綱等で定めている	69	8.5%
その他	55	6.8%
市町村では位置づけを定めていない	273	33.7%
市町村では権利擁護支援の必要性についての検討状況を把握していない	10	1.2%

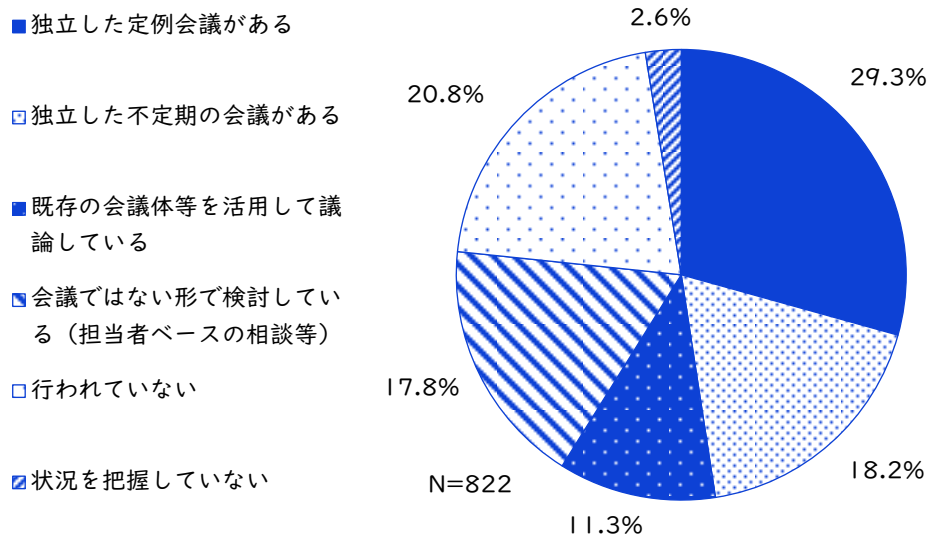
その他の具体例:

- ・成年後見制度利用促進基本計画で位置付けている など

権利擁護支援の方針を検討する機会を中核機関への委託業務に位置付けている市町村と、位置づけを定めていない市町村がともに 3 割強となっており、自治体によって状況にばらつきがあることが確認された。

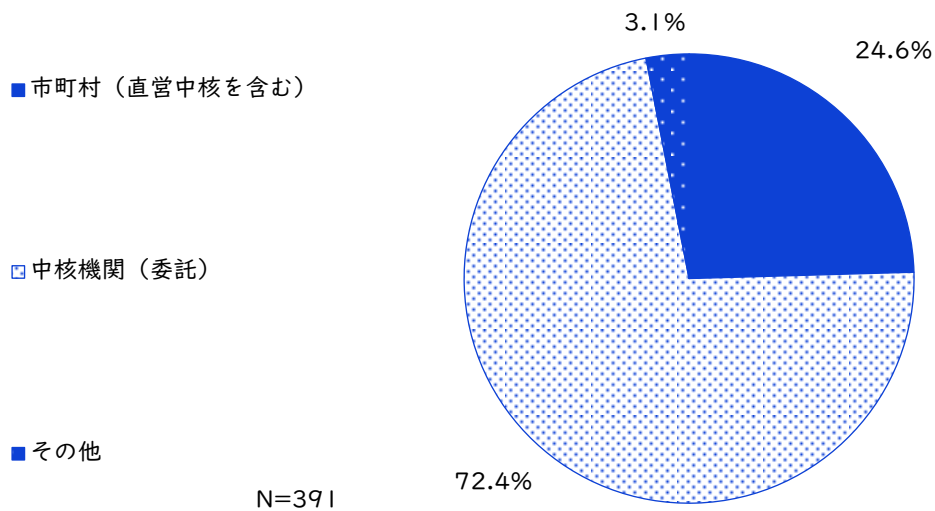
【4. 権利擁護支援チームの形成支援機能に関する取組】

(1) 受任調整(会議)の整備状況(単一選択)



定例会議と不定期の会議を併せると、5割近い市町村において独立した会議で、受任調整が行われている一方で、まだ2割の市町村では受任調整が行われていない。

(2) 独立した会議で行っている受任調整の開催主体(単一選択)



受任調整を独立した会議で行っている市町村のうち、7割以上は委託による中核機関が受任調整会議を主催している。

(3) 受任調整(会議)の位置づけ(複数選択)

	N=801	%
中核機関への委託業務内容の一つに位置付けている	317	39.6%
当該会議の設置要綱、運営要綱で定めている	115	14.4%
既存の会議の設置要綱、運営要綱等で定めている	40	5.0%
その他	43	5.4%
市町村では位置づけを定めていない	324	40.4%
市町村では当該会議の状況を把握していない	21	2.6%

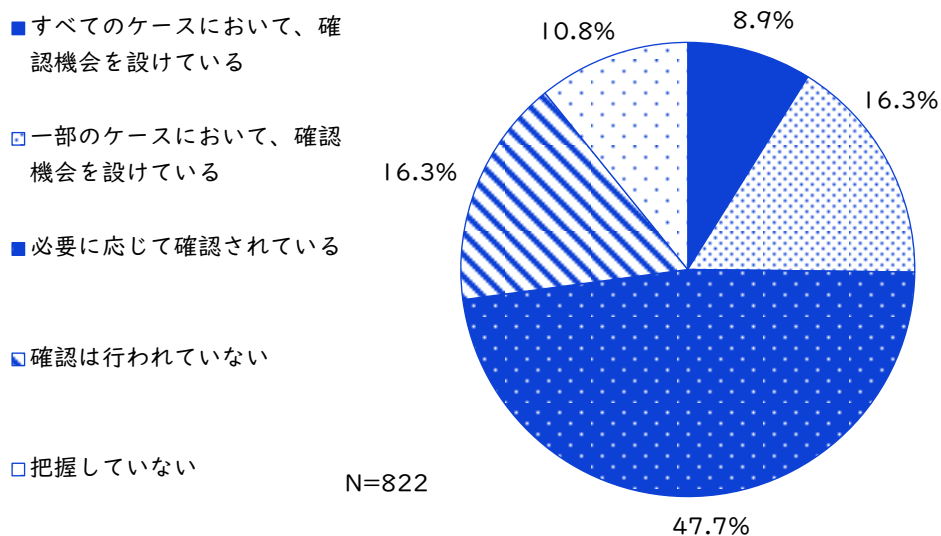
その他の具体例:

- ・成年後見制度利用促進基本計画に位置付けている
- ・明記はしていないが、委託業務内容に含めている など

4割の市町村では受任調整(会議)の位置づけが定められていないことが確認された。

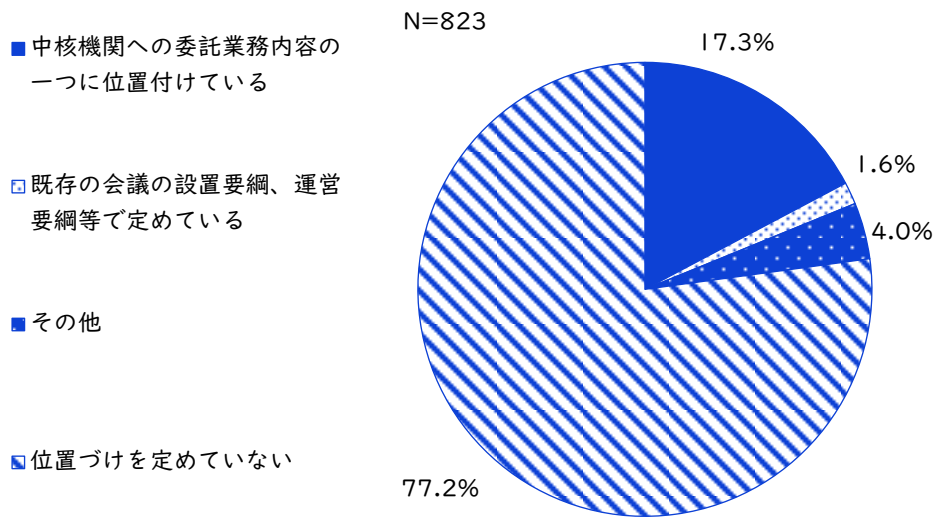
【5. 権利擁護支援チームの自立支援機能に関する取組】

(1) 後見人等が選任されたあとに、権利擁護支援チームのメンバーが支援方針や役割分担について確認する機会(単一選択)



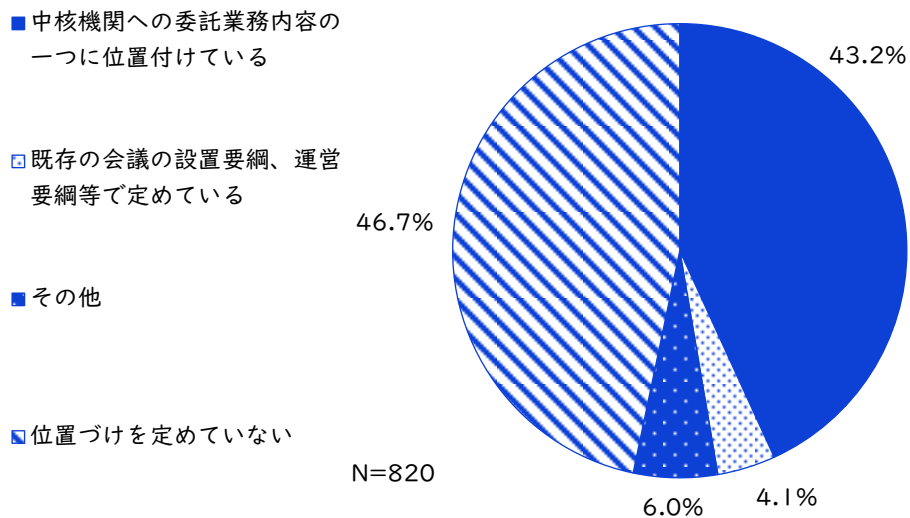
後見人等が選任されたあと、権利擁護支援チームのメンバーの支援方針や役割分担については、半数弱が必要に応じて確認する体制になっている。また、16%の市町村では確認が行われていないことも確認されている。

(2)モニタリングの実施に関する市町村の定め(単一選択)



モニタリングに関しては、8割近くの市町村において位置づけが定められていなかった。

(3)後見人等が選任された後の相談(後見人等への苦情を含む)に対する対応における中核機関の役割の位置づけ(単一選択)



後見人等が選任された後の相談に関する対応については、中核機関への委託業務に位置付けられている市町村と、位置づけを定めていない市町村に二分される結果となっていた。

(4)後見人等が選任された後の相談(後見人等への苦情を含む)に対する対応について、明確になっている中核機関の主な役割(複数選択)

	N=808	%
本人や家族、支援者、後見人等への事実確認、聞き取り	403	49.9%
本人や家族、支援者、後見人等の間での調整や改善策の提案	369	45.7%
専門職団体への相談	333	41.2%
行政への相談	281	34.8%
家庭裁判所への適時・適切な連絡	277	34.3%
支援方針の見直し等を検討する会議の開催、参加	250	30.9%
その他	88	10.9%
市町村では把握していない	215	26.6%

その他の具体例:

- ・役割は明確化されていない
- ・後見人等の支援 など

後見人等が選任された後の相談への対応としては、本人や家族、支援者、後見人等への事実確認、聞き取りや、そうした人々の間での調整や改善案の提案、さらには専門職団体への相談といった内容が明確にされている市町村が4割を超えている。

【6. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に関するその他の取組と課題等】

(1)権利擁護支援ニーズや成年後見制度等に関する広報や研修等(複数選択)

	N=823	%
権利擁護支援ニーズや成年後見制度等に関するパンフレットの配布やHP等での紹介をしている	717	87.1%
権利擁護支援ニーズや成年後見制度等に関する研修や出前講座、出張相談会等を実施している	589	71.6%
他のテーマで実施した研修や出前講座等の機会に、紹介をしている	241	29.3%
地域住民や民生委員、地域の民間事業者等向けに、研修や広報活動は行っていない	37	4.5%
市町村としては把握していない	13	1.6%

9割近い多くの市町村において、パンフレットの配布やHP等での紹介をしていることが、そして、7割を超える市町村において出前講座や出張相談回答を実施していることが確認できた。

(2) 支援者(医療・福祉・介護等の関係者)向けの広報・啓発活動(複数選択)

	N=823	%
ポスターやパンフレットなどを掲示・配布している	389	47.3%
市町村主催の支援者向け研修を行っている	215	26.1%
外部委託によって支援者向けの研修が行われている	210	25.5%
市町村HP等で支援者向けの広報・啓発活動を行っている	176	21.4%
その他の方法で、支援者向けの 広報・啓発活動を行っている	112	13.6%
支援者向けの広報・啓発活動は行っていない	181	22.0%

支援者向けの広報等に関しても、半数近くの市町村において行っているのは、ポスターやパンフレットなどの掲示・配布となっている。

(3) 協議会における市町村全域での体制や仕組みの整備等に関する検討(複数選択)

	N=821	%
定期的に会議が開催され、市町村全域の 体制等についての検討を行う仕組みがある	393	47.9%
課題が顕在化した際に会議が開催され、 検討を行う仕組みがある	97	11.8%
会議という形ではないが、課題が 顕在化した際に検討が行われる	79	9.6%
会議という形ではないが、 定期的に検討を行う仕組みがある	23	2.8%
協議会では、個別支援ケースで確認された課題を 市町村全域の体制等と関連付けて検討を行う 仕組みになっていない	86	10.5%
特に行われていない	70	8.5%
協議会を設置していない	168	20.5%

定期的に協議会的な会議が行われ、市町村全域の体制についての検討が行われているのが半数近く、その一方で、2割ほどの市町村では協議会が設置されていないことが確認された。

(4)後見人等候補者(担い手)の充足状況(それぞれ単一選択)

- ①専門職後見人
- ②市民後見人
- ③法人後見実施団体

	専門職後見人 (職種問わず)		市民後見人		法人後見 実施団体	
	N=823	%	N=824	%	N=824	%
充足している	67	8.1%	90	10.9%	111	13.5%
不足している	429	52.1%	183	22.2%	262	31.8%
充足しているか わからない	327	39.7%	202	24.5%	241	29.2%
地域には該当する 担い手がいない			349	42.4%	210	25.5%

専門職後見人は過半数の市町村で、不足していると認識されている。また市民後見人については4割の市町村において担い手がいないとの回答が得られている。法人後見実施団体についても3割ほどの市町村において不足しているとの回答が得られている。それだけでなく、専門職後見人については4割、市民後見人については約25%、法人後見実施団体については3割ほどの市町村において、充足しているかわからないとの回答が得られた。

(5)本人にとって望ましい権利擁護支援を行うことが困難な課題(自由記述)

- ・成年後見制度の対象外となる者(判断能力が一定程度保たれている者等)に対する支援手段が乏しく、制度の狭間にあるケースへの対応が困難である
 - ・成年後見制度が終身的な仕組みであり、必要な期間のみ柔軟に利用・終了できないため、利用がためられる要因となっている
 - ・後見開始までの手続に時間を要する一方で、申立てから選任までの間に暫定的に支援を担う仕組みが十分でない
 - ・医療同意、身元保証、死後事務等について、成年後見制度では十分に担えず、対応主体が制度上明確でない
 - ・本人の同意を前提とする制度設計(補助・保佐等)により、本人にとって望ましい支援であっても実施できない場合がある
 - ・関係機関間の役割分担や中核機関の法的位置づけが不明確であり、責任の所在や対応範囲が曖昧となっている
 - ・成年後見制度の利用を前提としない軽度・一時的な支援(契約行為のみ等)に対応できる制度が不足している
 - ・本人や家族の理解・同意が得られない場合に、必要な支援につなげるための制度的手段が限定的である
 - ・制度利用に伴う費用負担や報酬制度のあり方が、本人の選択肢を狭める要因となっている
- など

(6)都道府県に期待する支援策等

	N=824	%
取組推進に係る補助金	439	53.3%
虐待対応や苦情等に関する 相談ができる場、機関の設置	401	48.7%
国の補助金に関する情報提供	374	45.4%
取組推進に係る研修の実施	371	45.0%
中核機関の先進事例・好事例の紹介	363	44.1%
権利擁護支援チームの形成支援・自立支援 機能の強化に関して、相談ができる窓口の設置	349	42.4%
専門職団体の紹介・つなぎ	300	36.4%
都道府県専門アドバイザーの派遣や紹介	255	30.9%
他の市町村と連携するための仲介	241	29.2%
その他	44	5.3%
特になし	48	5.8%

その他の具体例：

- ・市民後見人養成研修の実施
- ・権利擁護支援に係る市町村格差の是正
- ・家庭裁判所との連携に資する取り組み など

半数ほどの市町村において取組推進に係る補助金を挙げているのをはじめとして、幅広い項目に回答がばらついているが、具体的な体制整備に関わるものとしては、3割の市町村が都道府県専門アドバイザーの派遣や紹介を期待していると回答している。

1.2. 中核機関向けアンケート調査

次に、中核機関向けアンケート調査に関する参考資料を示す。市町村向けアンケートと同様、実際の調査に用いたアンケート調査票(Excel ファイル)の印刷イメージと、各設問についての回答結果の概要を示す。

1.2.1. 中核機関向けアンケート調査票

中核機関向けのアンケート調査票も、市町村向けアンケートと同じ設計になっており、次ページ以降にその内容を示す。

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等の
 チーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業
 「受任調整を含むチーム体制づくりに関するアンケート調査」

【本調査にご回答いただくにあたって】

【ご回答者さまについて】

ご回答にあたり、複数の部署・機関が関係する場合、お手数ですが、必要に応じてご担当部署へのご確認をお願いいたします。

【ご回答の時点について】

本調査では、特に指定がない場合、**令和7年10月1日時点の状況**をご回答ください。当該時点でのご回答が難しい場合は、可能な最新時点のご状況についてお答えください。

【本調査における用語について】

本調査における用語は、「用語説明」本(別シート)及び、「本調査における会議等の定義について」(下のスライド)のご確認をお願いします。

【Excelでの操作について】

本調査では、回答枠にご回答をお願いします。
 シートに保護をかけていますので、**行の挿入・削除は行わないで**ください。

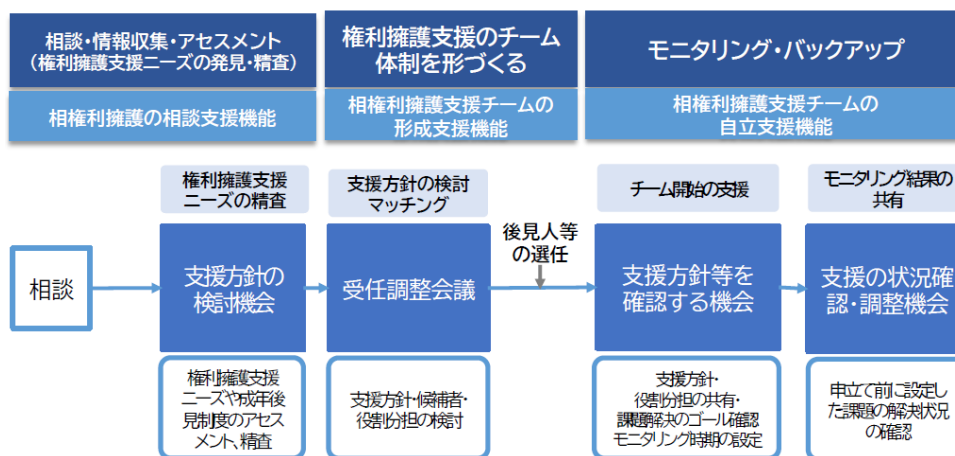
【ご回答期限について】

令和8年1月16日(金)を目途にご回答ください。

※ご回答いただいた内容について、後日追加の調査のためのご連絡をさせていただく場合もございます。

【本調査における会議等の定義について】

【権利擁護支援対応フロー図(案)】



※本調査では、支援方針の検討機会、受任調整会議、支援方針等を確認する機会、支援の状況確認・調整機会の一連の検討機会を「権利擁護支援の対応フロー図(案)」と位置付けます。各設問にご回答いただくにあたり、上図の文言、検討事項等を参考にさせていただきたく幸いです。

1. 中核機関基礎情報(令和7年10月1日時点)

はじめに、貴中核機関の基礎的な状況についてうかがいます。

(1)中核機関の運営主体についてあてはまる数字をひとつお選びください。

01.市町村	
02.社会福祉協議会	
03.社協以外の社会福祉法人	
04.NPO法人	
05.一般・公益社団法人	
06.その他:具体的に	

(2)貴中核機関の運営主体が兼務している機関や事業としてあてはまるものすべてに○をつけてください。

01.地域包括支援センター	<input type="checkbox"/>
02.基幹相談支援センター	<input type="checkbox"/>
03.法人後見事業	<input type="checkbox"/>
04.日常生活自立支援事業	<input type="checkbox"/>
05.介護保険事業	<input type="checkbox"/>
06.障害福祉サービス	<input type="checkbox"/>
07.その他:具体的に	<input type="checkbox"/>
08.兼務している機関や事業はない	<input type="checkbox"/>

(3)中核機関として担当している市区町村名をすべてお答えください。

--

(4)貴中核機関では事業計画を定めていますか。

01.定めている	
02.定めていない	

2. 令和6年度の1年間における相談等件数

※本設問でおたずねする「相談件数」は令和6年度に貴中核機関として相談を受けた事案件数です。

※以下の設問では、原則として相談実数での回答をお願いしますが、実数の記録が不明で、相談の延べ数のみ記録されている場合は、延べ数でお答えください。

※ここでいう相談実数とは、同じ事例が以下に該当する場合はあわせて「1件」と数えます。

- ・令和6年度内に、同じ相談窓口複数回同じ事例についての相談が寄せられた事例(相談者が異なる場合も含む)
- ・令和6年度内に、複数の相談窓口同じ事例について相談が寄せられた事例(相談者が異なる場合も含む)

※またここでいう相談とは、本人を取り巻く関係者等から、直接、貴中核機関に寄せられたものと、各種相談支援機関等から貴中核機関にあげられた相談の両方を含みます。

※正確な記録がない場合も、大まかな数で構いませんのでお答えください。どうしてもわからない場合のみ、「数えていない」等の選択肢をお選びください。

(1)最初に相談件数の記録方法について伺います。上記の説明をお読みいただいたうえで、貴中核機関では受け付けた相談件数について、どのような記録をしていますか。もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01.実数を記録している	
02.述べて件数のみ記録している	
03.相談件数を記録していない	

(2)～(6)では、「権利擁護支援対応フロー図(案)」で示している一連の対応における相談件数等の実績について
おうかがいします。

(2)令和6年度の1年間に貴中核機関に寄せられた相談のうち、後見人等の選任や申立てがまだ行われていない事例に
ついての相談は何件ありましたか。

01.中核機関では該当する相談を受けなかった	<input type="text"/>
02.該当する相談件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する相談件数を記録している	<input type="text"/>

※(2)で01、02を選択した方は2(7)へ

件(程度)



(3)(2)でお答えいただいた相談件数のうち、権利擁護支援ニーズや成年後見制度利用の必要性を検討した事例は何件
ありましたか。

01.該当する事例がない	<input type="text"/>
02.該当する事例件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する事例件数を記録している	<input type="text"/>

※(3)で01、02を選択した方は2(7)へ

件(程度)



(4)(3)でお答えいただいた相談件数のうち、実際に申立て支援(首長申立てを含む)を行った事例は何件ありましたか。
※(3)は権利擁護支援ニーズや成年後見制度利用の必要性を検討した事例件数

01.該当する事例がない	<input type="text"/>
02.該当する事例件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する事例件数を記録している	<input type="text"/>

件(程度)

(5)(3)でお答えいただいた相談件数のうち、実際に受任調整(会議)を行った件数は何件ありましたか。
※(3)は権利擁護支援ニーズや成年後見制度利用の必要性を検討した事例件数

01.該当する事例がない	<input type="text"/>
02.該当する事例件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する事例件数を記録している	<input type="text"/>

件(程度)

(6)(3)でお答えいただいた相談件数のうち、後見人等の選任後に支援状況をモニタリングしている事例は何件ありますか。
※(3)は権利擁護支援ニーズや成年後見制度利用の必要性を検討した事例件数

01.該当する事例がない	<input type="text"/>
02.該当する事例件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する事例件数を記録している	<input type="text"/>

件(程度)

続いて、(7)～(11)では、後見人等が選任されている事例における相談(苦情を含む)についておうかがいします。

(7)令和6年度の1年間で、すでに後見人等が選任されている事例に関する相談(苦情を含む)は何件ありましたか。
なお、中核機関が相談支援から関わった事例について、後見人等の選任後に相談があった場合も含めます。

01.中核機関では該当する相談(苦情)を受けなかった	<input type="text"/>
02.該当する相談(苦情)件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する相談(苦情)件数を記録している	<input type="text"/>

※(7)で01、02を選択した方は2(11)へ

件(程度)

(8)(7)でお答えいただいた相談件数のうち、利用者本人や本人を取り巻く関係者等から寄せられた、後見人等の言動等に問題があるとあった内容の相談は何件ありましたか。

※(7)は、すでに後見人等が選任されている事例に関する相談(苦情を含む)

01.該当する相談がない	<input type="text"/>
02.該当する相談件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する相談件数を記録している	<input type="text"/>

※(8)で01、02を選択した方は2(11)へ

件(程度)

(9)(8)でお答えいただいた相談件数のうち、以下の①②に当てはまるものはそれぞれ何件ありましたか。

※(8)は、後見人等の言動等に問題があると相談

※本設問に関しては、同じ事例が①②の両方にあてはまる場合、重複計上してかまいません

①後見人等の言動等に問題があると中核機関が判断したもの

01.該当する相談がない	<input type="text"/>
02.該当する相談件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する相談件数を記録している	<input type="text"/>

件(程度)

②どちらに問題があるとも明確に判断ができなかったもの

01.該当する相談がない	<input type="text"/>
02.該当する相談件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する相談件数を記録している	<input type="text"/>

※(9)①②でいずれも01、02を選択した方は2(11)へ

件(程度)

(10)(9)①と②でお答えいただいた相談件数(合計)のうち、問題の解決に至らず、中核機関では対応できなかった事例は何件ありましたか。なお、現在問題解決を図っているところであり、現状では解決困難か判断できない事例は含めずお答えください。

※(9)①後見人等の言動等に問題があると中核機関が判断したもの、もしくは、②どちらに問題があるとも明確に判断できなかったもの

01.該当する事例がない	<input type="text"/>
02.該当する事例件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する事例件数を記録している	<input type="text"/>

件(程度)

(11)(7)でお答えいただいた相談件数のうち、利用者本人や本人を取り巻く関係者等の言動に関する、後見人等からの相談は何件ありましたか。

※(7)は、すでに後見人等が選任されている事例に関する相談(苦情を含む)

01.該当する相談がない	<input type="text"/>
02.該当する相談件数を記録していない	<input type="text"/>
03.該当する相談件数を記録している	<input type="text"/>

件(程度)

3. 中核機関における権利擁護の相談支援機能

ここでは、権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する相談を受け付ける仕組みについてうかがいます。

(1) 貴中核機関で取扱っている相談事例について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.本人から寄せられる権利擁護支援の必要性が考えられる相談	<input type="checkbox"/>
02.家族・親族から寄せられる権利擁護支援の必要性が考えられる相談事例	<input type="checkbox"/>
03.本人の身近な関係者(医療・福祉・介護、民生委員等)から寄せられる権利擁護支援の必要性が考えられる相談事例	<input type="checkbox"/>
04.各種相談支援機関で権利擁護支援の必要性の判断に迷った相談事例	<input type="checkbox"/>
05.各種相談支援機関で権利擁護支援が必要であると判断した事例	<input type="checkbox"/>
06.各種相談支援機関に寄せられた権利擁護支援に関するすべての相談事例	<input type="checkbox"/>
07.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

(2)～(7)では、各種相談支援機関が権利擁護支援ニーズや成年後見制度利用の必要性に関するアセスメント、精査ができるようにするための取組や工夫等についてうかがいます。

(2) 各種相談支援機関の担当職員が成年後見制度や権利擁護支援のニーズのアセスメント、精査に関する知識やスキル等を向上させるために、中核機関として行っている取組はありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.権利擁護支援の必要性に関する情報を正確に聞き取るための様式等の整備	<input type="checkbox"/>
02.権利擁護支援の必要性がある相談を受けた場合の対応・連絡フロー図の作成	<input type="checkbox"/>
03.権利擁護支援の必要性がある相談を受けた場合の対応マニュアル等の整備	<input type="checkbox"/>
04.各種相談支援機関職員向けのマニュアル等の整備	<input type="checkbox"/>
05.各種相談支援機関職員向けの研修や事例検討会等の開催	<input type="checkbox"/>
06.各種相談支援機関職員の意見や希望に関する聞き取り	<input type="checkbox"/>
07.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
08.各種相談支援機関職員向けの知識やスキル向上等の取組は行っていない	<input type="checkbox"/>

(3) 権利擁護支援ニーズや成年後見制度の利用必要性を検討する機会(会議等)について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01.権利擁護支援の必要性を検討するための独立した定例会議がある	<input type="checkbox"/>
02.権利擁護支援の必要性を検討するための独立した不定期の会議がある	
03.既存の会議体等を活用して議論している	
04.権利擁護支援の必要性について会議ではない形で検討している(担当者ベースの相談等)	
05.中核機関では権利擁護支援の必要性について検討していない	

(4) 権利擁護支援の必要性を検討する機会(会議等)に主に参加しているのはどのような部署・機関の方ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.市町村担当者	<input type="checkbox"/>
02.中核機関の担当者(委託の場合のみ)	<input type="checkbox"/>
03.各種相談支援機関で当該相談を受けた職員	<input type="checkbox"/>
04.弁護士	<input type="checkbox"/>
05.司法書士	<input type="checkbox"/>
06.社会福祉士	<input type="checkbox"/>
07.本人	<input type="checkbox"/>
08.家族・親族	<input type="checkbox"/>
09.本人に身近な医療・福祉・介護等の関係者	<input type="checkbox"/>
10.本人に身近な民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者	<input type="checkbox"/>
11.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
12.中核機関では権利擁護支援の必要性について検討していない	<input type="checkbox"/>

(5) 権利擁護支援の必要性を検討する会議等の機会における主な検討事項について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

01. 本人の課題の整理(生活上の困難・権利擁護の必要性)	<input type="checkbox"/>
02. 成年後見制度利用の必要性(他制度で対応困難な理由を含む)	<input type="checkbox"/>
03. 本人の判断能力の程度	<input type="checkbox"/>
04. 成年後見制度利用に関する、本人への説明・意向確認の状況	<input type="checkbox"/>
05. 家族・親族による支援や申立ての可能性	<input type="checkbox"/>
06. 本人の財産状況(規模・種類・管理の難易度)	<input type="checkbox"/>
07. 権利擁護支援チームの有無と連携状況	<input type="checkbox"/>
08. その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
09. 特に検討事項を決めていない	<input type="checkbox"/>
10. 中核機関では権利擁護支援の必要性について検討していない	<input type="checkbox"/>

(6) 会議等の機会を通じた権利擁護支援の必要性の検討は、どの程度の頻度で行われていますか。令和6年度1年間で開催された会議の回数をお答えください。会議を開催していない場合は0回とお答えください。

回 A. 会議の回数を記録していない

(7) 成年後見制度に限らず、権利擁護支援の必要性の検討が求められる事例が発生したとき、実際の検討(会議の開催等)までに平均してどれくらいの時間がかかりますか。もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01. 1週間未満で検討(開催)できる	<input type="checkbox"/>
02. 1週間以上、2週間未満で検討(開催)できる	
03. 2週間以上、1か月未満で検討(開催)できる	
04. 1か月以上かかる	
05. 会議は定例のものしか存在しない(<input type="text"/> に <input type="text"/> 回)	
06. 中核機関では権利擁護支援の必要性について検討していない	

※05を選択された場合は具体的な頻度もご記入ください

4. 中核機関における権利擁護支援チームの形成支援機能

ここでは、権利擁護支援ニーズの解決策として、成年後見制度の利用が適切と判断された事案のうち、受任調整に関する検討方法等についてうかがいます。

(1) 受任調整(会議)の整備状況について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01. 受任調整等を行うための独立した定例会議がある	<input type="checkbox"/>
02. 受任調整等を行うための独立した不定期の会議がある	
03. 既存の会議体等を活用して議論している	
04. 受任調整は会議ではない形で検討している(担当者ベースの相談等)	
05. 中核機関では受任調整を行っていない	

(2) (1)で「独立した会議(選択肢01、02)」があると回答された方にうかがいます。当該会議の開催主体はどなたですか。もっともあてはまる数字をひとつお選びください。また、その会議の名称を教えてください。

01. 市町村(中核機関直営を含む)	<input type="checkbox"/>
02. 中核機関(委託の場合のみ)	
03. その他:具体的に <input style="width: 200px;" type="text"/>	
04. 開催主体は決まっていない	
会議名称 <input style="width: 500px;" type="text"/>	

(3) 受任調整(会議)に出席しているのは主にどのような部署・機関の方ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

01. 市町村(中核機関直営を含む)担当者	<input type="checkbox"/>
02. 中核機関の担当者(委託の場合のみ)	<input type="checkbox"/>
03. 各種相談支援機関で当該相談を受けた職員	<input type="checkbox"/>
04. 弁護士	<input type="checkbox"/>
05. 司法書士	<input type="checkbox"/>
06. 社会福祉士	<input type="checkbox"/>
07. 本人	<input type="checkbox"/>
08. 家族・親族	<input type="checkbox"/>
09. 本人に身近な医療・福祉・介護等の関係者	<input type="checkbox"/>
10. 本人に身近な民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者	<input type="checkbox"/>
11. 後見人等受任候補者になる可能性が高い人	<input type="checkbox"/>
12. その他:具体的に <input style="width: 200px;" type="text"/>	<input type="checkbox"/>
13. 受任調整(会議)を行っていない	<input type="checkbox"/>

(4) 受任調整(会議)に諮るケースとしてあてはまるものすべてに○をつけてください。

01. 相談を受けた事例のうち、成年後見制度の利用が適切と判断されたすべてのケース	<input type="checkbox"/>
02. 首長申立てのケース	<input type="checkbox"/>
03. 本人申立てのケース	<input type="checkbox"/>
04. 親族申立てのケース	<input type="checkbox"/>
05. その他:具体的に <input style="width: 200px;" type="text"/>	<input type="checkbox"/>
06. 特に決まっていない	<input type="checkbox"/>
07. 受任調整(会議)を行っていない	<input type="checkbox"/>

(5) 受任調整(会議)における主な検討事項について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(ただし、本人の生活状況の課題や判断能力の程度等の確認等、基本的に確認される項目を除いてお考え下さい。)

<権利擁護支援の方針の検討>	
01. 成年後見制度利用の必要性(他制度で対応困難な理由を含む)	<input type="checkbox"/>
02. 成年後見制度利用に関する、本人への説明・意向確認の状況	<input type="checkbox"/>
03. 権利擁護支援チーム支援の有無と連携状況	<input type="checkbox"/>
<適切な申立ての支援、調整>	
04. 後見人候補者の検討(市民後見人・法人後見・専門職等)	<input type="checkbox"/>
05. 本人と候補者の事前面談(マッチング)の可能性	<input type="checkbox"/>
<権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援>	
06. 後見人等が選任されるまでの一時的な支援や対応の調整、役割分担	<input type="checkbox"/>
07. 後見人等や権利擁護支援チームに期待される役割	<input type="checkbox"/>
08. 課題解決後の後見人等の交代の方向性	<input type="checkbox"/>
<その他>	
09. その他:具体的に <input style="width: 200px;" type="text"/>	<input type="checkbox"/>
10. 特に検討事項を決めていない	<input type="checkbox"/>
11. 受任調整(会議)を行っていない	<input type="checkbox"/>

5. 中核機関における権利擁護支援チームの自立支援機能

ここでは、後見人等が選任された後の、チーム支援の円滑化に係る取組等の状況についてうかがいます。

(1)後見人等が選任されたあとに、権利擁護支援チームのメンバーが支援方針や役割分担について確認する機会(「支援方針を検討する機会」)について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01.支援方針や役割分担について確認するための独立した定例会議がある	<input type="checkbox"/>
02.支援方針や役割分担について確認するための独立した不定期の会議がある	
03.既存の会議体等を活用して議論している	
04.支援方針や役割分担の確認は会議ではない形で検討している(担当者ベースの相談等)	
05.後見人等が選任された後、支援方針を検討していない(そのような機会を設けていない)	

(2)後見人等が選任された後に、権利擁護支援チームのメンバーが支援方針や役割分担について確認する機会における主な検討・確認事項について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.申立前に想定していた支援方針	<input type="checkbox"/>
02.チームによる支援の意義	<input type="checkbox"/>
03.チームとしての支援プロセス等	<input type="checkbox"/>
04.後見人等・チームメンバーの役割分担	<input type="checkbox"/>
05.中核機関による継続支援の必要性	<input type="checkbox"/>
06.困りごとがあった場合の対応・相談先等	<input type="checkbox"/>
07.モニタリングの必要性やその判断時期	<input type="checkbox"/>
08.定期的な状況報告の必要性	<input type="checkbox"/>
09.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
10.特に検討事項を決めていない	<input type="checkbox"/>
11.後見人等が選任された後、支援方針を検討していない(機会を設けていない)	<input type="checkbox"/>

(3)後見人等が選任されたあとに、支援方針や役割分担について確認する機会に主に参加しているのはどのような人たちですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.市町村担当者	<input type="checkbox"/>
02.中核機関の担当者	<input type="checkbox"/>
03.後見人等	<input type="checkbox"/>
04.本人	<input type="checkbox"/>
05.家族・親族	<input type="checkbox"/>
06.本人に身近な医療・福祉・介護等の関係者	<input type="checkbox"/>
07.本人に身近な民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者	<input type="checkbox"/>
08.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
09.後見人等が選任された後、支援方針を検討していない(機会を設けていない)	<input type="checkbox"/>

(4)から(8)では、本人に対する適時のモニタリングを通じた、申立て前に設定した課題の解決状況や支援の実施状況等の確認(必要に応じた交代・調整)・見直す機会(「支援の状況確認・調整機会」)についておうかがいします。

(4)モニタリングを実施するケースの選定基準について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01.すべてのケースをモニタリングしている	
02.モニタリングするケースを判断するための明文化された基準がある	
03.明文化された基準はないが、専門職によるアドバイスを受けて、モニタリングをするかどうかを決めている	
04.明文化された基準はなく、担当者の判断によってモニタリングするか決めている	
05.その他の選定基準:具体的に	
06.モニタリング自体行っていない	

(5)モニタリングを実施するかどうかを判断するタイミングとして、あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.受任調整の時点でモニタリングをするかどうか決めている	
02.後見人等が選任された後、すぐに決めている	
03.後見人等が選任された後の権利擁護支援チームの開始の際に決めている	
04.権利擁護支援チームからの申し出があった時点でモニタリングの必要性を検討している	
05.その他のタイミング:具体的に	
06.モニタリング自体行っていない	

(6)権利擁護支援チームとしての本人に対する支援の実施状況(必要に応じた交代・調整)の確認等を目的とした、「支援の状況確認・調整機会」における主な検討事項について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

<現状の確認>	
01.申立て前に設定した課題の解決状況	
02.後見人等による、本人への支援の実施内容	
03.現状についての本人の意向、困りごと、相談	
04.後見人等による困りごとや相談	
05.権利擁護支援チームによる困りごとや相談	
<後見人等や支援の見直しの必要性>	
06.後見人等の交代・類型変更・追加選任等の必要性	
07.権利擁護支援チームとしての支援や役割分担等の見直しや次回の確認時期の必要性	
<その他>	
08.その他:具体的に	
09.特に決まっていない	
10.モニタリング自体行っていない	

(7)権利擁護支援チームとしての本人に対する支援の実施状況(必要に応じた交代・調整)の確認等を目的とした、「支援の状況確認・調整機会」における主な参加者について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.市町村担当者	
02.中核機関の担当者	
03.後見人等	
04.本人	
05.家族・親族	
06.本人に身近な医療・福祉・介護等の関係者	
07.本人に身近な民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者	
08.その他:具体的に	
09.支援の状況確認・調整機会を設けていない	

(8)権利擁護支援チームによる本人への「支援の状況確認・調整機会」について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。一部のチームについてのみ、会議が開催されている場合も、会議が開催されているものとしてお答えください。

01.定期的な「支援の状況確認・調整機会」が開催されている	
02.不定期的な「支援の状況確認・調整機会」が開催されている	
03.会議ではないが、定期的に情報共有が行われている	
04.会議ではないが、必要に応じて情報共有がなされている	
05.中核機関では「支援の状況確認・調整機会」の状況を把握していない	
06.モニタリング自体行っていない	

ここからは苦情を含む相談に関する対応の実態等についてうかがいます。

(9) 権利擁護支援チームが形成された後、支援方針や役割分担を含め、権利擁護支援についての困りごとが生じた場合の相談窓口についてどのように示されていますか。もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01.相談窓口の存在が中核機関等のHPに記載されている	<input type="checkbox"/>
02.後見人等が選任された後の権利擁護支援チームの開始の際に、 中核機関が相談窓口であることを伝えている	
03.権利擁護支援チームの困りごとに対する相談窓口は存在するが、明示されていない	
04.権利擁護支援チームの困りごとに対応する窓口は決まっていない	
05.その他:具体的に <input type="text"/>	

(10) 後見人等が選任された後の、苦情を含む相談に対する対応について、中核機関が主に行っている対応について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

01.本人や家族、支援者、後見人等への事実確認、聞き取り	<input type="checkbox"/>
02.本人や家族、支援者、後見人等の間での調整や改善策の提案	<input type="checkbox"/>
03.専門職団体への相談	<input type="checkbox"/>
04.家庭裁判所への適時・適切な連絡	<input type="checkbox"/>
05.市町村への相談	<input type="checkbox"/>
06.支援方針の見直し等を検討する会議開催の呼びかけや参加	<input type="checkbox"/>
07.その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
08.中核機関では苦情対応をしていない	<input type="checkbox"/>
09.中核機関には苦情に関する相談が寄せられていない(把握していない)	<input type="checkbox"/>

(11) 後見人等が選任された後の、苦情を含む相談を受けて、支援方針の見直し等を検討する機会(「支援の状況確認・調整機会」と同じ場合を含む)について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01.中核機関が受けた苦情を含むすべての相談について検討している	<input type="checkbox"/>
02.制度理解の不足が原因ではないケースについては検討している	
03.後見人等に問題(不適正・不適切な事務の疑い)があると思われるケースについては検討している	
04.支援方針の見直し等は検討していない	
05.中核機関では苦情対応をしていない	
06.中核機関には苦情に関する相談が寄せられていない(把握していない)	

(12) 令和6年度の間寄せられた、すでに後見人等が選任されている案件に関する相談(苦情を含む)のうち、市町村や中核機関が介入したが、特に対応が困難だった1事例の概要について、差支えない範囲で具体的にご回答をお願いします。

※ご記入に際しては、以下の内容についてご記入いただけますと幸いです。

- ・相談内容:誰から誰へのどのような点についての相談だったか。
- ・対応が困難だった点:どのような点が特に対応困難であったのか。
- ・中核機関としての対応:当該事案に対して、どのような対応をとったのか。

《記入例》 本人(後見類型)の家族から、後見人の判断や支援方針に関する苦情が寄せられた。中核機関として、本人や家族から聞き取りを行ったところ、後見人が選ぶ福祉サービスが本人の希望や価値観と合わない、財産管理や支出の方針についても本人や家族の希望と異なるという内容であった。加えて、施設管理者への聞き取りでも、本人は日常生活での自由や希望を尊重してほしいと考えている人であることも確認した。 一方、中核機関として、後見人への聞き取りを行ったところ、後見人は、本人の安全や健康の確保、将来の生活保障を優先して後見事務にあたっており、現在のサービスでは本人のためにならないと本人の意向を聞き入れる様子がない。違法・不正な行為や不適正・不適切な事務は確認されず、現行制度の下では是正が難しいため、中核機関としても対応に苦慮した。
<input type="text"/>

6. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に関するその他の取組と課題等

(1) 中核機関の事業計画についての振り返り等を行う会議等について、もっともあてはまる数字をひとつお選びください。

01. 定期的に会議が開催されている	<input type="checkbox"/>
02. 課題が顕在化した際に会議が開催されている	
03. 会議という形ではないが、定期的に振り返りを行う仕組みがある	
04. 会議という形ではないが、課題が顕在化した際に振り返りが行われる	
05. 権利擁護支援の施策に関する振り返りは特に行われていない	
06. 中核機関として事業計画を作成していない	

(2) 市町村に期待する支援策等について、あてはまるものすべてに○をつけてください。その他については、可能な限り具体的にお書きください

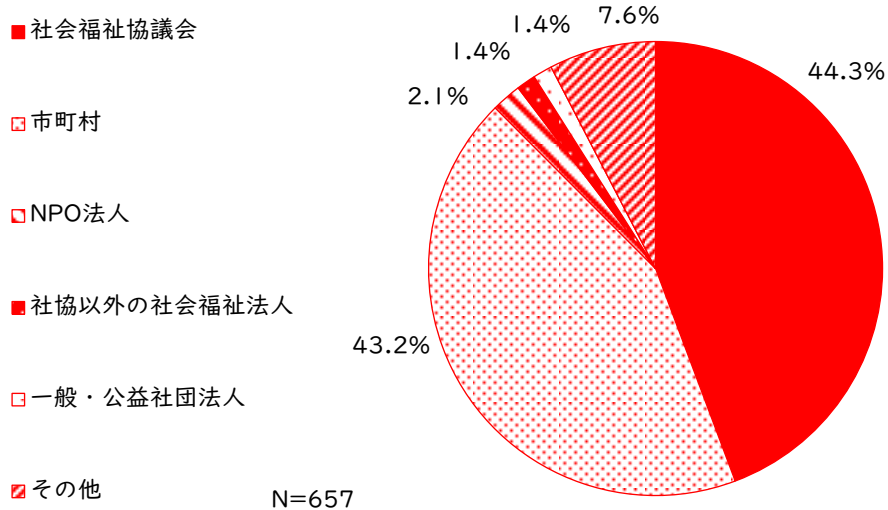
01. 予算(受託費等)の増額	<input type="checkbox"/>
02. 専門職アドバイザーを招集するための予算確保	<input type="checkbox"/>
03. 市町村職員の会議への参加	<input type="checkbox"/>
04. 市民後見人の積極的な養成、支援	<input type="checkbox"/>
05. 法人後見実施団体の育成に向けた取組	<input type="checkbox"/>
06. 制度に関する広報・啓発活動の推進	<input type="checkbox"/>
07. 一次相談窓口担当者に対する研修実施	<input type="checkbox"/>
08. その他:具体的に <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
09. 特になし	<input type="checkbox"/>

質問は以上です。お忙しい中、調査にご協力いただき誠にありがとうございます。
最後に、記入漏れやご回答の間違いなどが無いかも一度ご確認くださいませと幸いです。
ご回答内容の確認が終わりましたら、ファイルを保存、ファイル名を変更(「貴自治体名_貴機関名.xlsx」)に変更していただき、提出先のアドレス(ck2025@jri.or.jp)まで、メール添付にてご提出ください。
本調査に関するご質問・ご意見等がございましたら、併せて提出先アドレスにお寄せください。

1.2.2. 中核機関向け調査結果

【1. 中核機関基礎情報(令和7年10月1日時点)】

(1) 中核機関の運営主体(単一選択)



有効回答のあった657機関のうち、社会福祉協議会と市町村が運営主体であるのがともに4割強であった。

(2) 中核機関の運営主体が兼務している機関や事業(複数選択)

	N=655	%
日常生活自立支援事業	320	48.9%
地域包括支援センター	314	47.9%
法人後見事業	287	43.8%
介護保険事業	245	37.4%
障害福祉サービス	219	33.4%
基幹相談支援センター	81	12.4%
その他	152	23.2%
兼務している機関や事業はない	54	8.2%

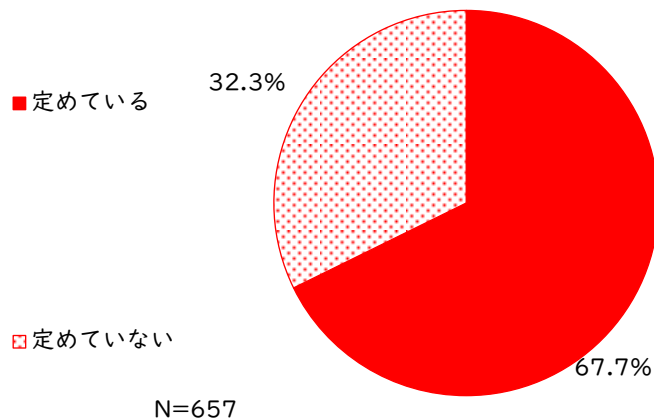
その他の具体例:

- ・高齢者福祉サービス
- ・自立相談支援機関
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・重層的支援体制整備事業 など

日常生活自立支援事業や地域包括センターを兼務している主体が約半数、法人後見事業や介護保険事業を兼ねているのが4割程度となっている。

(3)中核機関として担当している市区町村名
回答内容匿名化のため、集計は省略する。

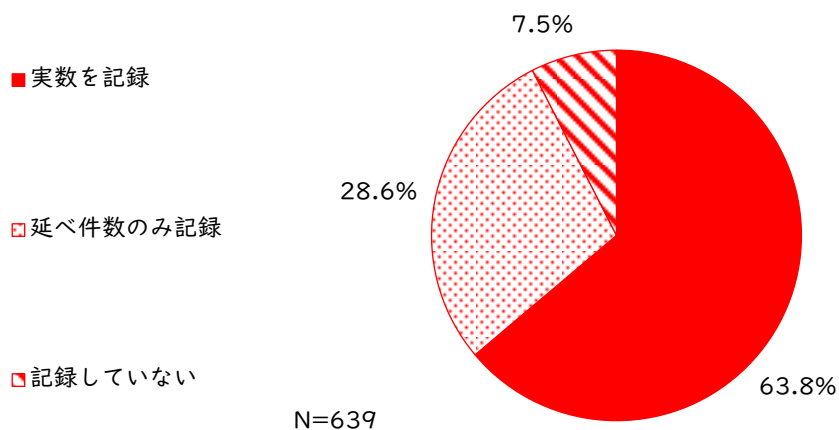
(4)中核機関では事業計画を定めているか(単一選択)



全体の 3 分の 2 の中核機関では事業計画を定めている。

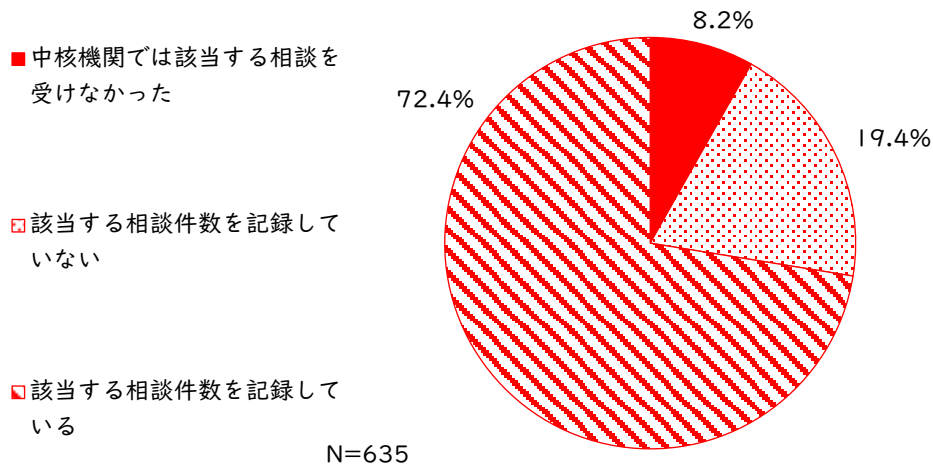
【2. 令和 6 年度の 1 年間における相談等件数】

(1)相談件数の記録方法(単一選択)



調査票にも記載があるが、権利擁護支援に係る相談事であれば、本人や周囲の関係者等から直接中核機関に寄せられた相談だけでなく、各種相談支援機関から中核機関に上げられた相談も含めて数えている。ただし、令和 6 年度中に同じ相談窓口複数回同じ事例についての相談が寄せられた場合や、複数の相談窓口同じ事例について相談が寄せられた場合はそれぞれあわせて 1 件と数えている。地域によって、相談件数の記録状況は様々であり、正確な記録がない場合は、大まかな数字での回答も許容している。6 割程度の中核機関では相談件数を実数で記録しており、3 割弱の中核機関は延べ件数のみの記録となっている。

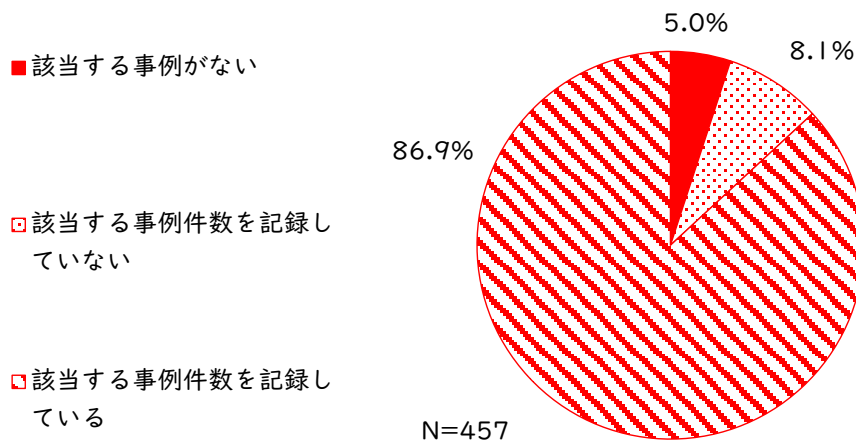
(2) 後見人等の選任や申立てがまだ行われていない事例についての相談



	N	平均	標準偏差
実数	329	93.9	272.0
延べ数	128	202.4	371.4

後見人等の選任がまだ行われていない事例についての相談については、7割ほどが記録されており、実数で記録されている中核機関が329か所、平均相談件数は93.9回であった。延べ数で記録されているのは128か所で、平均202.4回であった。

(3) 権利擁護支援ニーズや成年後見制度利用の必要性を検討した事例

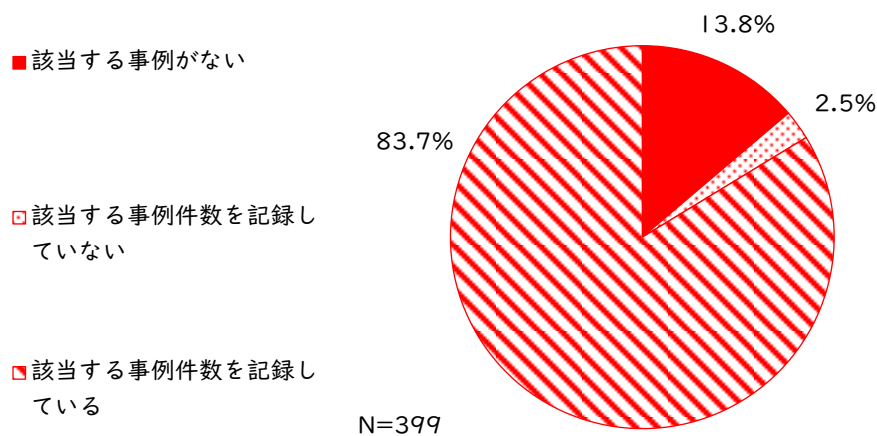


	N	平均	標準偏差
実数	295	57.4	255.8
延べ数	101	112.0	258.1

(2)で回答を求めた相談のうち、さらに権利擁護支援ニーズ等についての検討を行ったものについて、85%以上が該当する事例の件数を記録している。実数で記録を取っているのが295か所、

平均 57.4 件そうした事例が確認されている。延べ件数で記録を取っているのは 101 か所で、平均 112.0 件そのような検討を行っていることが確認された。

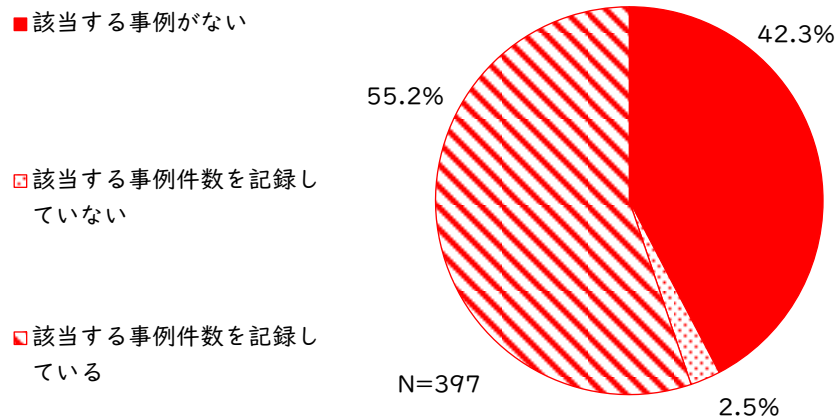
(4)実際に申立て支援(首長申し立てを含む)を行った事例



	N	平均	標準偏差
実数	247	19.7	66.8
延べ数	87	18.1	37.0

申立て支援を行った件数についても、8割以上が記録を取っており、実数で記録しているのが 247 か所で、平均して 19.7 件の支援を行っていた。延べ件数の場合は 87 か所で平均 18.1 件の支援が行われている。

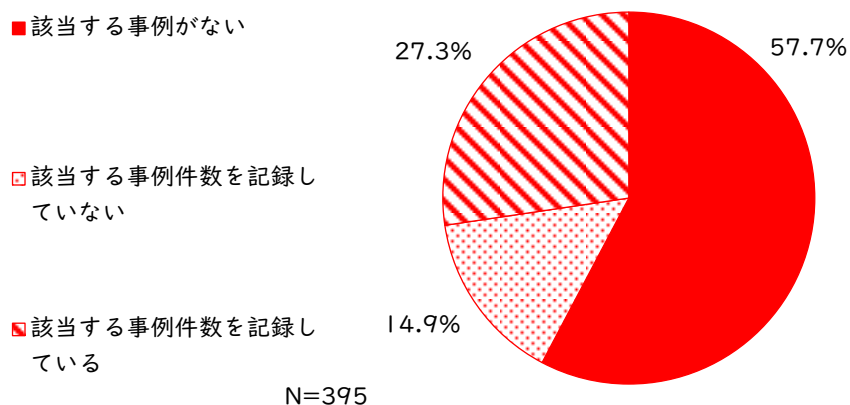
(5) 受任調整(会議)を行った件数



	N	平均	標準偏差
実数	161	12.7	23.1
延べ数	58	12.1	15.2

相談をきっかけに、ニーズの検討を行った結果、実際に受任調整(会議)まで行ったようなケースについては過半数が記録されているが、4割ほどは該当する事例がないという回答も見られ、中核機関に寄せられた相談をきっかけに実際の支援につながる事が少ない地域もあることが確認された。件数の記録については、実数での記録が161か所、平均12.7回の受任調整を行っており、延べ件数での記録の場合、58か所で平均12.1回の受任調整を行っていることが確認された。

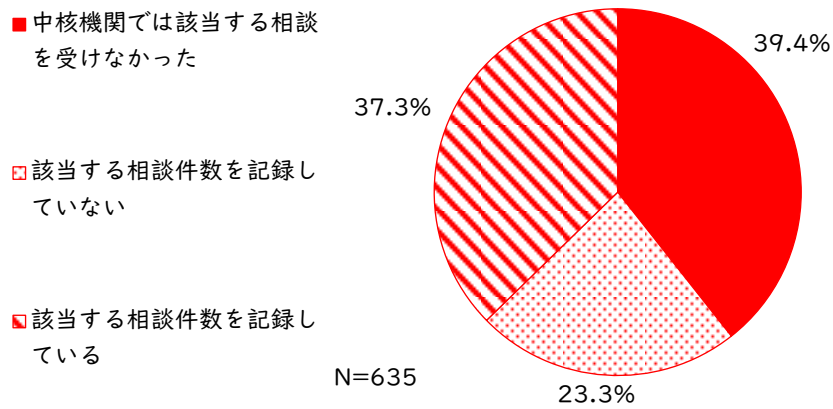
(6) ニーズの検討を行った相談事例のうち、モニタリングをしている事例



	N	平均	標準偏差
実数	81	7.8	12.1
延べ数	27	7.7	10.3

モニタリングをしている事例となると、該当する事例がないという回答が多くを占め、モニタリングの実施は十分に定着していないことが確認された。なお、実数、延べ数ともに平均して8件弱のモニタリング事例が記録されている。

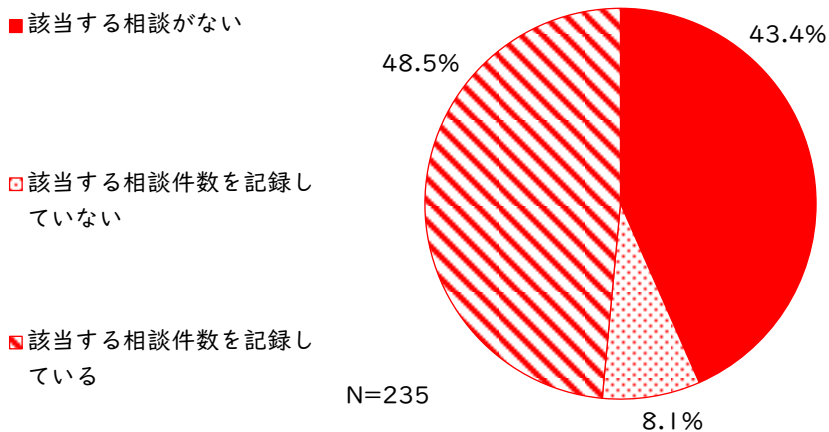
(7)すでに後見人等が選任されている事例に関する相談



	N	平均	標準偏差
実数	165	11.0	36.2
延べ数	72	27.7	110.2

すでに後見人が選任されている事例に関する相談(苦情を含む)については、4割程度が該当するケースがなく、件数を記録しているのも4割弱であった。実数で記録しているのが165か所で平均11件の記録が確認された。延べ件数の場合は72か所、平均27.7回の相談が寄せられていた。

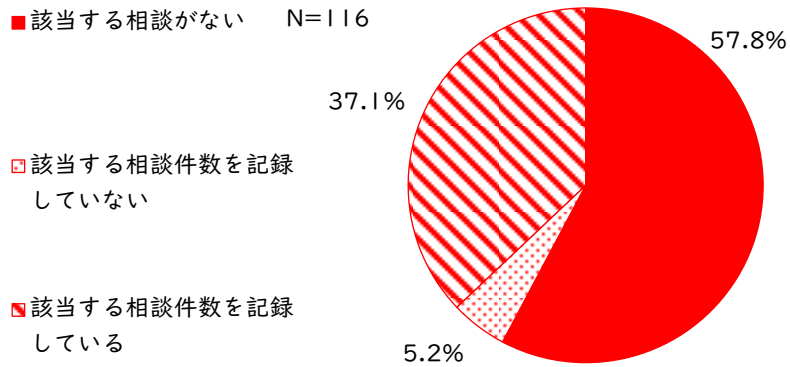
(8)後見人等の言動に問題があるといった内容の相談



	N	平均	標準偏差
実数	75	3.2	4.5
延べ数	39	4.9	8.1

利用者本人や関係者から、後見人等の言動について問題があるという相談は、絶対数こそそれほど多くはないが、後見人がすでに選任されている事例での相談について記録が取られているところの約半数の中核機関で記録が取られていた。ただし実数、延べ数ともに件数は少なく、平均して3~5回以内に収まっている。

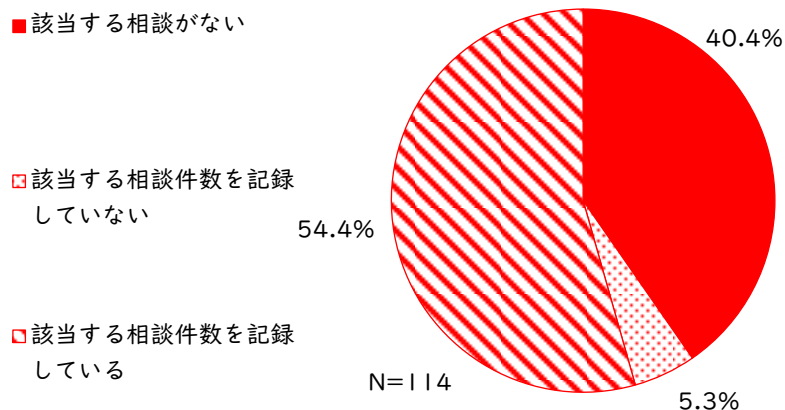
(9)①後見人等に問題があると中核機関が判断したものの



	N	平均	標準偏差
実数	28	1.9	2.1
延べ数	15	1.9	1.5

後見人等に問題があるのではないかと寄せられた相談のうち、実際に後見人等の側に問題があると中核機関で判断した事例の件数が記録されているのは 116 地域のうちの 37%であった。後見人等の言動に問題があるということで寄せられた相談であっても、過半数の地域では、実際に後見人等に問題があると判断されるようなケースは少ないことが示唆される。記録としても平均 1.9 件ということで、それほど苦情が頻発しているわけではないことが確認されている。

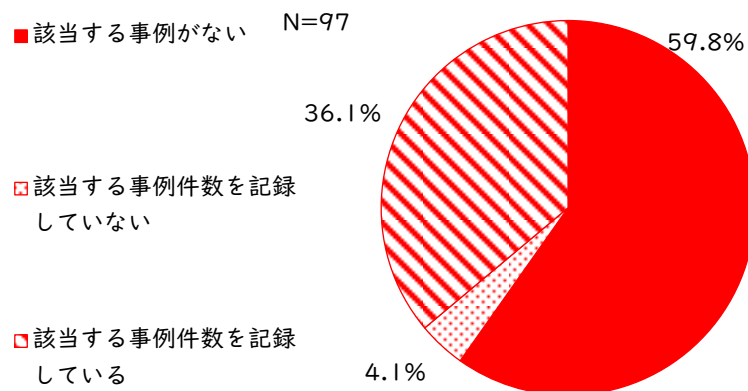
(9)②どちらに問題があるとも判断できなかったもの



	N	平均	標準偏差
実数	36	2.3	1.8
延べ数	25	3.4	3.3

むしろ苦情を含む相談については、どちらに問題があるとも判断ができず、解決が容易ではないと予想されるケースの方がわずかに多い可能性があることが示唆される。114 地域のうち過半数の地域ではこうした事例の記録が取られており、平均件数も 2～3 件程度となっていた。

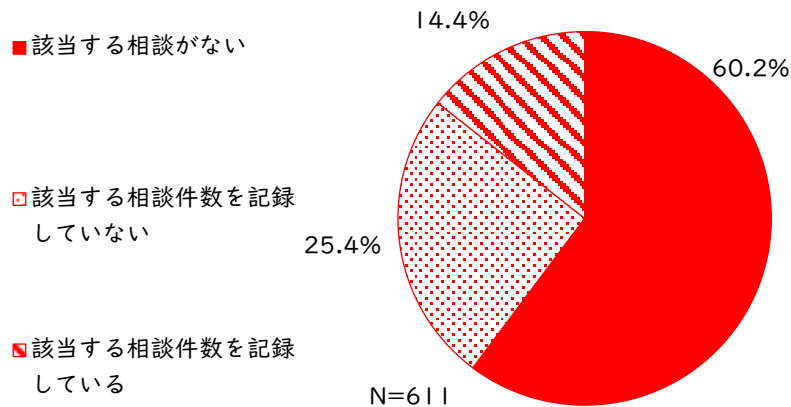
(10)問題の解決に至らず中核機関では対応できなかった事例



	N	平均	標準偏差
実数	19	1.4	0.7
延べ数	15	2.1	1.9

(9)の①や②で回答を求めたような苦情を含む相談において、中核機関では対応が難しかった事例がどれほどあったのかを確認したところ、そうした事例が実数で記録されているのが 19 地域、延べ数で記録されているのが 15 地域とかなり少ないことが確認された。記録がある中での平均は実数記録だと 1.4 件、延べ数記録では 2.1 件であった。

(11)利用者本人や関係者の言動について、後見人等から寄せられた相談



	N	平均	標準偏差
実数	63	21.1	96.6
延べ数	25	3.7	5.5

逆に後見人等から寄せられる相談については、相対的に記録していない割合が高く、およそ4分の1は記録が取られていなかった。おそらく外れ値があるものと考えられるが、実数での記録があるのは63地域で、平均21.1件のこうした相談があったことが報告されている。

【3. 中核機関における権利擁護の相談支援機能】

(1)中核機関で取り扱っている相談事例(複数選択)

	N=657	%
本人の身近な関係者（医療・福祉・介護、民生委員等）から寄せられる権利擁護支援の必要性が考えられる相談事例	640	97.4%
家族・親族から寄せられる権利擁護支援の必要性が考えられる相談事例	630	95.9%
本人から寄せられる権利擁護支援の必要性が考えられる相談	598	91.0%
各種相談支援機関で権利擁護支援の必要性の判断に迷った相談事例	587	89.3%
各種相談支援機関で権利擁護支援が必要であると判断した事例	587	89.3%
各種相談支援機関に寄せられた権利擁護支援に関するすべての相談事例	381	58.0%
その他	22	3.3%

その他の具体例：

- ・金融機関や警察からの相談
- ・後見人等の交代に関する相談 など

本人や身近な関係者から寄せられる相談を扱っているのはほぼすべての中核機関と言ってもよい結果である。各種相談支援機関(いわゆる一次相談窓口など)に寄せられた権利擁護支援に関する

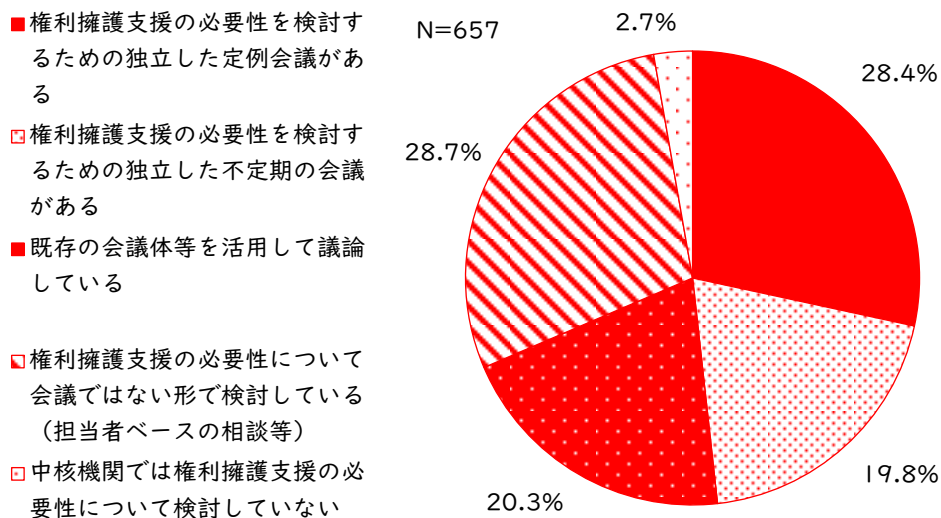
るすべての相談事項を扱っているところも 6 割近いことから、中核機関に一定負担が偏っている可能性も考えられる結果となっている。

(2) 各種相談支援機関の担当職員の知識やスキル向上のために中核機関が行っている取組(複数選択)

	N=657	%
各種相談支援機関職員向けの研修や事例検討会等の開催	391	59.5%
権利擁護支援の必要性に関する情報を正確に聞き取るための様式等の整備	247	37.6%
各種相談支援機関職員の意見や希望に関する聞き取り	184	28.0%
権利擁護支援の必要性がある相談を受けた場合の対応・連絡フロー図の作成	158	24.0%
権利擁護支援の必要性がある相談を受けた場合の対応マニュアル等の整備	91	13.9%
各種相談支援機関職員向けのマニュアル等の整備	53	8.1%
その他	56	8.5%
各種相談支援機関職員向けの知識やスキル向上等の取組は行っていない	137	20.9%

6 割ほどの中核機関では、相談支援機関職員向けの研修等を実施していることが確認された。相談窓口でのアセスメントを向上させることにつながる、様式等の整備は 4 割弱、相談を受けた際取るべき行動を明確するフロー図の作成やマニュアル作成はそれぞれ 2 割強や 1 割程度の実施率にとどまり、2 割ほどの中核機関では相談支援機関職員向けの知識やスキルの向上を目指した取組みが行われていないことが明らかになった。

(3) 権利擁護支援のニーズや成年後見制度利用の必要性を検討する機会(単一選択)



ほとんどの中核機関において、何らかの形で権利擁護支援ニーズや成年後見制度の利用が必要であるかの検討は行われていることが確認された。

(4) 権利擁護支援の必要性を検討する機会(会議等)の主な参加者(複数選択)

	N=653	%
市町村担当者	574	87.9%
各種相談支援機関で当該相談を受けた職員	424	64.9%
本人に身近な医療・福祉・介護等の関係者	381	58.3%
中核機関の担当者(委託の場合のみ)	380	58.2%
社会福祉士	369	56.5%
弁護士	335	51.3%
司法書士	328	50.2%
家族・親族	124	19.0%
本人に身近な民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者	117	17.9%
本人	107	16.4%
その他	144	22.1%
中核機関では権利擁護支援の必要性について検討していない	22	3.4%

その他の具体例:

- ・医師 ・精神保健福祉士 ・行政書士 ・警察
- ・社会福祉協議会 ・学識関係者 ・家庭裁判所 など

9割近い中核機関において、ニーズや制度の必要性を検討する際には市町村職員が出席していることが確認された。一方で、本人や家族などが出席している地域はまれであることも確認された。

(5) 権利擁護支援の必要性を検討する会議等の機会における主な検討事項(複数選択)

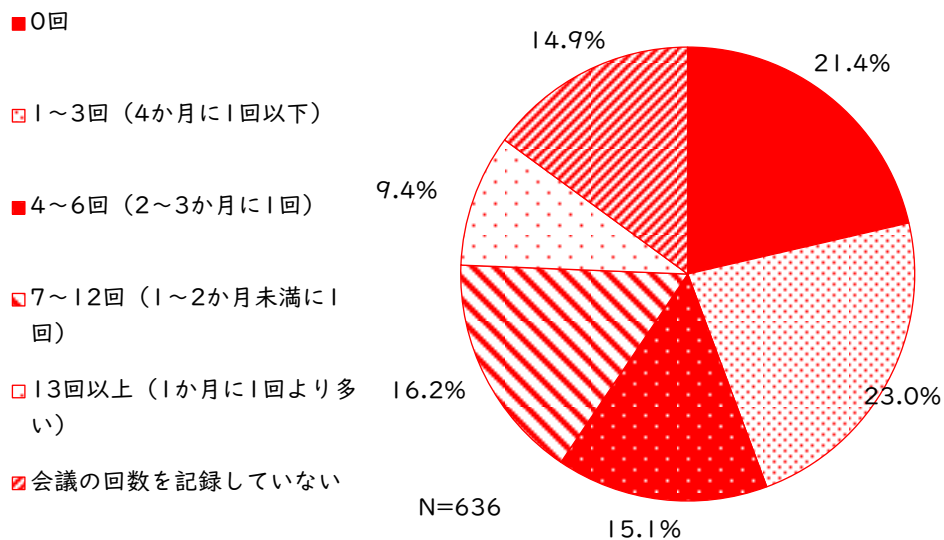
	N=655	%
成年後見制度利用の必要性（他制度で対応困難な理由を含む）	573	87.5%
本人の課題の整理（生活上の困難・権利擁護の必要性）	557	85.0%
家族・親族による支援や申立ての可能性	510	77.9%
本人の判断能力の程度	497	75.9%
本人の財産状況（規模・種類・管理の難易度）	486	74.2%
成年後見制度利用に関する、本人への説明・意向確認の状況	482	73.6%
権利擁護支援チームの有無と連携状況	235	35.9%
その他	45	6.9%
特に検討事項を決めていない	57	8.7%
中核機関では権利擁護支援の必要性について検討していない	26	4.0%

その他の具体例：

- ・受任調整までを同時に行っている
- ・市町村長申立ての必要性
- ・後見報酬助成について
- ・虐待案件などにおける介入方法 など

成年後見制度利用の必要性や本人の課題、財産状況や本人の意向については7割以上の地域において検討事項として挙げられている。しかし、地域の権利擁護ネットワークに係る体制整備を念頭においた場合、権利擁護支援チームの有無や連携状況を確認できているのは35%程度に過ぎない点は、今後の課題となってくるだろう。

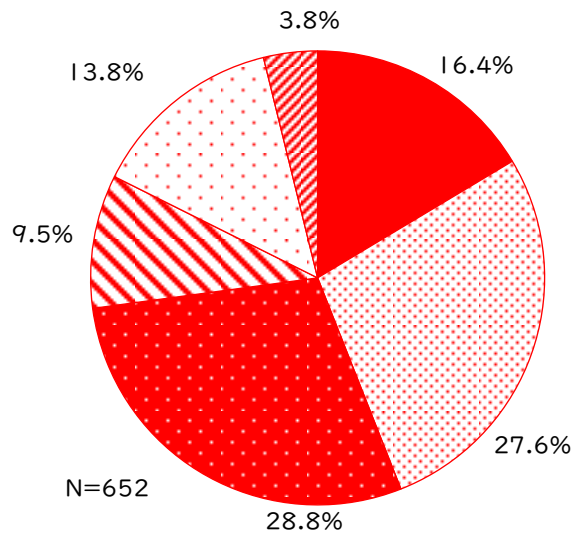
(6) 会議等を通じた、権利擁護支援の必要性の検討頻度



前問で、権利擁護支援の必要性を検討していないのがわずかに4%だったことに鑑みると、会議等を通じた権利擁護支援の必要性の検討頻度が0回なのが20%ほど、会議の回数を記録していないというのが15%程という結果からは、必ずしも会議という形で必要性の検討をしているわけではないことが示唆される。

(7) 権利擁護支援の必要性の検討ができるまでの平均的な時間(単一選択)

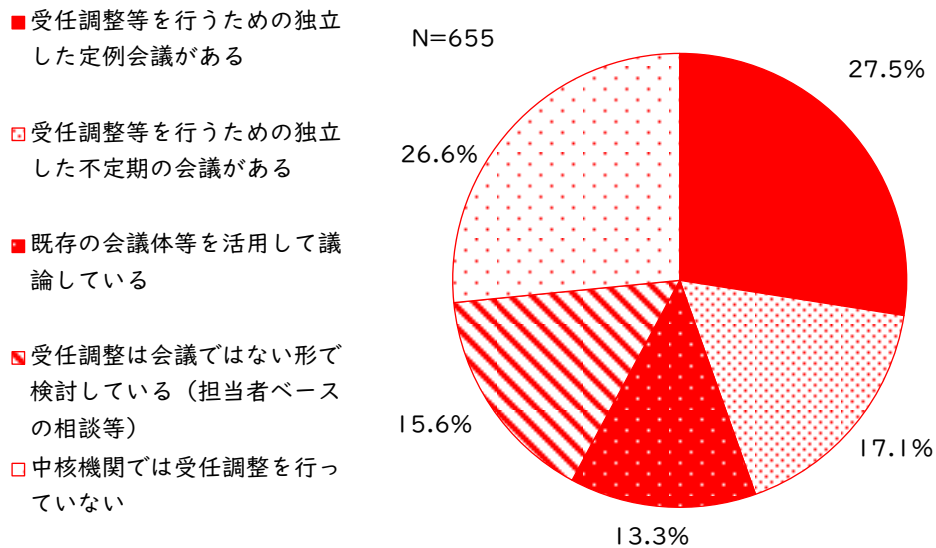
- 1週間未満で検討(開催)できる
- ▣ 1週間以上、2週間未満で検討(開催)できる
- 2週間以上、1か月未満で検討(開催)できる
- ▣ 1か月以上かかる
- 会議は定例のものしか存在しない
- ▣ 中核機関では権利擁護支援の必要性について検討していない



権利擁護の必要性を検討するまでにかかる時間として最も多いのは、2週間以上1か月未満という回答で、約3割を占めている。これより短期間で検討可能であるという回答も合わせると、1か月未満で検討できるのが全体の7割を超える。つまり、おおよそ月に1回くらいは権利擁護支援の必要性を検討できる機会がある地域が7割はあると読み取ることができる。

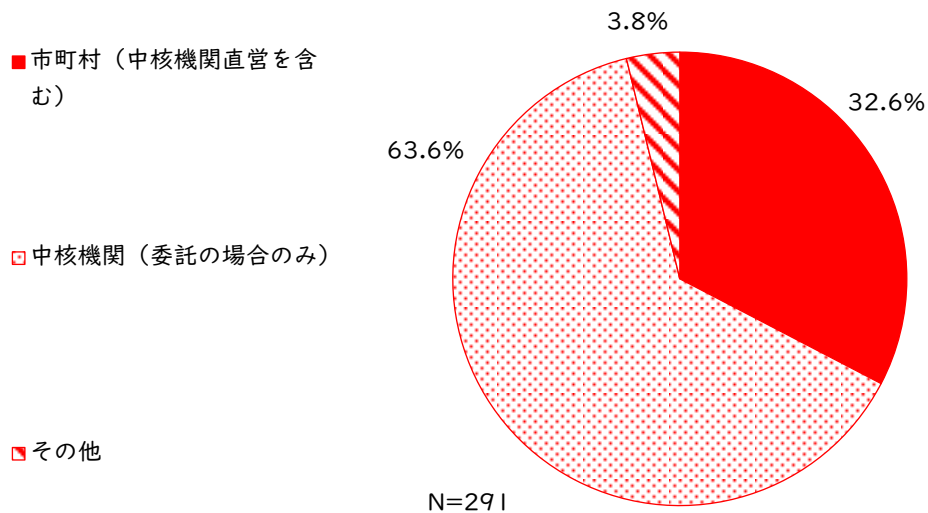
【4. 中核機関における権利擁護支援チームの形成支援機能】

(1) 受任調整(会議)の整備状況(単一選択)



3割近い27%の中核機関で受任調整を行うための独立した定例会議がある一方で、中核機関であるにもかかわらず、26%もの地域で受任調整を行っていないことが明らかになった。

(2) 受任調整を行う独立した会議の開催主体(単一選択)



独立した受任調整のための定例会議がある地域自体があまり多くないが、その中で6割以上では当該会議の開催主体が委託による中核機関であることが明らかになった。なお、開催主体が決まっていないケースは一つも確認できなかった。

(3) 受任調整(会議)の主な出席者

	N=623	%
市町村（直営中核を含む）担当者	413	66.3%
社会福祉士	344	55.2%
弁護士	336	53.9%
司法書士	328	52.6%
中核機関（委託）の担当者	297	47.7%
各種相談支援機関で 当該相談を受けた職員	226	36.3%
本人に身近な医療・福祉・ 介護等の関係者	185	29.7%
後見人等受任候補者になる 可能性が高い人	56	9.0%
本人に身近な民生委員・自治会・ 民間事業者等の地域の関係者	36	5.8%
家族・親族	34	5.5%
本人	25	4.0%
その他	151	24.2%
受任調整（会議）を行っていない	178	28.6%

その他の具体例：

- ・医師 ・税理士 ・学識関係者 ・行政書士
- ・精神保健福祉士 ・家庭裁判所 ・法人後見実施団体 など

市町村の担当者や専門職が出席している地域は多いものの、後見人等の候補者になる可能性が高い人や、本人、家族等が出席している地域はかなり少ないことが確認できた。

(4) 受任調整(会議)に諮るケース(複数選択)

	N=620	%
首長申立てのケース	313	50.5%
相談を受けた事例のうち、成年後見制度の 利用が適切と判断されたすべてのケース	129	20.8%
親族申立てのケース	129	20.8%
本人申立てのケース	124	20.0%
その他	125	20.2%
特に決まっていない	66	10.6%
受任調整（会議）を行っていない	178	28.7%

その他の具体例：

- ・後見人等の交代(変更・リレー)の件
- ・困難事例 市民後見人が適切と思われる事例
- ・法人後見が適切と思われるケース など

有効回答のうち、半分の地域では首長申立てのケースは受任調整の対象になっているが、その他はどの項目も2割程度の地域でしか選ばれていない。また、3割近くは受任調整を行っていない。

(5) 受任調整(会議)における主な検討事項(複数選択)

	N=617	%
後見人候補者の検討 (市民後見人・法人後見・専門職等)	410	66.5%
成年後見制度利用の必要性 (他制度で対応困難な理由を含む)	375	60.8%
成年後見制度利用に関する、本人への 説明・意向確認の状況	319	51.7%
後見人等が選任されるまでの一時的な 支援や対応の調整、役割分担	271	43.9%
後見人等や権利擁護支援チームに 期待される役割	251	40.7%
権利擁護支援チームの有無と連携状況	220	35.7%
課題解決後の後見人等の交代の方向性	151	24.5%
本人と候補者の事前面談 (マッチング)の可能性	124	20.1%
その他	25	4.1%
特に検討事項を決めていない	29	4.7%
受任調整(会議)を行っていない	175	28.4%

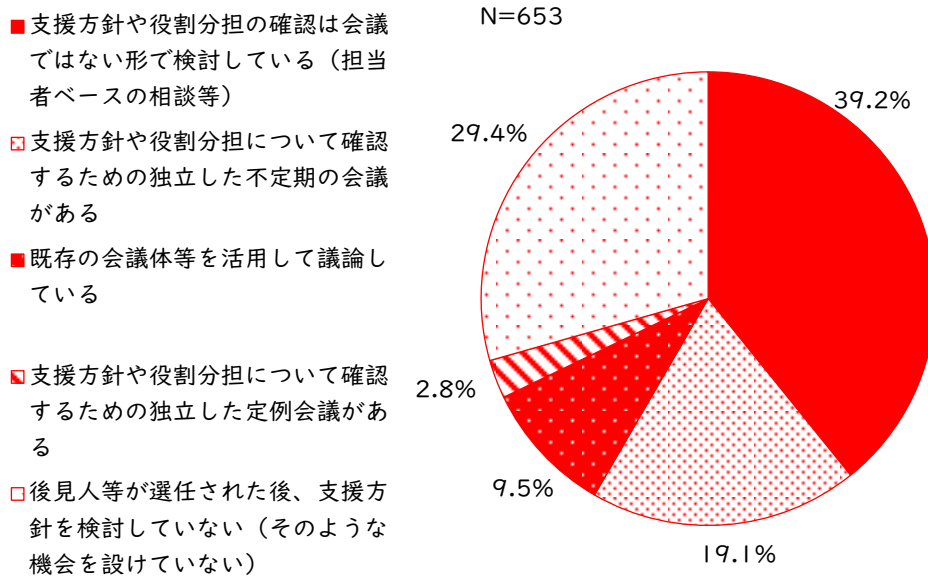
その他の具体例:

- ・市民後見人の受任が適切か否か
- ・本人の資産から、後見人等への報酬が支払えるのか など

後見人候補者の検討は65%以上の中核機関で行われているものの、権利擁護支援チームの有無と連携状況については35%の中核機関でしか検討されておらず、支援チームに関する認識が不十分となっていることが明らかになった。

【5. 中核機関における権利擁護支援チームの自立支援機能】

(1) 後見人等が選任されたあとに、権利擁護支援チームのメンバーが支援方針や役割分担について確認する機会(単一選択)



権利擁護支援チームでの支援方針等の確認は会議体ではない形で行われている中核機関が 4 割を数えている。また、こうした機会が設けられていない中核機関も 3 割いることが確認できた。

(2) 権利擁護支援チームのメンバーが支援方針や役割分担について確認する機会の検討事項(複数選択)

	N=649	%
困りごとがあった場合の対応・相談先等	302	46.5%
後見人等・チームメンバーの役割分担	302	46.5%
申立前に想定していた支援方針	274	42.2%
チームとしての支援プロセス等	189	29.1%
中核機関による継続支援の必要性	161	24.8%
チームによる支援の意義	154	23.7%
モニタリングの必要性やその判断時期	103	15.9%
定期的な状況報告の必要性	80	12.3%
その他	24	3.7%
特に検討事項を決めていない	95	14.6%
後見人等が選任された後、支援方針を検討していない(機会を設けていない)	208	32.0%

4 割程度の中核機関において検討されているのが困りごとの相談先、役割分担、そして想定していた支援方針の確認であった。チームによる支援の意義について確認しているのは 2 割強に過ぎなかった。

(3) 支援方針や役割分担について確認する機会の主な参加者(複数選択)

	N=645	%
後見人等	389	60.3%
本人に身近な医療・福祉・ 介護等の関係者	373	57.8%
中核機関の担当者	361	56.0%
市町村担当者	336	52.1%
本人	244	37.8%
家族・親族	200	31.0%
本人に身近な民生委員・自治会・ 民間事業者等の地域の関係者	90	14.0%
その他	38	5.9%
後見人等が選任された後、支援方針を 検討していない(機会を設けていない)	207	32.1%

その他の具体例:

- ・明確に決まっていない
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職
- ・ケースごとに必要な人を招集 など

後見人等、本人に身近な医療・福祉・介護等の関係者、そして中核機関の担当者は 50%台後半から 60%程度までの範囲に分布している。その一方で、本人が参加しているのは 4 割を下回る程度である。

(4) モニタリングを実施するケースの選定基準(単一選択)

■ 明文化された基準はなく、担当者の判断によってモニタリングするか決めている

N=635

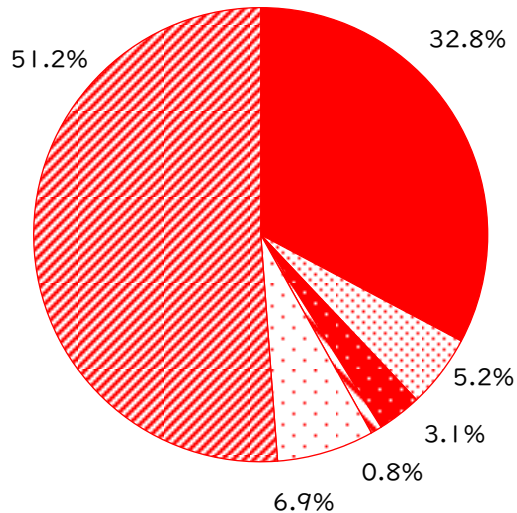
▣ 明文化された基準はないが、専門職によるアドバイスを受けて、モニタリングをどうかを決めている

■ すべてのケースをモニタリングしている

▣ モニタリングするケースを判断するための明文化された基準がある

□ その他の選定基準

■ モニタリング自体行っていない



モニタリングについては過半数の中核機関が行っていないという状況である。すべてのケースでモニタリングをすることは難しいと考えられ、実際にそうした中核機関は3%ほどにとどまっている。モニタリングの判断をするための明確な基準がある地域が1%を下回るほどであることと併せると、モニタリングの有用性についてはまだ浸透が不十分である。

(5) モニタリング実施判断のタイミング(複数選択)

	N=633	%
権利擁護支援チームからの申し出があった時点でモニタリングの必要性を検討している	173	27.3%
後見人等が選任された後の権利擁護支援チームの開始の際に決めている	71	11.2%
受任調整の時点でモニタリングをどうかを決めている	33	5.2%
後見人等が選任された後、すぐに決めている	20	3.2%
その他のタイミング	76	12.0%
モニタリング自体行っていない	325	51.3%

その他の具体例:

- ・ケースによってタイミングを変えている
- ・家裁への報告時期に合わせている など

モニタリングを行っている地域自体が少ないものの、行っている場合の多くは権利擁護支援チームからの申し出があった時点で検討していることが確認できた。

(6) 権利擁護支援チームとしての本人に対する支援の状況確認等を目的とした、「支援の状況確認・調整機会」における主な検討事項(複数選択)

	N=649	%
後見人等による困りごとや相談	190	29.3%
申立て前に設定した課題の解決状況	181	27.9%
後見人等による、本人への支援の実施内容	179	27.6%
現状についての本人の意向、困りごと、相談	176	27.1%
権利擁護支援チームによる困りごとや相談	141	21.7%
権利擁護支援チームとしての支援や役割分担等の見直しや次回の確認時期の必要性	116	17.9%
後見人等の交代・類型変更・追加選任等の必要性	102	15.7%
その他	12	1.8%
特に決まっていない	94	14.5%
モニタリング自体行っていない	338	52.1%

困りごと、相談をはじめとした内容はどれも30%程度の中核機関で検討・調整されている。また、15%程度は検討事項が特に決まっていなかった。

(7) 「支援の状況確認・調整機会」における主な参加者

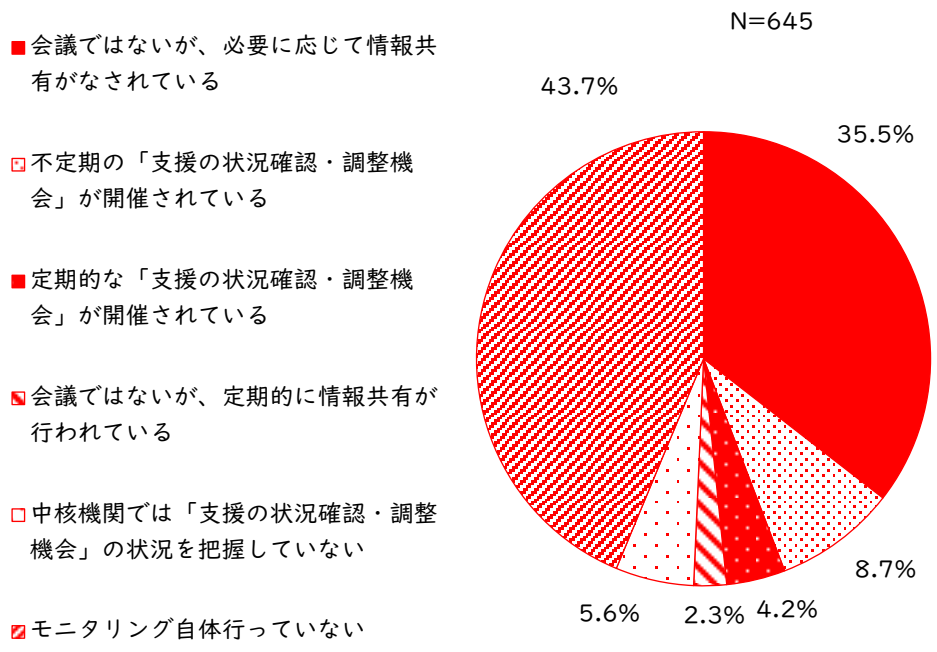
	N=647	%
後見人等	231	35.7%
中核機関の担当者	225	34.8%
本人に身近な医療・福祉・介護等の関係者	215	33.2%
市町村担当者	193	29.8%
本人	125	19.3%
家族・親族	106	16.4%
本人に身近な民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者	57	8.8%
その他	40	6.2%
支援の状況確認・調整機会を設けていない	366	56.6%

その他の具体例:

- ・状況に応じて参加者は異なる
- ・専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士) など

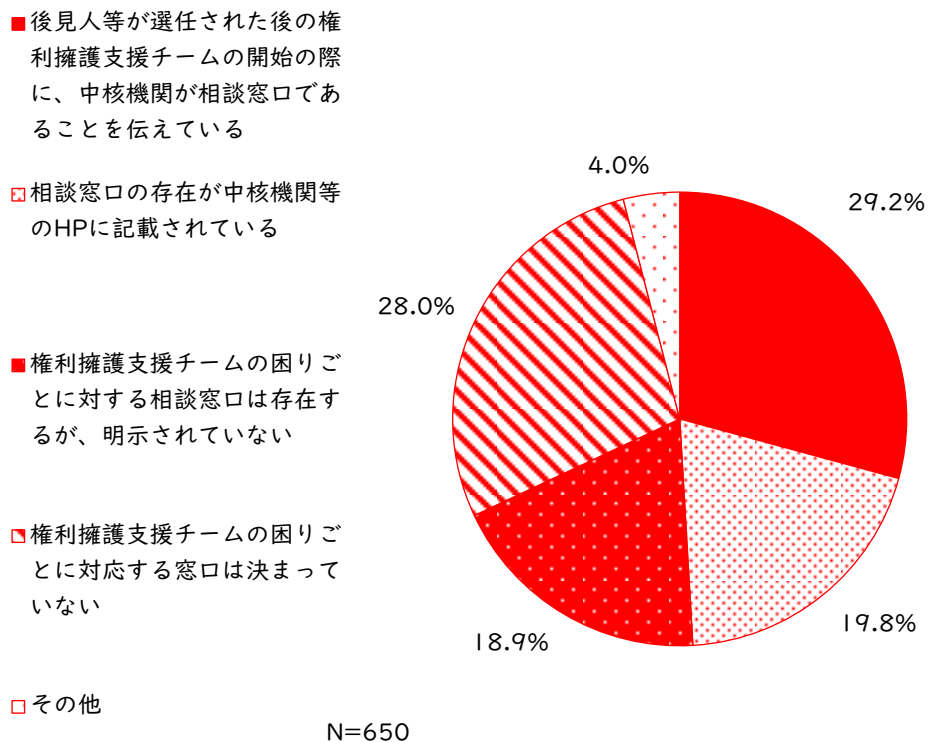
支援の状況確認や調整機会を設けているのは半分に過ぎないが、その6~7割で後見人等と中核機関、そして本人に身近な医療・福祉・介護等の関係者が参加していることが確認できた。

(8) 権利擁護支援チームによる本人への「支援の状況確認・調整機会」について(単一選択)



権利擁護支援チームから本人への「支援の状況確認・調整機会」については、モニタリングを行っていない半数を除くと、残りのうちの約 7 割は会議ではない形で情報を共有していることが確認された。

(9) 困りごとが生じた場合の相談窓口(単一選択)



権利擁護支援チームが形成された後に困りごとが生じた際の相談窓口については、3割ほどの中核機関において支援チームの開始時に窓口について伝えられている。しかし同時にほぼ同数の中核機関において、そうした困りごとの対応窓口は決まっていないことも明らかになった。

(10) 後見人等が選任された後の相談(苦情を含む)に対して中核機関が行っている対応(複数選択)

	N=653	%
本人や家族、支援者、後見人等への事実確認、聞き取り	288	44.1%
本人や家族、支援者、後見人等の中での調整や改善策の提案	260	39.8%
専門職団体への相談	215	32.9%
家庭裁判所への適時・適切な連絡	190	29.1%
市町村への相談	157	24.0%
支援方針の見直し等を検討する会議開催の呼びかけや参加	151	23.1%
その他	23	3.5%
中核機関では苦情対応をしていない	26	4.0%
中核機関には苦情に関する相談が寄せられていない(把握していない)	291	44.6%

比較的多くの中核機関(約 4 割)において行われているのは、本人をはじめとする関係者に対する事実確認や聞き取りと、調整、改善策の提案であった。また、専門職団体への相談や、家庭裁判所への適時・適切な連絡も 3 割ほどの中核機関で行われていた。

(11) 支援方針の見直し等を検討する機会(単一選択)

- 中核機関が受けた苦情を含むすべての相談について検討している

N=650

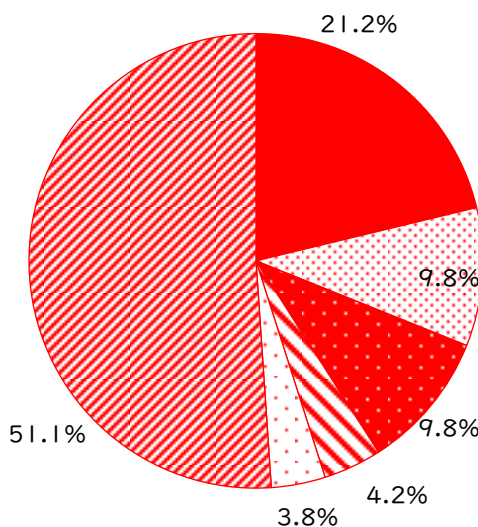
- 後見人等に問題(不適正・不適切な事務の疑い)があると思われるケースについては検討している

- 支援方針の見直し等は検討していない

- 制度理解の不足が原因ではないケースについては検討している

- 中核機関では苦情対応をしていない

- 中核機関には苦情に関する相談が寄せられていない(把握していない)



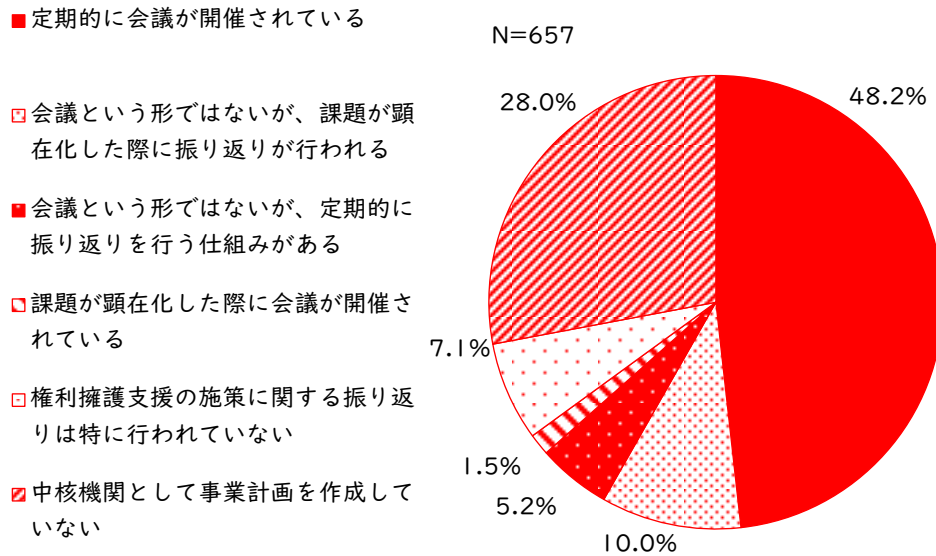
半数の中核機関では後見人等が選任された後の相談(苦情を含む)が寄せられていない(把握していない)ことが分かった。逆に、すべての相談について検討しているのは 2 割程度にとどまっている。

(12)対応が困難だった相談(自由記述)

- ・ 本人が後見制度の取消を強く希望する一方、後見人は類型変更や経過観察を主張し、見解が対立した。中核機関が双方から聞き取りを重ね調整を試みたが合意に至らず、本人が医療機関や家庭裁判所への相談を拒否する場面もあり、対応は長期化した。最終的に関係者協議を重ね、約1年をかけて取消に至った。
- ・ 任意後見受任者が、連絡不通や費用未払い等の不適切な対応を行っていた事案。任意後見監督人が選任されておらず、監督機能が働かない中で対応が困難となった。本人は認知機能の低下により契約の解消も難しく、最終的には関係機関と連携し、法的手段による解決を検討する事態となった。
- ・ 後見人の支援内容(費用未払い、連絡不通等)に関する苦情が複数の関係者から寄せられ、面談や支援チーム会議を通じて改善を求めたが、その後も状況は十分に改善されず、関係者間で感情的な対立も生じた。継続的な苦情対応が見込まれる状況となっている。
- ・ 本人、後見人、地域の支援者の間で支援方針に大きな隔たりが生じ、意思疎通が困難となった事案。専門職の派遣を受けてケア会議を開催し調整を図ったが、本人の状態変化や過去の意味との関係もあり、権利擁護の観点からどのような対応が適切か、判断が難しいケースであった。

【6. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に関するその他の取組と課題等】

(1) 中核機関の事業計画について振り返り等を行う会議等(単一選択)



約半数の中核機関において、事業計画に関する振り返りを行う定期的な会議が行われていることが確認できた。一方で 3 割弱の中核機関には事業計画がないことも明らかになった。

(2) 市町村に期待する支援策(複数選択)

	N=638	%
予算(受託費等)の増額	299	46.9%
制度に関する広報・啓発活動の推進	211	33.1%
法人後見実施団体の育成に向けた取組	197	30.9%
専門職アドバイザーを招集するための予算確保	174	27.3%
一次相談窓口担当者に対する研修実施	170	26.6%
市町村職員の会議への参加	154	24.1%
市民後見人の積極的な養成、支援	153	24.0%
その他	42	6.6%
特になし	185	29.0%

その他の具体例:

- ・市民後見人の受任を増やす取組
- ・市職員や福祉事務所の職員に対する制度やチーム支援についての理解促進 など

予算や広報に関する要望が全体で見ると多いが、体制整備に直結する期待については、専門職アドバイザーを招集するための予算確保や、一次相談窓口担当者に対する研修の実施がそれぞれ 20% 台後半という結果になっている。

1.3. 地域における権利擁護支援体制の整備パターンに関する分析の詳細

本項においては、令和 7 年度取組状況調査のデータを用いた権利擁護支援体制の整備パターンについての分析について論じる。提供を受けたのは、市町村名および問 4「個別事案に対する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築状況」の 26 項目の設問に対する各市町村の回答である。26 項目の内容は以下の表 1.3-1.に記載の通りであり、回答はそれぞれの項目について、体制が(概ねという状態も含め)整っているか、整っていないかの二値となっている。26 個の二値変数から整備パターンを抽出するという目的から、ここでは潜在クラス分析(Latent Class Analysis)を用いることとした。これは実際に調査によって測定された観測変数の回答パターンから、回答者(ここでは市町村)をグループ分け(このグループのことを専門的には潜在クラスと呼んでいる)するための分析手法である。潜在クラス分析は、複数の設問への回答パターンをもとに、回答者をいくつかのグループ(潜在クラス)に分類する統計手法である、という点においてクラスター分析に近い。ただし、クラスター分析が主に連続的な数値データを用いてグループ分けをするのに対し、潜在クラス分析は「はい/いいえ」や「該当する/しない」といった離散的な回答データを扱うことを想定した手法である。このため、今回のように「体制が整備されている/されていない」という離散的な二値変数の回答パターンから「体制整備のパターン」を浮かび上がらせるという目的に対しては潜在クラス分析が適している。

表 1.3-1 令和 7 年度取組状況調査データの利用設問項目一覧

A	本人および関係者が成年後見制度（任意後見制度を含む、以下制度と略）を理解できるような周知・広報体制
B	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制
C	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制
D	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制
E	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制
F	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関（以下関係機関と略）と連携して相談対応できる体制
G	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握でき体制
H	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制
I	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制
J	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつながりが行える体制
K	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制
L	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつながり直しを検討する体制
M	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制
N	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制
O	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制
P	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制
Q	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制
R	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制
S	地域の担い手（専門職後見、市民後見、法人後見等）の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制
T	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制
U	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制
V	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制
W	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制
X	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制
Y	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制
Z	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制

潜在クラス分析では、得られた潜在クラスの特徴と回答者それぞれが各潜在クラスにどれくらいの確率で所属するのかという所属確率が結果として得られる。以下に、分析に使った変数が Q1～Q3 までの 3 つであり、潜在クラスの数 を 2 とした場合(潜在クラス数は分析者があらかじめ定めることができ、分析者は潜在クラスの数異なる分析結果を比較することで、潜在クラス数をいくつにするのがデータに対して最適な分類であるかを判断する)の、潜在クラスの特徴についてのイメージ及び、回答者(回答者 ID1 番から N 番)ごとの潜在クラスへの所属確率のイメージを視覚的に表しておく。表 1.3-2 に示した通り、例えば潜在クラス A の特徴としては、Q1 の回答としては「はい」が多く、Q2 に対しては

「いいえ」、Q3 に対しては「はい」と回答する傾向がある人々が集まるクラスであるといったイメージを持ってもらえるといい。

表 1.3-2 潜在クラスの特徴イメージ

	クラス A	クラス B
Q1	「はい」が多い	「いいえ」が多い
Q2	「いいえ」が多い	「はい」が多い
Q3	「はい」が多い	「いいえ」が多い

潜在クラス分析の結果について、クラスター分析と異なる点でもあるが、回答者の所属クラスは一義的に定まるものではなく、クラスごとの所属確率という形で得られるものである。つまり、ID1 番の人の所属クラスは「A」であると一義的に定められるのがクラスター分析であるのに対して、潜在クラス分析の場合は ID1 番の人はクラス「A」に所属する確率が 90%、「B」に所属する確率が 10%のような結果が得られることになる。こうした結果の違いは、どちらのグループに属するべきなのかあいまいな境界的な位置にいる人を適切に扱うことができるという差異を生み、潜在クラス分析の結果を用いてさらなる分析を検討する際に有効である。ただし、今回はあくまで体制整備のパターンを明らかにすることが目的であるため、結果のわかりやすさを重視して、もっとも所属確率が高いクラスを一義的な所属確率として処理し、クラスター分析と同様に ID1 番の人の所属クラスは「A」(とする)というわかりやすい結果を示すこととしている。

表 1.3-3 回答者のクラスへの所属確率イメージ

	クラス A への所属確率	クラス B への所属確率
ID 1	90%	10%
ID 2	5%	95%
ID 3	70%	30%
...
ID <i>N</i>	20%	80%

では、このような潜在クラスの特徴とそれぞれの潜在クラスへの所属確率はどのように求められるのだろうか。それは EM アルゴリズムと呼ばれる反復計算を利用した方法であり、手計算では困難な計算量となるため、専門的な統計解析ソフトを用いて分析を行う。本項における分析結果は、統計解析ソフト R のバージョン 4.4.3 において poLCA という潜在クラス分析用のパッケージを用いて分析したものである。以下に、EM アルゴリズムの考え方を簡略化して図示する。図中の①から②、③、④の手順へと進んだ後は③と④の手順を繰り返し、更新されてもクラスの特徴が変わらなくなった時点をもって計算が終了(収束)となる。この最終的な計算結果が分析結果として得られるものになる。

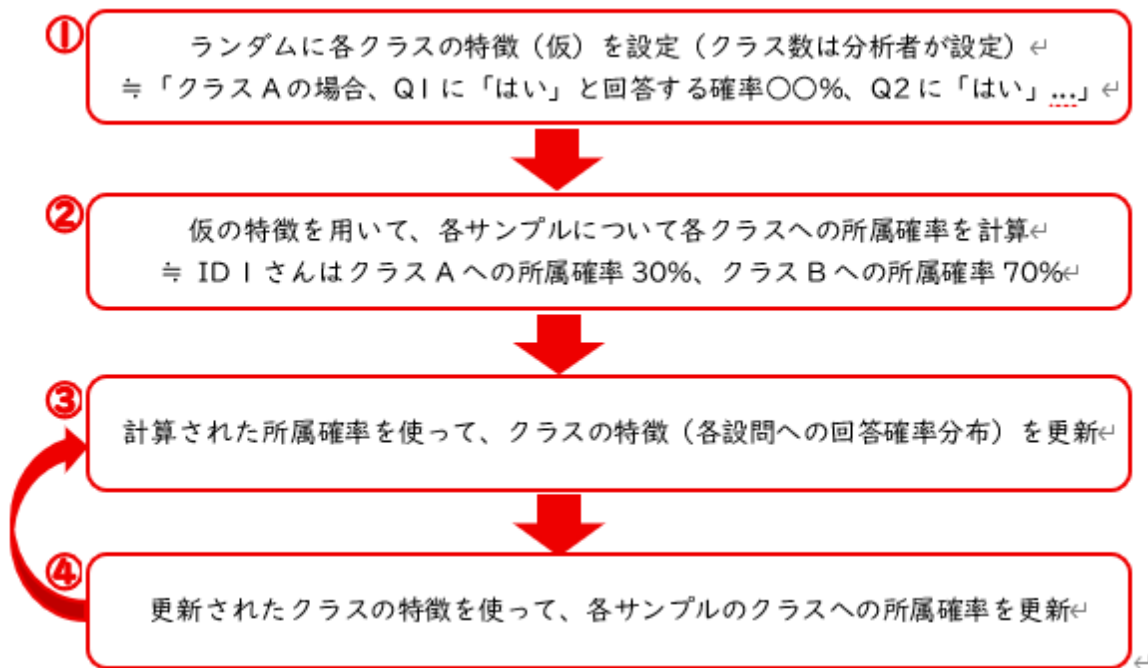


図 1.3-4 EM アルゴリズムの考え方

また、潜在クラス分析においていくつの潜在クラスに回答者を分類するのかという、潜在クラスの数（分析者があらかじめ定めることになる。恣意的な分析結果を導くことがないように、最適な潜在クラスの数（最適解）はモデル適合度と呼ばれる指標群を見て判定する。主に参照する指標は 3 つあり、モデルがデータにどの程度適合しているのかを示す AIC と BIC、そしてクラスの分類がどれほど明確にできているのかを評価するエントロピーである。AIC や BIC は値が小さい方がよいモデルであることを意味し、エントロピーは大きい方がよいモデルであることを意味する。AIC と BIC は相対的な比較しかできないが、エントロピーについては一般的に 0.8 を超えると良好なモデルであるとされている。本項における分析においても、クラス数が 3～5 の 3 つのモデルを比較したうえで、最適モデルを判断するが、実際の分析の場面では適合度指標によって最適と判断されるモデルが異なる場合がある（AIC では 4 クラスモデルが最適だが、エントロピーを見ると 3 クラスモデルが最適など）。そのため、適合度指標をまずは見たうえで、分析結果の解釈可能性（理論との整合性や、各クラスの特徴の理解可能性）を合わせた総合的な判断がしばしばなされており、本項においてもそうした一般的な方法を踏襲するものとする。

今回の 26 項目を用いた潜在クラス分析の結果は、以下の表にあるように、AIC および BIC 基準によるとクラス数が大きいほど良いモデルであることが示されている（5 クラスモデルが最も数値が小さい）一方で、エントロピーによるとクラス数が小さいほど良いモデル（3 クラスモデルが最も数値が大きい）であることが示されている。ただし、AIC と BIC の差分は 3 クラスモデルと 4 クラスモデルの間で大きく、4 クラスモデルと 5 クラスモデルの間で相対的に小さいことから、3 クラスモデルを 4 クラスモデルにすることでモデル改善が大きいものに対して、5 クラスモデルへの拡張によるモデルの改善は相対的に小さいことが示された。また、エントロピーについてはどのモデルも良好な結果を示しており、実際に得られたクラス分けの結果についての解釈可能性は 4 クラスモデルが最もわかりやすい結果であることから、ここでは 4 クラスモデルを最適解と判断する。

表 1.3-5 モデル適合度の比較

	AIC	BIC	エントロピー
3クラスモデル	37526.59	37963.57	0.932
4クラスモデル	36422.58	37007.04	0.913
5クラスモデル	36028.18	36760.11	0.893

4クラスモデルにおける分析の結果得られたクラスの構成は図 1.3-6 に示す。分析の結果 4 つのクラスは最も体制整備の進んでいないクラスから最も進んでいるクラスまでの完全な順序構成になっており、最も進んでいないクラスを Class1、最も進んでいるクラスを Class4 とした。図 1.3-6 は各クラスの特徴を、分析に用いた 26 項目に関する各クラスに所属する市町村における「体制が整っている」という回答の比率を縦軸とするグラフになっている。

Class1 は多くの項目において体制整備がまだ進んでいないクラスになっており、分析の結果全市町村のうち 28.83%がこのクラスに含まれていることが確認された。このクラスにおいて半数以上の市町村で体制整備ができていないのは「A 本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む、以下制度と略)を理解できるような周知・広報体制」だけであり、権利擁護支援チームの形成支援機能や自立支援機能についてはほとんど整備が進んでいないクラスであることが分かった。

Class2 は Class1 から少し取組が進んだ段階にあるものであり、権利擁護の相談支援機能や権利擁護支援チームの形成支援機能に係る受任調整についての体制整備がある程度進んでいるクラスであると理解することができる。このクラスは全体の 25.56%を占めており、Class1 と比べてときに、体制整備が進んでいる割合が特に高くなっている項目は「C 制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制」、「E 本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制」、「H 必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制」、「I 制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制」、「J 制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制」、「M 支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制」、「N 支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制」、「O 本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制」の 8 項目であり、現在 Class1 にあるようなほとんど取組の進んでいない地域がこれから取組を進めるにあたって、取り組みやすいと考えられるのはこれらの体制整備を進めるところからであると考えられる。

Class3 はさらに取り組みが進んだクラスであり、全体に占める割合は 30.10%と最も多くの市町村が含まれるクラスであることが分かった。このことから、取組が進んでいる市町村が多く含まれていると考えることができる。Class2 と比べてときに、体制整備が進んでいる市町村が目立って多くなっている項目は、「F 各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関(以下関係機関と略)と連携して相談対応できる体制」、「G 各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制」、「K 本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制」、「Q 支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制」、「S 地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制」、「T 関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制」、「U 本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制」、「V 後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制」、「Y 後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制」の 9 項目であった。これらの項目について体制整備を進めることができれば、令和 7 年時点では比較的体制整備の進んだ市町村であるということができ、多くの市町村にとってまず目指すべき状態ということができると考えられる。

最も体制整備の進んだ Class4 は全体の 15.51%に過ぎないが、ほとんどの項目において 100%の市町村が当該項目の体制整備ができていないという結果になっている。このクラスでは Class3 においてもまだしっかり体制整備が進んでいるとはいえなかった権利擁護支援チームの形成支援機能の一部及び自立支援機能に係る体制整備についてもかなり進んでいる状態にある。好事例と呼ばれるような市町村は基本的にこのクラスに含まれており、現行制度における地域連携ネットワークの強化という観点では目標となる最終段階にあるといえる。

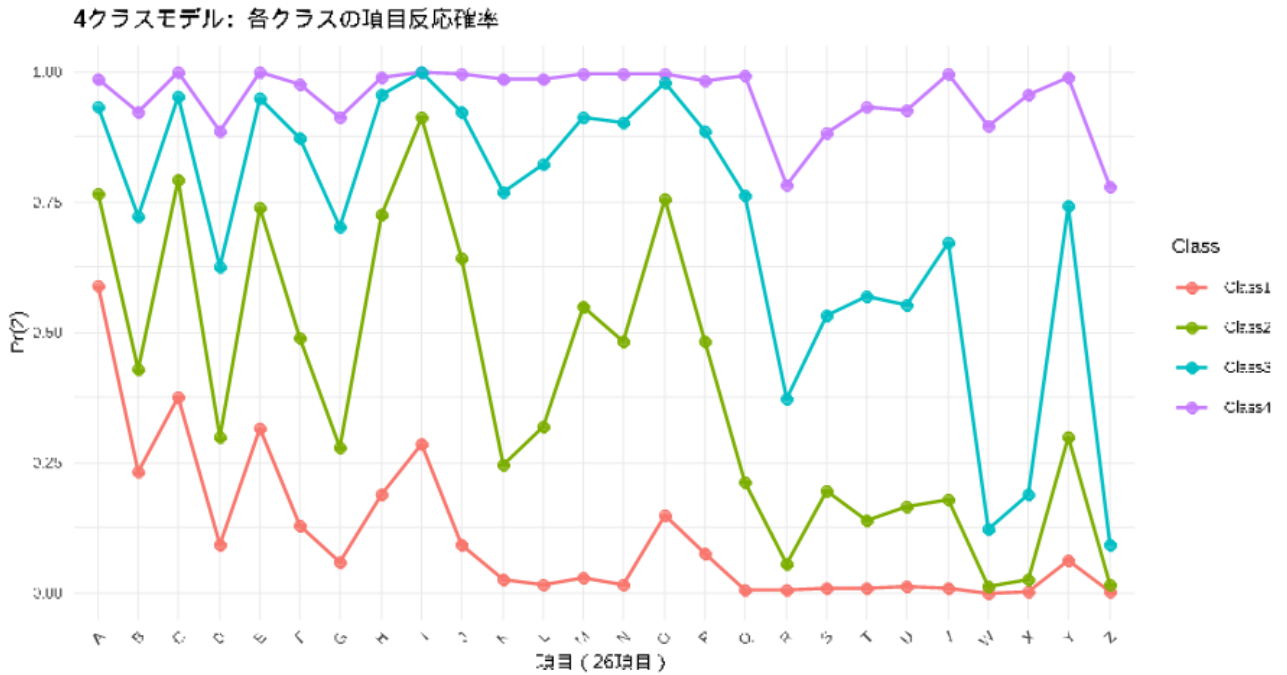


図 1.3-6 潜在クラス分析(4 クラスモデル)の結果

取組状況調査のデータを分析した結果、体制整備の進捗状況によって 4 つの整備パターンがあることが確認され、それぞれのパターン(潜在クラス)の間でどのような違いがあるのか、つまり、どのような点についての体制整備を進めることで、地域連携ネットワークのステップアップができるのかを客観的に明らかにすることができた。以下の項においては、Class1 から Class2 へ、そして Class3 や 4 へと実際にステップアップしていくにあたって、特に重要であるとされる内容について、本事業におけるアンケート調査及びヒアリング調査と委員会における議論の内容から明らかになった内容を項目ごとにまとめている。

2. 受任調整を含むチーム体制づくりに関するヒアリング調査

2.1. 取組が進んでいる市町村・中核機関に対するヒアリング調査

2.1.1. 千葉県八千代市:八千代市権利擁護連携支援センター

【本事例の特徴】

- 市社会福祉協議会への委託ながら、行政が施策・協議会を主導する、明確な役割分担と責任体制の構築
- 支援者が専門職に相談する機会を多様に設け、相談支援機関の権利擁護支援ニーズやチーム支援の意識を喚起、サポート
- 支援者の視点に立ち、在宅・病院などの場面別に関わりを可視化した「成年後見制度活用検討 BOOK」の展開
- 「中核機関コーディネート機能強化事業」を戦略的に活用し、司法・福祉の連携体制の強化

(1)自治体基礎情報

①人口(令和7年3月31日もしくは4月1日)

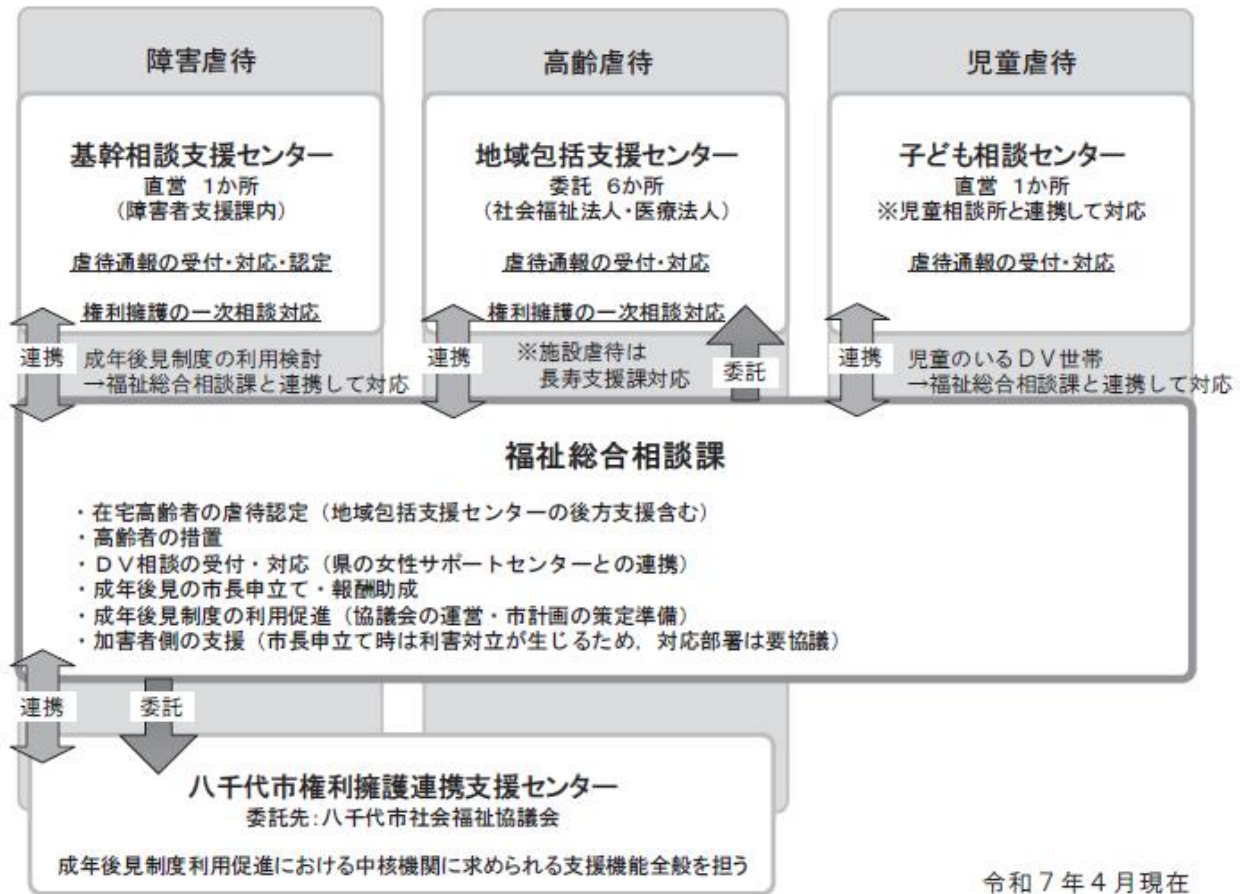
	概要
人口	206,895人

②権利擁護支援に関する状況

		概要
中核機関	法人名(機関名)	・ 八千代市、八千代市社会福祉協議会
	中核機関開始(受託)年	・ 2024年(令和6年)4月 ・ 「権利擁護の推進を図ること」及び「成年後見制度の支援体制を整備すること」の2つを主たる目的として設置。
	整備パターン	・ 単独、一部委託
	体制	・ 下図参照
	主な業務	・ 権利擁護、成年後見制度に関する相談支援業務 ・ 成年後見申立の手続き等の支援業務 ・ 成年後見制度普及啓発業務 ・ 市民後見人及び市民後見人候補者支援業務 ・ 関係機関等とのネットワーク構築業務 ・ 法人後見の受任業務 ・ その他の権利擁護、成年後見制度の利用促進に関する必要な業務
	行政との役割分担	・ 八千代市(福祉総合相談課)が権利擁護ネットワーク推進協議会の設置・運営、市計画の策定を担っている。
市民後見人	養成研修開始年、回数	・ 平成30年度から八千代市社会福祉協議会が市民後見人養成研修を開始している。 ・ 1年目に基礎、2年目に実務、3年目にフォローアップという形の3年で1タームとなっている。

	研修受講者数	・累計 16 名(うち修了生累計 11 名)
法人後見 実施団体数	—	・市内では八千代市社会福祉協議会が法人後見を実施。

■体制



※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

(2)ネットワーク機能強化に向けた中核機関の取組

①相談支援機能強化に向けた取組

【「支援者のための成年後見制度活用 BOOK」とフローチャートによる相談動線の可視化】

■概要

- ・ 支援者が日常の相談の中で制度利用を検討しやすいよう、「支援者のための成年後見制度活用 BOOK」および「活用検討フローチャート」を作成・配布している。
- ・ 単なる制度説明ではなく、在宅ケースや病院からのケースなど、場面ごとに中核機関や地域包括支援センター等がどう関わるかを視覚的に整理している。

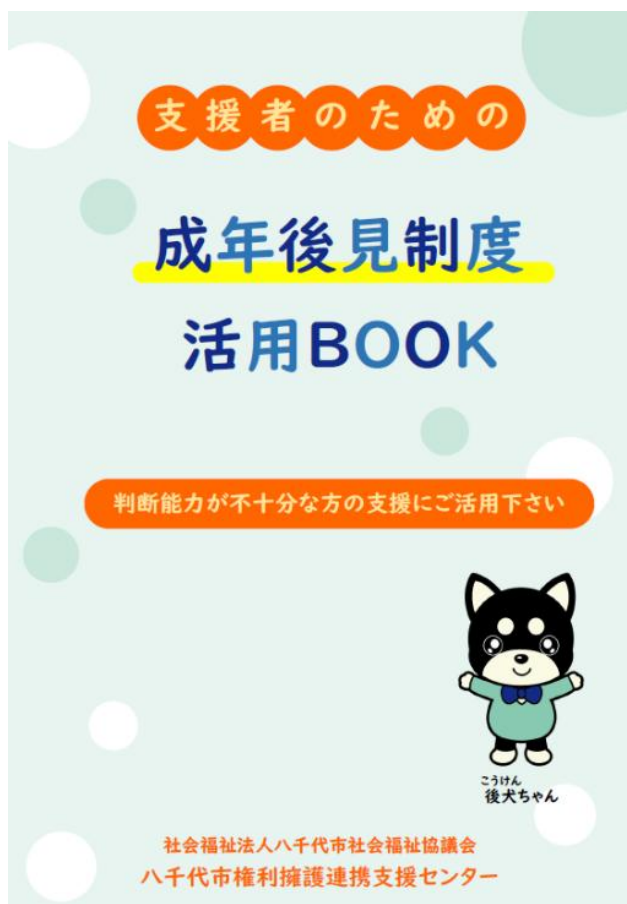
■背景・目的

- ・ 従来の「社会福祉協議会に直接(なんでも)相談」という流れから「まずは一次相談窓口(地域包括支援センター等)へ相談」という役割分担への移行が必要であった。
- ・ 支援者が「どこから中核機関に相談していいかわからない」という迷いを解消し、早期の相談受理につなげることを目的としている。

■ポイント

- ・ 全てのケースを中核機関が抱え込むのではなく、現場の支援者が自ら解決できる範囲と、専門職の助言が必要な範囲を「見える化」している点がポイントである。
- ・ これにより、一次相談窓口である地域包括支援センター等が、自信を持って初期対応にあたることのできる環境を整えている。

【「支援者のための成年後見制度活用 BOOK」²】



もくじ

.....

ガイドライン

- ① 八千代市権利擁護連携支援センターの役割 P.1
- ② 成年後見制度活用検討フローチャート P.3
- ③ ガイドライン使用時の留意事項 P.5
- ④ 権利擁護支援ケース検討会 P.6
- ⑤ 市長申立 P.7
- ⑥ 問い合わせ先一覧 P.8

様式

- ▶ 様式1 成年後見制度活用検討ガイドライン P.9
- ▶ 様式2 権利擁護支援ケース検討シート P.10
- ▶ 様式3 市長申立用アセスメント表 P.12

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

² 2024.7.24 に八千代市社会福祉協議会（八千代市権利擁護連携支援センター）作成。
https://www.yachiyosyakyo.jp/pdf/kouken_katsuyo_book.pdf

②権利擁護支援チーム形成支援機能強化に向けた取組

【受任調整にとどまらない「権利擁護支援ケース検討会」による早期アセスメント】

■概要

- ・ 専門職を交えた会議をあえて「受任調整会議」と呼ばず「ケース検討会」と称して隔月開催している。
- ・ その意図は、単なる候補者の選定だけでなく、申立て前の「対応困難事案」や「判断に迷う事例」を積極的に受け入れ、法的・福祉的助言を行う場としているためである。

■背景・目的

- ・ こうした名称を検討した背景としては、先行の他自治体事例を研究する中で、会議が「受任者選定」に限定されると、それ以前の段階で滞っている困難事例が放置される懸念があることに着目したためである。
- ・ 司法側の専門的な助言に早期に介入いただくことで、支援者が一人で抱え込むことを防ぎ、適切なチーム形成へ繋げることを目的としている。

■ポイント

- ・ こうした司法側の介入を重視したのは、行政内に社会福祉士等の専門職が多いため、権利擁護支援のニーズの精査や支援方針の検討、見通しはある程度行政内で可能という強みをいかし、より高度な司法判断が必要なケースにリソースを集中させていることがポイントといえる。

③権利擁護支援チームの自立支援機能強化に向けた取組

【「支援者向け弁護士相談」による選任後の継続的な伴走支援】

■概要

- ・ ケース検討会(奇数月)の合間の偶数月に、支援者専用の「弁護士相談」枠を定例化している。
- ・ 後見人等の選任後であっても、後見人と支援チームの間で方針の齟齬が生じたり、対応に苦慮したりする場面で、迅速に専門的助言を得られる体制としている。

■背景・目的

- ・ こうした取組を開始したのは、支援者が個別に弁護士事務所へ相談することへの心理的・事務的ハードルを解消するためである。

■ポイント

- ・ 後見人等が就任した瞬間に関係性が途切れるのを防ぎ、チームとしての支援を可能とするよう、ケース検討会を通じて構築された弁護士との信頼関係をベースに、どんなにささいな相談でも相談できる環境を作っている点が、チームの自立、持続性を支えている。

【後見人等選任直後の「顔合わせ・引き継ぎ」による支援チームの再構築】

■概要

- ・ 市長申立て等のケースにおいて、場合により、選任直後に中核機関が調整に入り、後見人と既存の支援チーム(ケアマネジャー等)の「顔合わせ」と課題の引き継ぎを実施している。

■背景・目的

- ・ 「後見人が決まったら終わり(お任せ)」という現場の意識を、後見人も含めた「新しいチームのスタート」へと切り替えることを目的として行っている。

■ポイント

- ・ ケース検討会の時点で本人の課題を深く整理しているため、就任した後見人に対し、チームが期待する役割を的確に伝えられ、スムーズな自立支援に移行できていることを重視している。

【中核機関コーディネート機能強化事業(補助金)の活用について】

■概要

- ・ 市の財政状況を鑑みつつ、社会福祉協議会の人員体制の確保や、専門職(弁護士等)を交えた「ケース検討会」を定期運営し、これまでの福祉的観点に司法的関与を確保し、高度化する権利擁護ニーズへの対応や、将来的な件数の増加に対応するための財政的裏付けとして活用している。

■背景・目的

- ・ 八千代市では、もともと「後見支援センター」として社会福祉協議会が実務を担う基礎的な体制が整っていたことから、令和6年度の「権利擁護連携支援センター」への名称変更及び業務内容拡充に合わせて本事業を導入した。

■活用の成果

- ・ この補助金を活用することで、単なる受任調整にとどまらない、支援者への専門職相談や困難事例の検討が定例化され、地域全体のコーディネート機能が実質的に強化された。

(3)課題

■支援者の相談意欲の更なる喚起

- ・ 仕組みは整ったものの、現場の支援者側が「何を相談していいかわからない」と二の足を踏むケースがまだ見られる。
- ・ そのため、現場の支援者からの相談を待つだけでなく、日頃の関わりの中で中核機関側から「検討会に上げましょうか」と促すアウトリーチ型の働きかけが課題となっている。

■個人情報の壁と情報共有の深化

- ・ 中核機関が関与せず、親族申立てが行われたケースなどにおいて、いかに本人の情報を把握し、適切なモニタリングに繋げるかが課題と考えている。

■持続可能な財源と体制の確保

- ・ 高度なコーディネート機能を維持するためには、現在の「中核機関コーディネート強化事業」などの補助金を活用しつつ、将来にわたる財政的な裏付けと人員体制の安定化を図る必要がある。

2.1.2. 神奈川県横浜市:よこはま成年後見推進センター

【本事例の特徴】

- 共通の進行管理シートの開発によるアセスメントプロセスの可視化と標準化
- 受任後のチーム運営と、自立支援を見据えた事前マッチング前の重視
- 後見人等選任後、相談支援機関が「初回チーム会議」の開催を推奨支援し、チームの開始と自立支援の道筋を明確化
- 専門職団体や家庭裁判所との協議による、苦情や疑義に対する「対応ルート」の整備

(1)自治体基礎情報

①人口(令和7年3月31日もしくは4月1日)

	概要
人口	3,769,150人

②権利擁護支援に関する状況

		概要
中核機関	法人名 (機関名)	・ 横浜市社会協福祉協議会
	中核機関開始 (受託)年	・ 2020年(令和2年)4月 ・ 母体となる「横浜生活あんしんセンター」は1998年(平成10年)から27年にわたり権利擁護に関する事業を継続して取り組んでおり、長年の実践の積み上げが中核機能の基盤となっている。
	整備パターン	・ 単独、委託
	体制	・ 下図参照
	主な業務	・ 広報:制度の周知・啓発 ・ 相談:相談支援機関や支援チームのバックアップ ・ 利用促進:申立支援や後見人等受任調整 ・ 後見人支援:親族後見人や市民後見人等の支援 ・ 不正防止:後見人等に関する苦情受付
行政との 役割分担	・ 横浜市(行政)が施策の方針決定と予算確保を担い、中核機関(社会福祉協議会)が専門性を活かした実務と後方支援を担っている。 ・ このことは、ケース進行管理シートの活用や、中核機関の設置にあたり、横浜市から市内18区の相談支援機関に説明がなされ、全市的に統一的な認識が図られている。 ・ 市内18区の相談支援機関(201か所) ³ を一次相談窓口、中核機関を二次(バックアップ)相談窓口として明確に位置づけている。	

³ 18区役所(高齢・障害支援課)、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、区社協あんしんセンター

市民後見人	養成研修開始年、回数	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度から養成を開始し、概ね 2 年 1 サイクルの養成課程を継続している。 令和 7 年度までに計 7 回(期)開催 単に受任者を増やすだけでなく、修了者が地域で孤立しないよう、市内 18 区で「市民後見サポートネット」を展開し、身近な地域での活動支援体制を整えている。
	研修受講者数	・累計 209 名
法人後見実施団体数	—	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会を含む市内 13 法人が実施。 中核機関は「よこはま法人後見連絡会」を開催し、実務の標準化や課題共有を後押ししているほか、新規設立をめざす団体の立ち上げ支援等も行う。

【横浜生活あんしんセンターのあゆみ】

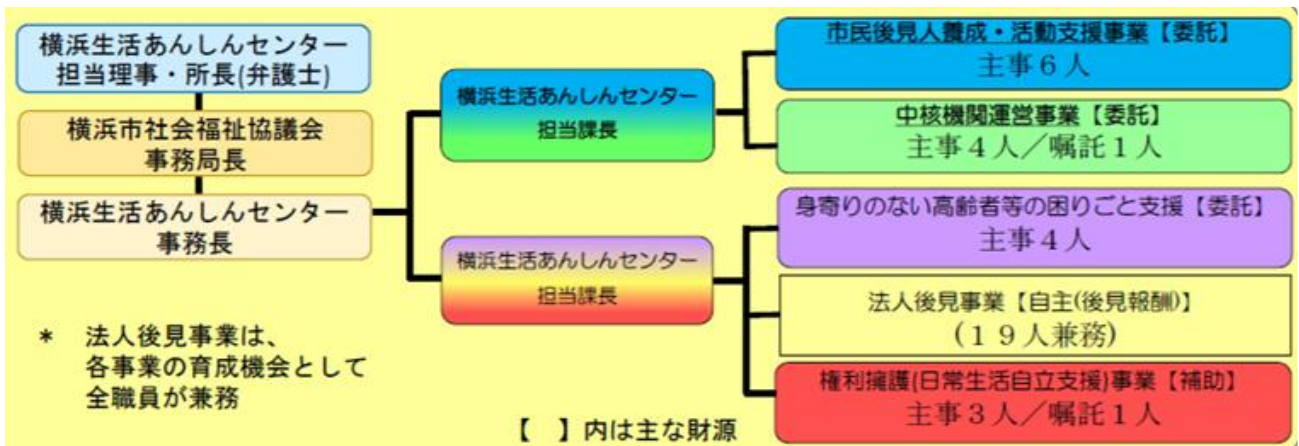
【はじめに】社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜生活あんしんセンターのあゆみ

1996(平成08)年 01月	横浜市高齢者・障害者の権利擁護に関する検討委員会 設置 後見的支援機関「横浜生活あんしんセンター」創設の提言	各事業の主な実績 [令和7年10月末現在]
1998(平成10)年 10月	「横浜生活あんしんセンター」設置開所 全国に先駆けて 権利擁護事業 (現・日常生活自立支援事業)の取組開始	受任・契約件数(累計)174件 後見117,保佐32,補助6/任意19 現任41件 高齢12,知的16,精神他13
2000(平成12)年 04月	新しい成年後見制度施行に合わせ 法人後見事業 を開始(法定後見・任意後見)	利用者数 1,158人 高齢(認知症・その他)518 知的142,精神357,身体他141
2003(平成15)年 10月	18区社会福祉協議会で 権利擁護事業 を開始 (権利擁護の地域展開・指定都市社協が実施主体)	
2012(平成24)年 04月	市民後見人養成・活動支援事業 を開始 先行3区(西・緑・青葉区)モデル実施	養成・修了者数 209人 市民後見バンク登録者 95人
2015(平成27)年 07月	市民後見人活動支援 の全市展開	受任件数(累計) 136件 受任中件数 50件
2020(令和02)年 04月	横浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づく 中核機関 「よこはま成年後見推進センター」の受託・事業開始	相談(新規・継続計) 15,068件 候補者調整件数(累計) 111件
2025(令和07)年 11月	身寄りのない高齢者等の困りごと相談窓口 「あんしん終活相談センター」の受託・事業開始	令和7年11月28日 開設

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

【横浜生活あんしんセンター 体制図】



※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

(2)ネットワーク機能強化に向けた中核機関の取組

①相談支援機能強化に向けた取組

【進行管理シートの開発によるアセスメントプロセスの可視化と標準化】

■概要

- ・ 市内 201 か所の一次相談窓口において、共通の「進行管理シート」を活用した統一的なアセスメントを実施している。
- ・ 単なる「判断能力の低下」の有無だけでなく、金銭管理・身上保護・法的課題の 3 点から本人の重大な課題をチェックリスト形式で可視化し、支援方針を導き出す仕組みである。

■背景・目的

- ・ 横浜市のような巨大自治体では相談窓口が膨大であり、担当者の経験値による対応のバラつきが最大の課題だった。
- ・ そのため、どの窓口で相談しても、法的課題や身上保護の必要性を客観的に抽出・可視化し、一定の支援方針を導き出し、適切な機関につなぐことのできる「対応の平準化」を目的として作成、活用している。

■ポイント

- ・ 中核機関がすべてのケースを直接持つのではなく、一次相談窓口で「課題整理の共通項目」認識してもらうことで、組織全体の機動力を高めていることがポイントである。
- ・ このシートがあることで、後続の専門職派遣や横浜市成年後見人等候補者調整会議においても、整理された情報をもとに迅速な議論が可能となっている。

【相談支援機関職員向けマニュアルや事例集と伴走支援による窓口機能の継続性確保】

■概要

- 相談支援機関の頻繁な人事異動を見越し、業務手順や必要な情報を網羅した「新任職員向けガイド」を整備するとともに、詳細な「相談支援機関向けマニュアル」を提供している。
- また、現場の課題を解決するため、判断に迷う事例には中核機関から弁護士等の専門職を派遣する「専門職派遣事業」を週2回実施している。

■背景・目的

- 権利擁護は専門性が高く、人事異動によってノウハウが消失しやすい分野であるため、担当者が変わっても組織として支援を停滞させない体制を整えるとともに、現場が一人で抱え込まずに専門職の助言を受けられる「伴走型」のバックアップを目的としている。

■ポイント

- ツール(マニュアル等)と人的支援(専門職派遣)を組み合わせることで、現場の心理的なハードルを下げている。
- 「困ったら中核機関が専門職をつないでくれる」という安心感こそが、一次相談窓口が自信を持って初期相談にあたる最大の要因となっていると考えている。

【相談支援機関向けマニュアル・事例集】

よこはま成年後見推進センター

23

2 相談

(2) 相談支援機関職員向けマニュアル

[令和6年5月更新]

- 相談対応の標準化
- 初回相談から後見人等選任後までの法定後見申立支援フローを具体化したもの
- 「市民後見人相談支援機関向けガイド」と一体化……候補者調整の流れ等を紹介

The image shows the cover of the 'Manual for Consultation Support Staff' and two pages of its content. The cover is blue and white with the title and update date. The content pages are white with blue headers and contain detailed flowcharts and tables. Red boxes and arrows highlight specific sections and steps, such as 'Initial Consultation', 'Candidate Adjustment', and 'Appointment of Guardian'. The text is in Japanese and includes various checkboxes and flow indicators.

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

②権利擁護支援チーム形成支援機能強化に向けた取組

【相談支援機関による「本人の課題整理」の徹底と標準化】

■概要

- ・ 市内 201 か所の一次相談窓口機関(区役所、地域包括支援センター等)に対し、独自開発の「進行管理シート」を用いた課題整理を求めている。
- ・ このシートを活用することで、単なる判断能力の低下だけでなく、法的課題、身上保護、財産管理の必要性をチェックリストで可視化させ、候補者調整会議(受任調整)の前に、現場レベルで一定の支援方針を導き出す仕組みを構築している。

■背景・目的

- ・ 大規模自治体ゆえの「窓口担当者の経験値による対応のバラつき」を解消することが最大の目的だった。
- ・ 不十分なアセスメントのまま受任調整に進むとミスマッチが起きるため、中核機関に相談を上げる前に、市内の全相談支援機関が共通に行う課題整理の標準化として位置付けた。

■ポイント

- ・ このシートを一次相談窓口で活用することでめざしているのは、中核機関がすべてを抱え込むのではなく、「権利擁護支援を必要とする人を地域で支える」という横浜市の方針と、一次相談窓口としての責任と役割を明確に意識してもらうことである。
- ・ これは、相談件数が膨大な自治体において、中核機関の機能をパンクさせず、かつ地域における相談支援機関、本人を支える権利擁護支援チームの質を担保するための重要なツールと考えている。

【受任後のチーム支援を見据えた「候補者調整会議」の運営】

■概要

- ・ 候補者調整会議において、単に適任者を選ぶだけでなく、「後見人等に就任後、どのような役割を期待するか」「地域の既存の支援チームのメンバーとどう役割分担するか」を整理している。
- ・ この内容は、家庭裁判所の選任手続きにおける検討資料として活用してもらおうべく、候補者調整会議の結果報告書として申立て書類に添付している。

■背景・目的

- ・ 「後見人等が決まったら終わり、後見人等にお任せ」という現場の誤解を防ぎ、後見人等が孤立せずに地域チームの一員として支援を開始、継続できる環境を整えることを目的としている。
- ・ 支援チームが機能することが、本人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる基盤ともいえる。

■ポイント

- ・ 裁判所への推薦という司法手続のプロセスを、同時に「地域チームの顔合わせと役割分担の確認」という福祉的プロセスとして機能させていること、選任後のトラブル(不作為や連携不足)を未然に防ぐことも可能としていることがポイントといえる。
- ・ 同時に、候補者調整会議の後、申立て前に、本人と候補者との顔合わせ(事前マッチング)の機会を設けており、後見人等就任後のミスマッチを防ぐ意味でも効果的な取組と考えている。

③権利擁護支援チームの自立支援機能強化に向けた取組

【受任後の「初回チーム会議」によるモニタリングの開始】

■概要

- ・ 後見人等の選任後、相談支援機関が音頭をとって「後見人等を含む初回チーム会議」を開催することを推奨し、約7割という高い実施率を維持している。
- ・ ここで改めて支援チームの役割分担を再確認し、中核機関は後見人等やチームからの相談を随時受け付ける体制を整えている。

■背景・目的

- ・ 後見人等が就任するまでの間で支援の空白ができるのを防ぎ、福祉サービス関係者と後見人等が一体となって本人を支え続ける「自走するチーム」へとソフトランディングさせることが目的である。

■ポイント

- ・ 特別な新規事業を立ち上げるのではなく、既存の地域包括支援センターの業務やケアマネジャーによる支援の流れの中に権利擁護課題を位置づけ直している点がポイントと言える。
- ・ これにより、特別な負荷をかけずに継続的なモニタリングを可能にしている。

【司法・専門職団体と連携した「苦情・不正防止」フローの確立】

■概要

- ・ 市協議会に「利用促進・不正防止部会」を設置し、家庭裁判所をオブザーバーとして招き、後見人等に対する不満や疑義を中立的に受け止めるフローを構築している。
- ・ 中核機関が相談を整理し、必要に応じて専門職団体や家庭裁判所へつなぐ調整機能を果たしている。

■背景・目的

- ・ 後見人等の裁量権に対する法的介入権限が中核機関にない中で、放置すれば重大な権利侵害になりかねない「小さな不満や困りごと、相談」を早期に吸い上げ、組織的に相談、調整ルートに乗せることを目的としている。

■ポイント

- ・ 「権限がないからできない」と諦めるのではなく、司法や各職能団体と「共通理解」を事前に構築することで、法的権限を「関係性の力」で補完している点を重視している。

(3)課題

■鑑定・診断書作成への協力体制の深化

- ・ 医師会と連携し、市内約1,800の医療機関へのアンケートに基づき、診断書作成や鑑定の協力が可能な医師のリストを作成。相談支援機関向け専用ページで公開している。
- ・ 背景としては、申立てに不可欠な「診断書」を作成できる医師探しに苦慮し、支援が停滞するケースが散見されていた。このリストの作成により、医療機関との連携不足を解消し、申立てプロセスを円滑化することを目的としている。
- ・ 診断書作成の協力は得られつつあるものの、鑑定を引き受ける医療機関は依然として限られており、申立てから選任までに長期間を要するケースへの対策が急務である。

■中核機関職員の専門性維持

- ・ 業務が高度化・複雑化する一方で、社会福祉協議会内の他部署との理解のギャップや人事異動によるノウハウの流出が懸念されており、組織としての持続的な人材育成が課題である。

■潜在的なニーズの掘り起こし

- ・ 家庭裁判所で選任されている件数と、中核機関が申立てに関与している件数との間に、年間約800件程度の差があることが確認できている。
- ・ 相談支援機関や中核機関のサポートが届いていない層へのアプローチや、不正防止の周知が依然として課題となっている。

【進行管理シート】

権利擁護・成年後見制度に関する相談 進行管理シート

(様式1) R3.4版

対象者氏名: _____ 様式2 管理番号: R _____ 年度 _____ 番 _____

1 初回相談（各機関の総合相談票に基づく聞きとり） 記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

→初回相談で終了した場合も、様式2「進行管理表（Excel）」に入力
 →継続支援の場合は、相談票と併せて様式1「進行管理シート」と様式2「進行管理表」で進行管理
 ※虐待（疑い含む）ケースについては、「高齢者虐待防止対応マニュアル」または「障害者虐待防止・対応マニュアル」による対応を基本とし、法定後見制度の利用を検討する場合は本シートも活用します。

2 重大な課題の有無 記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 有 : 法的措置の必要性が発生（債務整理、相続未対応、消費者被害等）【法的課題】
福祉サービスが利用できない状況（契約できず入所できない等）【身上保護】
金銭管理ができない状況（施設に一時的に管理してもらっている等）【財産管理】
- 無

→重大な課題の有無を問わず、アセスメントにより対応手段を検討（ステップ2へ進む）

3 課題の整理と対応方法の検討（アセスメント） 記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

	課題と思われる項目	可能性のある対応手段	法定後見の必要性
判断能力	<input type="checkbox"/> 判断能力の低下の進行 ※判断能力の低下の進行は、環境の変化、脱水や低栄養、薬の副作用で出現することもあります	<input type="checkbox"/> 日常生活のケアの見直し <input type="checkbox"/> 服薬への支援・再整理 <input type="checkbox"/> 適切な医療への支援 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 将来への備え（現在は契約能力あり） <input type="checkbox"/> 身寄りが無い、頼りたくない <input type="checkbox"/> 親亡き後、自分亡き後の家族支援の不安	<input type="checkbox"/> 任意後見制度の利用 <input type="checkbox"/> 死後事務委任 <input type="checkbox"/> 遺言作成 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
具体的な課題	<input type="checkbox"/> 法的保護の必要性、法的課題 <input type="checkbox"/> 消費者被害（未遂含む） <input type="checkbox"/> 虐待や搾取・権利侵害（予防含む） <input type="checkbox"/> 債務整理が必要 <input type="checkbox"/> 相続未対応 <input type="checkbox"/> 訴訟が必要 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/> 横浜市消費生活総合センターへの相談 <input type="checkbox"/> 法テラス神奈川への相談 <input type="checkbox"/> 虐待防止事業の弁護士相談（区役所） <input type="checkbox"/> 横浜生活あんしんセンター専門相談の利用（毎週木曜PM・予約制） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 金銭管理・契約行為についての課題 <input type="checkbox"/> 預貯金が引き出せない <input type="checkbox"/> 使いすぎてしまう（負債・滞納有） <input type="checkbox"/> 支払いの必要性が理解できない <input type="checkbox"/> 居宅生活の継続困難 → <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 財産活用が必要	<input type="checkbox"/> 金融機関への個別相談 <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援制度の利用 <input type="checkbox"/> 家計相談支援 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> 区社協あんしんセンターの利用 <input type="checkbox"/> 自立生活アシスタントの利用 <input type="checkbox"/> 自立生活援助の利用 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
	<input type="checkbox"/> 意思決定支援についての課題 <input type="checkbox"/> 本人の意思を確認していない <input type="checkbox"/> 本人の意思が不明確・把握困難 <input type="checkbox"/> 本人の望むことが実現困難 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/> コミュニケーションの工夫 <input type="checkbox"/> 本人の意思決定を行うための最適な環境づくり（人・場所・タイミング等） <input type="checkbox"/> 意思決定支援のための会議の開催 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

ステップ1

ステップ2

□アセスメントのための追加調査の実施（関係者へのヒアリング・本人との面談 等）

ステップ 2

4 協議・検討 記入日： 年 月 日

□チーム会議の開催： 月 日() 時～

□出席者（本人・家族・包括・基幹相談・区役所・ ）

□中核機関にチーム会議への専門職派遣要請（弁護士・司法書士・社会福祉士） 月 日予約

□本人の意思の確認

5 法定後見制度の利用の有無（3 法定後見の必要性のチェック状況） 記入日： 年 月 日

□必要無（チェック無）→理由 □相談支援機関内の他部門の支援につなぐ（ ）

□他の支援機関につなぐ（ ）

□その他（ ） →ステップ2で終了

□必要有（チェック有）

（□補助の場合：申立・同意権・取消権・代理権への本人同意/□保佐の場合：代理権への本人同意）

→法定後見制度を利用する場合はステップ3へ進む

ステップ 3

6 申立人の検討 記入日： 年 月 日

□制度説明→説明を受けた者 □本人 □親族（続柄： 氏名： ）

□本人申立可能 □本人申立困難→親族申立の検討

□親族申立可能→申立予定者（続柄： 氏名： ）

□親族申立困難→本人申立・親族申立いずれも困難な場合は区長申立を検討

□区長申立へつなぐ（区役所 部署・担当者名： ）

7 申立支援 記入日： 年 月 日

(1) 診断書の取得

□本人情報シートの記入または取得支援 □不要 □必要（記入者： ）

□診断書取得についての支援 □不要 □必要（医療機関名： ）

(2) 申立書類の作成

□申立書類一式と記入例の配付/作成支援 □不要 □必要→下記へ

□申立書類の作成（有料）を行う専門職団体を紹介（ ）

□中核機関の書き方支援（無料）を活用： 月 日() 時～予約

(3) 後見人等候補者選定についての支援

□不要→□親族が後見人等を予定（続柄： 氏名： ）

□必要→□専門職の後見人等候補者を紹介（□紹介パンフレット配付 □団体への連絡調整）

□候補者選定が困難なため中核機関に相談（ ）

□横浜市成年後見人等候補者調整会議（ 月 日）に諮る

□ケース概要シート（個人名不要）を中核機関へ送付（ 月 日）

□紹介書（候補者名）の受理（ 月 日）・□申立人へ紹介書を渡す（ 月 日）

□本人（・申立人）・候補者の顔合わせ日の調整： 月 日() 時～

(4) 申立同行者の調整 □不要 □必要→（同行者： ）

→後見等開始の審判を確認（審判日： 月 日）→ステップ4へ進む

ステップ 4

8 後見人選任後、概ね1か月以内※にチーム会議の開催 記入日： 年 月 日

※家裁への就任時報告の期限内を目安に開催

□後見人を含むチーム会議の調整： 月 日() 時～

□後見人に対応してもらいたい課題、支援方針の共有

□緊急時の連絡体制、役割分担の確認

9 終了 記入日： 年 月 日

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

2.1.3. 静岡県島田市:島田市成年後見支援センター

【本事例の特徴】

- 市が施策、社会福祉協議会が実務を担う「連携・協働」の体制を中核機関として位置づけ
- 個人受任に限定しない「市民後見人を重視した受任調整」を掲げ、市民後見人の担い手の裾野を拡大
- 近隣自治体 3 市 1 町で共通化した「アセスメントシート」による、本人の価値観を重視したチーム形成
- 「中核機関コーディネート機能強化事業」を活用し、後見人の孤立を防ぐ機能を強化

(1)自治体基礎情報

①人口(令和7年3月31日もしくは4月1日)

	概要
人口	94,270 人

②権利擁護支援に関する状況

		概要
中核機関	法人名 (機関名)	・ 島田市、島田市社会福祉協議会
	中核機関開始 (受託)年	・ 2022 年(令和 4 年)4 月
	整備パターン	・ 単独、一部委託
	体制	・ 島田市:3 名、うち社会福祉士 1 名、保健師 1 名、事務職 1 名。 ・ 島田市成年後見支援センター:2 名(兼務)、うち社会福祉士 2 名。
	主な業務	・ 広報啓発 ・ 相談支援 ・ 成年後見制度利用促進に係る課題整理 ・ 成年後見制度利用促進 ・ 後見人支援
	行政との 役割分担	・ 島田市福祉部局の役割は政策的な判断・対応(成年後見制度利用促進計画含む)である。 ・ 島田市成年後見支援センター(島田市社会福祉協議会受託)の役割は支援の実践や協議会等の運営を通じた連携となっている。
市民後見人	養成研修開始 年、回数	・ 平成 26 年から広域における法人後見事業の取組の検討が開始され、その中で市民後見人の育成の取組が近隣自治体 3 市 1 町で行われることとなった。 ・ 平成 28 年度 1 月から第 1 期市民後見人養成講座を 3 市(藤枝市、島田市、焼津市)で開催。 ・ 平成 30 年に第 2 期市民後見人養成講座を開始し、以降毎年養成講座を実施。

	研修受講者数	・ 累計 13 名、うち市民後見人登録者数 9 名
法人後見実施団体数	—	・ 市社会福祉協議会が実施

(2)ネットワーク機能強化に向けた中核機関の取組

①相談支援機能強化に向けた取組

【一次相談窓口のスキルアップ支援と「ハブ機能」に特化したバックアップ体制】

■概要

- ・ 中核機関(成年後見支援センター)を二次相談窓口と明確に位置づけ、住民に身近な地域包括支援センターや障害者相談支援事業所を一次相談窓口としてバックアップしている。
- ・ 各窓口の担当者に対し、中核機関が訪問や対象者別の出前講座を行い、権利擁護の視点を共有することで、早期のニーズキャッチと支援の必要性の検討の支援している。

■背景・目的

- ・ 中核機関の実務スタッフが 2 名体制という限られたリソースの中で、全ての相談を直接受けるのではなく、地域全体の相談対応力を底上げすることを目的としている。
- ・ 相談支援機関が「どこまでが自分たちの役割か」を迷わず、自信を持って初期対応にあたることのできる環境を整えることを目的に掲げている。

■ポイント

- ・ 単に一次相談機関からの相談を待つのではなく、中核機関自らが各窓口へ出向き、顔の見える関係を築くことで、潜在的な課題を早期に吸い上げることが重視している。
- ・ 一次相談窓口から中核機関に相談が繋がる際には、ケース検討会議を開催するなどし、個別事例を通して一次相談窓口の理解促進と、アセスメントにおいて必要な視点が捉えられるように働きかけている。
- ・ 一次相談窓口を対象とした「関係機関向けスキルアップ研修」を開催し、一次相談窓口の職員の資質向上を図っている。

②権利擁護支援チーム形成支援機能強化に向けた取組

【広域共通「アセスメントシート」による本人の意思・価値観の可視化】

■概要

- ・ 近隣自治体3市1町で共通化したアセスメントシートを作成、活用している。
- ・ シートには、単なる身体状況や財産情報だけでなく、「本人の想いや価値」を大切にするための項目（三島市の価値観シートを参考）を盛り込んでいる。
- ・ 「今後の生活の意向」「大切にしていること」「困っていること」「支援者をお願いしたいこと」について、支援者等が分かりやすく要約して書くのではなく、本人のありのままの言葉で記入することをルール化している。

■背景・目的

- ・ 制度利用の検討過程で、本人の意思が置き去りになりがちな現状を打破し、「本人を中心に据えたチーム形成」を行うことを目的として、こうしたシートの活用、項目の検討を行った。

■ポイント

- ・ 中核機関がこのシートを用いて多角的に分析することで、単なる職種の検討ではなく、本人の人となりや課題に最も合致した「人」のマッチングをすることが可能となっている。
- ・ 権利擁護支援の検討、受任調整、成年後見人等選任後の支援チーム再構築、それぞれのタイミングでアセスメントシートを活用することで、本人を中心に置いた支援方針の検討ができています。

【三士会との定例「部会」による多角的検討と支援機関とともに協議する受任調整】

■概要

- ・ 毎月1回、三士会（弁護士・司法書士・社会福祉士）が参画する「島田市権利擁護推進協議会部会」を定例開催している。
- ・ 受任者の選定だけでなく、支援方針に迷う困難事例についても、初期段階から専門職が相談に乗る体制を構築している。

■背景・目的

- ・ こうした日常的に相談できる仕組みを整えることで、専門職に「決まった内容を依頼する」関係から、検討過程を共有する「チームの一員」へと関係性を深化させることを目的としている。

■ポイント

- ・ 部会は決定機関ではなく、専門職と支援機関がともに個別事例を協議する場となっており、司法と福祉のグレーゾーンにある課題に対しても、チームで納得感を持って方針を決定できる点が非常に重要と考えている。
- ・ 部会において、アセスメントシートを活用し、参加者が同じ理解で協議できるようにしている。
- ・ 受任調整後は中核機関が「受任結果シート」にまとめ、支援チームで検討のプロセスが共有できるようにしている。

③権利擁護支援チームの自立支援機能強化に向けた取組

【受任直後の「チーム再構築会議」による役割分担の明確化】

■概要

- ・ 後見人の選任後、中核機関が招集して「新たな支援チームとしての顔合わせ会議」を開催する。
- ・ アセスメントシートを再活用し、後見人と既存支援者の間での情報の共有と役割分担の確認を行っている。

■背景・目的

- ・ 事前にチームで顔を合わせる機会を設けるのは、後見人等が選任された直後に既存の支援者が「これからは後見人に任せればよい」と関わりを弱めてしまい、結果として後見人が孤立する事態を防ぐためである。

■ポイント

- ・ 「選任がゴールではない」という共通認識をチーム全員で持つことで、後見人が地域チームの一員としてスムーズに活動を開始できる土台を作っている。
- ・ 支援チームが機能することが、本人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる基盤ともいえる。

【中核機関コーディネイト機能強化事業(補助金)の活用について】

■概要

- ・ 複雑化する事例や担い手育成の高度化に対応するため、本事業を活用して中核機関(社会福祉協議会)のコーディネイト機能を強化している。

■背景・目的

- ・ 増加する相談件数への対応や、市民後見人・サポーターの選任後のフォローアップ、専門職との密な連携(定例部会の運営)を維持・拡充するための委託料として活用している。

■活用の成果

- ・ 補助金を活用することで、単なる「苦情対応」を待つのではなく、中核機関が主体的に個別ケースへ介入し、トラブルを未然に防ぐ「予防的なコーディネイト」が可能となった。
- ・ また、市民後見人への3か月に1回程度のモニタリング面談など、丁寧な伴走支援体制の財政的裏付けを確保できている。

(3)課題

■専門職の担い手不足と地域格差

- ・ 圏域内に専門職(弁護士等)が少ないため、隣町の専門職に頼らざるを得ない現状があり、さらなる協力体制の開拓が課題である。

■人事異動に伴う専門性の継承

- ・ 特に小規模自治体において、人事異動により中核機関の設置経緯やノウハウが途絶えるリスクがあり、業務の文書化や組織的な引き継ぎが急務である。

■潜在的なニーズ(親族申立て)の把握

- ・ 中核機関が関与しない親族申立てケースにおいて、いかに本人の情報を把握し、適切なモニタリングに繋げるかが今後の課題として挙げられている。

■持続可能な財源と体制の確保

- ・ 高度化するコーディネート機能を維持するために、補助金終了後も見据えた恒久的な予算確保と、人員体制の安定化が求められている。

【アセスメントシート】

【様式1】

アセスメントシート

記入日：令和 年 月 日

記入者：

(本人との面会：あり・なし)

【本人基本情報】

(ふりがな) 氏名			生年 月日	昭和 年 月 日 (歳)
支援が必要 となった 状況・経緯	【緊急性】 あり・なし			
居住地 (現住所地)	_____市・町 _____地区	<input type="checkbox"/> 自宅で独居	<input type="checkbox"/> 家族と同居	
		<input type="checkbox"/> 施設入所 ()	<input type="checkbox"/> 病院入院 ()	
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
障害種別	【今後の見通し】			
	<input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明 初診日：			
介護認定	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 認定済 〔要支援 () 要介護 ()〕 認定日：	社会・地域 との交流 【外出頻度】	<input type="checkbox"/> 週1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回未満 【外出先・社会参加状況等】 ()	
障害支援 区分	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 認定済〔区分： 〕 認定日：	現在の 就労状況	<input type="checkbox"/> 一般就労 (パート・アルバイト含む) <input type="checkbox"/> 障害者雇用 <input type="checkbox"/> 就労していない <input type="checkbox"/> その他 ()	
手帳の所持 <input type="checkbox"/> 手帳なし	<input type="checkbox"/> 療育手帳〔A・B〕 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳〔 〕級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳〔 〕級	福祉サービ ス利用状況		
健康状況 <input type="checkbox"/> 病気なし <input type="checkbox"/> 病気あり	病名 (主疾患) 通院状況	【その他既往歴及び特記事項 (心身の状況など)】		
対人関係 の特徴				

【様式1】

生活史（生育歴、学歴、職歴）			本人の語っている言葉
			【今後の生活の意向】
			【大切にしていること】
			【困っていること】
			【支援者をお願いしたいこと】
本人が楽しみにしていること・本人の生活状況			
財産状況			
収入総額 _____ 円 (月額)	支出総額 _____ 円 (月額)	資 産	
1 年金 _____ 円	1 生活費 _____ 円	預貯金 _____ 円	
2 生活保護 _____ 円	2 福祉サービス利用料 _____ 円	負債 _____ 円	
3 給与・賃金 _____ 円	3 家賃 _____ 円	不動産 あり・なし	
4 その他 _____ 円	4 施設利用料 _____ 円	(_____)	
(_____) _____ 円	5 その他 _____ 円	その他 _____ 円	
	(_____) _____ 円	(_____) _____ 円	
【特記事項（管理者の氏名等）】			
	<u>親族</u> から見た現状・考えていること	<u>支援者</u> から見た現状・考えていること	
本人の強み			
日常・社会生活上の課題			
今後の希望・展望			
成年後見制度の利用に関する意見			

診断書について	類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助	受診日	
成年後見制度の利用に関する本人の意向	<input type="checkbox"/> 制度についての説明を理解し、利用を希望している <input type="checkbox"/> 制度についての説明を理解し、利用を拒否している <input type="checkbox"/> 制度についての説明をしたが、理解できない <input type="checkbox"/> 制度について説明していない <input type="checkbox"/> その他 ()			
	【理由や背景事情】			
日常生活自立支援事業の検討	<input type="checkbox"/> 検討済み <input type="checkbox"/> 未検討			
	【検討結果・理由】			
成年後見制度の利用により解決したい課題	<input type="checkbox"/> 本人の不動産の処分 <input type="checkbox"/> 他人の不動産に関する契約、解約 <input type="checkbox"/> 通帳の保管や各種支払い <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻、解約 <input type="checkbox"/> 保険金の請求 <input type="checkbox"/> 債務整理 <input type="checkbox"/> 遺産分割 <input type="checkbox"/> 書類の確認や各種手続き <input type="checkbox"/> 虐待や搾取、権利侵害への対応 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約取り消し <input type="checkbox"/> 介護サービス等の利用契約 <input type="checkbox"/> 施設入所・病院入院の契約締結 <input type="checkbox"/> 将来への備え <input type="checkbox"/> 定期的な見守り <input type="checkbox"/> その他 ()			
今後、契約が必要と見込まれる福祉サービス				
制度では解決できない課題(残された課題)	(課題)	(対応策)		
今後、本人を支えていくチームのメンバー				
その他				

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

2.1.4. 愛知県春日井市:春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター

【本事例の特徴】

- 「成年被後見人及び市長申立中の方の支援ガイドライン」、「緊急時の事前確認書」の開発による、医療同意・意思推定の標準化と支援者のリスク軽減
- 既存の ICT 情報共有ツール(かすがいねっと連絡帳)を権利擁護支援のモニタリングに活用
- 形式的な受任調整会議を置かず、本人をよく知る関係者が主催する「個別支援会議」型のチーム形成
- 「一次相談窓口」としての積極的関与による、地域包括支援センター等との連携を強化

(1)自治体基礎情報

①人口(令和7年3月31日もしくは4月1日)

	概要
人口	305,249人

②権利擁護支援に関する状況

		概要
中核機関	法人名(機関名)	・ 春日井市社会福祉協議会
	中核機関開始(受託)年	・ 2021年(令和3年)1月
	整備パターン	・ 単独、委託
	体制	・ 正規職員3名、非常勤職員1名の計4名(うち社会福祉士3名)。
	主な業務	・ 広報業務 ・ 相談業務 ・ 利用促進業務 ・ 地域連携ネットワーク構築業務 ・ 終活サポート事業 ・ その他必要であれば権利擁護に関する調査・研究
	行政との役割分担	・ 春日井市から中核機関と併せて終活サポート事業についても委託を受けている。 ・ 権利擁護支援に関する体制等、春日井市との協議の上検討している。
市民後見人	養成研修開始年、回数	・ 平成29年度から養成を開始。 ・ 令和7年度までに7回開催している。
	研修受講者数	・ 累計44名、うち受任者累計30名
法人後見実施団体数	—	—

(2)ネットワーク機能強化に向けた中核機関の取組

①相談支援機能強化に向けた取組

【中核機関の一次相談窓口化と機動的なバックアップ体制】

■概要

- ・ 中核機関(権利擁護センター)を地域包括支援センター等と同様に一次相談窓口と位置づけ、相談の初期段階から直接介入できる体制をとっている。
- ・ 病院や地域包括支援センター等から「制度利用の可能性はある」という前段階の相談を柔軟に受け、早期のニーズ把握と支援の目詰まり解消を図っている。

■背景・目的

- ・ 権利擁護は専門性が高く、一次相談窓口が単独で抱え込むことで判断が遅れ、結果として本人が不利益を被ることを防ぐためである。
- ・ 市と協議し、中核機関が入り口から伴走する形を公式化した。

■ポイント

- ・ 中核機関が地域包括支援センター等からの相談を待つのではなく、地域の相談機関と「一緒に悩む」スタンスを重視している。
- ・ このことにより、現場職員が権利擁護支援を「特別なもの」「敷居が高いもの」として遠慮することなく、中核機関の力を借りながら、自信を持って対応できる環境が整えられている。

②権利擁護支援チーム形成支援機能強化に向けた取組

【「成年被後見人及び市長申立中の方の支援ガイドライン」の作成】

■概要

- ・ 令和7年4月、市と中核機関とで、市長申立て期間中(後見人等が選任されるまでの間)に、支援者が不安をいだかずに支援を行ってほしいという目的で作成したものである。
- ・ そのなかでも、「緊急時対応事前確認書」は、医療機関や福祉施設と連携し、急変時の対応や延命処置、さらには死後の安置場所等の意向をあらかじめ書面化する「緊急時の事前確認書」を運用している。
- ・ 市長申立て案件のみならず、身寄りのない在宅高齢者等のアセスメントツールとしても活用されている。

■背景・目的

- ・ この書類を作成したのは、後見人等が就任するまでの空白期間における「医療同意」や「身元保証」の不在に対し、医療・福祉現場が抱える過度なリスク不安を解消するためである。

■ポイント

- ・ 本人の意思を確認できるうちに「書面化」し、チームで共有することで、法的な「同意権」がなくとも、根拠のある「意思推定」に基づいた迅速な対応を可能にすることを重視して作成した。
- ・ これは、支援者が最も困るポイントでもあったので、支援者の不安を解消し、結果的に本人にとっての不利益を解消することにつながることを重視している。

【「成年後見人及び市長申立中の方の支援ガイドライン⁴」】

<p>成年被後見人及び市長申立中の方の 支援ガイドライン</p> <p>令和7年4月 春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター 春日井市</p>	<p>目 次</p> <p>【共通項目】 本ガイドラインの取り扱いについて…… 2ページ 成年後見制度について…… 3ページ</p> <p>【施設入所時の対応方法】 施設入所時について…… 6ページ 支払いの手続きについて…… 7ページ 緊急時の対応について…… 8ページ 死亡時の対応について…… 10ページ</p> <p>【資料編】 救急隊（消防隊）情報提供シート…… 13ページ 119番通報時の任意記載事項…… 14ページ 緊急時対応事前確認書…… 15ページ</p> <p style="text-align: right;">1</p>
--	---

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

4 2025.4 に春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター（春日井市社会福祉協議会）、春日井市が作成。
<https://www.haruyafuku.or.jp/application/files/3717/4599/6010/gaidorain.pdf>

【周辺支援者を主役とする「個別支援会議」型の受任調整】

■概要

- ・ 形式的な「受任調整委員会」をあえて設けず、ケアマネジャーやヘルパー等、本人に最も近い支援者を集めた会議に中核機関が出席したり、その場を活用したり(コーディネート)して、その中で支援方針の検討、受任調整を行っている。

■背景・目的

- ・ 支援者が主体の会議で、本人の真の課題やニーズを検討することで、支援者が本人を支援するチームの主体であることを意識してもらうことを重視している。

■ポイント

- ・ 専門職後見人はどうしても頻回な支援が難しい場合もある。そうしたことも踏まえ、本人を支える支援者と候補者が、お互いに見えること／できないこと、期待すること等を、中核機関が間に入って伝えあう機会を持つことを重視している。
- ・ そうした機会をもち、選ばれた後見人等就任後、再度役割を確認する機会をもつことで、チームが機能することを可能としていると考える。

③権利擁護支援チームの自立支援機能強化に向けた取組

【ICT ツール「かすがいねっと連絡帳」を活用した負担のないモニタリング】

■概要

- ・ 市独自の ICT 情報共有ツールを権利擁護支援に転用し、後見人等や支援チームが日々の変化や支援方針を円滑に共有できる仕組みを構築している。
- ・ 「かすがいねっと連絡帳」は、在宅医療・介護連携推進事業で用いている、各相談支援機関が持っている本人の状態、支援方針、変化等を共有できるツールである。

■背景・目的

- ・ 多職種が関わるケースにおいて、情報の透明性を高めることで、個々の事業所がリスクを負い過ぎないようにしている。

■ポイント

- ・ 権利擁護支援チームのモニタリングが必要になる局面において、中核機関がこの記録をもとに中立的な立場で事実確認や調整に入り、支援チームのマネジメントを行っている。

【社会福祉協議会による監督受任と組織的なバックアップ】

■概要

- ・ 市民後見人が受任する際、社会福祉協議会が後見監督人として選任される体制を整えている。

■背景・目的

- ・ 個人受任をする市民後見人がプレッシャーや不安で疲弊しないよう、「最後の砦」として中核機関(社会福祉協議会)が常に背後にいる安心感を提供することを重視している。

■ポイント

- ・ 単に監査を行うだけでなく、3ヶ月に1回程度のモニタリング同行や連絡会を通じた相互支援を組み合わせており、市民後見人が「一人で抱え込まない」持続可能な活動環境を組織として担保している。

(3)課題

■身元保証課題へのさらなるアプローチ

- ・ 独自のガイドラインや緊急時対応事前確認書により施設入所等が進んでいるものの、依然として民間事業所等には不安が残っている。
- ・ 国のガイドラインも含めた、さらなる周知と地域的な合意形成が求められている。

■支援対象範囲のさらなる明確化

- ・ 認知症から精神疾患、知的障害まで広範な権利擁護ニーズがある中で、中核機関の限られた人員(4名体制)で市全域をカバーするための、より具体的な役割分担や優先順位の明文化が課題として示唆されている。

■人事異動に伴う専門性の「組織的承継」

- ・ 前任者から受け継いだ「共有と報告」の文化を、担当者が変わっても維持し続けられるよう、業務のさらなる文書化や、行政との一貫性のある方針維持が常に求められている。

■市民後見人バンクのさらなる活性化

- ・ バンク登録者がやりがいを持って活動を継続できるよう、個人受任以外の活躍の場(権利擁護サポーター等)の拡充と、その仕組みの定着が今後の課題である。

2.1.5. 和歌山県紀の川市:権利擁護センター「架け橋」

【本事例の特徴】

- 精緻な「調査票」と「内部ガイドライン」による、属人性を排した客観的なアセスメントの徹底
- 支援方針の検討と受任調整を同日に行う「支援調整委員会」の効率的かつ専門的な運営
- 選任後の「初回面談」設定による、支援チームの再編と後見人の孤立防止
- 代理権目録に沿った「受任調整シート」の活用による、司法(家庭裁判所)との円滑な情報共有

(1)自治体基礎情報

①人口(令和7年3月31日もしくは4月1日)

	概要
人口	56,282人

②権利擁護支援に関する状況

		概要
中核機関	法人名 (機関名)	・ 紀の川市社会福祉協議会
	中核機関開始 (受託)年	・ 2022年(令和4年)4月 ・ 紀の川市社会福祉協議会内に、権利擁護センターを設置、成年後見制度利用支援事業を紀の川市から受託。
	整備パターン	・ 単独、委託
	体制	・ 兼務で3名が配置、うち社会福祉士3名。
	主な業務	・ 広報及び啓発(広報機能) ・ 相談受付及び利用支援(相談機能) ・ 成年後見制度利用促進(成年後見制度利用促進機能) ・ 後見人等支援業務(後見人等支援機能) ・ その他制度利用促進に関する業務 ・ (協議会の運営・制度利用促進策の検討・協議)
	行政との 役割分担	・ 行政は地域連携ネットワークや協議体(支援調整委員会・地域連携委員会)の構成メンバーとして参加 ・ 地域包括支援センター等による相談支援、また市長申立てにおける戸籍の取得や最終決裁を担当している。
市民後見人	養成研修開始 年、回数	—
	研修受講者数	—
法人後見実施団体 数	—	・ 市社会福祉協議会が実施

(2)ネットワーク機能強化に向けた中核機関の取組

①相談支援機能強化に向けた取組

【「調査票」と「相談受付シート」の活用によるアセスメントの標準化】

■概要

- ・ 中核機関が相談を受けた際、独自の「相談受付シート」で初期情報を整理し、既にサービスを利用している場合は支援者(ケアマネジャー等)に「調査票」の記入を依頼している。
- ・ 調査票には、基本情報の他、財産状況、生活歴、意思疎通の状態、本人の課題などが網羅されており、面談前に情報を集約する仕組みである。

■背景・目的

- ・ 相談支援機関の担当者によって情報の精度にバラつきが出るのを防ぎ、1回目の面談から核心に触れる聞き取りやスムーズなアウトリーチを行うことを目的としている。

■ポイント

- ・ 支援者に「調査票」を書いてもらうプロセス自体が、支援者自身が「介護サービスの枠組みでは解決できない本人の権利擁護課題」に気づくきっかけとなっている点が極めて重要と考えている。

【個人情報の同意書の活用】

■概要

- ・ ケアマネジャー等が中核機関につなぐ際にも個人情報提供の同意をとっていると思うが、改めて中核機関からご本人と面談する際に、ご本人にきちんと同意書をとって情報共有している。

■背景・目的

- ・ 最近、個人情報の取扱いに関して厳しくなっていることもあり、こうした同意書をとることで、ご本人にも安心して制度を利用していただけるのではないかと考え、同意書という形式で書類を作成した。

■ポイント

- ・ (同上)

【支援者向け研修の実施】

■概要

- ・ 支援者を対象とした「権利擁護支援理解促進研修会」を実施し、制度の理解を深めている。

■背景・目的

- ・ 支援者を対象に成年後見制度についてアンケート調査を行ったところ、制度理解が乏しい支援者が多い実態が明らかとなった。
- ・ そこで、まずは、支援者に制度や中核機関の役割を理解していただくと同時に、支援者間の交流の場(他機関・多職種とのつながり)を目的に研修会を実施した。

■ポイント

- ・ 本人の権利擁護支援の必要性に気付くのは身近な存在であり、その支援者が制度等を理解することで、適切なタイミングで支援に繋ぐ役割を担う。

②権利擁護支援チーム形成支援機能強化に向けた取組

【「内部ガイドライン・支援方針・受任調整シート」に基づく「支援調整委員会」での専門的な方針決定】

■概要

- ・ 専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)や福祉関係機関が集まり「支援調整委員会」を開催している。
- ・ 「調査票」に基づき、「支援方針・受任調整シート」を活用し、支援方針と受任調整をセットで検討している。
- ・ 支援に繋ぐまでの迅速化を図るため、「内部ガイドライン」を実施し、支援調整委員会に諮る必要があるか精査し、必要性のない案件は、スムーズに日常生活自立支援事業・日常金銭管理等事業(独自)・生活困窮自立相談支援事業等の権利擁護支援を開始している。

■背景・目的

- ・ 多角的な視点で支援方針を検討することで、成年後見制度だけでなく、日常生活自立支援事業や独自の金銭管理支援、生活困窮自立相談支援など、本人の状態に最も適した手段で支援を開始することで、目詰まりを解消することを目的としている。

■ポイント

- ・ 検討に用いる「受任調整シート」の項目を家庭裁判所の代理行為目録と合致させており、専門職が「どのような代理権付与があり、どのような役割を果たすべきか」を即座に判断できる構成にしている点にある。
- ・ 文章で支援の必要性を記載するよりも、緊急性、金銭管理などの項目にどれだけチェックが入っているか、という統一した視点で方針を検討することができる。
- ・ これにより、家裁への情報提供も極めてスムーズになり、推薦した候補者の選任率を高めている。

③権利擁護支援チームの自立支援機能強化に向けた取組

【選任直後の「初回面談」によるチーム開始支援の実施】

■概要

- ・ 後見人の選任通知が届いた後、中核機関が調整に入り、後見人等・本人・既存支援者の「初回面談(顔合わせ)」を設定している。

■背景・目的

- ・ 後見人等の選任後にこうした顔合わせの場を設けるのは、改めて既存の支援者や後見人等、中核機関の役割を明確にし、後見人等を中心とした支援チームを形成し、後見人等の孤立を防止する狙いがある。
- ・ 支援チームが機能することが、本人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる基盤ともいえる。

■ポイント

- ・ 中核機関がこれまでの検討経緯や本人の課題を再度説明し、チーム内での役割分担(身上保護は福祉側、事務手続は後見人等)を再確認することで、受任後のトラブルを未然に防いだり、チームとしての意識醸成を図っている。

【「成年後見制度利用者リスト」の作成と継続的な伴走支援】

■概要

- ・ 中核機関が関与したケースだけでなく、市内の全利用者把握を目指したリスト化を進めており、状況の変化や新たな課題が生じた際には、後見人等や支援者からの依頼に基づき、情報提供や同行支援、またはケース会議を開催している。

■背景・目的

- ・ 後見人等が就任した後に生活環境が変わった際、後見人等一人の判断に任せきりにせず、支援チーム全体で本人を支え続ける体制を維持することを目的としている。

■ポイント

- ・ 専門職後見人に対し、中核機関が情報提供や同行支援を行い地域の資源に繋げることで、後見事務の質を高め、支援チームが「自走」し続けることができる。

(3)課題

■家庭裁判所との認識の更なるすり合わせ

- ・ 適切な後見人の交代(リレー)や権限の変更などについて、福祉側の必要性と司法側の判断基準に乖離がある。ケース検討の場成家裁の参画を促すなど、継続的な相互理解が必要と感じている。

■潜在的なニーズの掘り起こしと地域への周知

- ・ 相談窓口の一本化は進んでいるが、まだ制度の理解が不十分なために近隣住民や親族とのトラブルに至るケースがある。支援者だけでなく地域住民への更なる啓発が課題と感じている。

■中核機関の体制維持と人員確保

- ・ 相談件数が急増する一方で、相談対応から後見人支援、モニタリング等のフォローアップまでの継続的な関わりを全ケースで維持する必要があり、総合的なマンパワーの確保が長期的な課題である。

■専門職の担い手不足

- ・ 圏域内に専門職が少ないため、外部の専門職団体との連携を維持しつつ、県と連携した「市民後見人」の養成・活用の早期実現が求められている。

【相談受付シート】

相談受付シート

		ID	
受付日	年 月 日	受付者	
相談者	相談者名： 本人との関係（所属）： 連絡先：		
相談方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
相談契機	<input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 関係機関等からの紹介 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 既知		
基本情報	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（提供予定日： 年 月 日）		
調査票	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（提供予定日： 年 月 日）		

※基本情報と調査票の提供がある場合、サービス状況以下は省略可

ふりがな 本人氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
		性別	男・女
住所	〒	電話番号	
障害と その程度	<input type="checkbox"/> 高齢者 A. 未申請 B. 申請中 C. 認定済[a. 要支援（ ） b. 要介護（ ）] <input type="checkbox"/> 知的障害者 療育手帳 A. あり（ ）度 B. なし <input type="checkbox"/> 精神障害者 保健福祉手帳 A. あり（ ）級 B. なし <input type="checkbox"/> その他疾患等（ ）		
サービスの 状況 <input type="checkbox"/> 省略			
財産状況 <input type="checkbox"/> 省略	主な収入： 主な支出： 財産状況： ※生活保護 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> なし		
生活状況 <input type="checkbox"/> 省略	<input type="checkbox"/> 在宅独居 <input type="checkbox"/> 在宅で家族と同居 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 施設等入所中 家族構成図 本人、家族の状況等		
相談内容 <input type="checkbox"/> 省略			
利用希望 制度	<input type="checkbox"/> 成年後見制度 <input type="checkbox"/> 任意後見制度 <input type="checkbox"/> 福祉サービス利用援助事業 <input type="checkbox"/> 日常金銭管理等事業 <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立相談支援事業 <input type="checkbox"/> 後見実務相談 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
次回面談	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 予定あり日時： 年 月 日 時 分 場所：		

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

【調査票】

調 査 票 【No. 】

記入年月日	年 月 日 ()	所属名	
記入者		TEL	

基本情報があれば〆し省略可。(基本情報にない項目は記入してください)

相談者			本人との続柄	
			TEL	
フリガナ			生年月日	M・T・S・H
氏 名	(男 ・ 女)			年 月 日 () 歳
住 所 (住民票上)	紀の川市 電話 (自宅等) (携帯等)			
居住地 (現住所)	紀の川市 電話 (自宅等) (携帯等)			
理解力	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> やや困難 <input type="checkbox"/> 困難	言語能力	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> やや困難 <input type="checkbox"/> 困難	
書く力	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> やや困難 <input type="checkbox"/> 困難	コミュニケーション力	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> やや困難 <input type="checkbox"/> 困難	
障害と その程度	<input type="checkbox"/> 高 齢 者 A. 未申請 B. 申請中 C. 認定済 (a. 要支援 () b. 要介護 ()]			
	<input type="checkbox"/> 知的障害者 療育手帳 A. あり () 度 B. なし C. 疑いあり			
	<input type="checkbox"/> 精神障害者 保健福祉手帳 A. あり () 級 B. なし C. 疑いあり (自立支援医療の利用 A. あり B. なし)			
	<input type="checkbox"/> 身体障害者 身体障害者手帳 A. あり () 種 () 級 B. なし 障害 ()			
本人 基 本 項 目	生育歴 生活歴			
	就労状況 (履歴)			
	地域との関係	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 【具体的な内容】		
	相談の経緯			
	本人の思い 主訴			
財産状況	収入総額 月 () 円	支出総額 月 () 円	資産	
	1 年金 (老・障・遺) 円	1 家賃 円	預金 () 円	
	2 生活保護 円	2 福祉サービス利用料 円	負債 () 円	
	3 賞金 円	3 生活費 (食費等) 円	滞納 () 円	
	4 その他 () 円	4 生活費 (光熱水費) 円	不動産 あり・なし (名義:)	
		5 その他 () 円		
住まい状況	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借土地 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> その他 ()			

氏名	続柄	年齢	交流状況	申立の意向	家族構成図
			あり・なし	あり・なし・未確認	
			あり・なし	あり・なし・未確認	
			あり・なし	あり・なし・未確認	
			あり・なし	あり・なし・未確認	
			あり・なし	あり・なし・未確認	
□ 家族等情報	緊急連絡先(氏名 続柄) (TEL 携帯) (住所)				エコマップ
	本人と家族の関係性・家族の思い	(本人と家族の関係性) (家族の思い)			
□ 本人健康情報	健康状態	病 気 (あり ・ なし) ありの場合、病名 () 既往歴 (あり ・ なし) ありの場合、病名 () かかりつけ医 (あり ・ なし) ありの場合、病院名 () 成年後見申立の診断書作成依頼(可 ・ 不可(再調整) ・ 不明)			
	ADL	(心身の状況) (日常生活の状況) 【障害高齢者の日常生活自立度】 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 【認知症高齢者の日常生活自立度】 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M 【障害支援区分】 非該当 区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6			
	福祉・介護サービス利用状況	□ 利用している □ 申込み中 □ 利用していない 【具体的な内容】			
福祉サービス利用援助事業の利用	□ 利用していない □ 申込み中 □ 利用している (年 月ごろから) → サービス内容(金銭管理 ・ 財産保全)				

【個人情報の取り扱いに関する同意書】

個人情報の取扱いに関する同意書

紀の川市社会福祉協議会は、本人及びその家族に関する個人情報を下記のとおり取り扱います。

記

1. 個人情報の利用目的

紀の川市社会福祉協議会は、個人情報を以下の目的のために利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。

- (1) 権利擁護センター「架け橋」自立相談支援事業・権利擁護事業における業務
- (2) 上記の業務に附帯する関係機関等への連絡調整業務

2. 個人情報の第三者への提供

紀の川市社会福祉協議会は、個人情報を上記利用目的の関係者以外への第三者には提供しません。

以上
私及び家族に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します。

令和 年 月 日

本人または家族署名

<本人が未成年者の場合>

法定代理人署名

(続柄:)

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

【内部ガイドライン】

内部ガイドライン < 氏名: >

1. 判断能力等	判断能力項目	状況	評価	動作項目	状況	評価	
① 何らかの理由で受取(ワンス)が悪い状態だが、日常生活は家庭内及び社会的に自立しており、生活を立て直す強い意志がある。	生活を支えらるる	(A) 支えられない (B) 支えは減らされる (C) 支えられない		押しが解力である	(A) 支くできない (B) 支えは減らされる (C) 支くできない		
	欲しいもの、どうしたいか意思による意思表明ができる	(A) 支えられない (B) 支えは減らされる (C) 支えられない		入浴が解力である	(A) 支くできない (B) 支えは減らされる (C) 支くできない		
	今朝や今日の日程を伝えられる	(A) 支えられない (B) 支えは減らされる (C) 支えられない		一人で買い物ができる	(A) 支くできない (B) 支えは減らされる (C) 支くできない		
	今朝(朝)がわかる	(A) 支えられない (B) 支えは減らされる (C) 支えられない		自分の身体がわかる	(A) 支くできない (B) 支えは減らされる (C) 支くできない		
② 日常生活に支障を来すような症状や行動や認知機能の阻害が多少見られても解力が残っているかによって自立できる。(仮定前提)	今どこに居るかわかる	(A) 支えられない (B) 支えは減らされる (C) 支えられない		食事の用意ができる	(A) 支くできない (B) 支えは減らされる (C) 支くできない		
	家族と他人との区別がつく	(A) 支えられない (B) 支えは減らされる (C) 支えられない		自分の身体がわかる	(A) 支くできない (B) 支えは減らされる (C) 支くできない		
	服薬の準備や服薬を伝えられる	(A) 支えられない (B) 支えは減らされる (C) 支えられない		服薬の準備ができる	(A) 支くできない (B) 支えは減らされる (C) 支くできない		
	服薬の準備や服薬を伝えられる	(A) 支えられない (B) 支えは減らされる (C) 支えられない		服薬の準備ができる	(A) 支くできない (B) 支えは減らされる (C) 支くできない		
③ 日常生活に支障を来すような症状や行動や認知機能の阻害がほとんど見られ状態を必要とし、認知機能が、認知機能が、(仮定前提)	【※1】 左記①に該当する場合は左記①～③に該当するが、■の項目で (A) 状況の場合は支援調整委員会に諮る必要あり						
	II. 判断能力						
	① 基本的な金銭管理の支援が必要。	有○ →	(A) 書の手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる	
	② 資産管理の支援が必要。	無× →	(A) 書の手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し	
	※ 一千万円以上(借金)の預貯金等の財産がある。	無×					
	※ 住宅、不動産の売買、処分等の判断管理を行う必要がある、もしくは可能がある。	無×					
	③ 通帳や印鑑の取り扱いは継続して行う。	無× →	(B) 同々手助けが必要		(C) 自分で管理できる		
	④ 年金・手当等の受取り手続きが必要。	有○ →	(A) 代理(代行)手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し	
	⑤ 生活防衛などの情報の手続きが必要。	無× →	(A) 代理(代行)手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し	
	⑥ 税金の申告が必要。	無× →	(A) 代理(代行)手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し	
	⑦ 契約(賃貸、車購入)の手続きが必要。	有○ →	(A) 代理(代行)手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し	
	⑧ 異動(異住)をした時、消費者等に届ける必要がある。	有○ →	(A) 届意である		(B) 同々手助けが必要	(C) 第三者に依頼することがある	
	⑨ 認知症の発病、有価証券等の手続きが必要。	無× →	(A) 代理(代行)手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し	
⑩ 借金をしたり、他人の保証人になる必要がある。	無× →	(A) 書に注意が必要		(B) 可処分がある	(C) 第三者に依頼することがある または、見直し		
⑪ 不動産の処分や遺産相続の手続きが必要。	有○ →	(A) 代理(代行)手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し		
⑫ 借金の整理、自己破産など法的な手続きが必要。	無× →	(A) 代理(代行)手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し		
⑬ 通帳や印鑑など取扱いの手続きが必要。	無× →	(A) 代理(代行)手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる または、見直し		
【※2】 項目②で★の項目に該当する場合は支援調整委員会に諮る必要あり。但し、判断能力(判断能力①～③)があり、状態による本報が実行される場合は状況を鑑察する。							
III. 身体状態その他							
① 履物(シューズ)の内装履、判断能力	有○ →	(A) 書の手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) アドバイスがあれば自分でできる		
② 履物してもらえる状態が身についている。(認知症の程度)	有○ →	(A) 履物はない		(B) 近隣にいない	(C) 近隣にいる		
③ 履物の管理	無× →	(A) 書の手助けが必要		(B) 同々手助けが必要	(C) 自分で管理できる		
④ 日常生活の準備(洗濯、掃除)や入浴等の準備が必要	無× →	(A) 判断能力(①)がなく、履物もない		(B) 判断能力(①)がある	(C) 自分で判断できる必要なし		
⑤ 入浴中で支えにくい時がある	無× →	(A) 履物(足)で対応を要する必要がある		(B) 一時的に支援が必要	(C) 支えを待ってもらえる必要なし		
⑥ 履物(洗濯、掃除)の要	無× →	(A) 履物がない		(B) 履物がある	(C) 履物はない		
⑦ 履物、日常の支障(履物)と対応できる	無× →	(A) 履物の必要がない		(B) 履物がかかると対応できる	(C) 履物できる(支障)がある		
【※3】 ■の項目で(A)状況の場合は支援調整委員会に諮る必要あり							

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

【支援方針・受任調整シート】

支援方針・受任調整シート

(令和7年12月改訂)

■支援方針検討

氏名	No.
【緊急対応・関係調整に関わる課題】 <input type="checkbox"/> 疾病・障害、依存への対応 <input type="checkbox"/> サービスの(再)調整が必要 <input type="checkbox"/> 搾取・権利侵害への対応 <input type="checkbox"/> 親族、友人・知人との関係についての課題 <input type="checkbox"/> 地域からの孤立、社会的孤立 <input type="checkbox"/> その他 ()	
【課題と想われる項目】 <input type="checkbox"/> 金銭管理、契約行為についての課題 <input type="checkbox"/> 預貯金が引き出せない <input type="checkbox"/> 請求・申告等手続きができない(年金・手当・生命保険・税金・定期預金の解約・有価証券等) <input type="checkbox"/> 使いすぎてしまう <input type="checkbox"/> 支払いの必要性が理解できない <input type="checkbox"/> 入院・施設入所時の対応が必要 <input type="checkbox"/> 資産が多い <input type="checkbox"/> 消費者被害にあったことがある <input type="checkbox"/> 遺稿・印鑑の紛失・再発行が繰り返してしまふ <input type="checkbox"/> その他 ()	
情報の分析	<input type="checkbox"/> 意思決定支援についての課題 <input type="checkbox"/> 本人の意思を確認していない <input type="checkbox"/> 本人なりの意思決定を行うための最適な環境づくり(人・場所・タイミング等)が必要 <input type="checkbox"/> 本人の意思が不明確・把握困難 <input type="checkbox"/> 本人の望んでいることの実現が困難 <input type="checkbox"/> 意思決定支援会議の開催が必要 <input type="checkbox"/> 本人の望んでいることの実現が困難 <input type="checkbox"/> 意思決定支援会議の開催が必要 <input type="checkbox"/> 支援を拒否している <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 法的保護の必要性、法的課題 <input type="checkbox"/> 虐待や搾取、権利侵害への対応・防止 <input type="checkbox"/> 債務整理や自己破産が必要 <input type="checkbox"/> 借金や他人の保証人になってしまう <input type="checkbox"/> 調停や訴訟が必要 <input type="checkbox"/> 不動産がある・不動産の処分が必要 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 遺言相続の手続きが必要
	<input type="checkbox"/> 将来への備え <input type="checkbox"/> 身寄りがない、頼りたくない <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 親なき後、自分なき後の家族支援の不安
	本人や親族、支援者ができていること、課題ってきたこと・強み(※強みを活かせるか、方針を検討する)
協議して決定した具体的な方針 <input type="checkbox"/> 成年後見制度 <input type="checkbox"/> 任意後見制度 <input type="checkbox"/> 福祉サービス利用援助事業 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業 <input type="checkbox"/> 生活困窮自立支援事業 <input type="checkbox"/> その他 ()	

■受任調整

		根拠	特記事項(疑問、思ったこと等)
支援の必要性	財産管理に関する課題 <input type="checkbox"/> 不動産に関する売却・購入・賃貸の手続き等、法的支援が必要 <input type="checkbox"/> 住居等の増改築・修繕・解体等が必要 <input type="checkbox"/> 預貯金、定期預金、有価証券等の金融機関等の手続きなどが必要 <input type="checkbox"/> 生命保険の請求や税金の申告が必要 <input type="checkbox"/> 収入の受領・支払い及びこれに関する諸手続きなどが必要 <input type="checkbox"/> 借金をしたり、他人の保証人になってしまうため法的対応が必要 <input type="checkbox"/> 高額な買物をしたり、消費者被害にあったことがあるなど法的対応が必要 <input type="checkbox"/> 債務整理・自己破産・債権の回収などの法的支援が必要 <input type="checkbox"/> 相続手続き等、法的支援が必要 <input type="checkbox"/> 調停、訴訟などの法的紛争の可能性はある <input type="checkbox"/> ()		
	身元保護に関する課題 <input type="checkbox"/> 意思決定支援や心身の状態、生活状況で特に配慮が必要 <input type="checkbox"/> 施設入所や医療契約及び病院への入院に関する手続きが必要 <input type="checkbox"/> すでに支援体制が整備されており、今後も継続して福祉的支援が必要(見守り) <input type="checkbox"/> 支援の枠組みが不十分であり、福祉関係者のネットワークの構築が必要 <input type="checkbox"/> 後見人等候補者になり得る者が申立て以前から関わっており、継続的な支援によるメリットが期待できる <input type="checkbox"/> 頻回な支援、訪問などの、より細かい対応が必要 <input type="checkbox"/> ()		
申立の妥当性	<input type="checkbox"/> 成年後見制度利用の必要性有 <input type="checkbox"/> 権利擁護支援の方針の再検討 <input type="checkbox"/> その他 ()		
診断書	<input type="checkbox"/> 取得可能 <input type="checkbox"/> 取得不可⇒対応方法 ()		
予想される類型	<input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見 補助・保佐の場合、付与要と想定される権限： <input type="checkbox"/> 代理権の必要性有 <input type="checkbox"/> 取消権の必要性有		
申立人等	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 市町村民長 (<input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 障害) 本人・親族申立の場合、代理申立及び審察作成支援： <input type="checkbox"/> 要 (<input type="checkbox"/> 代理申立 <input type="checkbox"/> 審察作成支援) <input type="checkbox"/> 不要		
成年後見制度利用支援事業	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
候補者	<input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 法人後見 <input type="checkbox"/> 専門職 (<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士) ※複数後見の場合は複数にチェックを入れる		
課題解決後の後見人の交代	<input type="checkbox"/> 可能性あり () → () <input type="checkbox"/> 可能性なし		
候補者に求められる事	本人にとって望ましいこと(本人の希望、性別や年代、条件)を記入		
後見人等に必要と思われる支援	<input type="checkbox"/> 虐待対応の継続 <input type="checkbox"/> 賠償等 <input type="checkbox"/> その他 具体的に：		
候補者との事前面接	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

2.1.6. 和歌山県白浜町

【本事例の特徴】

- 後見人等が選任されて「終わり」にせず、中核職員が地域包括支援センターや社会福祉協議会の立場でチームメンバーとして関わる伴走支援の実施
- ミスマッチを未然に防ぎ、受任後のトラブル(苦情)を予防するための「原則事前マッチング」の徹底
- 本人にとって重要な意思決定の場面で、後見人やチームからの依頼に基づき中核機関が招集する「意思決定支援会議」の運用

(1)自治体基礎情報

①人口(令和7年3月31日もしくは4月1日)

	概要
人口	18,923人

②権利擁護支援に関する状況

		概要
中核機関	法人名(機関名)	・ 白浜町、白浜町社会福祉協議会
	中核機関開始(受託)年	・ 2019年(令和元年)4月 ・ 認知症高齢者の増加や障害者の地域移行等、「成年後見制度」等の権利擁護支援の需要が高まることから、早い段階から体制整備に取り組んできた。
	整備パターン	・ 単独、行政直営+一部委託
	体制	・ 下図参照
	主な業務	・ 広報機能 ・ 相談機能 ・ 利用促進機能(受任調整・マッチング) ・ 後見人支援機能
	行政との役割分担	・ 白浜町民生課に成年後見支援センターを設置。社会福祉協議会に一部委託する形で中核機関を運営している。 ・ 後見人支援機能として、行政は町長申立や報酬助成を、社会福祉協議会は法人後見や日常生活自立支援事業を実施している。
市民後見人	養成研修開始年、回数	—
	研修受講者数	—
法人後見実施団体数	—	・ 白浜町社会福祉協議会が実施

■体制

中核機関(地域連携ネットワーク事務局)			
白浜町民生課 (成年後見支援センター)		白浜町社会福祉協議会 地域福祉課	
(高齢者) 地域包括支援センター 社会福祉士1名(兼務)	(障害者) 福祉係 精神保健福祉士1名(兼務)	社会福祉士3名(兼務)	
<p>③ 利用促進機能(受任調整・マッチング)</p> <p>※市町村申立事案について申立判断、候補者選定を虐待対応コアメンバー会議で検討(管理者含む)</p> <p>※法人後見受任ケースにおいては社会福祉協議会法人後見受任調整会議に依頼</p> <p>※困難ケースに関しては権利擁護運営委員会(専門部会)に相談・助言を依頼</p>			
<p>① 広報機能</p> <p>② 相談機能</p> <p>④ 後見人支援機能</p> <p>成年後見制度利用支援事業(首長申立、報酬助成)</p>		<p>① 広報機能(委託)</p> <p>② 相談機能</p> <p>④ 後見人支援機能</p> <p>法人後見、日常生活自立支援事業</p>	

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

(2)ネットワーク機能強化に向けた中核機関の取組

①相談支援機能強化に向けた取組

【「調査票」と「ガイドライン」の活用によるアセスメントの標準化】

■概要

- ・ 地域包括支援センターのシステムとは別に、権利擁護支援に特化した「調査票(紀の川市版を参考)」と、支援方針決定のための「ガイドライン(名古屋市版を参考)」を導入している。
- ・ この調査票を用いて情報の整理をすることで、財産状況や生活歴、本人の意思・課題を1枚の調査票に集約し、福祉の枠組みでは解決できない課題を可視化している。

■背景・目的

- ・ 相談支援機関の担当者によって情報の精度にバラつきが出るのを防ぎ、1回目の面談から核心に触れる聞き取りやスムーズなアウトリーチを行うことを目的としている。

■ポイント

- ・ 他自治体の優れたツールを積極的に自町仕様へ改良して取り入れている。
- ・ これにより、小規模自治体であっても専門性の高いアセスメントを組織的に実施できる体制を整えられていると考えている。

②権利擁護支援チーム形成支援機能強化に向けた取組

【ミスマッチと苦情を未然に防ぐ「原則事前マッチング」の実施】

■概要

- ・ 申立て前の段階で、本人と後見人等候補者が顔を合わせる「事前マッチング」を原則としている。
- ・ 本人や家族の納得感を確認した上で申立てに進む仕組みである。

■背景・目的

- ・ 本人と後見人等候補者の相性は極めて重要と考え、虐待等緊急事案の場合を除き、申立て前には原則事前マッチングを行っている(ミスマッチ及び苦情の防止)。

■ポイント

- ・ 様々な会議体を活用し、本人、家族、支援チーム、候補者を含め申立て前に権利擁護支援チームの形成支援も同時に行う(課題の共有、役割分担等)。
- ・ また、1回で受容できない場合は3回通うなど、納得いくまで調整を重ねる丁寧さがある。これが、受任後のチーム運営における信頼関係の土台となっている。

【既存の会議を活用した受任調整及び訴訟リスクへの対応】

■概要

- ・ 受任調整会議は以下の3つの会議を活用している。
 - ・ 検討内容は、親族、財産状況等の把握・共有、課題整理、権利擁護支援の検討(成年後見制度利用要否等)、後見申立ての確認(申立者、類型、後見人属性の検討)等である。
- ① ケース検討会議(随時開催)
ケアマネジャーが開催する担当者会議や個別支援会議に中核や候補者が入り、以下の内容⁵を検討
 - ② 受任調整会議(定例月1回)
中核機関の実務者レベルによる定例会議において上記の内容を検討
 - ③ コアメンバー会議(随時開催)※管理職含む
市町村長申立てが適当な場合、申立ての要否や支援方針の決定
- ・ 虐待事案や措置が絡む困難事例において、行政管理職を含む「コアメンバー会議」と、弁護士・司法書士等による「専門部会(個別ケース検討会)」を組み合わせで開催している。

■背景・目的

- ・ コアメンバー会議と専門職が参加する会議とを組み合わせで開催することで、行政処分に伴う訴訟リスクが想定される場合など、行政だけでは判断が困難な局面においては、司法側の専門的な助言を得た上で適切な権限行使を行うことを目的としている。

■ポイント

- ・ 専門職の位置づけを明確にし、行政が責任を持って判断するための「バックアップ」として司法の知恵を借りる、という明確な役割分担を行っている(専門職にお任せにしない)。

⁵ 親族、財産状況等の把握・共有、課題整理、権利擁護支援の検討(成年後見制度利用要否等)、後見申立ての確認(申立者、類型、後見人属性の検討)等

③権利擁護支援チームの自立支援機能強化に向けた取組

【中核職員による「チームの一員」としての継続的な伴走支援】

■概要

- ・ 後見人等選任後も、中核職員が地域包括支援センターや社会福祉協議会職員としての立場で、支援チームの一員としてモニタリングや同行訪問を継続している。

■背景・目的

- ・ このような事前の顔合わせは、後見人等が就任した途端に既存の支援者が「後は任せた」と関与を引いてしまい、後見人が支援体制の中で孤立することを防ぐために行われる。

■ポイント

- ・ 特には中核機関、状況に応じて、同じチームの「メンバー」として居続けることで、状況の早期把握、早期介入、後見人等が些細なことでも相談しやすい環境を確保している。

【「意思決定支援会議」の招集によるチームでの継続的な意思決定支援】

■概要

- ・ 本人にとって重要な意思決定が必要な場面(居所の選択、家屋の修繕や処分等)において、後見人や支援チームからの依頼に基づき、中核機関が「意思決定支援会議」を招集している。
- ・ 会議では本人を中心に、親族、専門職後見人、ケアマネジャー、サービス事業所等が一堂に会し、情報の共有と本人の意向確認を行う(遠方の親族の場合はオンラインでの参加を促すなど工夫をしている)。

■背景・目的

- ・ この会議は、後見人等が選任された後に、重要な判断を後見人一人の裁量に任せきりにせず、支援チームで本人の意向を尊重し、最善の利益を検討することを目的としている。
- ・ 支援者が自身の価値観を押し付けず、本人が納得して自己決定できるよう、コミュニケーションの工夫や複数の選択肢の提示を組織的に行う体制を整えることを重視している。

■ポイント

- ・ 中核機関が「中立的な調整役」として会議をコーディネートすることで、専門職後見人と福祉現場の認識の齟齬を解消し、チームの連帯感を再強化している。
- ・ 老朽化した自宅の修繕か施設入所かといった困難な選択場面において、複数回の会議を重ねて本人の「自宅への想い」を汲み取り、修繕と併せてGPS管理や近隣の見守りを組み合わせることで、在宅生活の継続という本人の願いを実現した事例は、他自治体にとっても極めて実践的なモデルとなると考える。

(3)課題

■専門職の担い手不足と地域格差

- ・ 町内に弁護士が不在、リーガル研修を受けた司法書士もないため、隣町の専門職に頼らざるを得ない現状がある。
- ・ 今後、県域での「市民後見人」の養成・活用が急務となっている。

■人事異動に伴う「専門性の組織的承継」

- ・ 現在の高度な支援体制は中核機関職員個人の資質や熱意に依存している部分が多く、異動があった際にも体制を維持できるよう、業務のさらなる文書化や組織的な引き継ぎが最大のリスクとして認識されている。

■「個人情報の壁」への対応

- ・ 福祉窓口を経由せずに親族のみで申し立てられたケースを中核機関が把握できない課題があり、家庭裁判所でのチラシ配布等を通じた「後発的なチーム加入」の促進が検討されている。

■持続可能な財源と体制の確保

- ・ 相談件数が急増する一方で、職員は全て兼務体制であり、モニタリング等の継続的な関わりを維持するためのマンパワーの確保が長期的な課題となっている。

【ガイドライン】

成年後見制度活用検討ガイドライン(白浜町版)

令和 年 月 日

利用者名 _____

記入者名 _____

成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件

※だけに✓がある場合は、社会福祉協議会「日常生活自立支援事業」での対応を検討します。
 ☑が1つでもある場合は、「成年後見制度」の活用を検討します。

1. 判断能力

① 何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している(補助相当)	※□
② 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる(保佐相当)	※□
③ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ介護を必要とする。知的障害の場合はA1、A2(後見相当)	□

2. 財産管理

① 日常的な金銭管理に支援が必要	※□
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう	※□
③ 年金・手当等の受取り手続きが必要	※□
④ 生命保険などの請求の手続きが必要	□
⑤ 税金の申告が必要	□
⑥ 賃貸借契約の手続きが必要	□
⑦ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要	□
⑨ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要	□
⑪ 遺産相続の手続きが必要	□
⑫ 裁判所の手続きが必要	□

3. 身上保護

① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能	※□
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	□

特記事項

本人の能力 ※家庭申立書類 より抜粋	※あてはまるものに○、あてはまらないものに×、その時々で違う場合は△をつけてください。 <input type="checkbox"/> 氏名を答えられる <input type="checkbox"/> 財産が自力でできる <input type="checkbox"/> 年齢を正確に答えられる <input type="checkbox"/> 入浴が自力でできる <input type="checkbox"/> 今日の日付を答えられる <input type="checkbox"/> 一人で買い物ができる <input type="checkbox"/> 今何時か(時刻)がわかる <input type="checkbox"/> 火の始末ができる <input type="checkbox"/> 今どこに居るかわかる <input type="checkbox"/> 食卓の用意ができる <input type="checkbox"/> 家族と他人との区別がつく <input type="checkbox"/> 部屋の後片付けができる <input type="checkbox"/> 直近の食事内容を答えられる <input type="checkbox"/> 車の管理ができる <input type="checkbox"/> 支援が必要な内容 <input type="checkbox"/> 具体的な状況(病が、何をしているか等)
支援が必要な 内容・状況	<input type="checkbox"/> 日常生活的な金銭管理 <input type="checkbox"/> 資産管理(資産が多額等) <input type="checkbox"/> 通帳や印鑑の管理 <input type="checkbox"/> 年金、手当等の受領 <input type="checkbox"/> 生命保険等の請求 <input type="checkbox"/> 税金の申告 <input type="checkbox"/> 契約(賃貸借、施設入所)の手続き <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約取消し <input type="checkbox"/> 定期預金の解約、有価証券等の手続き <input type="checkbox"/> 借金をしたり、他人の保証人になってしまう <input type="checkbox"/> 不動産処分、遺産相続手続き <input type="checkbox"/> 借入金管理、自己財産等の法的手続き <input type="checkbox"/> 調停や訴訟等の裁判所手続き <input type="checkbox"/> 郵便等の管理 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助
想定する後見類型 成年後見の利用に 関する本人の意向	<input type="checkbox"/> 同意あり <input type="checkbox"/> 同意なし【理由・・・○拒否 ○意思表示の確認が困難 ○その他】 <input type="checkbox"/> 未確認
キーパーソン 申立人	問題解決の協力者(氏名:) 年齢:) 続柄:) <input type="checkbox"/> 本人申立が可能 <input type="checkbox"/> 親族申立が可能(氏名:) 年齢:) 続柄:) <input type="checkbox"/> 市県申立を依頼(続柄なし・親族拒否・その他) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 代理申立が必要 <input type="checkbox"/> 代理申立が不要 <input type="checkbox"/> 不明 ※具体的な代理申立者あれば(氏名:) 年齢:) 続柄:) <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 法人後見 ※具体的な候補者あれば(氏名:) 年齢:) 続柄:) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 経済的虐待、搾取等で財産管理面で早急の後見人等による支援が必要 <input type="checkbox"/> 身上監護面で早急の後見人等による支援が必要 <input type="checkbox"/> 上記以外の理由で(相続や法的な手続き等)で早急の後見人等による支援が必要 【具体的な状況】
緊急性の有無	特記事項(本人・親族・支援者等の「強み」等)
ケース会議等()	ケース会議等() 年 月 日開催 (参加メンバー)
(検討内容)	()
(知遇方向)	()

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

2.1.7. 宮崎県延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町：延岡・西臼杵権利擁護センター

【本事例の特徴】

- 1市3町の広域連携体制による専門性の担保と、圏域全体の権利擁護水準の平準化
- 独自の集計ソフト(Excel等)を用いた相談内容のデータ化による、PDCAサイクルの実践
- 家庭裁判所との年4回の定例会を通じた、選任イメージの共有と円滑な情報連携ルートの構築
- 「新人受任」等の明確な判断基準に基づく、組織的なモニタリング・バックアップ体制の運用

(1)自治体基礎情報

■人口(令和7年3月31日もしくは4月1日)

	概要
人口(1市3町合計)	118,426人

②権利擁護支援に関する状況

		概要
中核機関	法人名(機関名)	・ 一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会
	中核機関開始(受託)年	・ 2019年(令和元年)10月 ・ 延岡市と西臼杵地区3町(高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)での広域連携による中核機関を整備。 ・ プロポーザルにより、一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会が、延岡・西臼杵権利擁護センターを受託することとなった。
	整備パターン	・ 広域、委託
	体制	・ 権利擁護センターを担当している職員は、専門員が2名、専門員兼事務員が1名の3名。いずれも社会福祉士の資格を有している。
	主な業務	・ 相談対応・申立支援 ・ 地域連携ネットワーク運営 ・ 普及啓発・研修 ・ 後見人等サポート
	行政との役割分担	・ 延岡市が幹事市となって中核機関設置運営業務の締結及び委託契約締結に必要な事務手続きを行っている。 ・ 延岡・西臼杵地域と委託事務に必要な協議を行っており、西臼杵地域については必要に応じ延岡市とともに参画する形で役割分担を行っている。
市民後見人	養成研修開始年、回数	・ 令和4年度から養成を開始。 ・ 令和7年度までに計4回(期)開催。 ・ 「市民後見人候補者 活動のしおり」を作成し、配布。市民後見人が後見事務を行う際の参考となっている。

	研修受講者数	・累計 37名
法人後見実施 団体数	—	・広域で3か所(延岡市に2カ所、日之影町(社会福祉協議会)に1カ所)の法人後見実施機関がある。

(2)ネットワーク機能強化に向けた中核機関の取組

①相談支援機能強化に向けた取組

【「成年後見制度(法定)申立て」マニュアル(延岡版・西臼杵版)の作成による窓口機能の標準化】

■概要

- ・ 一次相談窓口(地域包括支援センター、行政等)が、制度の必要性判断から申立て前までに必要な相談対応を適切に行えるよう、実務の指針となる「延岡版・西臼杵版申立てマニュアル」を作成・運用している。
- ・ 現場の誰もが迷わず活用できるよう、申立ての流れや判断基準を視覚的に分かりやすく整理した内容としている。

■背景・目的

- ・ このマニュアルを作成したのは、以前は一次相談窓口の役割が不明確で、担当者によってスキルに差があったため、制度が必要な人が利用につながらない課題が発生していたことが背景にある。
- ・ 窓口での対応レベルを底上げし、広域圏域のどこに相談しても適切な支援方針が導き出せる「対応の平準化」を図ることを目的としている。

■ポイント

- ・ 作成にあたって、行政と中核機関が共に各包括支援センターを戸別訪問して実態を把握し、3年かけて現場の課題を丁寧に吸い上げたプロセスがある。
- ・ 事務手続や費用だけでなく、「一次相談窓口と二次相談窓口(中核機関)の役割分担」を明文化したことで、人事異動の多い市町部においても専門性を組織的に維持し、円滑な業務承継を可能にする教育ツールとしても有効に機能している。

【成年後見制度(法定)マニュアル(延岡版・西臼杵版)⁶】

<p>成年後見制度(法定)申立マニュアル (延岡版)</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>延岡・西臼杵権利擁護センターでは、申立支援事業として、「申立てマニュアル」を作成しました。 一次相談窓口等の方が成年後見制度(法定)の必要性の判断～申立て前までに必要な相談対応を行う際に活用して頂けたらと思います。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会 延岡・西臼杵権利擁護センター</p> <p style="text-align: center;">〒882-0055 延岡市山下町1丁目7番地9 (北老人福祉センター内)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  じん太くん </div> <div> <p>TEL:(0982)20-4515 FAX:(0982)20-4517 E-mail:Kenriyougou@emuemukai.jp HPアドレス:https://www.emuemukai.jp</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>〒での書類取得を希望される方はこちらから ⇒ ※延岡市高齢者福祉協会のホームページから検索下さい</p>  </div> </div>	<p>成年後見制度(法定)申立マニュアル (西臼杵版)</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>延岡・西臼杵権利擁護センターでは、申立支援事業として、「申立てマニュアル」を作成しました。 一次相談窓口等の方が成年後見制度(法定)の必要性の判断～申立て前までに必要な相談対応を行う際に活用して頂けたらと思います。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会 延岡・西臼杵権利擁護センター</p> <p style="text-align: center;">〒882-0055 延岡市山下町1丁目7番地9 (北老人福祉センター内)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">  じん太くん </div> <div> <p>TEL:(0982)20-4515 FAX:(0982)20-4517 E-mail:Kenriyougou@emuemukai.jp HPアドレス:https://www.emuemukai.jp</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>〒での書類取得を希望される方はこちらから ⇒ ※延岡市高齢者福祉協会のホームページから検索下さい</p>  </div> </div>
--	---

※ヒアリング調査協力機関からの提供資料

⁶延岡・西臼杵権利擁護センターが作成。

https://www.emuemukai.jp/wp-content/themes/emuemukai/pdf/moushitate_nobeoka.pdf

【「月1回の定期巡回相談」による顔の見える関係構築】

■概要

- ・ 延岡・西臼杵権利擁護センター(以下「センター」という)から車で1時間弱(約40分~60分)の距離にある延岡・西臼杵3町(延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)に対し、センター職員が原則月1回、訪問またはオンライン(zoom等)での定期巡回相談を実施している。
- ・ 西臼杵3町では、相談の場に行政担当者だけでなく、社会福祉協議会(日常生活自立支援事業担当)や基幹相談支援センター等の専門員も一堂に会し、個別の困難事例の検討や情報共有を対面で行う。延岡市では、1回/2月に社会福祉協議会や生活保護の行政担当者等との定期巡回を個別に行っている。

■背景・目的

- ・ センター設置当初、遠方の3町からは「センターが延岡市にあっても、自分たちの地域までは来てくれないのではないか」という不安の声があった。
- ・ そのため、あえて業務委託仕様書に「月1回の巡回相談」を明記し、物理的な距離を理由に相談が滞ることを防ぐ体制を整えた。
- ・ 3町では延岡市に比べ申立て件数が少なく、「申立て0件」が続く地域もあった。
- ・ これはニーズがないのではなく、一次相談窓口での「必要性判断」の段階で止まっている(隠れたニーズ)と考え、センターが入り口から一緒に関わることで適切な制度利用へ繋げることを目的とした。

■ポイント

- ・ この巡回相談を、単なる形式的な訪問ではなく、「権利擁護支援の必要性を検討する場」として運用している点に大きな意義がある。
- ・ 具体的には、独自の相談集計データに基づき、「どの機関からどんな相談が来ているか」を共有し、支援の方針(後見か、日自か、見守りか)をその場で多職種協議している。
- ・ また、市町の行政職員は数年で異動し、権利擁護の専門性を維持することが難しい。そのため、毎月、経験豊富なセンター職員と顔を合わせて相談できるこの機会は、新任担当者にとって「実務を学びながら相談できる安心感」の源泉となっており、組織としての継続的な支援力を担保している。

②権利擁護支援チーム形成支援機能強化に向けた取組

【多角的なアセスメントと「選任前の顔合わせ」による受任イメージの共有】

■概要

- ・ 受任候補者調整会議(マッチング)に際し、単なる書類選考に留まらず、候補者、本人、ケアマネジャー、相談支援専門員等が参加する「顔合わせ」を必須としている。
- ・ 独自の「受任候補者選定に関する資料」を用い、本人の意向(好きなこと・嫌いなこと等)や、後見人に期待する具体的な業務(身上保護・財産管理等)を事前に見える化している。

■背景・目的

- ・ こうした選任前の候補者との顔合わせは、かつて、センターが推薦した候補者が家庭裁判所で選任されないという事案が発生したことを教訓に、司法と福祉の「選任イメージ」を一致させ、本人が納得してスタートを切れる環境を整えることが目的である。

■ポイント

- ・ 本人が候補者を直接確認し、候補者側も受任後の生活支援を具体的にイメージしてから申し立てる「納得感」を重視している。

【「チーム会議」の先行実施による役割分担の明確化】

■概要

- ・ 後見人等の就任が内定した段階で、センターが、関係者が集まるチーム会議をコーディネートしている。
- ・ ここで後見人等ができること、できないこと、それぞれのチームメンバーの役割分担等について確認、あらかじめ認識を共有する機会を設けている。

■背景・目的

- ・ こうした事前のチームでの顔合わせの機会は、後見人等が就任した後、既存の支援者が「あとは後見人にお任せ」と引いてしまい、後見人等が孤立することを防ぐためである。

■ポイント

- ・ 「チーム会議」を開催することで、センターが「後方支援の砦」として常に存在し続けることを支援チームと後見人等の双方に明示している。
- ・ このことにより、後見人等も支援チームのメンバーも、安心してチームとして支援を開始できる環境を整えることになっている。

③権利擁護支援チームの自立支援機能強化に向けた取組

【明確な3つの判断基準に基づく組織的モニタリング(バックアップ)】

■概要

- ・ 令和5年度より、①新人専門職が受任した場合、②業務の難易度が高い場合、③複合的課題がありチーム体制が不十分な場合、という明確な3基準に基づき、受任後のモニタリングを開始した。
- ・ 上記の場合に該当するケースについては、後見人等が選任された後に定期的な状況の確認を行い、必要に応じて「権利擁護支援会議(ケース会議)」を招集して、支援方針の再調整や関係修復を行うこととしている。

■背景・目的

- ・ 制度利用開始後に、後見人等と被後見人等、支援者等との間のコミュニケーション不足や、支援方針の相違等による相談が寄せられていたが、センターには介入権限がないため、状況を改善するためのアプローチができずにいた。
- ・ そこで、各種関係者へのアンケート調査結果をもとに、後見人等の選任後に何らかのサポート体制が必要だという声が多いことを確認し、センターとして、後見人等就任後に相談する体制を整えることとした。

■ポイント

- ・ 全ケースを網羅するのではなく、優先順位をつけて介入することで、限られた人員での実効性を確保している。
- ・ トラブルが「苦情」として表面化する前に、センターが自然な形でアプローチすることで、後見人等の辞任や選任の交代といった深刻な事態に至る前の改善を可能にしている。

【司法・専門職団体と連携した「苦情・トラブル対応ルート」の確立】

■概要

- ・ センターと家庭裁判所の連携が欠かせないため、互いの役割や立場を踏まえ、情報提供・情報共有の在り方の取り決めを行い、その内容を表にまとめて共有している。この協議により、マッチングおよび後見人等に不適正・不適切な事務の疑いが認められる場合など、共通認識で対応が可能となった。
- ・ 苦情等に対応するためには、センターが単独で抱え込まず、チーム関係者や司法・職能団体(弁護士会・社会福祉士会等)と連携することが重要。支援チーム内での話し合いを促し関係が改善したケースもあれば、後見人等から家庭裁判所に辞任・選任の申立てを行い、後見人等の交代に至ったケースもある。

■背景・目的

- ・ センターには後見人等の業務に介入する法的権限がないため、支援チームの「共通理解」と「司法・専門職団体との連携」によって解決することをめざしている。

■ポイント

- ・ センターが公平中立の立場、又は、本人に寄り添う立場に関わることができることが、苦情等に対応するメリットの一つだと感じている。
- ・ 苦情等の対応で、家庭裁判所とセンターとの間で認識の齟齬があると思われるケースもあった。そのため、センターで行った苦情等の対応の経過記録を一般化・抽象化したものを、家庭裁判所との定例会で活用し、1市3町の行政・家庭裁判所・センターで実情の共有化を行っている。

(3)課題

■一次相談窓口の役割の再定義

- ・ 申立てマニュアルによる役割分担の整理は進んだものの、現場職員の異動により専門性の維持が困難なため、センターによるOJT的な伴走が常態化しており、センターの負担が大きいことが課題である。

■町村部における社会資源の格差

- ・ 延岡市に比べ、西臼杵3町は社会資源が少なく、本人を発見する機会そのものが限定的である。
- ・ 西臼杵3町の行政・社会福祉協議会と連携した「隠れたニーズ」の掘り起こしが引き続き求められている。

■財源と人員体制の安定的確保

- ・ 広域かつ高度なコーディネート機能(意思決定支援やモニタリング)が期待される一方で、それに見合う人員配置(3名体制)が追いついておらず、将来的な持続可能性への懸念である。

2.2. 体制整備を進めている途中の市町村・中核機関に対するヒアリング調査

2.2.1. A町

(1)自治体基礎情報

①体制

■中核機関の運営体制

- ・ 行政、地域包括支援センター(直営)、町社会福祉協議会

■中核機関の位置づけ

- ・ R4.3.31 整備。
- ・ 条例・要綱等による明文化はなく、直営・任意設置の形で運用している。

②中核機関の主な業務内容

- ・ 広報機能、相談機能

③中核機関の整備プロセス等

■直営・一自治体で取り組む理由

- ・ 従来から近隣の複数市町村で、広域で協議体を持っており、権利擁護に限らない勉強会も行っていた。今後のことも同様の枠組みで考えていたのだが、直営で取り組む方針を示した市町村に合わせて当自治体でも直営で行うこととした。

■取組開始の背景・開始時期

- ・ 令和3年度末に中核機関としての体制を整備したが、庁内外で認識のずれがあり、令和5年度に改めて関係機関向けの説明・共有の場を設けて、認識の共有を図った。
- ・ 「できるところから進める」方針で、まずは相談対応・庁内連携を重視した。

■整備プロセス・工夫・効果

- ・ 職員が兼務であるため、広報を一気に行うのではなく、負担を見ながら段階的に対応してきた。
- ・ 他自治体(西都・児湯など先進地)の取組を学ぶ研修に参加し、イメージを持ちながら自町に合う形を模索した。
- ・ 職員同士の距離が近く、顔の見える関係性を生かしてチーム対応ができている点は強みである。

④課題

- ・ 人事異動により、体制整備の経緯や考え方が十分に引き継がれにくい。
- ・ すぐに相談できる専門職(社会福祉士)が庁内には限られており、増員したいが、予算的にも厳しい。
- ・ 首長申立てなど個別対応はできているが、中核機関としての会議体・判断プロセスが継続的に機能していない。
- ・ 常設の「核」となる相談・検討機関が明確でなく、地域包括支援センターや社会福祉協議会から必ず持ち込む場が定まっていない。

(2)庁内外関係部署・機関との関係、連携状況

①庁内連携

- ・ 福祉・介護・地域包括支援センター・社会福祉協議会は日常的に連携しており、ケース発生時にはすぐに集まって協議する文化がある。
- ・ 金銭管理や滞納、経済的虐待が疑われるケースでは、税務課・水道・町営住宅担当などとも個別に情報共有を行っている。
- ・ 以前は税務課主導で生活困窮者支援の庁内ネットワーク会議があったが、人事異動等で途切れてしまい、現在は個別対応が中心となっている。

②専門職との連携

- ・ 町内に、行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会からの一次相談を幅広く受けている司法書士が1名おり、申立て前相談から後見受任、債務整理まで対応してもらっている。
- ・ 「お金にならない相談」も含め、困難事例の初期段階から助言を受けられる存在であり、非常に頼りにしている。
- ・ 内容に応じて、司法書士から「弁護士職が適任」と助言を受けることもある。

③家庭裁判所との関わり

- ・ 申立て前後の個別ケースについて、必要に応じて電話等で相談している。
- ・ 年1回、家庭裁判所主催の連絡協議会に参加する機会はあるが、日常的に密な連携を取っている状況ではない。

④協議会

- ・ 外部の専門職を交えた協議会は設けていない。
- ・ 令和7年3月、近隣自治体と、法人後見実施団体とで会議を開催。そもそもケースも少なく、学ぶ機会も少ないので、広域でネットワーク会議や調整会議の機会が持てないかという話を開始したが、両方の役場の職員の異動により、止まっている状態。

(3)権利擁護支援チーム体制づくりに関する取組や工夫、課題

①相談支援機能

- ・ 平成 29 年度以降、首長申立て:4 件。
- ・ アセスメントや判断を行う定型様式や常設会議がなく、属人的になりやすい。
- ・ そのため、同様のケースであっても担当者や時期によって判断や進め方に差が生じる可能性がある。
- ・ 担当者交代により、判断基準や流れが共有されにくく、後任が「どこまで検討したのか」を把握しづらい状況がある。

②権利擁護支援チームの形成支援機能

- ・ ケースごとに福祉・介護・地域包括支援センター・社会福祉協議会・専門職が集まり、事実上のチームは形成されている。
- ・ 虐待、金銭管理、住まい、医療など複合課題を抱えるケースでは、必要な関係者が柔軟に集まり対応している。
- ・ ただし、「必ずここで検討する」という公式な会議体がなく、個別招集に依存しているため、継続的・体系的な運営には至っていない。

③権利擁護支援チームの自立支援機能

- ・ 現在は後見開始後のフォローや、チームとして本人の自立を支える仕組みまでは十分に整理できていない。
- ・ 後見人(司法書士・法人)とのやりとりが中心となり、庁内・関係機関を交えた定期的な振り返りの場は設けられていない。
- ・ そのため、後見開始後に新たな課題が生じた場合も、個別対応にとどまりやすい状況がある。

(4)体制整備全体に関する課題・今後の方向性

- ・ 小規模自治体では人事異動が最大のリスクであり、個人に依存しない体制をどう維持するかが大きな課題となっている。
- ・ 特に中核機関や権利擁護支援の考え方について、文書化や研修等による継続的な支援が必要だと感じている。
- ・ 市民後見人養成講座を開催しても、活動の場やフォロー体制が十分に整っておらず、現時点では積極的な周知に踏み切れていない。
- ・ 法人後見実施団体や専門職との連携を生かしつつ、県域での支援体制や近隣自治体との協働が進むことを期待している。

(1)自治体基礎情報

①体制

■中核機関の運営体制

- ・ 行政、地域包括支援センター(直営)

■中核機関の位置づけ

- ・ R4.3.31 整備。
- ・ 要綱上は「中核機関は福祉保健課に置く」としており、地域包括支援センターも同じ課の中にある。

②中核機関の主な業務内容

- ・ 広報機能、相談機能

③中核機関の整備プロセス等

■直営・一自治体で取り組む理由

- ・ 従来から近隣の複数市町村で、広域で協議体を持っており、権利擁護に限らない勉強会も行っていった。今後のことも同様の枠組みで考えていたのだが、直営で取り組む方針を示した市町村に合わせて当自治体でも直営で行うこととした。

■取組開始の背景・開始時期

- ・ 障害分野では以前から要綱があったが、実際の相談は高齢者が多く、日常生活自立支援事業だけでは対応が難しくなってきた。
- ・ それまではレベルに関わらず、お金の管理が難しい方を日常生活自立支援事業で対応していたが、日常生活自立支援事業でも件数を受けることが難しくなってきたため、令和2年に初めて首長申立てをして以降、令和3年から、年1回程度、日常生活自立支援事業が抱えている案件を法人後見実施団体に移行できるかを確認する会議を続けるようになった。

■整備プロセス・工夫・効果

- ・ 相談の多くは地域包括支援センターに入り、関わりだすと、周囲が虐待ではないか、入所が必要ではないかと感じても、本人たちは、長年の生活スタイルで、課題と感じていなかったり、相談しようとも感じていなかったりする事例や、支援を勧めても話が進まないケースが少なくない。
- ・ また、「何となく不安」「将来が心配」という曖昧な相談が多い。
- ・ そのため、いきなり成年後見を前面に出すと住民が引いてしまうため、「エンディングノート」や終活講座から入るようにしている。遺影撮影会なども含めて、まずは役場や地域包括支援センターに相談してもらう入口づくりを意識している。

④課題

- ・ 職員数が少ない中で、忙しい部署に「会議に集まってもらう」こと自体に遠慮や負担感がある。
- ・ 虐待など緊急性の高い案件と成年後見の検討が重なると、精神的にも時間的にも余裕がなくなる。
- ・ ネットワーク自体はあるが、図や仕組みとして整理できておらず、「どこからが中核機関か分かりにくい」と感じている。

(2)庁内外関係部署・機関との関係、連携状況

①庁内連携

- ・ ケース会議は、地域包括支援センター、福祉、保健、税、水道、農林など、その都度関係する部署が集まる形で、固定メンバーは決めていない。
- ・ 役場、地域包括支援センター、社会福祉協議会にかかわるどの部署も人員が限られており、結果的にだいたい同じメンバーが集まる。他の事でも、大体同じメンバーが集まって、それぞれの業務の延長で、他の業務の打ち合わせをするのが通常の流れ。
- ・ その一環で、虐待も、ゴミ屋敷対応も、成年後見制度の話もしている。

②専門職との連携

- ・ 町内に後見人等を担える専門職がない。また、どなたにお願いしてよいかわからないため、後見人等が必要な場合は、県弁護士会やリーガルサポートに候補者の推薦を依頼している。
- ・ 首長申立ての際には、あらかじめ推薦を受けた専門職を候補者として申立書に記載する形を取っている。

③家庭裁判所との関わり

- ・ 申立て前後の個別ケースについて、必要に応じて電話等で相談している。
- ・ 年1回、家庭裁判所主催の連絡協議会に参加する機会はあるが、日常的に密な連携を取っている状況ではない。

④協議会

- ・ 外部の専門職を交えた協議会は設けていない。
- ・ 令和7年3月、近隣自治体と、法人後見実施団体とで会議を開催。そもそもケースも少ないし、学ぶ機会も少ないので、広域でネットワーク会議や調整会議の機会が持てないかという話を開始したが、両方の役場の職員の異動により、止まっている状態。

(3)権利擁護支援チーム体制づくりに関する取組や工夫、課題

①相談支援機能

- ・ 令和6年度は、首長申立てが1件であり、毎年複数件あるわけではない。これまで、障害の首長申立て案件はない。
- ・ 決まったアセスメントシートはなく、首長申立て経験のある職員が中心になって、本人の課題の整理と、後見人に解決してほしい課題とを、ケース会議の中で整理しながら、後見制度を利用する必要性を判断している。
- ・ 上記会議で整理した、成年後見制度の利用が必要と考える経緯の説明資料を申立て時に添付し、具体的な候補者名も記載したうえで、申立てを行っている。
- ・ 相談を受けて関わりだすと、周囲が虐待ではないか、入所が必要ではないかと感じても、本人たちは、長年の生活スタイルで、課題と感じていなかったり、相談しようとも感じていな事例や、支援を勧めても話が進まないケースが少なくない。(再掲)
- ・ 家族が「自分たちで面倒をみている」と言う場合、外からの支援を入れるタイミングが難しい。

②権利擁護支援チームの形成支援機

- ・ 定例の協議会は設けておらず、ケースが起きた時に必要な人をその都度集めて対応している(税金や水道料金、介護保険料の滞納、ゴミ屋敷、日常的な金銭管理等)。
- ・ 町内には弁護士も行政書士もいないので、役場内で検討している。
- ・ 会議体が非定型なので、仕組みとして蓄積されにくく、担当者が変わると流れが分かりにくい。

③権利擁護支援チームの自立支援機能

- ・ 成年後見制度が必要な段階の方は、多くは施設入所になる方が多い。後見人が就任した後に、多職種で継続的に支援を検討する場面はあまり多くない。施設の方と後見人等のお金のやりとりくらいなので、特に何かを一緒に考えるということはない。
- ・ 在宅の場合は、配食サービスと見守りを組み合わせ、異変があれば連絡が来る体制を取っている。
- ・ 家庭裁判所から成年後見人として選任された弁護士や司法書士によって、対応範囲や支援の濃淡に大きな差があることが課題である(例「死後事務はやらない」)。借金整理や滞納保険料の対応を後見人等が行わず、役場から直接家庭裁判所へ相談せざるを得ない事例も生じている。

(4)体制整備全体に関する課題・今後の方向性

【人材・財政面の課題】

- ・ 小規模自治体では、後見人等を引き受けてくれる専門職がそもそも少なく、選択肢が限られる。
- ・ 日常生活自立支援事業や法人後見の費用負担は町にとって重く、継続性に不安がある。個々の職員の経験や熱意に左右されることなく、担当者が変わっても一定水準の対応が継続できる仕組みを整える必要がある。

【制度・ネットワーク面の課題】

- ・ 弁護士や司法書士に後見人を依頼した場合、財産管理や法的手続は非常に丁寧だが、生活面への関与は必要最小限になることが多いという印象を持っている。一方で、「生活の細かいところまで見てほしい」と現場が期待しても、職種によっては役割認識の違いから、対応範囲に差が生じることがある。
- ・ 専門職との個人的なつながりしかなく、申立て書類の記載方法も家庭裁判所に直接相談している。書類の書き方等、相談にのってくれる人とつながれるとよい。

2.3. 都道府県社会福祉協議会に対するヒアリング調査

2.3.1. 静岡県社会福祉協議会

【本事例の特徴】

- 県行政と施策・協議会を協働する、明確な役割分担と責任体制の構築
- 支援者が専門職に相談する機会を多様に設け、相談支援機関の権利擁護支援ニーズやチーム支援の意識を喚起、サポート
- 支援者の視点に立ち、在宅・病院などの場面別に関わりを可視化した「成年後見制度活用検討パンフレット」の展開
- 「中核機関コーディネート機能強化事業」を戦略的に活用し、司法・福祉の連携体制の強化

(1)自治体概要

①人口(令和7年3月31日もしくは4月1日)

		概要
管内市町数	—	35
人口	—	約350万人

②権利擁護支援に関する状況

		概要
家庭裁判所の圏域		本庁・5支部・2出張所の体制
協議会	—	県協議会に加え、家庭裁判所の管轄に合わせた5ブロックで協議会を開催。
市民後見人(累計)	実施自治体数	35/35市町(広域実施主体)
	研修受講者数	累計760人(R7.3末)
	受任者数	118人(R7.3末)
法人後見実施団体数	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市町社会福祉協議会:35/35 ・社会福祉協議会以外の法人数:6

(2)都道府県の成年後見制度利用促進に関する取組方針等

①都道府県の方針について

■概要

- ・ 静岡県では「地域福祉支援計画」の中に成年後見制度利用促進に関する項目を明記している。
- ・ 県と県社会福祉協議会が緊密に連携し、市町の中核機関整備や広域化を強力にバックアップする体制をとっている。

■背景・目的

- ・ 市町が単独で専門性を確保し、体制を維持することの困難さを解消し、県内どこに住んでいても適切な権利擁護支援を受けられる体制を構築することを目的としている。

■ポイント

- ・ 単に「計画を作る」ことに留まらず、県社会福祉協議会を実務の拠点として位置づけ、行政と社会福祉協議会が連動して市町の現場に介入・支援する「伴走型」の県方針を示している。
- ・ 全市町での中核機関設置を実現し、さらに「単独では難しい場合は広域で」という具体的な選択肢を提示することで、県内全体の権利擁護水準の底上げに寄与している。

②都道府県の担い手育成の取組について

■概要:市町・社会福祉協議会職員等資質向上研修(2回/年)

- ・ 市町の行政担当、社会福祉協議会、地域包括支援センター職員等を対象に、成年後見制度の基礎知識及び市町長申立当の実務を習得するための研修を実施。担当職員の成年後見制度に関する理解促進を目指している。
- ・ 市町長申立てマニュアルを作成し、申立ての基礎、成年後見制度の基礎及び申立ての実務という内容を伝えている。マニュアルは引継ぎ資料として活用していただくことも想定している。

■概要:後見人等への意思決定支援研修(2回/年)

- ・ 権利擁護支援における意思決定支援の考え方、各種ガイドライン等の知識習得を図るための研修を実施している。

■中核機関設置・運営相談事業

- ・ 県社会福祉協議会にアドバイザーを配置し、中核機関設置に関する相談を受け付けている。内容としては下記の通り。
 - ✓ 困難事例の解決等を想定した総合的相談支援(市町の体制整備に係る相談窓口の設置)
 - ✓ 受任調整が不十分な市町を計画的に訪問し、課題の把握に努める。
 - ✓ 市町の研修の際に事例や質問をあらかじめ募集する等、アドバイザーに相談しやすい体制を整える。等

■成年後見制度利用促進のための人材育成事業(テキスト改訂、研修等実施(集合3回、出前3回以上/年))

- ・ 有識者等による委員会において、成年後見制度の理解促進のために作成した研修テキスト・説明資料を改定し、福祉関係者等が制度説明方法を学ぶ実務研修を実施。
- ・ 福祉関係者が、利用対象者に制度について説明しやすいようパンフレットを作成。パンフレットを説明するためのテキストも作成し、研修を実施している。
- ・ 毎年200名弱、参加いただいている。
- ・ 以前は福祉関係者の中で成年後見制度は法律の制度という認識であったようだが、今では福祉の制度の方向に認識が変化してきている。

(3)都道府県単位や圏域単位の協議会の整備、運営

■概要

- ・ 家庭裁判所の管轄に合わせた5ブロック(東部・中部・西部など)で広域協議会を開催している。
- ・ 家庭裁判所、三士会、市町行政、社会福祉協議会が一堂に会し、地域の具体的な課題を協議する場である。

■背景・目的

- ・ 司法・行政・福祉の認識のズレを解消し、特に「担い手不足」や「受任後のチーム支援」といった、一自治体では解決できない広域課題を共有することを目的としている。

■ポイント

- ・ 近年では、開催前に詳細なアンケートを実施し、単なる報告の場にせず、現場の「生の声」に基づいた深掘りした意見交換を行っている。
- ・ 専門職側から「虐待対応をせずに後見申立てをされることは困る」、「チーム支援がなければ受任できない」といった厳しい意見から、市町における「権利擁護支援チームの形成支援機能」の整備が課題であることが明らかとなり、中核機関が「受任後の体制」を整えることの重要性を再認識する契機となっている(後述)。

(4)都道府県の成年後見制度利用促進に関する取組方針等

①市町村の課題の把握方法と具体的な課題

■概要

- ・ 県内を5つのブロック(東部2カ所、中部、西部、賀茂)に分けた広域協議会を定期開催している。
- ・ 協議会の開催前に各市町や専門職団体へ詳細なアンケートを実施し、現状や課題を把握している。

■具体的な課題

- ・ 専門職団体に事前に実施したアンケートでは、厳しい声が寄せられた。
 - ✓「虐待対応をせず申立てだけ行い、後見人に丸投げされる」
 - ✓「候補者推薦の検討に必要な情報が不足している」
 - ✓「チームがない市町の案件は受任できない」
- ・ アセスメント不足のまま申立てが行われ、後見人が就任後に対応困難となり、専門職が疲弊して名簿から離脱する——そんな状況を改善することが急務となった。

■ポイント

- ・ 課題把握の焦点を「設置の有無」から「機能の質」へと移している。
- ・ 特に「市長町申立て案件を中核機関が適切にチェックできているか」「候補者検討のために収集した情報の背景を専門職に伝えられているか」という実務の質を課題として捉えている。

②市町村への支援内容:「権利擁護支援チーム形成支援強化研修会

■概要:市町・社会福祉協議会職員等資質向上研修(2回/年)

- ・ 体制整備アドバイザー(弁護士・司法書士・社会福祉士)の派遣による個別相談支援に加え、令和7年度からは全県規模での「権利擁護支援チーム形成支援強化研修会」を柱として展開している。
 - ・ 研修では、
 - ✓ 中核機関の役割
 - ✓ 専門職との鼎談
 - ✓ 模擬事例演習
- を行い、家庭裁判所書記官もオブザーバー参加して行われた。

■背景・目的

- ・ 専門職へのアンケートで明らかになった課題(前述)の解決に向けて、受任調整をゴールとする従来の考え方を脱却し、受任後の「自立支援(チーム支援)」までを中核機関の不可欠な責務として再定義することを目的としている。

■ポイント

- ・ 行政職員からは「申立てをすれば終わりではないと理解できた」といった声が寄せられ、組織的な意識改革につながっている。
- ・ 評価も高く、次年度以降も継続・改善して実施する方針である。

(5)課題

■中核機関の人員配置・予算の標準(人口規模基準等)の明示

- ・ 静岡県内では中核機関の事業費が「1,400万円～50万円」と極端にばらついている。
- ・ 小規模自治体では相談体制すら維持できず、「小さく生んで大きく育てる」のは現実的に無理だと思う。最低限の人員と予算がなければ、中核機関としての役割は果たせない。
 - ✓ 申立て支援
 - ✓ 受任調整
 - ✓ 情報収集
 - ✓ 関係機関との連携支援
- ・ これらの機能を担うには、最低限の人員配置が不可欠である。
- ・ 個人情報の取り扱いに関する法的権限の整理が必要である。
- ・ そのため、国として人口規模に応じた中核機関の配置基準や予算の標準を示し、自治体間格差を是正してほしいという期待が大きい。

2.4. 苦情を含む相談についての専門職団体・当事者団体ヒアリング調査

2.4.1. 日弁連高齢者・障害者権利支援センター 副センター長 青木 佳史 氏

(1)「権利擁護支援チームの形成・自立支援機能」に苦情等に対応する仕組みを備えるうえで重要と考えること

■「苦情を含む相談」の定義と対応

- ・ 苦情というのは一言で言っても非常に幅が広い。
- ・ まずは相談として話を聞く段階で、「苦情として扱うべきものなのか、通常の相談・助言対応として整理できるものなのか」を見極める作業が必要になる。
- ・ 中核機関に苦情としての申出が入った場合でも、いきなりどこかにつなぐのではなく、まずは話を聞き、事実関係や状況を整理する。その結果として、中核機関の助言や説明だけで整理できるものもあれば、当該支援チームにおいて改めて話し合う必要があるもの、専門職団体に対応を求めるべきもの、あるいは家庭裁判所の関与が必要なものも出てくる。
- ・ どこまでを中核機関で担い、どこからは外部との連携をはかるのか。この判断は実際の実務の現場では悩ましいことが多い。だからこそ、その判断の拠り所になるようなフローや考え方を示しておくことが重要だと思っている。

■苦情と権利擁護支援チーム形成の関係について

- ・ 苦情として上がってくるケースを見ていると、そもそも支援チームの形成がうまくいっていないことが背景にある場合が多い。
- ・ 後見人の対応がどうなのかということ以前に、本人を中心とした各支援者の役割や関わり方が整理されておらず、その結果として、支援者間や本人との不満や行き違いが「苦情」という形で出てくる。
- ・ その意味では、苦情対応というのは、単にトラブルを処理することではなく、権利擁護支援チームを見直し、再構築し、最終的に支援チームが自立していくためのきっかけにもなり得る。

■中核機関の役割

- ・ 中核機関の役割も、単に当初の選任時に受任調整をすることにとどまらず、選任された後見人を含めた支援チームがどう作られ、どう機能しているのかを見立て、必要に応じて立て直しを支援していくところにあると思っている。
- ・ 苦情対応の原則としても、まずは後見人を含む支援チームの中で解決を目指すことが基本になる。
- ・ 中核機関としては、外部との連携の前に、支援チームの中で何が起きているのか、どこがうまくいっていないのかを整理することが重要であり、ここができていないと、どれだけ苦情対応のスキームや窓口を整えても同じことが繰り返されてしまう。

(2)「苦情等に対応する一般的な対応スキーム(苦情等の受付から関係機関の連携も含めた最終まで)」に関する意見

■「苦情を含む相談」の入り口と全体像について

- ・ まず押さえておく必要があるのは、「苦情を含む相談」というものが、必ずしも一か所に集約されて入ってくるわけではない、という点である。
- ・ 中核機関に直接入ってくる場合もあれば、地域包括支援センターや障害者基幹相談事業所、市町村の各福祉窓口、専門職団体、あるいは家庭裁判所など、さまざまなところに入ってくるのが実態である。
- ・ そのため、「苦情を含む相談は中核機関に入る」という前提で整理してしまうと、現場の実感とずれてしまう。
- ・ むしろ、それぞれに入ってきた相談や苦情を、どのような場合に中核機関につなぎ、そこからどう対応を整理していくのか、という流れを考える必要がある。

■早期対応の重要性

- ・ また、「苦情」という言葉を使うかどうかは別として、問題が大きくなってから表に出てくるのでは、解決に時間がかかることが多い。
- ・ 苦情が出ていないからといって、問題がないわけではなく、現場ではくすぶったまま中核機関まで上がってきていない事案が多くある。
- ・ だからこそ、「苦情」になる前の段階で、「苦情を含む相談」として、支援チームの悩みを拾い上げられ、スーパーバイズできる仕組みや、相談しやすい雰囲気づくりが重要だと思っている。

■「苦情」対応の段階性と原則について

- ・ 苦情対応には、いくつかの段階を整理できていると思っている。
- ・ まずは、①後見人を含む支援チームの中で解決を目指す。それが難しい場合に、②中核機関や専門職の助言等第三者の視点を入れる。それでも解決が困難な場合に、③専門職団体や家庭裁判所に対応の協力を求める、という流れである。
- ・ この段階性がフロー等の中で見えるようになると、現場にとっても理解しやすくなるのではないか。

(3)「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能や連携体制を整えても、支援困難な事例に対応するために必要なことについて

■対応困難事案と中核機関の限界、専門職団体・家庭裁判所との役割分担について

- ・ どれだけ仕組みを整えても、中核機関だけでは調整ができない事案はあると思われる。支援チームを作り、自立に向けた支援の体制を整えたとしても、それでも対応が難しいケースは出てくる。
- ・ そうした事案については、中核機関が無理に抱え込むのではなく、家庭裁判所や専門職団体が責任を持って対応することが求められる場合がある。
- ・ そのため、中核機関では対応困難である、という場合があることをあらかじめ整理の中で明示しておかないと、現場が無理をしてしまい、かえって状況を悪化させることにもなりかねない。
- ・ どこまでが中核機関の役割で対応するもので、どこからが、外部と連携し、主な対応を担うのか、その線引きをフロー図等の中でも、ある程度分かる形で示しておくことが重要だと思っている。

■専門職団体・都道府県アドバイザーとの関係について

- ・ 専門職団体や都道府県専門職アドバイザーとの関係についても整理が必要である。
- ・ 都道府県専門職アドバイザーは、個々の事案にすぐ介入する存在というよりも、専門職団体とのつながりが弱い地域や、仕組みが十分に整っていない地域に対して、体制づくりを支援する役割が中心になる。
- ・ 通常のルートで専門職団体につなぐことが難しい場合には、都道府県アドバイザーを経由するという選択肢もあり得るが、これはあくまで補完的・例外的なルートとして整理しておく必要がある。

(1)「権利擁護支援チームの形成・自立支援機能」に苦情等に対応する仕組みを備えるうえで重要と考えること

■苦情の捉え方

- ・ ここで言う「苦情」は、解任事由や不正が疑われるケースだけを指しているわけではないと考えている。
- ・ 実際には、支援方針に対する考え方の違いや、優先順位付けに対する違和感、後見人の裁量として受け止めつつも周囲が迷いや不安を感じている状態といったものが多い。
- ・ 一般的に「苦情」という言葉からは、解任レベルの問題を想定されやすいため、「本人の利益の観点から支援方針を調整するための相談である」という趣旨が伝わる説明が必要だと感じている。

■権利擁護支援チームの現実

- ・ 本来であれば支援チームで対応すべき案件が、そもそもチームの枠組みに乗っていないこと自体が課題だと思っている。
- ・ 支援者や後見人が、本人の課題や支援上の問題点に十分に気づいていないケースも少なくない。
- ・ 支援チームが機能するかどうかは、制度や仕組み以前に、誰か一人でも全体を見渡し、違和感や課題に気づける人がいるかどうか大きいと思っている。特に在宅ケースでは、ケアマネジャーが重要な役割を果たすことが多い。
- ・ 一方で、ケアマネジャーの理解度や姿勢にはばらつきがあることも否めないのが現実。

■後見開始後の見直し機会の不足

- ・ 受任調整の段階で一定の支援方針を立てたとしても、後見開始後、特に財産調査を進める中で新たな事実が判明し、当初の方針を修正する必要性が生じることは多い。
- ・ 本来であれば、後見開始後の節目で関係者が集まり、「この方針で良いのか」「修正すべき点はないのか」を確認する場が必要だと思っているが、実際には十分に行われていない。
- ・ その結果として、本来は支援チームで分担すべき役割が後見人に集中し、後見人任せの状態や、後見人が一人で抱え込む状態が生じていると感じている。

■中核機関の位置づけ

- ・ 実務的には、成年後見支援センターや中核機関が常に前面に出るというよりも、個別の支援チームで対応可能な案件はチームで完結させ、支援が行き詰まった場合や困難事案になった場合に、中核機関に助けを求めるという位置づけの方が実態に近い。
- ・ 受任調整については中核機関が関与する場面が多いと思うが、支援方針の検討や日常的なチーム会議、モニタリングについては、必ずしも中核機関が担わなければならないものではないケースも多い。
- ・ 重要なのは、行き詰まったときに「ここに相談にいけばよい」という場が明確であることだと思っている。支援が完全に行き詰まり、問題が表面化してから対応するのではなく、「少し困っている」「判断に迷っている」という段階で相談できる仕組みとして位置づけることが重要だと思っている。
- ・ 苦情対応というよりも、支援方針のすり合わせや修正を行う場として捉えた方が、現場になじみやすいと感じている。

(2)「苦情等に対応する一般的な対応スキーム(苦情等の受付から関係機関の連携も含めた終結まで)」に関する意見

■フロー図等では表現しきれない実際の運用

- ・ 市町村の規模によって事情は異なるが、特に人口規模の大きい自治体では、ひとつの会議体や組織で全件を扱うことは現実的ではない。
- ・ 実際の支援は、正式な会議だけで進んでいるわけではない。電話やメール、立ち話、雑談、勉強会の前後のやり取りなど、非公式な情報共有の積み重ねによって支えられている。
- ・ フロー図等で表現しようとする、どうしても「正式な会議体だけで支援が進む」ように見えてしまうが、現場では、雑談の中で違和感が共有され、その流れで「一度集まった方がよいのではないか」という判断につながることが多い。
- ・ また、現実の運用としては、すべての案件に中核機関が関与することを前提とするのは難しいと感じている。
- ・ フロー図等を見た支援者が、「誰がこれを言い出すのか」「必ずこの会議を開かなければならないのか」「すべて中核機関を通過する必要がある」と誤解されないような配慮が必要だと感じている。

(3)「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能や連携体制を整えても、支援困難な事例に対応するために必要なことについて

■中核機関の役割、位置づけの明確化

- ・ 実際には、支援チーム内での話し合いが成立していないケースも多い。会話が噛み合わない、課題認識が共有できないまま支援が進んでしまっていることもある。
- ・ そうした場合に、中核機関の会議の意義は、本人の利益を軸に、懲戒や解任を目的とせず、支援の修正や調整に焦点を当てて話し合える点にあると考えている。
- ・ また、様々な分野の複数の専門職委員が関与することで、多様な視点から整理ができる点も大きな強みだと思っている。
- ・ 専門職団体への苦情申立ての場合、どうしても懲戒や解任といった方向に議論が寄りがちだが、中核機関ではそれとは切り離して、支援のあり方を冷静に整理することができる。
- ・ 後見人が選任された後であっても、中核機関に相談してよいという認識は、まだ十分に浸透していないと感じており、今後、周知が重要だと思っている。

(1)「権利擁護支援チームの形成・自立支援機能」に苦情等に対応する仕組みを備えるうえで重要と考えること

■「苦情」の捉え方と整理の必要性

- ・ 「苦情」という言葉は非常に幅が広く、すべてを同じように扱うべきではないと思っている。苦情だと思っていたものが、実際には改善要望であり、話し合いで解決できるケースも多い。
- ・ 一方で、意見や要望として対応していたものが、結果的に深刻な苦情へと発展し、後見人交代の話にまで至るケースもある。そのため、苦情を早い段階からキャッチし、どう対応するかという視点が重要だと感じている。

■支援者の判断力を高める仕組み

- ・ 意思決定支援に関する研修や E ラーニングなどを通じて、本人への向き合い方、支援関係者とのチーム支援による対応力を高めることが重要だと思っている。
- ・ 地域包括支援センターやケアマネジャー、障害福祉関係者等本人の日常的支援者と意思決定支援の必要性を共有し、本人の意向を踏まえた支援方針を検討できる環境が必要だ。

(2)「苦情等に対応する一般的な対応スキーム(苦情等の受付から関係機関の連携も含めた終結まで)」に関する意見

■苦情を含む相談が寄せられる入口の多様性

- ・ 苦情や違和感は、一つの窓口を集約されて入ってくるわけではない。本人から直接入る場合もあれば、支援者、関係機関、専門職団体、行政、家庭裁判所など、さまざまな経路から断片的に入ってくる。
- ・ チームとして、それらの情報をどう拾い上げ、関係機関と連携してどう対応するのかという仕組みが必要だと思っている。

■必要性や将来性を踏まえた検討の重要性

- ・ 今、法改正の議論では、包括的な代理権ではなく、限定的な代理権を前提とした制度の在り方が検討されている。
- ・ そのため、申立の段階から本人のニーズを把握し、必要最小限の代理権付与を求めるなどの対応が、今から求められる。このような本人主体の制度の利用の仕方が申立て前からきちんと検討されることで、苦情の質は相当かわってくるのではないかと考える。

■本人情報シートの位置づけ

- ・ そうした本人の意向と「必要性」を検討するうえで、本人情報シートは、「権利擁護支援の相談機能」フロー図等の段階(後見制度が必要なのかを検討する早い段階)から活用されるべきだと思っている。
- ・ 本人がどのような生活をしていて、どのような支援があれば意思決定できるのか、支援で対応できるのか、それとも代理が必要なのかを整理する材料になる。
- ・ 本人情報シートを通じて、意思決定支援の余地があると判断できれば、「今すぐ成年後見制度ではない」という判断につながる。フロー図等でも、その判断プロセスが見える形になることが重要だと思っている。

■入口段階で、後見人等就任後をみすえた丁寧な検討の重要性

- ・ 多くの自治体では、受任調整会議において、申立人や候補者を決定したところで役割が終わってしまっているが、それでは支援が難しくなる。
- ・ 入口の段階で、本人の意向や制度利用の目的、必要性を丁寧に検討することが、その後の適切な支援につながる。うまく機能している自治体では、この入口段階の検討が丁寧に行われていると感じている。

■受任調整・初期モニタリングを含めた流れ

- ・ 受任調整は、単なる後見人のマッチングではなく、その後の支援を見据えた「権利擁護支援チームの形成」のためのプロセスだと考えている。
- ・ 事前面談の段階で、本人の状況や支援チームの考え方がどこまで共有されているかが、その後の支援に大きく影響する。
- ・ 後見人が選任された直後は、特に注意深くモニタリングする必要があるため、フロー図の中でも「初期モニタリング」が明確に位置づけられるとよい。

■モニタリングにおけるチームが機能しているかを確認することの重要性

- ・ 苦情等の問題の多くはチームの機能不全に起因している場合が多い。
- ・ そのため、モニタリングでは、後見人個人の問題として捉えるのではなく、チーム全体が機能しているかどうかを見ることが重要だと思っている。
- ・ モニタリングやバックアップ会議では、いきなり後見人交代を検討するのではなく、まずチームとしての支援の在り方や役割分担を見直すことが必要だと考えている。

(3)「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能や連携体制を整えても、支援困難な事例に対応するために必要なことについて

■重大事案の場合の対応との切り分け

- ・ 横領や重大な権利侵害など、明らかに家庭裁判所への連絡が必要な事案もある。
- ・ そうしたケースと、改善要望として対応すべきケースを、チームの中で整理できる仕組みが重要だと思っている。

■外部専門職の関与によるバックアップ

- ・ 支援困難事例に対応するうえでは、外部専門職の関与が非常に重要だと考えている。地域の事情に左右されず、客観的な立場から意見を言える存在が必要だ。
- ・ ただし、専門職は正論を言うだけでなく、地域の状況を踏まえた段階的な助言を行うことが求められる。
- ・ 地域の機関や支援者が取り組もうとしていることについての法的立場、福祉的立場からの後押しができるような関わりが必要だと感じている。

■中核機関が関与していないケースへの対応

- ・ 中核機関が関与していないケースであっても、本人の意向確認やチームの自立支援機能を活用することで、対応は可能だと思っている。
- ・ 中核機関が関与していなかったため、申立前の対応が不十分であったことから、後見制度利用後に相談が入ることが十分考えられる。そこでは中核機関の役割として、「支援チームの自立支援」に向かっている関わりが求められると考える。後見人の相談先としては、専門職団体と地域(中核機関)の両方に相談が入るため、両者が情報を共有して関与する体制が必要だと考えている。現状においても、中核機関と家庭裁判所の橋渡しを専門職団体が行っているが、これが法的根拠をもって行えるようになることが望ましい。

(1)会に寄せられる、苦情に分類される相談の概要

■会に寄せられる相談から推測される成年後見制度利用に関する相談の概要

- ・ 当会の支部に寄せられる成年後見制度に関する相談は、年に数件程度である。定量的な把握は行っていないため、全国的な傾向を示すことは難しいが、制度利用者自体が少なく、相談が発生するのは財産管理や不動産取引などの具体的な契機に限定される場合が多い。
- ・ 相談内容は多岐にわたるが、特徴的なものとして以下が挙げられる。
 - ✓ 日常生活への干渉:本人にとって価値のあるものを金額だけで不要と決めつけたり等、生活の細部にまで関与される事例。
 - ✓ 突然の後見人選任による戸惑い:制度の理解が十分でない状態で後見人が就任し、本人や家族が混乱するケース。
 - ✓ 愚痴や不満:制度利用者や家族が抱える不満の多くは、制度自体への理解不足や、本人の希望が十分に尊重されないことに起因する。
- ・ 相談窓口の到達状況については、多くの相談者は中核機関や市町村窓口に直接アクセスできず、ネット検索や全国組織等を通じて相談している。地域によって中核機関の機能には人員や専門性に差があり、十分な支援が届かないケースもある。

■若年性認知症サポートセンターによる相談対応から推測される苦情予防の対応

- ・ 若年認知症の方に関しては、若年性認知症サポートセンターの支援コーディネーターである社会福祉士等が早期に介入しており、日々の暮らしを維持継続するための選択肢の一つとなる各種制度利用のトラブルは少ない。つまり、早期の相談窓口である、コーディネーターの存在と支援が苦情を予防する効果がある。

(2)会としての、苦情に分類される相談への対応と課題

■会としての基本的な対応と考え方

- ・ 当会としての基本方針は、法的助言を行わず、あくまで情報提供と傾聴に徹することである。具体的には、リーガルサポートや公的パンフレット等を提示し、誤った助言を避けることを重視している。
- ・ 制度未利用者の場合は、専門窓口で十分な調査・検討を行うことを推奨する。一方で、制度利用者に関しては、愚痴や相談内容の傾聴が中心となり、本人や家族が抱く誤解や不満を補う程度の対応にとどめている。
- ・ 具体的な事例として、以下のようなものがある。
 - ✓ 高齢母と知的障害の息子のケースでは、親族後見人が事務的な対応をした結果、本人が精神的に負担を受け、円形脱毛症になる等健康に影響が出た。
 - ✓ 弁護士後見人が担当した高齢者世帯では、身上保護の機能が十分でなく、葬儀費用や生活費の管理で家族が困惑した。

■課題

- ・ 課題としては、以下が挙げられる。
 - ✓ 成年後見制度利用者の苦情に対する会としての具体的な対応プロセスは未整備である。
 - ✓ 後見人や弁護士等の質にばらつきがあり、支援の一貫性が確保しにくい。
 - ✓ 中核機関の地域間格差により、相談から適切な対応までの到達性に差がある。
 - ✓ 家族・本人・後見人間のコミュニケーション不足が多く、会として直接仲介することは難しい。

(3)「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能」に苦情等に対応する仕組みを備えるうえで重要と考えること

■中核機関の相談窓口としての役割の明確化とプロセスの整備

- ・ 中核機関は、相談の「入り口」としての役割の明確化と、苦情処理プロセスでは、本人の参加を保障する仕組みが不可欠である。
- ・ 相談の「入り口」としての役割とは、事実確認、関係者間の情報共有、適切な支援者への橋渡しを行うこと。
- ・ ネットワーク会議や対面の機会等を活用することで、家裁、地域包括支援センター、社会福祉士、支援団体等が顔を合わせ、情報を共有できる場を確保することが望ましい。

■権利擁護支援チームに期待される役割

- ・ コーディネーターによる早期の生活支援介入が、成年後見制度利用後の苦情予防に有効である。
- ・ 若年認知症や独居高齢者など、生活全体に沿った支援を実施できることが重要である。
- ・ 中核機関に相談者が到達する前の段階で、情報提供や案内を受けられる仕組みを整えることが、苦情発生の未然防止につながると考える。

(1)会に寄せられる、苦情に分類される相談の概要

■会に寄せられる相談から推測される成年後見制度利用に関する相談の概要

- ・ 当会としては、会員のうち成年後見制度を実際利用している人は多くないという認識である。
- ・ 過去に会員向けに実施したアンケート調査では、成年後見制度の認知度は8割以上(「よく知っている(20%)」、「ある程度知っている(63%)」の合計)に達しているものの、利用している人は約11%にとどまっていたことが明らかとなった⁷。
- ・ 同調査では、成年後見制度を利用している人(151人)のうち、回答のあった120人から、「成年後見制度を使用して問題と思う点(複数回答)」をたずねており、第1位は「申し立てしたら取り下げられない/後見利用を途中でやめられない(50.8%)」、第2位「財産管理だけで身上保護をしてもらえない」「福祉と連携していない」がいずれも25.8%だった。
- ・ この結果から、制度のことは一定程度知っているものの、「一度使うとやめられない」「後戻りできない」といったイメージが先行し、利用に慎重になっているといえる(ヒアリング調査でも同意見が聞かれた)。
- ・ 当会に寄せられる相談内容は多岐にわたるが、多いものとして以下が挙げられる。本人の意向を確認しないまま生活用品や思い出の品が処分されたと受け止められている事例など、生活の尊厳に関わる相談する形も多い。
 - ✓ 後見人が財産管理を中心に関与する一方で、本人の生活や日常面への関わりが乏しい、面会が不十分と感じられているケース。
 - ✓ 本人のお金であるにもかかわらず使途が制限されていることへの不満。
 - ✓ 本人の意向を確認しないまま生活用品や思い出の品が処分されたと受け止められている事例など、生活の尊厳に関わる相談
- ・ こうした相談の多くは、後見人本人に直接伝えることが難しく、まず当会に寄せられている。当事者や家族としては、市役所や社会福祉協議会の存在は知っていても、「後見人に関する苦情をどこに相談すればよいのか」が分からないまま、迷いながら連絡してくる状況がある。

⁷ 「成年後見制度に関するアンケート調査」((一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 権利擁護センター、2021年8月)。配布1,650人、回収1,386人。

(2)会としての、苦情に分類される相談への対応と課題

■会としての基本的な対応と考え方

- ・ 当会では、苦情や相談が寄せられた際には、まず相談者の話を丁寧に聞き、何に困っているのかを整理することを重視している。そのうえで、家庭裁判所、中核機関、行政窓口、専門職団体など、適切と思われる相談先を一緒に考え、つなぐ役割を担っている。
- ・ 一方で、制度上の明確な問題とは言い切れないものの、本人の納得感が著しく低いケースでは対応に苦慮している。
- ・ 後見人の交代や改善に至るまでに長期間を要する事例もあり、その間、本人や家族の不満が解消されないまま続く状況が生じている。

■課題

- ・ 当会は後見人を監督・指導する立場にはなく、相談を受け止めることはできても、直接的な是正措置を講じられない点に限界を感じている。
- ・ また、行政担当者の異動などにより、継続的な対応が難しくなる場合もある。

(3)「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能」に苦情等に対応する仕組みを備えるうえで重要と考えること

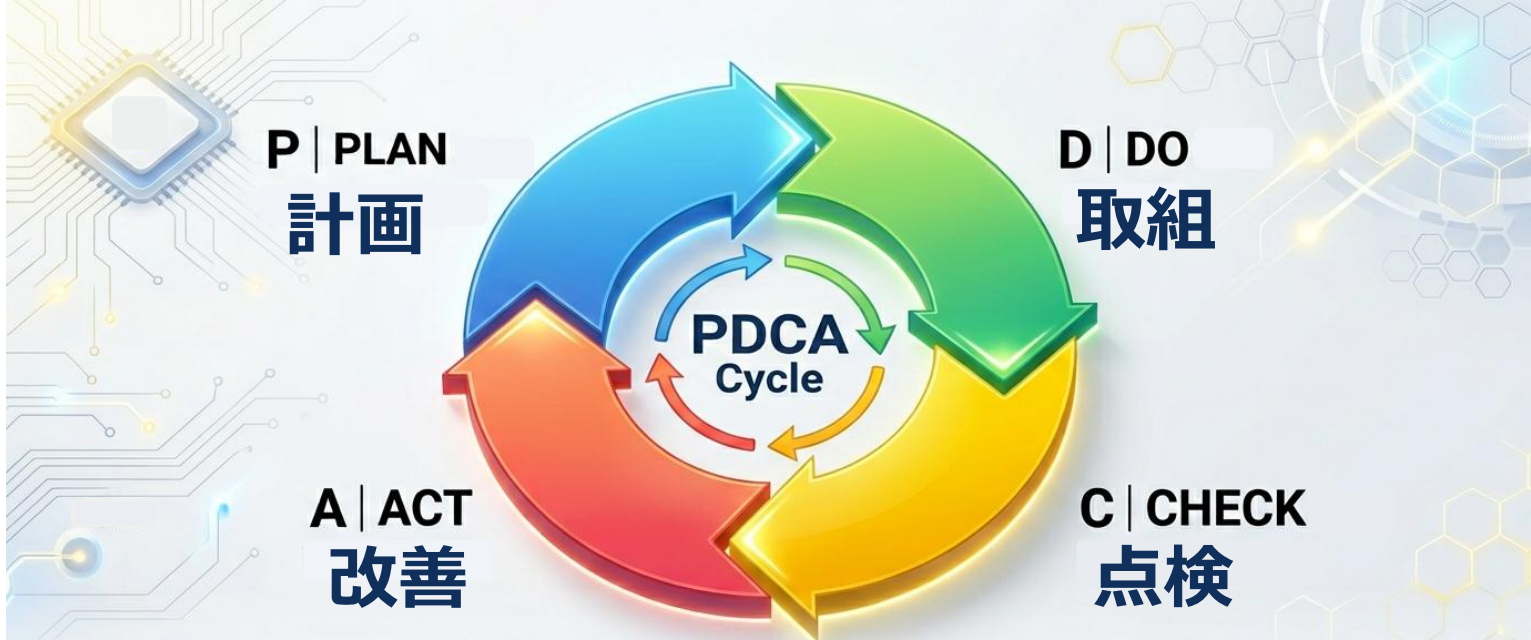
■中核機関の公平中立性の担保と、本人側に立つ立場の人を設けることのルール

- ・ 中核機関は、どこまでいっても中立であることが求められる立場であり、どちらかに寄った判断をすると不信感を抱かせるため、公平中立を貫くことが制度運営の前提である。
- ・ 特に市町村直営となる地域では、中核機関が行政組織としての性格を持つ以上、「公平中立しかない」という構造的制約があり、事務局はその姿勢を徹底する必要があると考えている。
- ・ 公平中立であることは、本人側に寄り添うことを否定するものではなく、むしろ後見人の判断が妥当である場合には、その行動を制度的に守ることもつながり、後見人が萎縮せずに役割を果たせる環境を整える意味を持つ。
- ・ ただし、中核機関が公平中立を貫く以上、本人側に立つ人を別に置くことは不可欠であり、アドボケーターや意思決定サポーター(フォロワー)など、本人の立場を代弁し支える役割を制度的に位置づける必要がある。
- ・ そのうえで、本人側に立つ人(アドボケーターや意思決定サポーター等)を別に置くことで、個人と制度の非対称性を補い、本人の声が中立性の中で埋もれないようにするという二本立ての構造が必要である。

■本人参加を保障する多層性を持った仕組みの構築と「権利擁護支援チーム」の整備

- ・ 支援チームと中核機関の「二層制」で運用するのがよいと考えている。まず一層目の支援チームでは、表面的な意思ではなく「抽出された真のニーズ」を丁寧に探る場として機能することが重要である。
- ・ 例えば「家に帰りたい」という訴えの背景に、思い出の部屋や大切な人との記憶があることが分かるように、ケアマネ等が生活環境や本人の語りを丁寧に探るプロセスが、支援チームの中で自然に進むことが望ましいと考えている。
- ・ 一方で、支援チーム内で意見が一致しない場合や、後見制度の代理権・同意権・取消権、契約や金銭移動など法的判断が求められる場面では、中核機関が主催する地域連携ネットワークに上げる二層目の仕組みが必要である。中核機関が調整や判断を担うことで、本人の意思尊重と後見人の適切な行動の双方を守る仕組みが成立する。
- ・ この役割分担を明確にしたうえで権利擁護支援チームを整備することが、地域での苦情対応機能を実効的にする鍵であると考えている。
- ・ 福祉分野では多層構造の運用に慣れており、この二層制をそのまま引用することで、本人の意思尊重と後見人の適切な判断の双方を守る仕組みが構築できると考えている。

3. 研修スライド(案)



令和7年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等チーム体制構築と
 取組推進に関する調査研究事業

権利擁護支援チームの 形成支援機能・自立支援機能強化に向けた 取組ポイント集（案）

2026年3月
 一般財団法人 日本総合研究所

■ 目次 ■

取組ポイント集の作成目的・活用方法	p3
参考：取組状況調査を通じた「振り返り」	
取組ポイント集の活用ステップ①（体制の状況を点検する）.....	p6
まずは「市町村の体制を振り返る」ためにチェックシートで体制を点検してみましょう	
取組ポイント集の活用ステップ②（整備のヒントを見つける）.....	p9
次に、○がつかなかったA～Zの取組ポイントから体制整備のヒントを探してみましょう	
1. 権利擁護支援の相談支援機能の強化に向けた取組ポイント	p10
2. 権利擁護支援チームの形成支援機能の強化に向けた取組ポイント	p33
3. 権利擁護支援チームの自立支援機能の強化に向けた取組ポイント	p62
取組ポイント集の活用ステップ③（取り組むことを明確にする）.....	p78
振り返りツールで強み・課題を整理して次に取り組むことを明確にしましょう	
取組ポイント集の活用ステップ④（事業報告反映でPDCAへ）.....	p81
振り返り結果を中核機関の事業報告に反映して次年度の事業計画づくりに役立てましょう	
困った時の相談窓口「K-ねっと」の活用	p84

取組ポイント集の作成目的・活用方法 ①

「チーム体制の構築」の 具体的なアクション

① 共通認識の形成

- 立場を超えて全員が**同じ方向**を見すえ、**足並みを揃えて動ける**ようにする

② 取組の明確化

- 「**何のために、今何をすべきか**」を、現場の実務に即した具体的な取組ポイントとして提示する。

本取組ポイント集は、市町村、中核機関、都道府県、そして地域連携ネットワークに関わる関係者・専門職が、**体制整備の「目指すべき方向」**を共有し、「**今、具体的に何に取り組むべきか**」を明確にすることを目的に作成されました。

単に成年後見制度の利用を促すことや、後見人等の候補者を**受任調整することだけがゴールではありません**。本人の意思を尊重し、地域全体で「**本人を支えるチーム**」をつくり上げていく。そのための**具体的なアクション**を2点に集約しています。

活用のキーワードは「振り返り」

① 市町村：体制整備の「主体」としての振り返り

中核機関設置済の市町村：現在の体制を振り返り、市町村内の体制整備に向けた方向性を再確認してください。特に運営を委託している場合でも、市町村が主体的に関与し、**中核機関と一緒に考えていくための対話ツール**として活用できます。

未整備の市町村：現時点の体制を振り返り、**中核機関がないことで生じている課題（体制の限界等）**を認識しましょう。将来的にどのような体制を目指すべきか、具体的なイメージを持つために役立ててください。

② 中核機関：コーディネート機能の「土台（権利擁護の相談支援機能）」を見つめ直す振り返り

地域連携ネットワークの「②形成支援機能」や「③自立支援機能」のコーディネートに難しさを感じている場合は、**まず「①権利擁護の相談支援機能」の体制**を振り返ってください。

①の相談支援体制が十分に整っていないと、②（チームを作る）や③（チームを支える）の取組は円滑に進みません。本取組ポイント集に掲載された取組事例や国研修等のヒントを参考に、**一次相談窓口や関係機関とどのように連携し、土台となる相談支援体制を再構築すべきか**を考えていきつなげにしてください。

3

取組ポイント集の作成目的・活用方法 ②

活用のキーワードは「振り返り」

③ 一次相談窓口（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）：窓口間の「連携」を深める振り返り

中核機関との連携状況を振り返り、中核機関が「**専門的な二次相談窓口**」としてどのような視点でコーディネートを行っているかを理解するために活用してください。

相談対応フローやアセスメント情報の共有など、**一次相談の段階で何を整理しておくべきか**を確認し、中核機関と共に「**本人をチームで支える**」ための**共通認識をつくる**ために役立ててください。

④ 都道府県・都道府県専門アドバイザー：支援を「後押し」するツールとしての振り返り

都道府県担当職員および都道府県専門アドバイザー（体制整備アドバイザーや権利擁護支援総合アドバイザー）、市町村からの相談窓口の方々は、**市町村・中核機関と一緒に現在の体制を振り返る**際に本取組ポイント集を活用してください。

立場やアドバイザーの専門性や経験に関わらない「**共通の視座**」として活用いただくことで、専門職としての知見をより円滑に市町村・中核機関へ伝えられるようになります。

市町村の体制状況に合わせた的確な助言や、個別支援の課題から体制の課題を見抜き、具体的な改善策を提案するためのサポートツールとして役立ててください。

地域連携ネットワークの強化には、市町村・中核機関をはじめとする関係機関が、**権利擁護支援を「チームによる支援」として捉える認識を深める**ことが不可欠です。

後見人等の選任前から選任後まで、**本人の課題整理や支援方針の共有、役割分担の確認を含めた「本人を支えるチーム体制の構築」**という視点が、本取組ポイント集の活用にあたっての最大のポイントになります。

4

参考：取組状況調査を通じた「振り返り」

本取組ポイント集は、国が毎年実施する「成年後見制度利用促進に関する取組状況調査」と密接に連動しています。ポイント集で提示している26の体制整備の取組（A～Z）は、調査の回答項目そのものであり、これらをセットで活用することで、市町村や都道府県における地域連携ネットワークの強化を「共通認識」を持って取り組むことができます。

市町村・中核機関、そして都道府県の関係者には、以下の視点を持って本ポイント集と調査結果を活用いただきたいと考えています。調査への回答（振り返り）を起点とし、本取組ポイント集を具体的な取組のヒントとすることで、全国どの地域においても「本人を支えるチーム」が機能する体制整備を、共に進めていきましょう。

市町村・中核機関

① 調査回答を「市町村の体制を振り返る」機会に、そして点検から改善へ（PDCAサイクル）

毎年の取組状況調査への回答は、単なる事務的な報告ではありません。回答の際、本取組ポイント集を参照して、市町村の現在の立ち位置を「振り返る」機会としてください。

調査項目に回答しながら取組ポイントを参照することで、「今、地域に足りない体制は何か」「次に取り組むべき具体的な一歩は何か」を見つけ出すことができ、PDCAサイクルを回していくきっかけになります。

② 中核機関未整備の市町村こそ

現時点で中核機関が未整備であっても、調査と取組ポイント集を照らし合わせることで、将来的にどのような体制を目指すべきか、その設計図とスケジュールを描くためのイメージが持てる「共通の視座」を得ることが可能になります。

都道府県

① 体制整備の実態把握を、共通の対話の基盤にする

都道府県にとっては、市町村からの調査回答がそのまま「市町村の状況を把握し、体制整備を検討するための情報」となります。本取組ポイント集という「共通の言語」に基づく回答を把握することで、都道府県が独自にアンケートを行う負担を軽減しつつ、中核機関未整備の市町村も含めた網羅的な現状把握が可能になります。

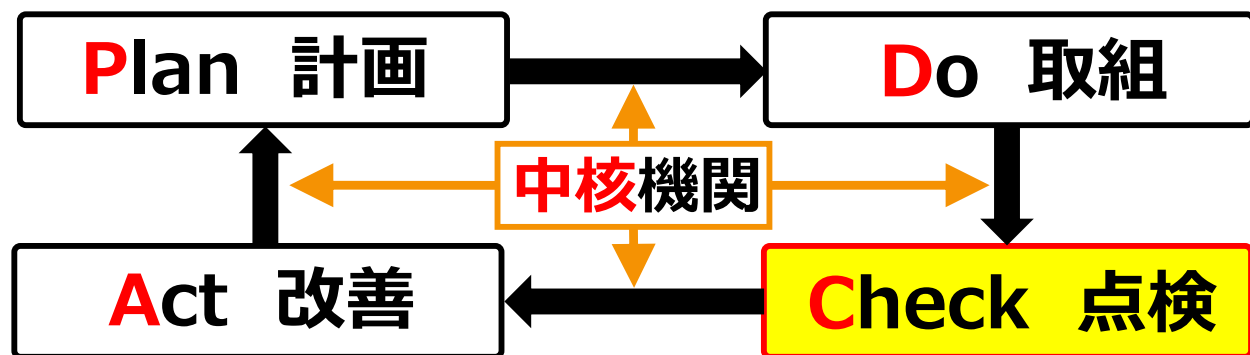
③ 都道府県専門アドバイザーや市町村からの相談窓口との円滑な連携

把握した体制整備の状況を、都道府県専門アドバイザーや市町村の相談窓口と共有してください。どの市町村にどのような支援が必要か、「共通認識」を持って「後方支援」を行うための「共通の道標」として、本ポイント集を役立ててください。

5

取組ポイント集の活用ステップ①（体制の状況を点検する）

図：「共通認識の形成」と「取組の明確化」のためのPDCAサイクル
→中核機関によるPDCAサイクルの促進が機能強化につながります



今すぐできる♪

まずは「市町村の体制を振り返る」ために
チェックシートで体制を点検してみましょう

➡ 「○（体制あり）」をつけてみましょう

6

個別支援の地域連携ネットワークづくりの現状確認チェックシート

体制あり
に○

相談支援機能	広報・周知 相談環境整備	A	本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む、以下制度と略)を理解できるような周知・広報体制	
		B	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	
		C	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	
本人等からの 相談対応・ 制度説明		D	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	
		E	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	
		F	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関(以下関係機関と略)と連携して相談対応できる体制	
権利擁護支援 ニーズの精査 と必要な支援 へのつなぎ		G	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	
		H	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	
		I	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	
		J	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	
権利擁護支援 方針の検討		K	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	
		L	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	
		M	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	
		N	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	
適切な申し立 ての調整		O	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	
		P	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	
権利擁護支援 を行うことが できる体制の 整備支援		Q	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	
		R	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	
		S	地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	
		T	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	
支援チームの 開始支援		U	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	
		V	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	
		W	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	
		X	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	
支援チーム 開始後の必要 に応じた支援		Y	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	
		Z	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	

個別支援の地域連携ネットワークづくりの現状確認チェックシート

体制あり
なら○

相談支援機能	広報・周知 相談環境整備	A	本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む、以下制度と略)を理解できるような周知・広報体制	
		B	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	
		C	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	
本人等からの 相談対応・ 制度説明		D	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	
		E	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	
		F	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関(以下関係機関と略)と連携して相談対応できる体制	
権利擁護支援 ニーズの精査 と必要な支援 へのつなぎ		G	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	
		H	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	
		I	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	
		J	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	
権利擁護支援 方針の検討		K	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	
		L	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	
		M	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	
		N	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	
適切な申し立 ての調整		O	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	
		P	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	
権利擁護支援 を行うことが できる体制の 整備支援		Q	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	
		R	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	
		S	地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	
		T	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	
支援チームの 開始支援		U	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	
		V	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	
		W	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	
		X	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	
支援チーム 開始後の必要 に応じた支援		Y	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	
		Z	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	

本チェック項目は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に沿って作成しています。

相談支援機能の詳細は、国研修「基礎研修」の動画・資料で学ぶことができます。

形成・自立支援機能の詳細は、国研修「応用研修」の動画・資料で学ぶことができます。

国研修の動画・資料はこちらからご覧いただけます。
ポータル「成年後見はやわかり」研修ページ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

※閲覧には市町村配布のID・PWが必要
不明時は市町村担当者またはお問い合わせフォームへ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/contact-non/>

中核機関や相談窓口の設置状況に関係なく、市町村の現状に当てはまる項目に○を付けてください。

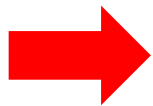
過去に事例が発生していなくても構いません。記入時点で、事例が発生した場合に対応できる仕組み・準備があるかを基準に選択してください。

本項目は毎年の取組状況調査と同じ項目です(市町村回答済)。○を付けた後、皆さまの回答と市町村回答を比較すると効果的です。差がある項目は、認識合わせや改善のヒントになります。

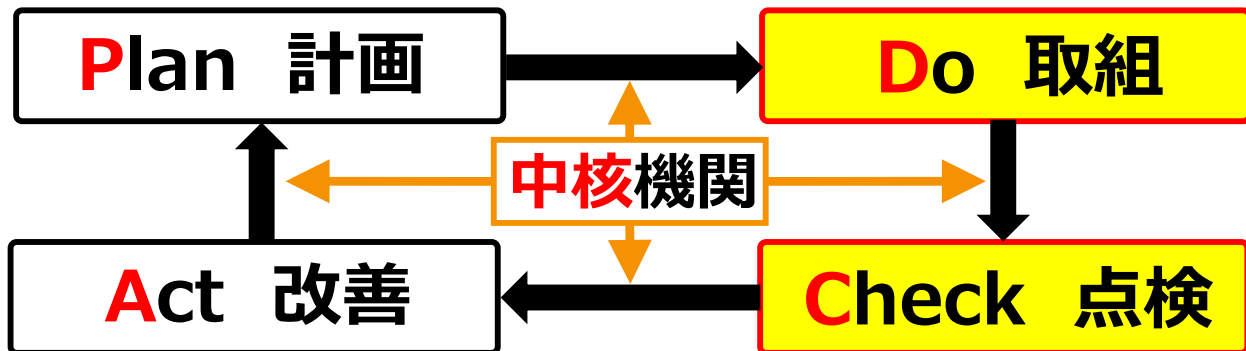
**チェック上の留意点
と
情報提供**

今すぐできる♪

次に、○がつかなかったA～Zの取組ポイントから体制整備のヒントを探してみましょう



A～Zの取組ポイントは、3つの機能ごとに整理しています。はじめに機能の概要で体制の全体像を確認してから、その後、取組ポイントを見ていくのがおすすめです。



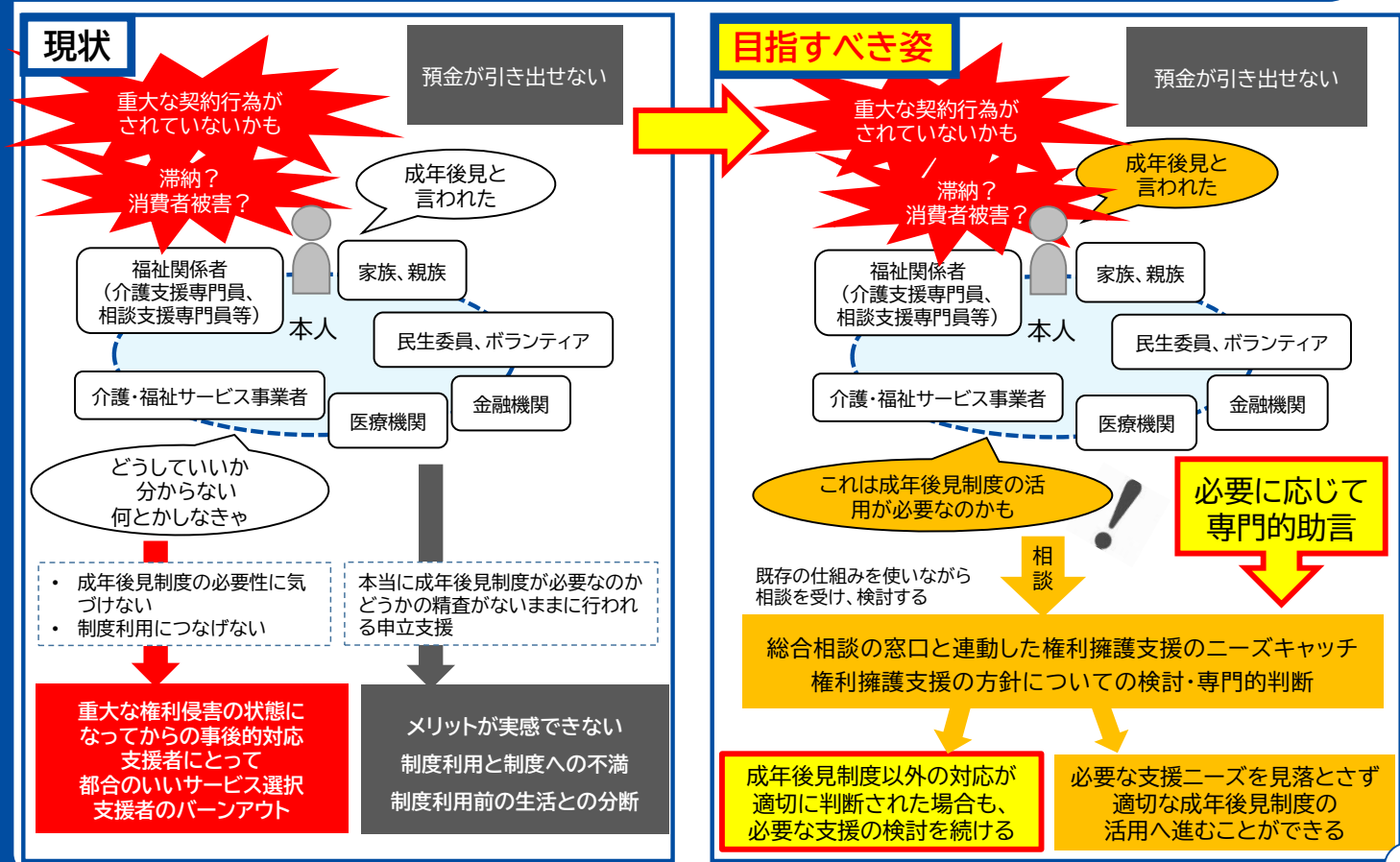
☒：「共通認識の形成」と「取組の明確化」のためのPDCAサイクル
 ➔取組ポイントの確認で、次の一手（今何をすべきか）が見えてきます

権利擁護支援の相談支援機能の強化に向けた取組ポイント 目次

権利擁護支援の相談支援機能の概要p11-p15

広報・周知 相談環境 整備	A	本人および関係者が成年後見制度（任意後見制度を含む、以下制度と略）を理解できるような周知・広報体制	p16
	B	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	p11
	C	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	p13
本人等から の 相談対応・ 制度説明	D	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	p13
	E	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	p13
	F	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関（以下関係機関と略）と連携して相談対応できる体制	p13
権利擁護 支援ニーズ の精査と 必要な 支援への つなぎ	G	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	p13
	H	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	p13
	I	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	p13
	J	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	p13

相談支援が整うと、その先の「チームづくり（形成支援）」や「チームを支える取組（自立支援）」もスムーズに進めやすくなります。



成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.12 図2-4引用・レイアウト修正

上記の図は、現状と目指すべき姿の比較から、本人が地域で安心して自分らしく暮らすために、中核機関や地域の関係機関がどのように連携し、権利擁護支援（成年後見制度を含む）を進めていくべきかのイメージを示したものです。

取組ポイント

① 相談の入り口と地域の見守り体制

- まず、支援の始まりは地域の日常の中にあります。家族や民生委員、金融機関などの地域の関係者が、本人の異変や生活状況を日常的に把握できる体制（D）が基盤となります。そこで「預金が引き出せない」「滞納がある」といった課題に気づいた際、速やかに地域の相談支援機関（地域包括、社協など）へつなぐことができる体制（E）が重要です。
- これらの相談窓口は、本人や周囲にとって「どこに相談すればいいか」が明確で、相談しやすい環境が整っている体制（C）である必要があります。そのため、成年後見制度そのものへの理解（A）だけでなく、それ以外の権利擁護支援の仕組みについても、周知・広報体制（B）を通じて地域全体で共有しておくことが欠かせません。

② チームによるアセスメントと専門的判断

- 相談を受けた窓口や中核機関は、単に「申立ありき」で動くものではありません。地域の様々な相談支援機関が連携して対応できる体制（F）のもと、本人の意思・価値観、判断能力、そして実際の生活状況などの情報を丁寧に把握できる体制（G）を構築し、アセスメントを行います。
- このプロセスでは、必要に応じて弁護士や司法書士などの専門職がケース会議等に参加し、多角的な視点から権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制（H）が中心的な役割を果たします。

③ 適切な支援の選択と継続的な関わり

- アセスメントの結果、方針が決定されます。

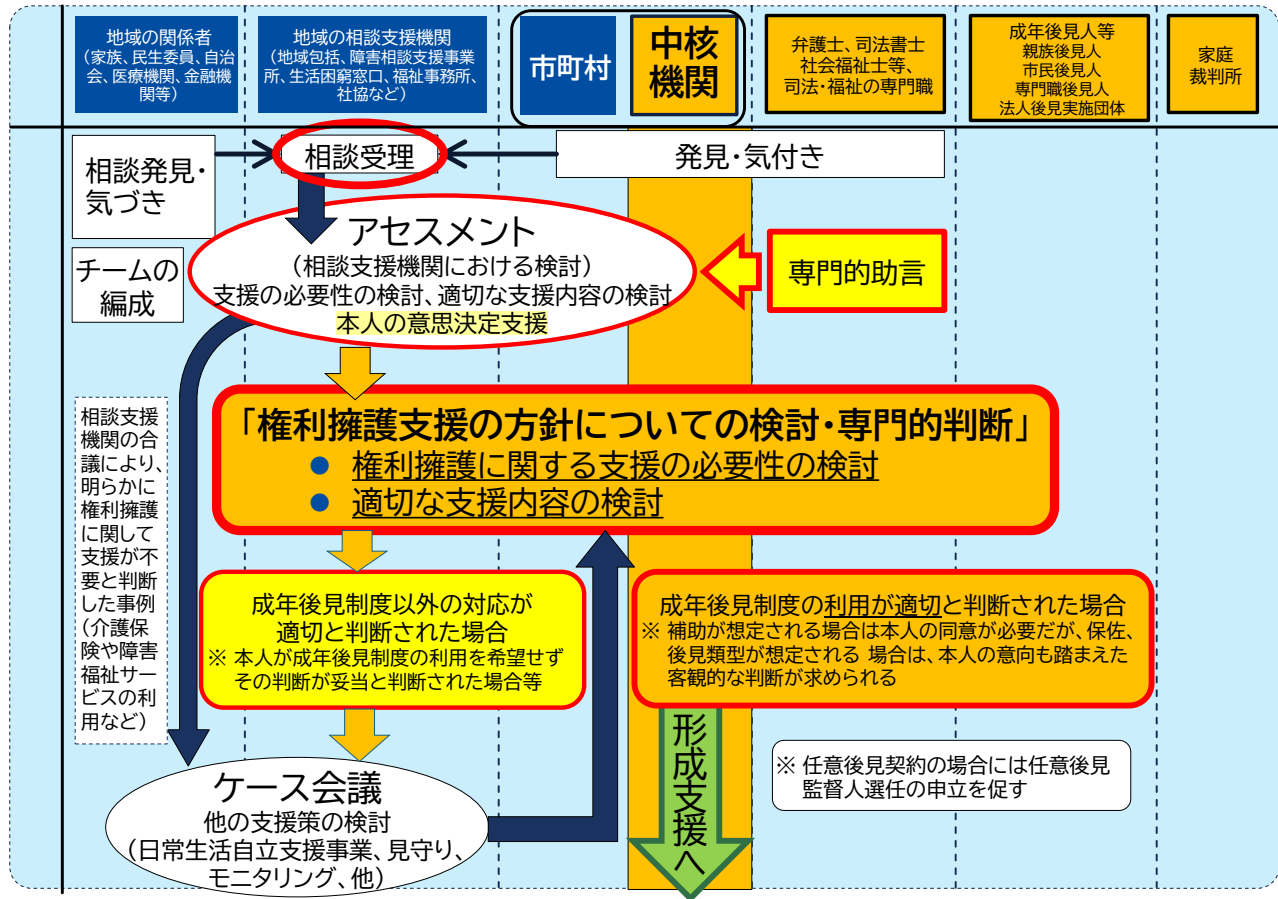
成年後見制度の利用が適切と判断された場合：本人の意向を踏まえつつ、制度へつなぐ支援が行える体制（I）によって手続きが進められます。

成年後見制度以外の対応が適切と判断された場合：制度を使わないからといって支援を終えるのではなく、日常生活自立支援事業の活用や見守り体制の構築、他の支援へのつなぎを継続的に進める体制（J）が求められます。

体制整備不備によるリスク

- 気づきの遅れは深刻な権利侵害後の事後対応を招き、支援者の疲弊や本人不在の便宜的なサービス選択が行われるリスクが地域に生じます。
- 代替手段の精査がない安易な申立は、生活の分断を生み、メリットを実感できない本人の不満や制度利用への不信感を招く原因となります。

A~J 権利擁護支援の相談支援機能 (成年後見制度の利用前の場面) 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断



成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.12 図2-4引用・レイアウト修正

A~J 権利擁護支援の相談支援機能 (成年後見制度の利用前の場面) チーム体制の調整

上記の図は、相談の受理から方針決定、そしてその後の支援に至るまでの具体的なプロセスと、中核機関が地域連携ネットワークの中で取り組んでいる調整（コーディネート）の役割を示したものです。

取組ポイント

① 地域の「気づき」をチーム支援へつなげるコーディネート

- 支援の第一歩は、地域の関係者（家族、民生委員、金融機関等）による「発見・気づき」にあります。地域の相談支援機関（地域包括、社協等）が相談を受理した際、中核機関はそれらの機関と密に連携し、個別の事案に応じた「支援チーム」を編成するコーディネートを行います。
- 中核機関がすべてを直接抱え込むのではなく、既存の相談支援体制を活かしながら、必要な関係者を結びつける役割を担います。

② 多職種連携による専門的アセスメントと合議の調整

- アセスメントの過程では、中核機関が調整役となり、司法・福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）から「専門的助言」を受けられる体制を整えます。
- 「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」は、中核機関単独で行うものではありません。相談支援機関や専門職が参加する「チームの合議」によって、本人の意思決定支援を柱に、客観的かつ多角的な視点から適切な支援内容を検討します。

③ 適切な支援の選択と継続的な関わり

- 検討の結果、方針は大きく二つに分かれますが、いずれの場合もネットワークによる関わりは続きます。

成年後見制度の利用が適切と判断された場合：本人の意向を尊重しつつ、家庭裁判所や後見人候補者との調整を行い、利用へとつなぎます。

成年後見制度以外の支援が必要と判断された場合：ここで支援を終了せず、中核機関のコーディネートのもと、ケース会議を通じて日常生活自立支援事業や地域の見守り、モニタリングなどの「他の支援策」へと確実にバトンを渡します。

目指す姿

- 地域の「気づき」を起点に、相談支援機関（地域包括・社協等）が受理した事案について、中核機関が関係者を結び、家族・民生委員・金融機関等を含む支援チームを機動的に編成できている状態です。中核機関は既存の相談体制を活かし、司法・福祉専門職の助言を得て合議によるアセスメントを行い、客観的・多角的な視点で本人の意思決定支援を柱とした方針を定めます。
- 後見利用の可否にかかわらず、ケース会議で役割を更新し、家庭裁判所や候補者との調整、自立支援事業、見守り・モニタリング等へバトン渡し、支援を行います。

A 本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む)を理解できるような周知・広報体制

本人および関係者が成年後見制度や任意後見制度を正しく理解し、活用できるような情報提供の仕組みを整えます。

今すぐできる！

取組ポイント

① 対象に合わせた情報発信

本人や家族、地域の関係者に情報が届きやすいように、**メリット・デメリット**を理解できる広報を**対象別**に取り組む。

② 任意後見制度の普及

判断能力があるうちから**準備**できる任意後見制度を含め、**将来の安心**に向けた**ポジティブな広報**を展開する。

「成年後見はやわかり」ポータルサイトには周知・広報に活用できる動画やパンフレットひな型等が掲載されています。確認して、活用を考えてみましょう。

ポータル「成年後見はやわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>



体制整備不備によるリスク

必要な人に必要な制度や支援が行き届かないことや、**困難な状況**(虐待や消費者被害、セルフ・ネグレクト等)に陥ってから、**やむを得ず制度を利用する**といったことが増える可能性があります。

制度の**メリット・デメリット**の理解を地域に広めていく体制がないために、**早期の相談対応につながらず**、制度や支援が必要な人**が見逃されてしまっている**リスクが地域に生じます。

→ 実は見逃している

目指す姿

本人や関係者が成年後見制度や任意後見制度を**身近な制度**の一つとして**選択肢**にできる状態です。

単なる制度解説に留まらず、地域の相談窓口や関係者が**共通の理解**を持ち、**早期の相談対応につながる**ように**広報体制を整え**、本人の状況に適した情報提供が、**それぞれの業務で日常的に行われている**体制が理想です。

→ 困難になる前に早期対応

15

B 本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制

本人の意向や判断能力、生活状況に合わせ、成年後見制度**以外**の権利擁護支援の仕組みを本人や関係者に周知する体制を整えます。

今すぐできる！

取組ポイント

① 意思決定支援の視点

本人が**望む暮らしを続ける**ために、どのような支援が**本人の生活と意思決定を支えているのか**という視点で広報を行う。

② 早期の不安解消

日常生活の困りごとを**入り口**に、**制度利用に至る前の段階**で活用できる柔軟な支援策を周知し、**早期の権利擁護支援**につなげる。

国研修「基礎研修」のオンデマンド動画「関連諸制度」に、成年後見制度**以外**の主な支援の詳細が紹介されているので、確認してみましょう。

ポータル「成年後見はやわかり」研修ページ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>



体制整備不備によるリスク

成年後見制度**以外**の**選択肢**が十分に知られていない場合、**より軽微な支援で解決可能なケース**でも、安易に制度利用へ誘導される恐れがあります。

また、本人や関係者が制度のハードルを高く感じて**相談を諦め**、必要な人に必要な制度や支援が行き届かない**リスク**が地域に生じます。

→ 必要な支援の未到達

目指す姿

本人の状況の変化に応じて、制度や支援を柔軟に組み合わせたり、入れ替えたりできることが**本人や関係者に理解**されている状態です。

地域全体で「**制度か否か**」の**二択**ではなく、本人の尊厳と意思を尊重するための**権利擁護支援の選択肢**が示されていることが理想です。

→ 二択を超える

16

C 制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制

「どこに相談すればよいか」が本人や家族に示されており、心理的・物理的なハードルを感じることなく相談できる環境を整備する体制です。

取組ポイント

① 相談窓口の整理

地域連携ネットワークの窓口機能として、中核機関だけでなく、地域のあらゆる福祉窓口が連携し、適切に専門窓口へつなぐ「入口」を整える。

② 周知方法の工夫

広報媒体の多様化や、わかりやすい文言の使用といった周知方法を工夫する。

今すぐできる！

国研修「基礎研修」のライブ演習動画「権利擁護支援の広報」に、市町村・中核機関が行う広報のテクニックが紹介されているので、確認してみましょう。

ポータル「成年後見はわかり」研修ページ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>



体制整備不備によるリスク

相談窓口が不明確な場合、本人や関係者は相談を躊躇してしまいます。

その結果、権利侵害を見逃し、様々な課題が水面下で進行し、発見時には深刻な状況に陥っているという「後手の対応」が多くなるリスクが地域に生じます。

→ 支援開始の遅れ

目指す姿

本人や関係者が地域のどこにいても必要な情報を得られ、相談を受けた関係者が一次相談窓口の各種相談支援機関や二次相談窓口の中核機関と連携して、本人の権利を守る体制ができている状態です。

相談先が明確になることで、隠れたニーズを把握することにもつながります。

→ 相談先が見える

D 本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制

日常生活の中で周囲の関係者や一次相談窓口の各種相談支援機関が、本人の変化や生活課題を早期に察知し、見守りを行う体制です。

取組ポイント

① 見守りの視点共有

関係者や一次相談窓口が、どのような本人の変化や生活課題に着目すべきか、見守りの視点を共有できるような機会（連絡会、研修会、シート作成等）を設ける。

② 意思決定支援のための情報収集

日々の生活状況や本人のこだわりを把握しておくことは、本人の意思を推認し尊重するために必要な情報となる。

今すぐできる！



<https://www.mhlw.go.jp/content/000503061.pdf>



国研修の演習シートを参照・活用して相談受付体制と検討をしてみよう！

体制整備不備によるリスク

日常的な把握体制が不十分な場合、権利侵害に関わる課題が表面化せず、事態が深刻化するまで放置される恐れがあります。

発見が遅れることで、本人の意思を尊重した早期の権利擁護の機会を逸し、危機的状況に陥ってから対応することになるリスクが地域に生じます。

→ 危機対応の増加

目指す姿

本人の関係者や一次相談窓口が、それぞれの日常活動の中で「いつもと違う」という気づきを共有できている状態です。

本人の生活の変化が速やかに把握されることで、大きなトラブルになる前に適切な支援を検討でき、本人の意思に基づいた安心・安全な生活が継続されている体制が理想です。

→ 違和感を共有

試してみよう！

演習ワークシート1 【中核機関の相談受付内容 整理】 項目案 ①

相談日	年 月 日 (対応者:)	ID
相談者	相談者名 □本人 所属	連絡先
相談形態	1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. その他 ()	
相談概要	□詳細別紙参照 主な相談内容	
相談契機	1. パンフレット 2. 研修受講() 3. 以前に相談 4. その他 ()	
相談者属性	地区:	所属属性:
□「本人情報シート」を活用		
本人氏名	性別	年齢 歳 (年生まれ)
居住地	1. 市内 2. 市外 3. 不明 (具体的に)	
疾病・病歴	親族の状況	
身体状況		
住居の状況		
経済状況	主な収入 (約 円) 主な支出 (約 円) 財産状況 (不動産や資産、負債、財産状況の変動可能性など)	
生活歴		
支援状況	介護・障害の認定・区分状況 マネジメント担当者 利用している介護・福祉サービス	
本人の意向・希望	今後の生活についての意向 手伝って欲しいと思っていること、困っていること 金銭管理についての意向 その他 本人にとって重大なこと	
本人の嗜好・価値観	好きなこと : 嫌いなこと : 大事にしている思い :	
支援者の関与と状況	□行政 (課) □包括 □相談支援専門員 □ケアマネ □ヘルパー □デザイナーズ職員 □入所施設職員 □医師 □看護師 □OT □S.L.T □教育関係者 □NPO・NGO □警察官 □民間団体職員 □民生委員 □専門職 () □親族 () □その他 () ケース会議等開催 (有 () 回・無) 意思決定支援ガイドラインの共有 (有・無)	
判断能力について	1. 認知症 2. 知的障害 3. 精神障害 4. その他 () 5. なし 6. 不明	
制度利用について	詳細 1. 成年後見制度利用無 2. 有	
追加の情報収集 ※複数選択可	1. 関係機関等からの情報収集 具体的に □詳細は別紙参照 2. ケース会議等への参加 (日時) 3. ケース会議等の招集 (日時) 4. その他 () 5. 不要	

① 本人情報シートp.3の場合②相談の際の項目例です。受付後、聞き取った内容を整理して記入するイメージでワークシートを作成しています。相談受付の様子は、すでに多くの総合相談用の書式が示されていますので、その内容に、必要な項目を付加する形で書式を検討することも考えられます。

② 何をきっかけに相談したか、どの地域の、どの所属の関係機関などからの相談が多いかを分析するデータをとっておくと、今後の広域のあり方を考えることができます。

③ 本人情報シートと併用してこのようなシートを記入する場合には、網かけ部分の内容は記載を省略したり、「本人情報シート」の○欄参照 などと本人情報シートの記載を引用して記入することもできます。
本人情報シートの1～3を記入することで、本人の現状を客観的に把握することができます。「4. 本人にとって重要な意思決定が必要となる課題」を本人や支援関係者と共有し、「6. 本人にとって望ましいと考えられる対応策」を検討した結果を記載することができます。そのときに、成年後見制度の必要性があると考えられる場合は、「5. 成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識」を検討します。演習ワークシート1の「本人の意向」欄を記入する際には、本人情報シートの記載内容に本人の意向が表われている場合もあることから、本人情報シートを参照して記入することも考えられます。

④ 成年後見制度を利用している場合にも相談が入ることが想定されること、今までも制度利用について相談したことがある

相談者からの情報で気になるところ	それについて関わっている人・機関	何を尋ねるか	その方法

⑤ 相談者からの情報だけでなく、情報を精査して集約していくために、追加の情報収集を行うことがあります。実際に、どのような関係機関からどのような情報を収集するかという点を考えた上で、この欄を記入することになるため、演習の上では、表のようなワークを用意しました。

※本人情報シートの説明については、18ページコラムを参照、書式は巻末資料を参照ください。 ※網かけの項目は、本人情報シートの項目と関連していることを示しています。

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.14-15 より引用

和歌山県 白浜町

～「調査票」と「ガイドライン」の活用によるアセスメントの標準化～

該当する体制



本人等からの相談対応・制度説明



取組内容

- 地域包括支援センターのシステムとは別に、権利擁護支援に特化した「調査票（紀の川市版を参考）」と、支援方針決定のための「ガイドライン（名古屋市版を参考）」を導入している。
- この調査票を用いて情報の整理をすることで、財産状況や生活歴、本人の意思・課題を1枚の調査票に集約し、福祉の枠組みでは解決できない課題を可視化している。
- 相談支援機関の担当者によって情報の精度にバラつきが出るのを防ぎ、1回目の面談から核心に触れる聞き取りやスムーズなアウトリーチを行うことを目的としている。



ポイント

- 他自治体の優れたツールを積極的に自町仕様へ改良して取り入れている。
- これにより、小規模自治体であっても専門性の高いアセスメントを組織的に実施できる体制を整えられていると考えている。

E 本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制

日常的な見守りで気づいた本人の異変や課題を関係者が抱え込むことなく、適切な各種相談支援機関（一次相談窓口）につなぐための「つなぎ」の仕組みを整備します。

取組ポイント

① 相談しやすい環境の整備

本人の周囲の関係者が、どのような異変が発生した場合に各種相談窓口（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）に相談できるかを周知する。

② 情報の円滑な伝達

気づきを得た関係者が円滑に情報を伝えられるよう、関係者同士で日頃から顔の見える関係を築き、相談のハードルを下げる。

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

本人の異変に誰かが気づいていても、適切な「つなぎ先」が分からなければ、その情報は現場で止まっています。

その結果、必要な人に制度や支援が行き届かず、権利侵害に至るリスクが地域に生じます。

→ 支援の空白化

目指す姿

本人の周囲の関係者が「何かおかしい」と感じたときに、すぐに相談できる「入口」を分かっている状態です。

関係者からの小さな気づきが、各種相談支援機関（一次相談窓口）へ速やかに共有され、必要に応じて二次相談窓口の中核機関が関わりながら、本人の意思を尊重した早期の権利擁護支援が開始される体制が理想です。

→ 早期支援開始

21

よこはま成年後見推進センター

～進行管理シートの開発によるアセスメントプロセスの可視化と標準化～

該当する体制

D

E

F



取組内容

- 市内201か所の一次相談窓口において、共通の「進行管理シート」を活用した統一的なアセスメントを実施している。
- 単なる「判断能力の低下」の有無だけでなく、金銭管理・身上保護・法的課題の3点から本人の重大な課題をチェックリスト形式で可視化し、支援方針を導き出す仕組みである。



ポイント

- 中核機関がすべてのケースを直接持つのではなく、一次相談窓口で「課題整理の共通項目」認識してもらうことで、組織全体の機動力を高めていることがポイントである。
- このシートがあることで、後続の専門職派遣や候補者調整会議においても、整理された情報をもとに迅速な議論が可能となっている。

22

F 各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関と連携して相談対応できる体制

高齢、障害、生活困窮など、分野ごとの相談支援機関が、それぞれの枠組みを超えて中核機関や法律・福祉専門職等の関係機関と日常的につながり、多職種・多機関で協力して相談に対応する体制です。

取組ポイント

① 外部の専門職との連携

各種相談窓口や中核機関だけではなく、外部の法律・福祉専門職とも連携できる地域連携ネットワークを整える。

② 支援チームの強化

相談を受けた各種相談支援機関が、必要時に中核機関や適切な関係機関と支援チームを組めるような連携体制を構築する。

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

各種相談支援機関が個別に対応し、関係機関との連携が不十分な場合、本人のニーズや課題を見落とす恐れがあります。

外部の法律・福祉専門職の助言が得られる機会もなく、必要な人に制度や支援が行き届かず、困難事例化するリスクが地域に生じます。

→ 困難事例化

目指す姿

各種相談支援機関と中核機関や関係機関が顔の見える信頼関係で結ばれ、外部の法律・福祉専門職の助言が得られる機会があり、困難な事例に対しても迅速に支援チームが結成できる状態です。

本人の意思を尊重しつつ、必要な制度や支援につなぐ連携ができる体制が理想です。

→ 顔の見える連携

23

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター

～中核機関の一次相談窓口化と機動的なバックアップ体制～

該当する体制

D

E

F



取組内容

- 中核機関（権利擁護センター）を地域包括支援センター等と同様に「一次相談窓口」と位置づけ、相談の初期段階から直接介入できる体制をとっている。
- 病院や地域包括支援センター等から「制度利用の可能性はある」という前段階の相談を柔軟に受け、早期のニーズ把握と支援の目詰まり解消を図っている。



ポイント

- 中核機関が地域包括支援センター等からの相談を待つのではなく、地域の相談機関と「一緒に悩む」スタンスを重視している。
- このことにより、現場職員が権利擁護支援を「特別なもの」「敷居が高いもの」として遠慮することなく、中核機関の力を借りながら、自信を持って対応できる環境が整えられている。

24

G 各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制

「現在の困りごと」の把握に留まらず、各種相談支援機関が本人の関係者とも連携しながら、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握する体制です。

取組ポイント

① 本人の状況変化への対応

各種相談支援機関が本人の状況変化を継続的に把握し、必要時に中核機関や関係機関と連携できるような体制を整える。

② 意思決定支援のアセスメント

医学的な判断能力の判定だけでなく、本人の意思や価値観を把握することが重要になるため、意思決定支援のアセスメントの視点がもてるようにシートを活用する。

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

情報把握や意思決定支援が不十分な場合、支援者が本人の意向を推測で判断することや、安全管理を優先して本人のこだわりを軽視してしまうパターンリズムに陥る可能性があります。

本人のこれまでの歩みや強み、大切にしている価値観が共有されないまま制度利用が進むと、本人にとって不本意な生活を強いるリスクが地域に生じます。

→パターンリズム

目指す姿

本人が言葉でうまく伝えられない場合でも、日頃から関わりのある関係者が捉えた「しぐさ」や「表情」、「過去の選好」などの豊かな情報が各種相談支援機関に集約されている状態です。

これらの情報に基づき、どのような制度や支援が必要になっても「本人ならどう考えるか」という視点が中心に置かれ、尊厳ある暮らしが支えられている体制が理想です。

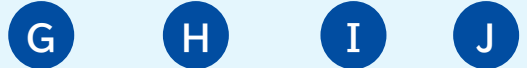
→ 本人視点が軸

25

よこはま成年後見推進センター

～相談支援機関職員向けマニュアルや事例集と伴走支援による窓口機能の継続性確保～

該当する体制

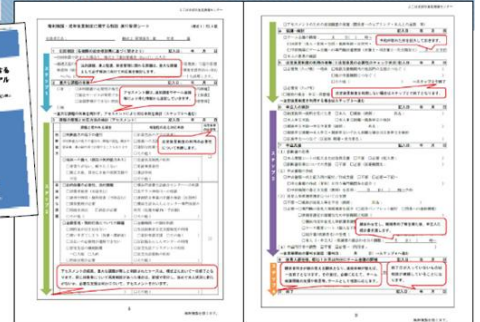


取組内容

- 相談支援機関の頻繁な人事異動を見越し、業務手順や必要な情報を網羅した「新任職員向けガイド」を整備するとともに、詳細な「相談支援機関向けマニュアル」を提供している。
- また、現場の課題を解決するため、判断に迷う事例には中核機関から弁護士等の専門職を派遣する「専門職派遣事業」を週2回実施している。

2 相談 (2) 相談支援機関職員向けマニュアル [令和6年5月更新]

- 相談対応の標準化
- 初回相談から後見人等選任後までの法定後見申立支援フローを具体化したもの
- 「市民後見人相談支援機関向けガイド」と一体化……候補者調整の流れ等を紹介



ポイント

- ツール（マニュアル等）と人的支援（専門職派遣）を組み合わせることで、現場の心理的なハードルを下げている。
- 「困ったら中核機関が専門職をつないでくれる」という安心感こそが、一次相談窓口が自信を持って初期相談にあたる最大の要因となっていると考えている。

26



取組内容

- 一次相談窓口（地域包括支援センター、行政等）が、制度の必要性判断から申立て前までに必要な相談対応を適切に行えるよう、実務の指針となる「延岡版・西臼杵版申立マニュアル」を作成・運用している。
- 現場の誰もが迷わず活用できるよう、申立ての流れや判断基準を視覚的に分かりやすく整理した内容としている。
- 作成にあたって、行政と中核機関が共に各包括支援センターを戸別訪問して実態を把握し、3年かけて現場の課題を丁寧に吸い上げたプロセスがある。



ポイント

- 事務手続や費用だけでなく、「一次相談窓口と二次相談窓口（中核機関）の役割分担」を明文化したことで、人事異動の多い市町部においても専門性を組織的に維持し、円滑な業務承継を可能にする教育ツールとしても有効に機能している。

I 制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制

権利擁護支援ニーズの精査を経て成年後見制度の利用が必要と判断された際に、本人の制度利用の意向を確認して、申立て等の具体的な手続に進めるよう伴走する体制です。

取組ポイント

① 本人への丁寧な説明

本人が自らの意思で制度の利用を選択できるよう、制度のメリットや影響を丁寧に説明し、意思形成を支援します。

② 受任調整の準備

本人の制度利用の意向に従って、中核機関と各種相談支援機関が連携して、受任調整に向けた情報整理や検討機会の調整等の準備を行う。

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

「制度が必要」という判断がなされても、本人の意向確認ができず、受任調整の準備を進めることができない場合は、申立てまでに時間を要し、必要でありながら手続が中断する恐れがあります。

その間、制度利用により解決を図る必要がある課題が残り続け、本人にとって望ましくない状況が改善できないリスクが地域に生じます。

➔ 手続き停滞

目指す姿

制度利用の必要性を検討する時点から本人の意思決定支援が意識され、支援チームが本人の意向確認から申立準備まで一貫してサポートしている状態です。

本人の不安を解消しながら、複雑な法的手続と生活支援のサポートを連動させ、本人の意思を尊重した権利擁護支援が調整できている体制が理想です。

➔ 切れ目なく支援



取組内容

- ・ 専門職を交えた会議をあえて「受任調整会議」と呼ばず「ケース検討会」と称して隔月開催している。
- ・ その意図は、単なる候補者の選定だけでなく、申立て前の「対応困難事案」や「判断に迷う事例」を積極的に受け入れ、法的・福祉的助言を行う場としているためである。



ポイント

- ・ 行政内に社会福祉士等の専門職が多いため、権利擁護支援のニーズの精査や支援方針の検討、見通しはある程度行政内で可能という強みをいかし、より高度な司法判断が必要なケースにリソースを集中させている。

J 制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつながりが行える体制

成年後見制度の利用が「現時点では不要」あるいは「他の支援が適切」と判断された場合であっても、本人に必要な権利擁護支援へのつながりを講じる体制です。

取組ポイント

① 他支援へのつながり実践

制度利用に至らない軽微な課題に対し、日常生活自立支援事業等のその他の支援を組み合わせることで解決を図る。

② 継続的なモニタリング

今は不要でも将来的に必要な可能性があるため、地域連携ネットワークの関係者による見守りを継続し、関係者によるモニタリングの際に制度の必要性について再確認できる体制を整える。

国研修「基礎研修」のオンデマンド動画「関連諸制度」に、成年後見制度以外の主な支援の詳細が紹介されているので、確認してみましょう。

ポータル「成年後見はわかり」研修ページ：
<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>



体制整備不備によるリスク

「成年後見制度利用の必要性なし」という結論だけで支援が終了してしまうと、解決していない本人のニーズや課題への対応が遅れ、成年後見制度が必要になるまで状況が放置されてしまう可能性があります。その結果、本人に必要な権利擁護の制度や支援が行き届かないリスクが地域に生じます。

→対応先送り

目指す姿

「成年後見制度を使うか使わないか」という二択ではなく、本人に必要な制度や支援につなぐことができる体制が整っている状態です。制度利用が必要ない場合に、「代わりにこの支援を行う」という次の一手が動き出し、本人の安心が途切れることなく支え続けられている体制が理想です。

→次の一手が動く

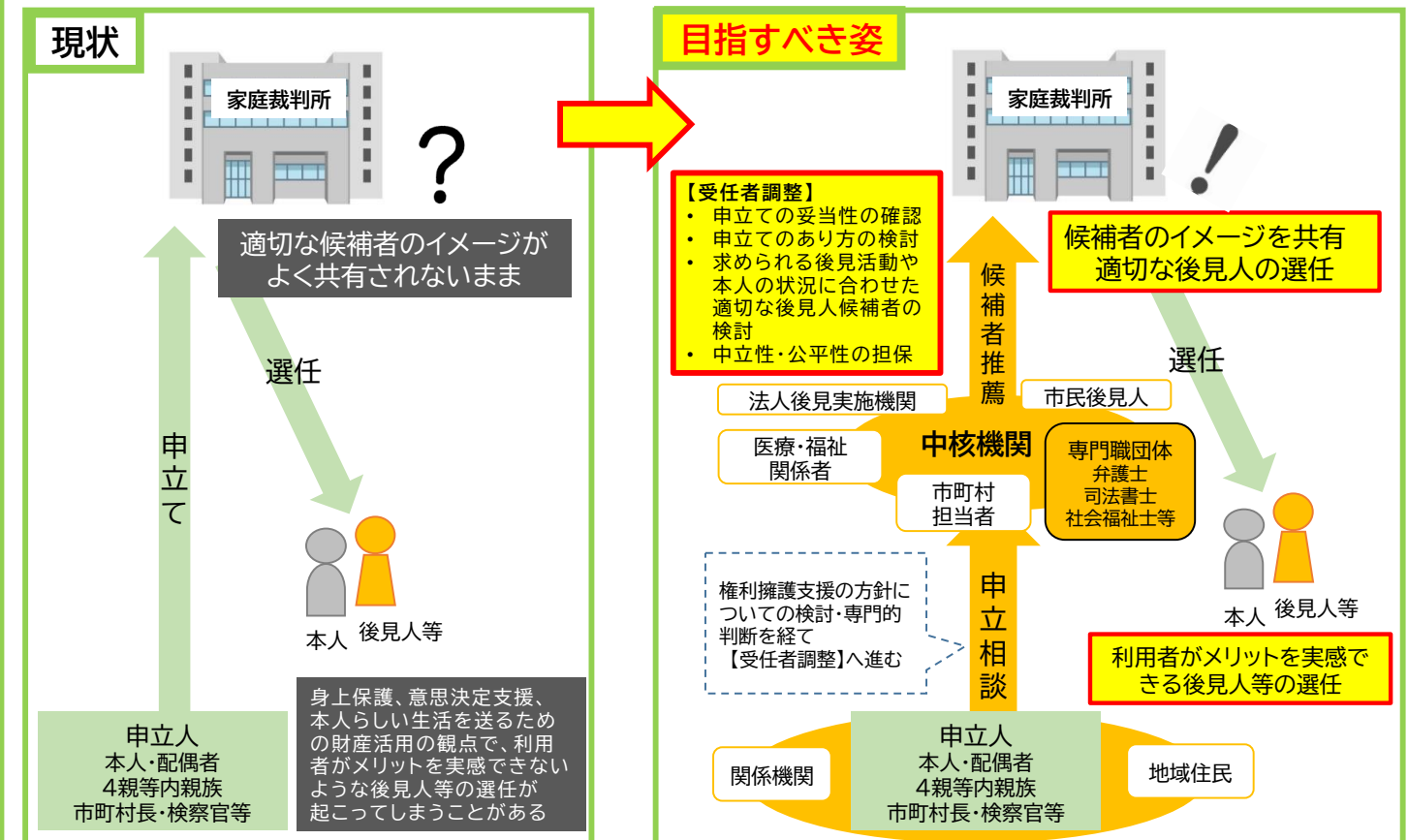
権利擁護支援チームの形成支援機能の概要

.....p34-37

権利擁護支援方針の検討	K	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	p38
	L	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	p39
	M	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	P40
	N	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	P41
適切な申し立ての調整	O	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	P42
	P	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	P43
権利擁護支援を行うことができる体制の整備支援	Q	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	P44
	R	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	P45
	S	地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	p13
	T	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	p13
	U	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	p13

K~U 権利擁護支援チームの形成支援機能 (成年後見制度の開始までの場面)

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



上記の図は、成年後見制度の利用が適切と判断された後、実際に「本人にふさわしい」形で制度を開始し、支援チームを形作っていくためのプロセスのイメージを示したものです。

取組ポイント

① 制度利用に向けた準備と本人の意向確認

- 制度の利用に向けて動き出す際、まずは「申立てありき」の誘導にならないよう、事前に制度内容を本人に説明できる体制（M）を整えることが重要です。その上で、本人が今後の生活をどう考えているか、本人の意向を確認する機会を設けられる体制（N）を構築し、意思決定支援をプロセスの中心に据えます。

② 申立てのあり方と情報の整理

- 方針が決まったら、具体的な申立ての準備に入ります。

事案の整理：本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、抱えている課題を整理しやすい体制（K）のもと、保護の観点だけでなく意思決定支援の視点から、制度利用の適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制（L）が求められます。

役割分担の整理：診断書や本人情報シート等の必要書類の収集、申立書に記載する情報の整理などを関係機関で役割分担できる体制（P）を整えます。これに基づき、本人に必要な同意権・取消権、代理権の範囲や、後見類型を整理する体制（Q）を構築します。

申立人の調整：親族の状況などを踏まえ、本人申立て、親族申立て、あるいは市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制（O）によって、誰が申立てを行うのが本人の利益になるかを検討します。

③ 適切な候補者の検討と受任者調整

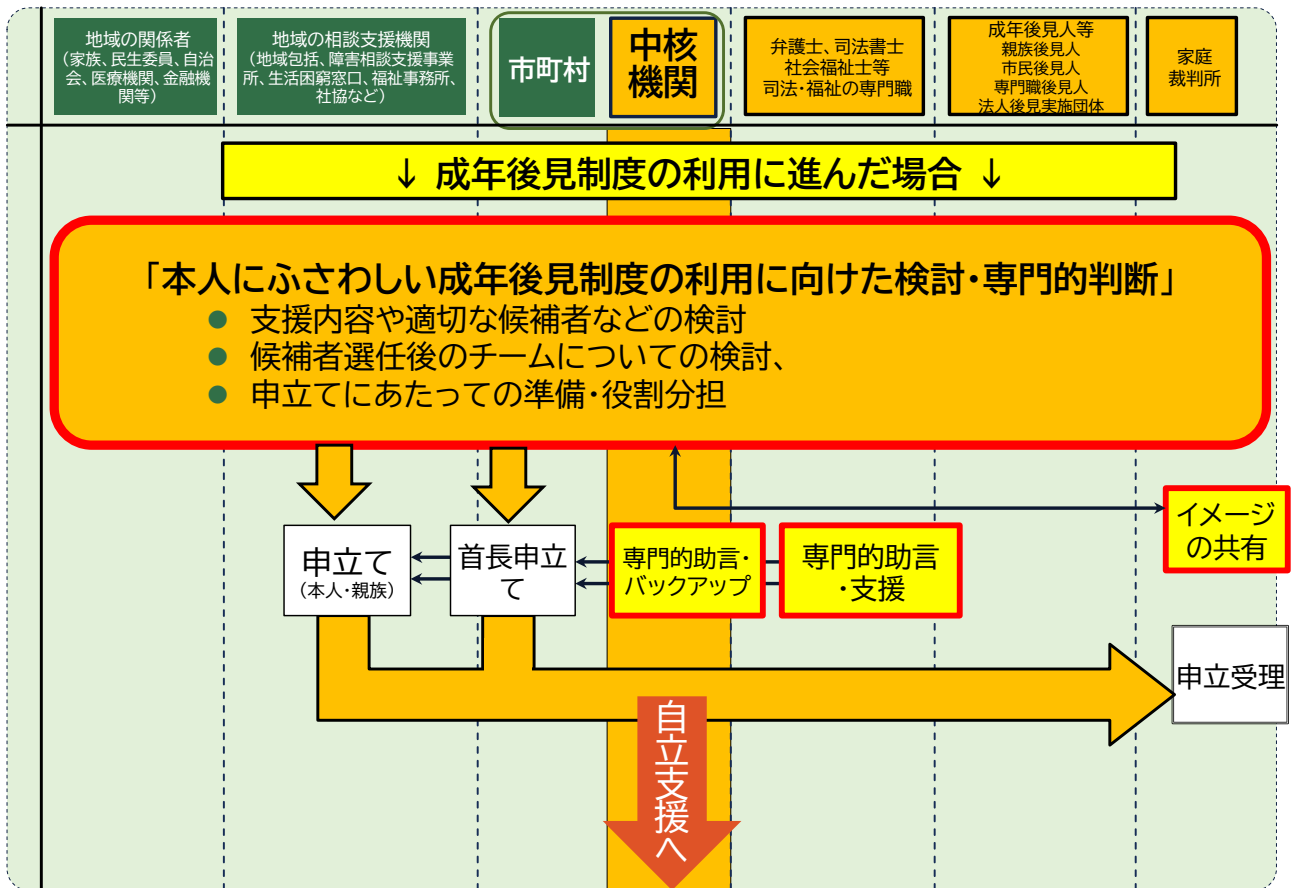
- アセスメントの結果、方針が決定されます。次に、中核機関がコーディネーターとなり、「受任者調整」を行います。
- 専門職、市民後見、法人後見といった地域の担い手の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制（S）を活かし、本人に最もふさわしい候補者のイメージを関係者で共有します。また、マッチングを確実にするため、本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制（U）を設けることも、本人が納得して制度を利用するために重要です。

④ 選任後のチーム活動を見据えた継続的支援

- 後見人が選任されるまでの間も、本人の生活は続きます。関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制（T）を維持することが大切です。また、制度は一度始めたら終わりではありません。本人の課題が解決した後に後見人等を交代する方向性を検討する体制（R）など、将来の変化を見据えた視点を持つことが、本人らしい生活を支えるチーム形成の鍵となります。

体制整備不備によるリスク

- 適切な候補者像の共有不足は、身上保護や意思決定支援への配慮を欠いた選任を招き、本人がメリットや自分らしさを損なうリスクが発生します。
- 連携不足で手続が停滞し、支援の断絶や硬直化を招くことで、本人の状況変化に合わせた柔軟な支援チームの体制構築が困難になります。



上記の図は、制度の利用が必要と判断された後、申立ての準備から後見人等の選任に至るまでのプロセスと、その過程で中核機関が地域連携ネットワークの関係者をつなぎ、調整（コーディネート）する役割を示したものです。

取組ポイント

① 地域の多様な関係者による申立ての準備と役割分担の調整

- 申立ての準備は中核機関だけで完結させるものではありません。本人の日常を支える地域の関係者（家族、民生委員等）や相談支援機関、そして市町村と連携し、「誰が申立てを行うのが本人の利益になるか」を検討し、準備を分担する体制が基盤となります。中核機関は、これらの関係者がそれぞれの役割を適切に果たせるよう、全体を調整するコーディネートを行います。

② 「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」の場を設定

- 方針が決まったら、具体的な申立ての準備に入ります。「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」は、多職種連携による合議によって行われます。中核機関は、司法・福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）からの専門的助言やバックアップを受けられる場を設定します。この検討過程では、中核機関や支援関係者の都合で候補者を決めるのではなく、本人の意向や将来の希望をチームで丁寧に汲み取ることができるようファシリテートします。

③ 適切な候補者のイメージ共有と受任者調整

- アセスメントの結果、方針が決定されます。次に、中核機関がコーディネーターとなり、「受任調整」を行います。選任後に本人がメリットを実感できるよう、適切な後見人等の選任に向けた「受任調整」を行います。地域の担い手である専門職団体や市民後見、法人後見実施機関といった多様な担い手の中から、本人に最適な候補者のイメージを関係者で共有し、必要に応じて家庭裁判所とも調整を行います。候補者との事前面接などの機会の必要性を検討し、本人が納得して制度を開始できる環境をチームで整えます。

④ 一時的支援の分担と将来の変化を見据えた柔軟な支援体制の構築

- 中核機関は、後見人の選任を待たずとも本人の生活が途切れることのないよう、関係機関が一時的な支援を分担し合える地域資源の連携体制をコーディネートします。また、制度利用を「開始して終わり」とするのではなく、本人の課題解決や状況変化に応じた後見人等の交代も視野に入れ、将来の変化を見据えた柔軟な支援体制を検討します。このように、長期的な視点を持って本人らしい生活を支え続けるチームが機能するよう、継続的な調整と進行管理を推進することが中核機関の役割です。

目指す姿

- 申立て準備を中核機関だけで完結させず、関係者が連携して役割分担し、本人の利益となる申立者と支援方針を合議で定められる状態です。中核機関は司法・福祉専門職の助言を得るの場を設け、本人の意向・将来希望を踏まえて候補者像を共有し、受任調整し家裁とも調整します。
- 必要に応じて事前面接を行い、本人が納得して制度を開始できる環境を整えます。選任までの一時支援を分担し、変化に応じた交代も見据えて切れ目なく進行管理し、本人らしい暮らしを支えます。

K 本人の判断能力や支援状況の変化に応じた課題の整理が行いやすい体制

本人の心身の状態や判断能力、あるいは周囲の支援環境は時間とともに変化します。これらの変化を捉え、本人にとっての優先課題を再整理できる体制です。

取組ポイント

① 課題の見逃し防止

関係機関が持つ情報をシート等に整理し、本人の判断能力低下や生活環境の変化に伴う課題の見逃しがないように整理する。

② 関係機関との課題共有

整理された課題に基づき、受任調整に必要な代理権や支援方針等の検討を行えるように、関係機関で課題を共有する。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000503061.pdf>

今すぐできる！

氏名	所属機関	担当	連絡先
山田 太郎	〇〇市役所	民生委員	03-XXXX-XXXX
佐藤 花子	〇〇弁護士事務所	弁護士	03-XXXX-XXXX
鈴木 一郎	〇〇福祉センター	社会福祉士	03-XXXX-XXXX
田中 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
伊藤 健一	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
中村 由美	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
山本 真由	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
渡辺 拓也	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石川 莉子	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山口 健太	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
松本 美咲	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
佐々木 悠斗	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
高木 結衣	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
橋本 大志	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
石井 千穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
山崎 拓海	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
斎藤 美穂	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
高橋 誠二	〇〇NPO	法人後見	03-XXXX-XXXX
木村 千尋	〇〇NPO	市民後見	03-XXXX-XXXX
水野 大輔	〇〇NPO	法人後見	

試してみよう！

演習ワークシート3 【受任調整シート】項目案①

会議日時	年 月 日	参加者	
氏名	イニシャルを記入		
本人の意向	<input type="checkbox"/> 本人情報シート添付有 ※制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要な意思決定支援を記入		
本人にとって必要な支援			
現在の支援体制では対応できない課題			
収支状況	主な収入	月額 およそ 円 ()	
※分かる範囲で記入	<input type="checkbox"/> 詳細把握ができていない収入あり () 主な支出	月額 およそ 円 ()	
財産状況	<input type="checkbox"/> 預貯金 () <input type="checkbox"/> 不動産あり () <input type="checkbox"/> その他の資産 (株や国債、投資信託など) () <input type="checkbox"/> 負債あり () <input type="checkbox"/> 財産状況の変動可能性 ()		
予想される後見事務			
申立の妥当性	<input type="checkbox"/> 成年後見制度利用の必要性有 <input type="checkbox"/> 権利擁護支援の方針の再検討 <input type="checkbox"/> その他		
診断書	<input type="checkbox"/> 取得済 (取得日:) <input type="checkbox"/> 未取得 (取得予定:)		
予想される類型	診断書から想定される類型 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保護 <input type="checkbox"/> 後見 補助・保護の場合、付与要と想定される権限: 1. 代理権の必要性有 2. 取消権の必要性有		
申立人等	<input type="checkbox"/> 本人支援 <input type="checkbox"/> 親族支援 () <input type="checkbox"/> 市町村長 () <input type="checkbox"/> 老福、 <input type="checkbox"/> 加福、 <input type="checkbox"/> 精福 ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 ()		
利用支援事業	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
候補者	<input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 市民後見 <input type="checkbox"/> 法人後見 <input type="checkbox"/> 専門種 具体的に		
候補者に求められること	本人にとって望ましいこと (本人の希望、性別や年代、条件) を記入		
後見人等に必要と思われる支援	<input type="checkbox"/> 虐待対応の継続 <input type="checkbox"/> 措置等		
候補者との事前面接	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 (理由:)		
事前面接状況	実施後、日時と本人の様子、意向を記録。候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入		
申立状況	申立日	審判到着日	確定日
	選任された後見人等 ()		
バックアップ状況	チームの顔合わせ支援 () 継続支援の必要性の確認 ()		
今後の支援	<input type="checkbox"/> モニタリング要 (予定日:) <input type="checkbox"/> モニタリング不要 (今後は相談、依頼に基づき対応)		

※本人情報シートの記載内容も参考にしながら記入することが有益です。

- 基本計画p.3の場面⑤「申立て」の受任調整の項目案です。この項目案は、市民後見、法人後見、専門種後見、親族後見のすべてについて検討する前提で提示しているものですが、地域の実状に応じて、この中の一部から取り組むことも考えられます。
- 成年後見制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要と思われる意思決定支援について、まず確認します。本人情報シートの記載内容も参考になります。受任調整の際に、本人情報シートを活用することで、中核機関や支援関係者の都合によって候補者が選定されないことのないよう、意識化することができます。
- 受任調整で、権利擁護支援の方針決定のアセスメント項目案に加え、事例検討をする場合に必要と思われる項目の案です。
- 権利擁護支援の方針決定のアセスメントで把握された課題と本人の意向をとらえた上で、今後予想される後見事務の内容を検討します。
- 受任調整の事例検討会議で決定する項目案です。
- 本人の全体像をとらえたうえで、後見人等候補者について求められることを整理します。資格の有無ということだけではなく、本人のこれまでの生活歴や支援者との関係などから本人の希望を引き出し整理します。
- 後見人等候補予定者が、実際に本人と会うなどの機会を保障することも重要です。この際、「一度決めたならそれで終わり」ではなく、「何度も見直しのタイミングがあること」を本人に伝えることも、メリットを実感できる制度の運用の上では重要といえます。そのためには、後見開始後のモニタリングが重要となります。
- 受任調整の事例検討会議後に、記録したり検討したりする項目案です。
- チームの顔合わせ支援は、市町村、地域包括支援センターや相談支援事業所と手分けして実施することも考えられます。また、必要に応じて支援の継続、モニタリングについて検討します。

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.26-27 より引用

本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制

本人の「意思決定支援（本人がどうしたいか）」と「保護（安全・権利を守る）」の両面から、成年後見制度の利用が適切かどうかを問い直し、必要に応じて他の支援へと繋ぎ直す体制です。

取組ポイント

① つなぎ直す必要性の再確認

一度制度利用を検討し始めた事案であっても、本人の意思・意向、また状況変化や経済状況等をアセスメントして、制度の利用以外の支援につなぎ直す必要性を再検討する。

② 意思決定支援の優先

「危ないから後見」といった考えではなく、本人の意向を尊重した支援がどこまで可能かを見極める。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

受任調整時に、つなぎ直しの必要性を再確認する検討体制が不十分な場合、本来は制度の利用以外の支援で解決できる課題であっても、安易に成年後見制度の利用が強行されてしまう可能性があります。

意思決定支援が十分に確保できていないと、制度開始後に、本人や家族等が制度に対して拒否感や不信感を強めるリスクが地域に生じます。

→ ミスマッチ利用

目指す姿

本人の状況の変化に対し、中核機関や関係機関が「今の本人にとっての最善は何か」を、制度の枠組みに縛られずに議論できている状態です。

意思決定支援を軸に、法的な保護と柔軟な社会資源の活用がバランスよく選択され、必要な人に必要な制度や支援が提供されることで、本人の権利が最小限の制限で最大限に守られている体制が理想です。

→ 最小限最大保護



取組内容

- ・ 受任調整会議は以下の3つの会議を活用している。
- ・ 検討内容は、親族、財産状況等の把握・共有、課題整理、権利擁護支援の検討（成年後見制度利用要否等）、後見申立ての確認（申立者、類型、後見人属性の検討）等である。
 - ① ケース検討会議（随時開催）
ケアマネジャーが開催する担当者会議や個別支援会議に中核や候補者が入り以下の内容※を検討
 - ② 受任調整会議（定例月1回）
中核機関の実務者レベルによる定例会議において上記の内容を検討
 - ③ コアメンバー会議（随時開催）※管理職含む
市町村長申立てが適当な場合、申立ての要否や支援方針の決定
- ・ 虐待事案や措置が絡む困難事例において、行政管理職を含む「コアメンバー会議」と、弁護士・司法書士等による「専門部会（個別ケース検討会）」を組み合わせて開催している。



ポイント

- ・ 専門職の位置づけを明確にし、行政が責任を持って判断するための「バックアップ」として司法の知恵を借りる、という明確な役割分担を行っている（専門職にお任せにしない）。

※親族、財産状況等の把握・共有、課題整理、権利擁護支援の検討（成年後見制度利用要否等）、後見申立ての確認（申立者、類型、後見人属性の検討）等

M 支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制

支援方針を決定する前の段階で、本人に対して成年後見制度の仕組みや利用による影響（法的権限、費用、生活の変化等）を、本人の理解力に合わせて丁寧に説明する体制です。

取組ポイント

① 本人が納得した上での利用

本人の知らない間に手続が進むことを防ぎ、制度利用について本人が納得した上で利用できるようにする。

② メリット・デメリットが理解できるような工夫

成年後見制度の仕組みや利用による影響（法的権限、費用、生活の変化等）について、本人の理解力に応じて説明し、メリット・デメリットを踏まえた納得のある判断につながるよう工夫する。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

事前の説明がないまま手続が進むと、本人が「自分の人生を勝手に決められた」と受け止め、被害感や不信感を抱くおそれがあります。

こうした認識は、後の後見人等との信頼関係の構築を妨げ、着任後の支援チームの円滑な形成・運営にも影響を及ぼすリスクがあります。

→ 納得感欠如

目指す姿

本人が制度の内容を正しく理解した上で、自らの意思により「利用する」又は「他の方法を検討する」という選択に関与できている状態です。

そのための説明のプロセス自体が、本人の意思決定を支える重要な権利擁護の支援策として機能し、手続の開始前から本人の尊厳が一貫して尊重されている体制が理想とされます。

→ 会議が変わる

～周辺支援者を主役とする「個別支援会議」型の受任調整～



取組内容

- 形式的な「受任調整委員会」をあえて設けず、ケアマネジャーやヘルパー等、本人に最も近い支援者を集めた会議に中核機関が出席したり、その場を活用させていただいたり（コーディネート）して、その中で支援方針の検討、受任調整を行っている。
- 支援者が主体の会議で、本人の真の課題やニーズを検討することで、支援者が本人を支援するチームの主体であることを意識してもらうことを重視している。



ポイント

- 専門職後見人はどうしても頻回な支援が難しい場合もある。そうしたことも踏まえ、本人を支える支援者と候補者が、お互いにできること／できないこと、期待すること等を、中核機関が間に入って伝えあう機会を持つことを重視している。
- そうした機会をもち、選ばれた後見人等就任後、再度役割を確認する機会をもつことで、チームが機能することを可能としていると考える。

N 支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制

支援の方針を専門職や関係機関だけで決めてしまうのではなく、その検討に先立って、本人が「今後どのような生活を送りたいか」「何を大切にしたいか」という意向を表明できる場や機会を確保する体制です。

取組ポイント

① 意思形成の支援

本人が自分の考えをまとめられるよう、対話を通じて本人の「選好」や「価値観」を丁寧に聴き取ります。

② 多角的なアセスメント

ツール等を活用して、言葉による表現が困難な場合でも、表情やしぐさ、過去の生活歴を知る人からの情報などを手がかりに、本人の意向を多角的に捉えます。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

本人の意向を確認するプロセスが欠如していると、支援者が「本人のため」という名目で、安全や管理のしやすさを優先した方針を決定してしまう可能性があります。

本人の「今後どのような生活を送りたいか」「何を大切にしたいか」といった意向が十分に反映できない支援が低下を招く恐れがあります。

➔ 管理優先支援

目指す姿

支援方針を検討する会議の前に、必ず本人の声が聴き取られ、それが検討資料の最も重要な情報として共有されている状態です。

本人が「自分の人生について、自分が主体となって考えている」と実感できるような関わりが支援チームの関係者によって実践されており、その意向が最大限に尊重された検討ができていく体制が理想です。

➔ 人生の主人公は本人

静岡県 島田市 島田市成年後見支援センター

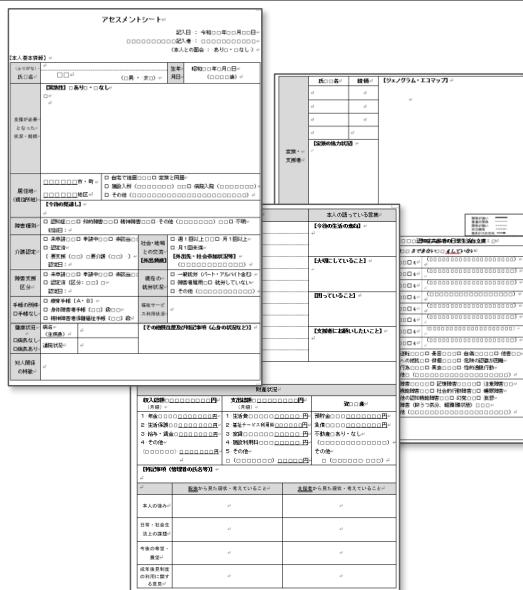
～広域共通「アセスメントシート」による本人の意思・価値観の可視化～

該当する体制



取組内容

- 近隣自治体（3市1町）で共通化したアセスメントシートを作成、活用している。
- シートには、単なる身体状況や財産情報だけでなく、「本人の想いや価値」を大切にするための項目（三島市の価値観シートを参考）を盛り込んでいる。
- 「今後の生活の意向」「大切にしていること」「困っていること」「支援者にお願いしたいこと」について、支援者等が分かりやすく要約して書くのではなく、本人のありのままの言葉で記入することをルール化している。



ポイント

- 中核機関がこのシートを用いて多角的に分析することで、単なる職種の検討ではなく、本人の人となりや課題に最も合致した「人」のマッチングをすることが可能となっている。
- 権利擁護支援の検討、受任調整、成年後見人等選任後の支援チーム再構築、それぞれのタイミングでアセスメントシートを活用することで、本人を中心に置いた支援方針の検討ができています。

本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制

成年後見制度の利用を開始するにあたり、誰が申立人となるのが本人にとって最善かを、多角的な視点から検討・調整する受任調整の体制です。

取組ポイント

① 本人の意向を踏まえた負担の調整と合意形成

申立てに伴う実務的な負担や候補者の検討について、本人の意向を尊重しながら関係者間で役割を調整し、納得感のある合意形成を図ります。

② 市町村長申立て以外も含めた困難事例の共有・検討

支援方針の整理が難しい事例等、市町村長申立てに該当しない事例も含め、関係者が検討・共有できる会議の場を設定します。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

受任調整体制が不十分な場合、申立てに伴う実務負担や候補者の検討に関する役割分担・合意形成が進まず、申立て準備が長期化する恐れがあります。

また、支援方針の整理が難しい事例等について、市町村長申立てに限らず関係者間で共有・検討する場が確保されないと、必要な論点整理や対応方針が定まらず、申立ての最も適切なタイミングを損なうリスクがあります。

→検討の場不足

目指す姿

本人の状況に応じて、申立てが最も適切なタイミングで選択されている状態です。

中核機関が調整役となり、家庭裁判所や地域の関係機関と情報を共有しつつ、申立てに伴う実務負担や候補者検討に関する役割分担・合意形成を図り、必要な論点整理と対応方針を速やかに整えられる体制が理想です。

→タイミング最適

静岡県 島田市

島田市成年後見支援センター

該当する体制

O

P

～三士会との定例「部会」による多角的検討と支援機関とともに協議する受任調整～



取組内容

- ・ 毎月1回、弁護士・司法書士・社会福祉士（三士会）が参画する「島田市権利擁護推進協議会部会」を定例開催している。
- ・ 受任者の選定だけでなく、支援方針に迷う困難事例についても、初期段階から専門職が相談に乗る体制を構築している。
- ・ こうした日常的に相談できる仕組みを整えることで、専門職に「決まった内容を依頼する」関係から、検討過程を共有する「チームの一員」へと関係性を深化させることを目的としている。



ポイント

- ・ 部会は決定機関ではなく、専門職と支援機関がともに個別事例を協議する場となっており、司法と福祉のグレーゾーンにある課題に対しても、チームで納得感を持って方針を決定できる点が非常に重要と考えている。
- ・ 部会において、アセスメントシートを活用し、参加者が同じ理解で協議できるようにしている。
- ・ 受任調整後は中核機関が「受任結果シート」にまとめ、支援チームで検討のプロセスが共有できるようにしている。

47

P 診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制

成年後見制度の申立てには、医師の診断書や「本人情報シート」、財産目録など、多岐にわたる書類の準備が必要です。支援チームの関係者が連携して役割を分担し、円滑に書類を整えられるように支援し、申立て準備の遅延を防ぐ体制です

取組ポイント

① 情報の集約と整理

中核機関が調整役となり、各機関が収集した情報を集約・整理した上で、申立書に必要な事項を漏れなく取りまとめることで、申立て準備の手戻りを防ぎ、手続を円滑化する。

② 申立てまでの期間短縮に向けた連携

例えば、医療機関を含む関係機関が連携し、診断書の依頼・作成・受領等の手続や必要情報の共有を円滑に行うことで、申立てまでの期間短縮を図る。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

役割分担が不明確な場合、煩雑な書類の収集・作成が大きな障壁となり、申立て準備が長期化する恐れがあります。

その結果、本人の権利擁護が必要な状態であるにもかかわらず必要な支援の開始が遅れ、権利侵害につながるおそれや生活上の不利益が拡大するリスクが地域に生じます。

→ 申立準備長期化

目指す姿

申立て準備の各段階において、「誰が何を行うか」が明確化され、関係機関間で共有されている状態です。

地域の医療・福祉・行政・司法の関係者が連携して必要情報を適時に集約・整理し、本人の尊厳を守るための支援の引継ぎが滞りなく行われ、申立てが適切なタイミングで開始できる体制が理想です。

→ 段取りが見える

48

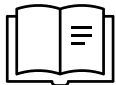
宮崎県 延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町 延岡・西臼杵権利擁護センター（再掲）

～「成年後見制度（法定）申立てマニュアル（延岡版・西臼杵版）の作成～

該当する体制

O

P



取組内容

- 一次相談窓口（地域包括支援センター、行政等）が、制度の必要性判断から申立て前までに必要な相談対応を適切に行えるよう、実務の指針となる「延岡版・西臼杵版申立てマニュアル」を作成・運用している。
- 現場の誰もが迷わず活用できるよう、申立ての流れや判断基準を視覚的に分かりやすく整理した内容としている。
- 作成にあたって、行政と中核機関が共に各包括支援センターを戸別訪問して実態を把握し、3年かけて現場の課題を丁寧に吸い上げたプロセスがある。



ポイント

- 事務手続や費用だけでなく、「一次相談窓口と二次相談窓口（中核機関）の役割分担」を明文化したことで、人事異動の多い市町部においても専門性を組織的に維持し、円滑な業務承継を可能にする教育ツールとしても有効に機能している。

49

Q 支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制

これまでのアセスメントやケース会議で導き出された「支援方針」を、具体的な申立て内容や、その後の実務的な支援体制へと落とし込むプロセスを整理する体制です。

取組ポイント

① オーダーメイドの権限設定

代理行為目録や同意行為目録を参照し、後見類型の選択や、具体的な代理権・同意権の範囲を慎重に検討します。

② 役割と課題の明確化

後見人等が担うべき役割と、福祉・医療関係者が担うべき役割を整理し、支援の重複や漏れを防ぎます。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

支援方針を申立て内容（後見類型・権限設定）や着任後の支援体制に十分落とし込めないまま申立てが進むと、本人の実情に適合しない類型や権限が設定される恐れがあります。

また、後見人等と福祉・医療関係者が担う役割と課題の整理が不十分な場合、支援の重複や漏れ、対応の遅れが生じ、支援方針に沿った支援体制が構築できないリスクが生じます。

→ 権限設定ズレ

目指す姿

本人の「意思」と「生活の実態」に基づき、法的な権限と福祉的な支援がパズルのように過不足なく組み合わされている状態です。

中核機関が調整役となり、申立ての段階で「誰が、何を、どこまで守るのが」が明確に可視化されていることで、後見人等と支援チームの関係者が迷いなく連携を開始できる体制が理想です。

→ 守る範囲見える

50

～「内部ガイドライン・支援方針受任調整シート」に基づく
「支援調整委員会」での専門的な方針決定～



取組内容

- 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）や福祉関係機関が集まり「支援調整委員会」を開催している。
- 「調査票」に基づき、本人の判断能力や課題を提示し、支援方針と受任調整をセットで検討している。
- 支援に繋ぐまでの迅速化を図るため、「内部ガイドライン」を実施し、支援調整委員会に諮る必要があるか精査し、必要性のない案件は、スムーズに日常生活自立支援事業・日常金銭管理等事業（独自）・生活困窮自立相談支援事業等の権利擁護支援を開始している。



ポイント

- 多角的な視点で支援方針を検討することで、成年後見制度だけでなく、本人の状態に最も適した手段で支援を開始することで、目詰まりが解消できる。
- 検討に用いる「受任調整シート」の項目を家裁の代理行為目録と合致させており、専門職が「どのような代理権付与があり、後見人はどのような役割を果たすべきか」を即座に判断できる構成にしている点にある。
- 文章で支援の必要性を記載するよりも、緊急性、金銭管理などの項目にどれだけチェックが入っているか、という統一した視点で方針を検討することができる。
- これにより、家裁への情報提供も極めてスムーズになり、推薦した候補者の選任率を高めている。

51

Q 支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制

確認しよう！

(別紙)

【保佐・補助用】

代理行為目録

※ 下記の行為のうち、必要な代理行為に限り、該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください（包括的な代理権の付与は認められません）。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ① 本人の不動産に関する□売却 □担保権設定 □賃貸 □警備 □_____ 契約の締結、更新、変更及び解除
- ② 他人の不動産に関する□購入 □借地 □借家 契約の締結、更新、変更及び解除
- ③ 住居等の□新築 □増改築 □修繕（樹木の伐採等を含む。） □解体 □_____ に関する請負契約の締結、変更及び解除
- ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ⑤ _____

(2) 預貯金等金融関係

- ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）
※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には、③に記載してください。
- ② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引
□ 貸金庫取引 □ 証券取引 □ 保護預かり取引 □ 為替取引 □ 信託取引 □ _____
- ③ _____

(3) 保険に関する事項

- ① 保険契約の締結、変更及び解除
- ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(4) その他

- ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
□ 家賃、地代 □ 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付 □ 臨時給付金その他の公的給付 □ 配当金 □ _____
- ② 以下の支出及びこれに関する諸手続
□ 家賃、地代 □ 公共料金 □ 保険料 □ ローンの返済金 □ 管理費等 □ 公租公課 □ _____
- ③ 情報通信（携帯電話、インターネット等）に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払
- ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための調査を含む。）
- ⑤ 本人が現に有する債権の回収（そのための調査・交渉を含む。）
- ⑥ _____

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ① 相続の承認又は放棄
- ② 贈与又は遺贈の受諾
- ③ 遺言分割又は単独相続に関する諸手続
- ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ⑤ _____

3 身上保護関係

- ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに遺付金等の受領
- ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び遺付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに遺付金等の受領
- ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに遺付金等の受領
- ⑤ _____

4 その他

- ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれに関する諸手続
- ② 登記・登録の申請
- ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ④ 住民票の異動に関する手続
- ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任すること
- ⑦ _____

5 関連手続

- ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

R 本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制

後見制度の利用開始時に存在する特定の課題を見据え、課題が解消された後に本人の状況に応じて適切な受任者へ円滑に交代できるよう、交代の可能性・条件・引継ぎの方法をあらかじめ整理・検討しておく体制です。

取組ポイント

① 切れ目のない支援」のためのバトンパス

受任調整の段階で、専門的な法的課題の解決後には身上保護を重視する受任者へ移行する等、将来の役割転換を見据えた引継ぎ方針を共有し、円滑に交代できるようにする。

② 意思決定支援の継続

受任者が変わっても、本人が大切にしている価値観や意思決定支援の経過が途切れないう、支援チームが記録・共有の仕組みを通じて情報を引き継ぎ続けます。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

交代の検討体制がない場合、特定の課題が解決して役割を終えたはずの受任者が、そのまま事務を継続することになります。

その結果、本人の現在の生活ニーズ（きめ細かな身上保護など）に対応しきれなくなったり、本人の状況に対して過剰な専門性が維持されたままになったりと、支援のミスマッチが生じる可能性があります。

→支援ミスマッチ

目指す姿

本人のライフステージや課題の解決状況に応じ、必要に応じた受任者の見直し（交代）が円滑に行われ、常に「今の本人」に適した後見人等による支援が確保されている状態です

中核機関が支援チームと連携し、受任調整段階から交代の可能性・条件・引継ぎ方法を共有して、適切なタイミングを逃さず移行でき、担当者が変わっても安心感が続く体制が理想です。

→安心が続く

53

よこはま成年後見推進センター

～受任後のチーム支援を見据えた「候補者調整会議」の運営～

該当する体制



取組内容

- 候補者調整会議において、単に適任者を選ぶだけでなく、「後見人等に就任後、どのような役割を期待するか」「地域の既存の支援チームのメンバーとどう役割分担するか」を整理している。
- この内容は候補者調整会議の結果報告書として家庭裁判所への申立書類に添付され、家庭裁判所の選任にとっても重要な検討材料になっている。



ポイント

- 裁判所への推薦という司法手続のプロセスを、同時に「地域チームの顔合わせと役割分担の確認」という福祉的プロセスとして機能させていること、選任後のトラブル（不作為や連携不足）を未然に防ぐことも可能としていることがポイントといえる。
- 同時に、候補者調整会議の後、申立て前に、本人と候補者との顔合わせ（事前マッチング）の機会を設けており、後見人等就任後のミスマッチを防ぐ意味でも効果的な取組と考えている。

S 地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制

本人の心身の状態、判断能力、支援環境は時間とともに変化します。これらの変化を適切に把握し、本人にとっての優先課題を再整理したうえで、最適な担い手につなぐことができる体制です。

取組ポイント

① 受任候補者の確保・可視化

弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見、市民後見、法人後見等について、担い手の名簿・受任可能枠・専門性・対応可能圏域等を整理し、定期的に更新する。

② アセスメントとマッチング

複雑な法的課題や紛争性が高い場合は専門職後見を、見守りや生活支援との連携が重要な場合は市民後見・法人後見を含めて検討し、本人に最適な支援体制となるようコーディネートを行う

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

調整体制が不十分な場合、本人の実情に合わない受任者が選任され、本人意思の反映や身上保護の観点で不利益が生じる可能性があります。

また、担い手の稼働状況や受任可能枠が可視化されていないと、申立てを行っても「受任者がいない」ことを理由に手続が停滞し、本人の権利擁護が及ばない空白期間が生じるリスクがあります。

→ 支援空白期間発生

目指す姿

中核機関が地域での担い手(専門職・市民・法人)の受任状況・受任可能枠・専門性を的確に把握し、本人ニーズ評価に基づくマッチング案を整理できている状態です。家庭裁判所にも、本人状況と必要支援、担い手の適合性を整理して情報提供し、適時適切な受任者につながる状態を目指す。本人がどのような状況でも、常に最適な候補者が選ばれる安心のネットワークが構築された体制が理想です。

→ 最適マッチング

55

宮崎県 延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町 延岡・西臼杵権利擁護センター

～「チーム会議」の先行実施による役割分担の明確化～

該当する体制



取組内容

- ・ 後見人等の就任が内定した段階で、中核機関が、関係者が集まるチーム会議をコーディネートしている。
- ・ ここで後見人等ができること、できないこと、それぞれのチームメンバーの役割分担等について確認し、あらかじめ認識を共有する機会を設けている。



ポイント

- ・ 「チーム会議」を開催することで、中核機関が「後方支援の砦」として常に存在し続けることを支援チームと後見人等の双方に明示している。
- ・ このことにより、後見人等も支援チームのメンバーも、安心してチームとして支援を開始できる環境を整えることになっている。

56

T 関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制

成年後見制度の申立てから、実際に家庭裁判所で後見人等が選任されるまでの数ヶ月間、支援の空白が生じないよう、地域の関係機関が協力して本人を支える体制です。

取組ポイント

① 役割の暫定的な整理

中核機関が、選任までの期間に誰がどのような支援（見守りや緊急の対応等）を担うかを調整して整えます。

② 意思決定支援の継続

後見人等が決まるまでの間も、本人の意向を丁寧に汲み取り、それを後の後見事務に引き継げるよう、日常的な関わりを持つ支援チームの関係者が情報を蓄積します。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

選任までの支援体制が整っていない場合、その期間に重要な契約や支払いが滞るほか、医療・福祉サービスの利用調整が遅れ、生活の維持に支障が生じる恐れがあります。

また、後見人等が未選任のため法的代理を要する対応が困難となり、空白期間に消費者被害や虐待が進行しても迅速な是正につながりにくいというリスクが地域に生じます。

→ 生活維持支障

目指す姿

申立てから選任までの期間が単なる待機ではなく、本人の意向把握、リスク低減、支援チーム形成、情報整理を進める「準備期間」として機能している状態です。

本人は「誰かが支えている」という安心感の中で過ごせており、選任と同時に後見人等を中心とする支援チームへ円滑に移行し、質の高い権利擁護支援が速やかに開始される体制が理想です。

→ 待機が準備に

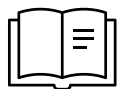
57

権利擁護支援を行うことができる体制の整備支援

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター

～「成年被後見人及び市長申立中の方の支援ガイドライン」の作成～

該当する体制



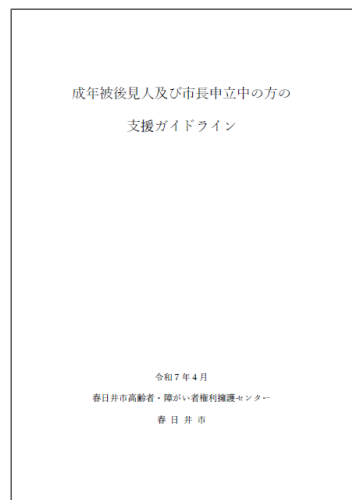
取組内容

- 令和7年4月、市と中核機関とで、市長申立て期間中（後見人等が選任されるまでの間）に、支援者が不安をいだかずに支援を行ってほしいという目的で作成したものである。
- そのなかでも、「緊急時対応事前確認書」は、医療機関や福祉施設と連携し、急変時の対応や延命処置、さらには死後の安置場所等の意向をあらかじめ書面化する「緊急時の事前確認書」を運用している。
- 市長申立て案件のみならず、身寄りのない在宅高齢者等のアセスメントツールとしても活用されている。



ポイント

- 本人の意思を確認できるうちに「書面化」し、チームで共有することで、法的な「同意権」がなくとも、根拠のある「意思推定」に基づいた迅速な対応を可能にすることを重視して作成した。
- これは、支援者が最も困るポイントでもあったので、支援者の不安を解消し、結果的に本人にとっての不利益を解消することにつなげることを重視している。



58

U 本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制

後見人等が正式に選任される前に、本人と候補者が直接会い、相性や人柄を確認し合う機会の必要性を検討する体制です。（最終的な選任は家庭裁判所の判断であることを前提に、面談結果は本人の意向として整理）

取組ポイント

① 「顔の見える」信頼関係の構築

本人が「自分のことを任せる相手」を事前に知ることは安心感につながります。候補者も、本人の表情や生活環境を把握することで、本人本位の支援方針を検討する一助になります。

② 意思決定支援の具体化

本人の同意や守秘に配慮しつつ、候補者に対して大切にしていることや不安を直接伝える場を設けることで、選任後の後見事務に円滑になります。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

面談の機会の必要性を検討する体制がないと、本人は「知らない人に勝手に人生を決められる」という不安や拒絶感を抱いていた場合、その後の後見人等が信頼関係を形成することが難しくなる恐れがあります。

また、候補者が本人の価値観や生活上の配慮点を十分に把握しないまま支援が開始され、本人の意向が反映されにくい支援に陥るリスクも高まります。

→ 信頼形成困難

目指す姿

本人が納得感を持って後見人等を迎え入れ、両者の間に「共に歩むパートナー」としての基礎的な信頼が築かれている状態です

中核機関が調整役となり、面談を通じて本人の意思や価値観が候補者に伝わることで、選任後すぐに本人本位の支援を開始できるような体制が理想です。

→ 信頼の土台づくり

和歌山県 白浜町

～ミスマッチと苦情を未然に防ぐ「原則事前マッチング」の実施～

該当する体制



取組内容

- ・ 申立て前の段階で、本人と後見人等候補者が顔を合わせる「事前マッチング」を原則としている。
- ・ 本人や家族の納得感を確認した上で申立てに進む仕組みである。
- ・ 本人と後見人等候補者の相性は極めて重要と考え、虐待等緊急事案の場合を除き、申立て前には原則事前マッチングを行っている（ミスマッチ及び苦情の防止）。



ポイント

- ・ 様々な会議体を活用し、本人、家族、支援チーム、候補者を含め申立て前に権利擁護支援チームの形成支援も同時に行う（課題の共有、役割分担等）
- ・ また、1回で受容できない場合は3回通うなど、納得いくまで調整を重ねる。これが、受任後のチーム運営における信頼関係の土台となっている。

～多角的なアセスメントと「選任前の顔合わせ」による受任イメージの共有～



取組内容

- ・ 受任候補者調整会議（マッチング）に際し、単なる書類選考に留まらず、候補者、本人、ケアマネジャー、相談支援専門員等が参加する「顔合わせ」を必須としている。
- ・ 独自の「受任候補者選定に関する資料」を用い、本人の意向（好きなこと・嫌いなこと等）や、後見人に期待する具体的な業務（身上保護・財産管理等）を事前に見える化している。



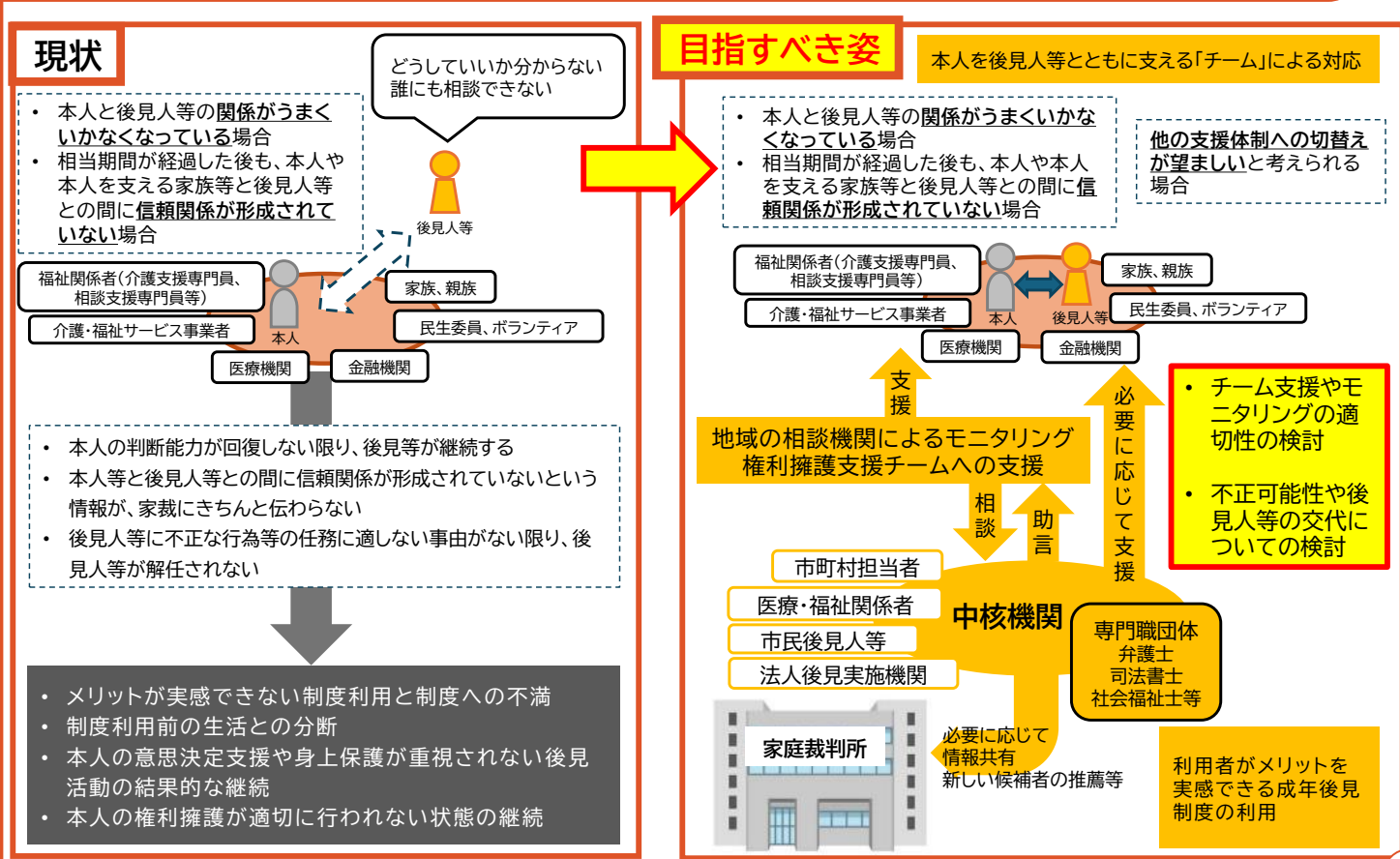
ポイント

- ・ 本人が候補者を直接確認し、候補者側も受任後の生活支援を具体的にイメージしてから申し立てる「納得感」を重視している。

権利擁護支援チームの自立支援機能の強化に向けた取組ポイント 目次

権利擁護支援チームの自立支援機能の概要 ……………p13-15

支援 チームの 開始支援	V	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	p13
	W	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	p13
	X	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の可否を検討できる体制	p13
支援 チーム 開始後の 必要に 応じた 支援	Y	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	p13
	Z	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	p13



成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.32 図2-8引用・レイアウト修正

上記の図は、成年後見人が選任された「後」の場面において、本人が地域で安定した生活を送り続けられるよう、支援チームが適切に機能し、自立していくためのプロセスのイメージを示したものです。

取組ポイント

① 新しい支援チームとしてのスタートと方針の共有

- 後見人が選任された直後が、新しい支援チームの始まりです。まず重要なのは、新しく加わった後見人と既存の支援者が、本人の意思を尊重した支援方針やそれぞれの役割をしっかりと共有できる体制（V）を整えることです。
- この段階で、後見活動がスムーズに進むよう、支援チームのバックアップ支援がどの程度必要かを検討する体制（W）を構築します。すべてのケースに中核機関が深く関わり続けるのではなく、チームの習熟度や事案の困難度に応じて、関わり方の強弱を見極めることが大切です。
- あわせて、チームの状況を確認するためのモニタリング時期をあらかじめ設定できる体制（X）を整えておくことで、計画的な見守りが可能になります。

② 日常的な相談・助言とバックアップ

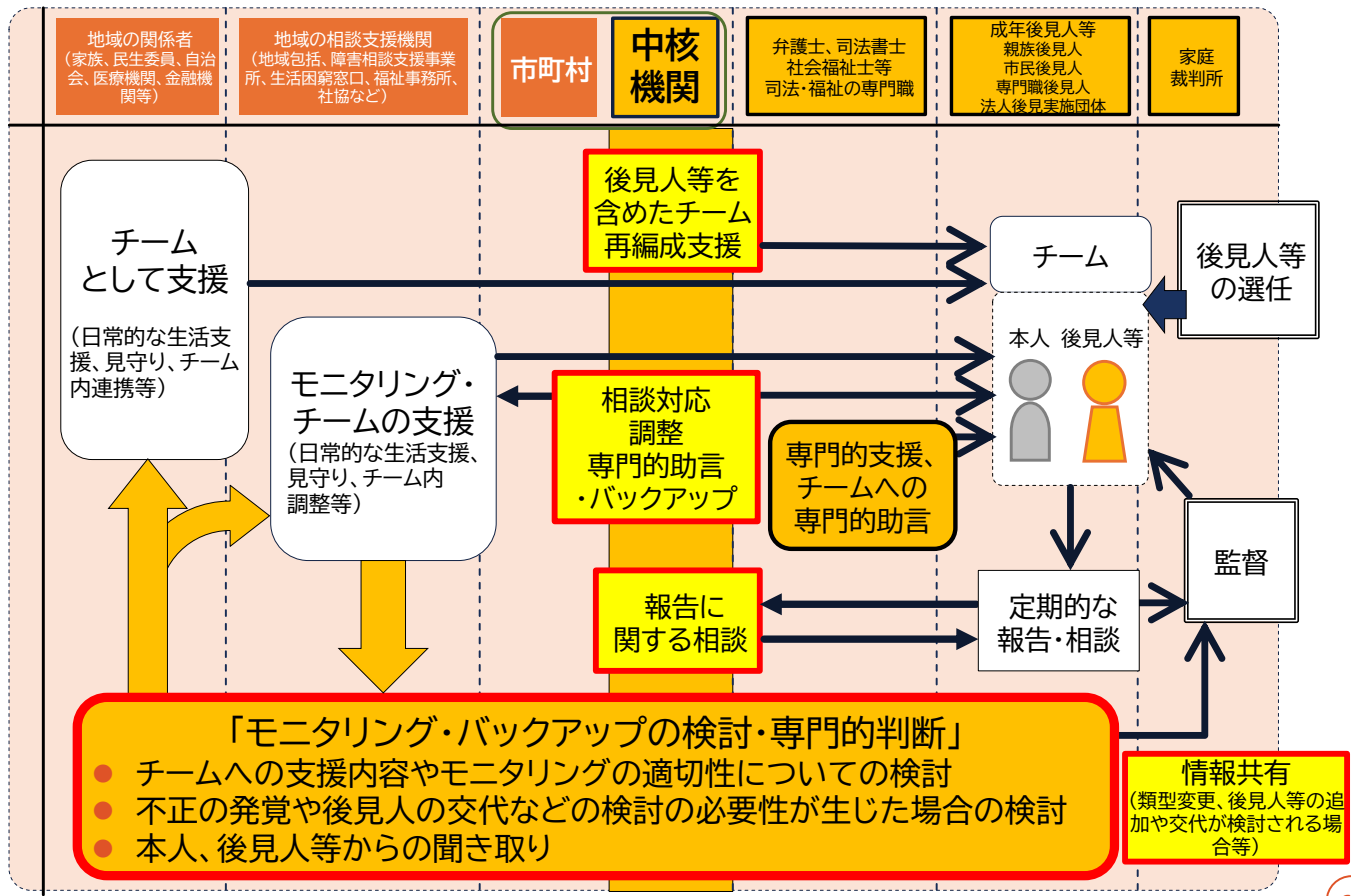
- 支援が始まると、本人と後見人の関係性や、身上保護のあり方などで課題が生じることがあります。
- こうした際、後見人や福祉関係者が孤立しないよう、中核機関や司法・福祉の専門職からいつでも相談や助言を受けられる体制（Y）が必要になります。「専門的助言・バックアップ」の矢印がこれに該当します。
- 中核機関が自ら会議を主催するだけでなく、既存の会議（地域ケア会議やサービス担当者会議など）に出向き、権利擁護の視点から助言を行うことで、地域全体のネットワークを強化していきます。

③ チームの自立状況確認と再支援を判断できる体制が「終わることができる後見」への準備につながる

- 今後の法制度改正を見据えると、「一度始まったら一生続く」というこれまでのイメージから、必要性がなくなれば「終わることができる」制度への転換が重要になります。
- そのため、支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や、逆に課題が複雑化した際の再支援を判断できる体制（Z）が求められます。
- 「目指すべき姿」に示されているように、本人と後見人の信頼関係や後見活動の適切性をモニタリングし、必要に応じて家庭裁判所と双方向の情報共有を行うことで、メリットを実感できる制度利用を継続的に支えていくことが、自立支援機能のポイントです。

体制整備不備によるリスク

- 支援チームの方針共有やモニタリング体制が不十分だと、本人との関係悪化を把握できず、不適切な支援が見逃されるリスクが地域に生じます。
- 助言やバックアップの仕組みが未整備だと、バックアップの必要な支援チームが孤立して、支援チームの不具合が深刻化する恐れがあります。



成年後見制度利用促進支援機能検討委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」(公益社団法人 日本社会福祉士会)p.12 図2-4引用・レイアウト修正

上記の図は、後見人が選任された「後」の場面において、中核機関が地域の関係機関や専門職と連携して、どのように本人と後見人を支え、チームを自立させていくか、その調整（コーディネート）の役割を示したものです。

取組ポイント

① 後見人を含めた「新しい支援チーム」の再編成

- 後見人の選任はゴールではなく、新しいチーム活動のスタートです。中核機関は、新たに加わった後見人と、以前から本人を支えてきた地域の関係者や相談支援機関を繋ぎ、「後見人を含めたチームの再編成支援」をコーディネートします。
- ここでは、本人の意思を尊重した支援方針を共有できる体制を整え、チーム全体で本人らしい生活を支える基盤を作ります。

② 地域連携ネットワークによる日常的な見守りと専門的バックアップ

- 日々のモニタリングや日常的な生活支援は、中核機関がすべてを直接担うのではなく、地域の相談支援機関（地域包括、社協等）や関係者が中心となって行います。
- 中核機関はコーディネーターとして、これらの機関からの「相談対応や調整」を行い、必要に応じて司法・福祉の専門職から「専門的な助言・バックアップ」を受けられる環境を整えます。これにより、後見人や福祉現場が孤立することなく、地域全体で権利擁護を支える体制を構築します。

③ モニタリング・バックアップの検討と専門的判断

- 「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」は、支援チームの自立状況や支援の適切性を客観的に確認する重要なプロセスです。中核機関は、定期的なモニタリング体制を通じて情報を収集し、関係者との合議により以下の検討を行えるように調整します。

支援内容の適切性：本人の意欲や意向等の変化に応じた、後見事務方針の見直し。

類型変更や後見終了の検討：本人の判断能力の回復や環境変化に伴う、類型変更や後見終了の可能性の検討。

後見人の交代・追加：信頼関係の構築状況や不正の有無に応じた、家庭裁判所への情報共有や新しい候補者の推薦。

- このように、中核機関が多様な関係者の連携を調整することで、本人がメリットを実感できる制度利用を継続的に支えています。

目指す姿

- 後見人等の選任を新たな支援チームの出発点と捉え、中核機関が後見人等と地域の関係者・相談支援機関をつなぎ、本人の意思に基づく支援方針を共有します。見守りは地域資源が担い、中核機関は相談・調整のハブとして専門的助言・バックアップを確保します。
- 定期モニタリングで方針見直し、類型変更・終了、交代・追加を合議で検討します。チームの自立状況も点検し、関与の要否や終結・再支援を判断できます。これにより孤立を防ぎ、本人がメリットを実感しながら本人らしい暮らしを途切れず支え、地域全体で権利擁護を継続します。

V 後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制

家庭裁判所への申立てが行われた後、新たに加わる後見人等と、これまで本人を支えてきた福祉・医療の関係者が一堂に会し、支援の方針やそれぞれの役割を再確認・共有する体制です。

今すぐできる！

取組ポイント

① 本人の「意思」のバトンパス

関係機関が把握してきた本人の価値観や意向、生活上のござわり等を後見人等と共有し、意思決定支援の継続性を担保する。

② 役割分担の明確化

後見人等が担う事務と、ケアマネジャーや福祉サービス等が担う支援の境界線を整理し、本人を多層的に支える準備を整えます



<https://www.mhlw.go.jp/content/000503061.pdf>

項目	内容
氏名	
性別	
年齢	
職業	
所属	
連絡先	
役割	
担当業務	
備考	



国研修の演習シートを参照・活用して課題整理と検討をしてみよう！

体制整備不備によるリスク

共有体制が不十分な場合、後見人等が本人のこれまでの生活背景や意向を知らないまま事務を開始することになり、画一的・事務的な対応に陥る恐れがあります。

また、福祉現場と後見人等の間で情報共有がなされないと、支援方針の食い違いが生じ、本人が混乱したり、適切なサービス利用が妨げられたりするリスクが生じます。

→ 方針齟齬発生

目指す姿

後見人等が選任された直後から、支援チームと密接に連携し、本人の意向と支援方針を共有したうえで、迷いなく本人のための活動を開始できている状態です。

関係者全員が「本人が望む暮らし」という共通のゴールに向かって、それぞれの専門性を活かしながら役割を果たしており、本人が「チーム全体に守られている」と実感できる体制が理想です。

→ 迷わず始動

67

V 後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制

試してみよう！

演習ワークシート4 【後見実務ふり返りシート】 項目案 ①

ふり返り契機	□中核機関によるモニタリング (回目)	□後見人等からの支援相談
ふり返り日	年 月 日 (対応者:)	□本人情報シート □あり □なし
形態	1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. その他 ()	

モニタリングのため、下記欄記入なし □

後見実務支援の相談者	相談者名 □後見人等	ID
相談概要	□詳細別紙参照 主な相談内容	所属
相談契機	1. パンフレット 2. 研修受講() 3. 以前に相談 4. その他 ()	
相談者属性	地区:	所属属性:

後見人等より聞き取って記入 (後見人等からの相談の場合は、後見人等が記入してもよい)

本人氏名	
類型	□補助 □保佐 □後見 □任意後見受任者 □任意後見 □その他 ()
申立の経緯	□相談受付シート、受任調整シート参照 (ID:)
後見人等	□親族 □市民 □専門職 () □前回モニタリングと同じ氏名: 連絡先:
家裁報告等	年 月報告 ※直近の報告から記入
本人の心身状況	申立時 (前回報告時) からの変化の有無 *本人情報シートを活用して確認し、記入
後見実務の現状と課題	□財産管理 □身上保護 □チームの体制・支援 □意思決定支援 □本人との関係 □支援関係者との関係 □家裁への報告事務 ※左から順に現状を確認し、特に課題になっているものにチェックする。複数チェック可。
類型や権限の見直し、交代の必要性	□必要なし □必要あり その内容と必要性の根拠
必要な後見人支援等	□チーム会議への支援 □事例検討会への事例提出 □専門相談 □家裁への連絡支援 □その他 () □特になし
実施したこと	□別紙参照 具体的に記入
今後の支援	□モニタリング継続不要 (今後は相談、依頼に基づき対応) ※課題が解消している場合は不要 □モニタリング継続要 (必要な根拠)

※本人情報シートの記載内容も参考にしながら記入することが有益です。

① 基本計画 p. 3 の場面⑥「後見等開始後の継続的な支援」の欄の項目案です。中核機関の職員が使用するイメージでシートを作成しています。モニタリングでも、後見人等からの支援相談でも活用できるように構成しています。このシートは、市民後見人等だけでなく、専門職後見人や親族後見人への支援にも使用できるように項目を提示していますが、一度にすべての機能を整備しなければいけないわけではないため、地域の実状に応じた項目の検討が考えられます。

② 成年後見人だけでなく、チームに加わっている関係機関（介護支援専門員や相談支援専門員等）からの相談の際に記入します。「相談受付内容 整理シート」と同様に、広報のあり方を考えるための項目を提示しています。

③ 状況に応じて親族後見人、市民後見人だけでなく、専門職後見人からも相談を受けます。

④ この場面では、後見制度がスタートしてから一定の時間を経て、本人や支援関係のチーム、後見人等のような変化が生じているかを確認することが重要です。申立時から比べて、本人の資産が本人の生活のために活用されるようになることで、本人の意欲や意向が大きく変化することが想定されます。

⑤ 後見実務を項目ごとに聞き取ることを想定して作成していますが、どの項目にも支援が必要な場合もあるため、実際は項目ごとに記入欄が必要とも考えられます。

⑥ 類型や権限の付与の見直しも重要なポイントになります。また、申立時には気づかなかった、後見人に対する思いを本人が表出することが考えられますので、後見人交代の検討の必要性の有無も確認することが求められます。申立時の本人情報シートを確認することで、変化を確認できます。また、改めて本人情報シートを記載することで、今後の後見事務の方針を本人やチームとともに共有し検討することが可能となります。

⑦ 組織決定をして記入する項目として提示しています。

⑧ 実際に実施したことを記入する項目としての提示です。

⑨ 支援を実施した上で、その後のモニタリングを継続するかどうかを検討します。

68

静岡県 島田市 島田市成年後見支援センター

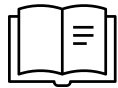
～受任直後の「チーム再構築会議」による役割分担の明確化～

該当する体制

V

W

X



取組内容

- ・ 後見人の選任後、中核機関が招集して「新たな支援チームとしての顔合わせ会議」を開催する。
- ・ アセスメントシートを再活用し、後見人と既存支援者との情報の共有と役割分担の確認を行っている。
- ・ 事前にチームで顔を合わせる機会を設けるのは、後見人等が選任された直後に既存の支援者が「これからは後見人に任せればよい」と関わりを弱めてしまい、結果として後見人が孤立する事態を防ぐためである。



ポイント

- ・ 「選任がゴールではない」という共通認識をチーム全員で持つことで、後見人が地域チームの一員としてスムーズに活動を開始できる土台を作っている。
- ・ 支援チームが機能することが、本人が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる基盤ともいえる。

69

W 制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制

制度の利用が始まった直後の不安定な時期に、本人を支えるチームが「いつ・誰が・何を」確認するかというモニタリングのスケジュールをあらかじめ定める体制です。

取組ポイント

① 進捗管理のためのスケジュール設定

後見人等、本人の関係者、中核機関などの支援チームが集まる時期を設定し、課題解決に向けた進捗を確認できるようにする。

② 初期の「ズレ」を修正する仕組み

後見人等が加わった新しい支援体制が、本人の意向や生活実態に即しているかを早期に確認して、調整できる体制を整える。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

モニタリングの時期が設定されていない場合、制度利用開始後に生じた「本人の違和感」や「支援者間の役割の不一致」が放置されるリスクがあります。

その結果、後見人等が孤立して事務的な対応に終始したり、逆に福祉現場の地域資源と連携が取れずに本人の生活環境が悪化したりするなど、権利擁護の質が低下し、重大なトラブルに発展するまで気づかれない恐れがあります。

→ 重大化見逃し

目指す姿

制度利用開始の段階で、数ヶ月後の「振り返りの場」が約束されており、関係者が安心してそれぞれの役割を果たしている状態です。

定期的なモニタリングを通じて、本人の心身の状況や意向の変化をチーム全体で捉え、常に「今の本人」に最適な支援へとアップデートし続けられる体制が理想です。

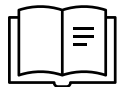
→ 支援を最適化

70

宮崎県 延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町 延岡・西臼杵権利擁護センター

～明確な3つの判断基準に基づく組織的モニタリング（バックアップ）～

該当する体制



取組内容

- 令和5年度より、①新人専門職が受任した場合、②業務の難易度が高い場合、③複合的課題がありチーム体制が不十分な場合、という明確な3基準に基づき、受任後のモニタリングを開始した。
- 上記の場合に該当するケースについては、後見人等が選任された後に定期的な状況の確認を行い、必要に応じて「権利擁護支援会議（ケース会議）」を招集して、支援方針の再調整や関係修復を行うこととしている。



ポイント

- 全ケースを網羅するのではなく、優先順位をつけて介入することで、限られた人員での実効性を確保している。
- トラブルが「苦情」として表面化する前に、中核機関が自然な形でアプローチすることで、後見人等の辞任や選任の交代といった深刻な事態に至る前の改善を可能にしている。

71

X 制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の可否を検討できる体制

後見人等が選任され、支援チームが本格的に動き出す際、困難に直面したときに備え、専門的な助言や具体的な手助けが必要かどうかをあらかじめ検討しておく体制です。

取組ポイント

① 後方支援（バックアップ）の準備

法的トラブルや親族間の葛藤、本人の急激な状態変化等に一人で立ち向かわなくて済むよう、中核機関や専門職団体等による後方支援を準備する。

② 支援の方向性の調整

バックアップ体制が明確であることで、後見人等や支援チームが過度な心理的負担を感じずに「本人本位の支援」に集中できる土台をつくる。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

バックアップ体制が未整備のまま制度利用が始まると、困難発生時に後見人等や支援チームが孤立し、課題を抱え込む恐れがあります。

その結果、燃え尽き（バーンアウト）や判断ミス、不適切な事務につながり、本人の権利利益を損なうリスクが生じます。また、担い手の疲弊は地域の権利擁護支援の担い手の持続可能性を脅かします。

→ 孤立抱え込み

目指す姿

支援チームが「困ったときはここに頼める」という明確な後ろ盾（バックアップ）を認識しており、安心して日々の活動にあたれている状態です。

中核機関がチームの状況を継続的に見守り、必要に応じて迅速に専門的な担い手の協力が得られる体制が整っており、その結果、困難事例であっても本人の尊厳を守る支援が途切れず継続されていることが理想です。

→ 後ろ盾が見える

72

和歌山県 白浜町

～中核職員による「チームの一員」としての継続的な伴走支援～

該当する体制

V

W

X



取組内容

- ・ 後見人等選任後も、中核職員が地域包括支援センターや社協職員としての立場で、支援チームの一員としてモニタリングや同行訪問を継続している。
- ・ このような事前の顔合わせは、後見人等が就任した途端に既存の支援者が「後は任せた」と関与を引いてしまい、後見人が支援体制の中で孤立することを防ぐために行われる。



ポイント

- ・ 中核機関が状況に応じて、同じチームの「メンバー」として居続けることで、状況の早期把握、早期介入、後見人等が些細なことでも相談しやすい環境を確保している。

73

Y 後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制

後見人等および福祉・医療の現場スタッフが、日々の支援の中で直面する判断の迷いや困難に対し、守秘や本人同意に配慮しつつ、専門的な知見を持つ機関からタイムリーに相談・助言を受けられる体制です。

取組ポイント

① 専門家によるバックアップ

法律的な解釈、複雑な身上保護の判断（居所・サービス選択等）、医療場面での意思決定支援の進め方などについて、中核機関や専門職団体等から具体的なアドバイスを得られるようにする。

② 心理的負担の軽減

後見人等が、悩みを打ち明け、共に解決策を考える「伴走者」がいることを実感できる環境を整え、孤立や抱え込みを防ぐ。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

相談・助言を受けられる仕組みがない場合、後見人等が判断を抱え込み、本人意思の反映が不十分な決定や、逆に必要な保護を躊躇するなど、不適切な対応につながる恐れがあります。

また、支援者が過度な重圧を感じて疲弊し、地域の権利擁護支援の担い手が失われるリスクが生じます。

→判断抱え込み

目指す姿

「困ったとき、迷ったときに、すぐに繋がれる窓口がある」という安心感が地域に浸透している状態です。

中核機関が調整役となり、相談内容に応じて多職種（弁護士、司法書士、社会福祉士等）へつなぎながら、後見人等や関係機関と共に「本人にとっての最善」を模索し続けられる体制が理想です。

→多職種につなぐ

74

よこはま成年後見推進センター

～司法・専門職団体と連携した「苦情・不正防止」フローの確立～

該当する体制

X

Y



取組内容

- 市協議会に「利用促進・不正防止部会」を設置し、家庭裁判所をオブザーバーとして招き、後見人等に対する不満や疑義を中立的に受け止めるフローを構築している。
- 中核機関が相談を整理し、必要に応じて専門職団体や家庭裁判所へつなぐ調整機能を果たしている。
- 後見人等の裁量権に対する法的介入権限が中核機関にない中で、放置すれば重大な権利侵害になりかねない「小さな不満や困りごと、相談」を早期に吸い上げ、組織的に相談、調整ルートに乗せることを目的としている。



ポイント

- 「権限がないからできない」と諦めるのではなく、司法や各職能団体と「共通理解」を事前に構築することで、法的権限を「関係性の力」で補完している点を重視している。

Z 支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制

制度利用後、後見人等と本人の関係者が「支援チーム」として機能し続けるため、定期的に情報を共有し、支援状況を確認して方向性を調整する体制です。（必要に応じて臨時に集まり、課題に対応します）

取組ポイント

① 情報の共有体制

定期的な会議やICT等により、支援の状況・リスク・対応方針を共有し、決定事項と役割分担を簡易に記録して次回確認します。

② 支援の方向性の調整

本人の意向の反映状況、生活課題の変化、虐待・消費者被害等のリスク、役割分担の適否を点検し、必要に応じて支援の方向性を調整します。

今すぐできる！

参考になる実践事例を紹介しています。「もし自分たちの地域なら？」の視点で見てください。

体制整備不備によるリスク

定期的に情報を共有できる体制がない場合、後見人等と地域の関係者間で情報の断絶が生じます。その結果、「本人の思い」や状況・課題の変化に後見人等が気づけない恐れがあります。

また、関係者間の役割分担が曖昧になり、うまく機能せず、終わりの見えない支援が続いていくリスクが地域に生じます。

→ 終わりの見えない支援

目指す姿

後見人等を含む関係者が、定期的な会議やICT等を通じて「顔の見える」連携を継続できている状態です。

支援チームが持つ情報を確認し、支援の方向性を調整することで、課題解決の進捗や支援チームの自立状況を把握できます。それにより、中核機関や専門職の関わりの必要性を検討し、支援の終結や再支援を判断できる体制が理想です。

→ 進捗が見える



取組内容

- 市独自のICT情報共有ツールを権利擁護支援に転用し、後見人等や支援チームが日々の変化や支援方針を円滑に共有できる仕組みを構築している。
- 「かすがいねっと連絡帳」は、在宅医療・介護連携推進事業で用いている、各相談支援機関が持っている本人の状態、支援方針、変化等を共有できるツールである。
- 多職種が関わるケースにおいて、情報の透明性を高めることで、個々の事業所がリスクを負い過ぎないようにしている。



ポイント

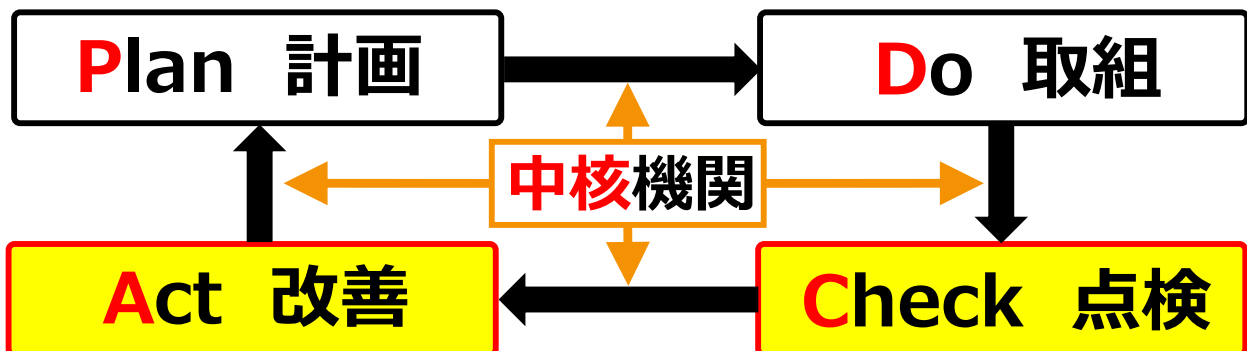
- 権利擁護支援チームのモニタリングが必要になる局面において、中核機関がこの記録をもとに中立的な立場で事実確認や調整に入り、支援チームのマネジメントを行っている。

取組ポイント集の活用ステップ③（取り組むことを**明確**にする）

今すぐできる♪

振り返りツールで強み・課題を整理して次に取り組むことを**明確**にしましょう

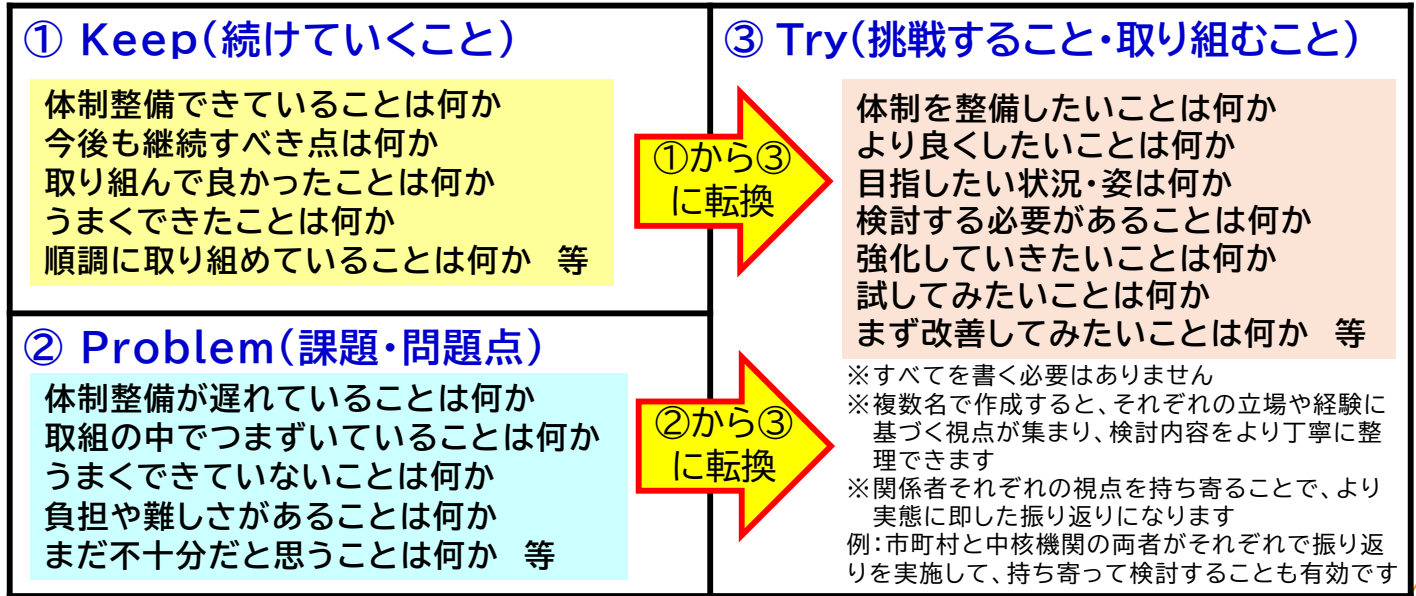
➡ 取組ポイントで得たヒントを、振り返りツールに落とし込んでみましょう。



☒ : 「**共通認識の形成**」と「**取組の明確化**」のための**PDCA**サイクル
 ➡ 振り返りの結果を共有することで改善に向けた**共通認識**が出来ます。

振り返りツール(KPT)の記入ポイント

- 「KPT」は、振り返りをK(Keep)・P(Problem)・T(Try) の3つの視点で整理する枠組みです。
KPTで振り返るときの進め方 (ポイント)
 - まず、**K(Keep)**を考える ※ **P(Problem)**から始めない
 →振り返りが前向きになり、共通理解も得られやすくなります
 - 次に、**P(Problem)**を考える →Kを確認した上で整理することで、課題を冷静に具体的に捉えやすくなります
 - 最後に、**KとPを踏まえてT(Try)**を考える →次の行動や体制整備につながります



成年後見制度利用促進体制整備研修「応用研修」市町村計画の見直し資料より引用・修正

セルフチェック結果の振り返りツール

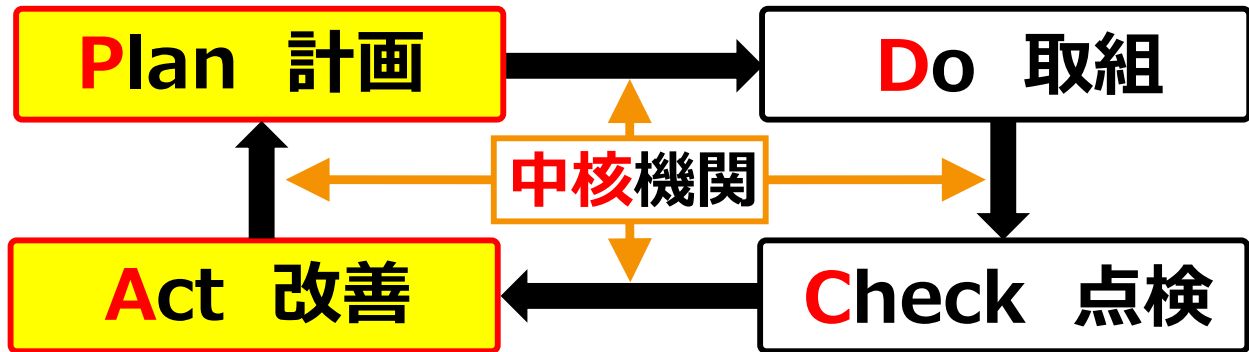
<p>① 続けていくこと</p> 	<p>③ 挑戦すること・取り組むこと</p>
<p>② 課題・問題点</p> 	

成年後見制度利用促進体制整備研修「応用研修」市町村計画の見直し資料より引用・修正

今すぐできる♪

振り返り結果を中核機関の事業報告に反映して
次年度の事業計画づくりに役立てましょう

➡ 振り返りツール(KPT)の結果を**事業報告書式**（例）
に落とし込んでみましょう



図：「**共通認識の形成**」と「**取組の明確化**」のための**PDCA**サイクル
➡事業報告・計画に反映して**共通認識**をそろえ**PDCA**を回して**機能強化**

81

中核機関の事業報告書式（例）

		[]年度 中核機関 事業実施状況			[]年度の方針案	
		取組の実施状況	効果	課題・問題点	今後の取組方針	期待される効果
中核機関がコーディネートする機能	相談支援機能					
	形成支援機能					
	自立支援機能					

82

中核機関の事業報告書式(例)の記入ヒント

		[]年度 中核機関 事業実施状況			[]年度の方針案	
		取組の実施状況	効果	課題・問題点	今後の取組方針	期待される効果
中核機関がコーディネートする機能	相談支援機能	<p>①まずは、該当する記号「A～Z」だけを記入してみましょう。</p> <p>②その後、取組ポイント集を見ながら、現在実施している内容を書き加えましょう。</p>	<p>振り返りツールの「Keep 続けていくこと」を書き出してみましょう。</p>	<p>振り返りツールの「Problem 課題・問題点」を書き出してみましょう。</p>	<p>振り返りツールの「Try 挑戦すること、取り組んでいくこと」を書き出しましょう。</p> <p>それが次の一歩を踏み出すための取組方針になります。</p>	<p>取組ポイント集の「目指す姿」から目標のイメージを膨らませてみましょう。</p> <p>そうすることで、得られる成果や効果がより書きやすくなります。</p>
	形成支援機能		<p>続けていく取組が、成果や効果につながっています。</p>			
	自立支援機能					

記入のヒント

令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
「地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等の
チーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業」

報告書:参考資料

令和8(2026)年 3月
一般財団法人 日本総合研究所